

全国厚生労働関係部局長会議資料
(令和6年度 詳細版資料)

令和7年1月
社会・援護局(社会)

目 次

頁

第1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について (生活困窮者自立支援室、保護課、地域共生社会推進室)	
1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しの背景について	1
2	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律について	1
3	住宅セーフティネット法等改正法について	4
第2	地域共生社会の在り方検討会議における議論等について (地域福祉課)	
1	「地域共生社会」の実現に向けて	6
2	「地域共生社会の在り方検討会議」における議論等について	6
3	令和7年度予算案等について	7
第3	生活保護制度について (保護課、自立推進・指導監査室)	
1	生活保護を取り巻く現状について	9
2	令和7年度の生活保護基準について	9
3	自立支援の充実について	11
4	保護施設及び日常生活支援住居施設について	15
5	医療扶助について	17
6	生活保護業務のデジタル化等について (システム標準化等)	22
7	その他制度の適正な運用について	22
8	生活保護法施行事務監査等について	40
第4	生活困窮者自立支援制度の推進等について (生活困窮者自立支援室)	
1	居住支援について	44
2	関係機関との連携について	46
3	特定被保護者に対する生活困窮者向け事業による支援について	47
4	自立相談支援事業について	48

5	就労準備支援事業と家計改善支援事業等の全国的な実施の推進について	49
6	自治体職員や支援員向けの支援について	50
7	生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保について	51
8	子どもの学習・生活支援事業について	52
9	広報について	52
10	生活困窮者自立支援統計システムについて	53
11	事業評価について	53
12	その他	54
13	緊急小口資金等の特例貸付等について	56

第5 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1	自殺対策の状況等について	59
2	自殺対策について	60

第6 困難な問題を抱える女性への支援の推進について（女性支援室）

1	困難な問題を抱える女性への支援について	77
2	令和7年度当初予算案等について	80
3	その他	87

第7 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）

1	地域生活定着支援の現状及び課題について	91
2	令和7年度の取組について	91
3	その他連絡事項	92

第8 ひきこもり支援について（地域福祉課）

1	ひきこもり支援の現状	93
2	令和7年度の取組について	93
3	就職氷河期世代支援について	95
4	ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するための支援体制の推進について	95

第 9	成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）	
1	成年後見制度利用促進の現状及び課題について	97
2	第二期成年後見制度利用促進基本計画について	97
3	令和 7 年度予算案及び令和 6 年度補正予算について	99
4	令和 7 年度の都道府県及び市町村における取組について	102
第 10	福祉・介護人材確保対策について（福祉人材確保対策室）	
1	福祉・介護人材確保対策について	104
2	外国人介護人材の受入れについて	146
第 11	社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉連携推進法人制度について	177
2	社会福祉法人関連予算について	179
3	社会福祉法人制度の運営について	180
第 12	社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	183
2	独立行政法人福祉医療機構について	190
第 13	地域福祉の推進等について（地域福祉課）	
1	民生委員・児童委員について	195
2	社会福祉協議会について	203
3	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について	204
4	被災者に対する見守り等の支援の推進について	205
5	寄り添い型相談支援事業について	206
6	地域づくりの推進について	207
第 14	地方改善事業等について（地域福祉課）	
1	地方改善事業の実施について	208
第 15	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	

1	生協行政の基本的考え方について	214
2	適正な運営管理及び事業の健全な運営について	214
3	地域共生社会の実現に向けた生協の取組について	216
4	災害時の取扱いについて	217
5	その他連絡事項	218

【参考】	令和7年度予算案の概要（令和6年度補正予算を含む）	221
------	---------------------------	-----

第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

(生活困窮者自立支援室、保護課、地域共生社会推進室)

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しの背景について

両制度については、平成30年に生活困窮者等の一層の自立の促進を図るための改正が行われるなど、人々の暮らしを支えるセーフティネットとしての役割を着実に果たしてきた。他方で、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活困窮に関する相談者数が急増するとともに、相談者層の複雑化・多様化等が見られた。また、単身高齢者世帯の増加や持ち家比率の低下等が進み、今後、高齢者や生活困窮者等に対する住まい支援のニーズの更なる増加が見込まれている。

こういった状況を踏まえ、令和4年6月より「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において両制度の見直しについて議論を行い、同年12月に「中間まとめ」が、令和5年12月に「最終報告書」がとりまとめられた。

「最終報告書」においては、「中間まとめ」を踏まえた制度見直しの具体的な方向性に加えて、居住支援の充実について具体的な方向性が示された。

2 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律について

「最終報告書」で示された方向性等を踏まえた、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）が令和6年4月に成立した。

本改正法の主な内容は以下のとおりである。なお、各改正内容の詳細や関連する予算事業、今後各自治体に求められる対応等については、生活困窮者自立支援制度は第4を、生活保護制度は第3を、重層的支援体制整備事業は第2を参照いただきたい。各改正項目の施行日は、特筆している場合を除き、令和7年4月1日である。

施行に向けて、各自治体におかれては、令和6年6月26日と同年9月6日に実施した説明会等の資料及び動画をご覧ください、改正の趣旨について理解を深めていただきたい。

(1) 居住支援の強化のための措置

① 自立相談支援事業等における居住に関する相談支援の明確化等

- ・ 住まいに関する課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなるよう、自立相談支援事業の機能として「居住の支援」を法律上明確化
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく各事業等の実施に当たって、居住支援法人との連携を努力義務化
- ・ 重層的支援体制整備事業の実施に当たって、居住支援協議会等と連携しつつ、地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとするとともに、参加支援事業において、現在居住している住居において日常生活を営むのに必要な援助を行うことを法律上明確化

② 一時生活支援事業の努力義務化等

- ・ 一時生活支援事業について、地域における安定した居住の確保の重要性が増していることも踏まえ、「居住支援事業」に改称し、同事業のうち、地域の実情に応じて必要な事業の実施を努力義務化
- ③ 住居確保給付金の拡充
- ・ 収入の著しい減少により経済的に困窮し、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる者に対して、転居費用を支給する仕組みを創設
- ④ 無料低額宿泊所に関する規制の強化
- ・ 市町村が無届施設の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合には、当該施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする
 - ・ 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が社会福祉住居施設の設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、30 万円以下の罰金に処するものとする
- (2) 子どもの貧困への対応のための措置
- ① 子どもの進路選択支援事業の法定化
- 生活保護受給世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化（令和 6 年 10 月 1 日から施行）
- ② 生活保護世帯の高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給
- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合等に、生活基盤を確立できるよう、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給（公布日（令和 6 年 4 月 24 日）から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から遡及適用）
- (3) 支援関係機関の連携強化等の措置
- ① 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進等
- 生活困窮状態から脱却するためには、収入面と支出面の両面から生活を安定させることが必要不可欠であることから、生活困窮者が全国どこに住んでいても、両事業による必要な支援を受けることができるよう、以下の改正を行った。
- ・ 家計改善支援事業の国庫補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げる
 - ・ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業の実施に当たっては、自立相談支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする
 - ・ 国は、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の全国的な実施や支援の質の向上を図るための体制整備に関する指針を策定する
- ② 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等
- 両制度の間を移行する者も一定数いることから、本人に対する切れ目のない連続的な支援を行うことができるよう、以下の改正を行った。
- ・ 被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を任意事業として法定化
 - ・ 保護の実施機関が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を被保護者が利用できることとする

③ 生活困窮者及び被保護者の自立支援の強化

生活困窮者や被保護者が抱えている課題が多様化、複雑化する中で、自立相談支援機関や生活保護のケースワーカーが、単独で対応方針を検討することが困難なケースも多数存在する。これを踏まえ、地域の関係機関が情報共有を図り、連携して支援を行う体制整備を進めるため、以下の改正を行った。

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の設置を努力義務化
- ・ 保護の実施機関が、被保護者に関する関係機関との支援の調整や情報共有、体制の検討を行うための「調整会議」を設置できることとする
- ・ これら2つの会議体と社会福祉法に基づく「支援会議」は、構成員や議論する地域課題が共通する場合も多いことから、相互連携を図ることを努力義務化

また、生活困窮者の中には、自ら相談窓口を訪れることが困難な者もいることから、生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の開催や、関係機関や民間団体との緊密な連携を図りつつ、地域の「居場所」等との連携や家庭等への訪問等により、生活困窮者の状況把握（アウトリーチ）に努めることを規定した。（公布日（令和6年4月24日）施行）

【関連資料の掲載先】

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29894.html

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書（令和5年12月27日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html

- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の関係資料の掲載先

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/213.html>

- 「居住支援強化等のための生活困窮者自立支援制度等の見直しに関する説明会（福祉部局・住宅部局向け）」（令和6年6月26日開催）の説明資料の掲載先

※動画の掲載先は令和6年7月10日に調査・照会（一斉調査）システムで周知済み

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000206134_00014.html

- 「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度・住宅セーフティネット制度等の見直し及び令和7年度概算要求状況に関する説明会（福祉部局・住宅部局向け）」（令和6年9月6日開催）の説明資料の掲載先

※動画の掲載先は令和6年9月25日に調査・照会（一斉調査）システムで周知済み

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000206134_00035.html

- 第176回市町村職員を対象とするセミナー「「持ち家のない単身高齢者数の増加を見据えた居住支援の強化を考える」～福祉部局と住宅部局で今何ができるか～」（令和6年10月4日実施）

包括的な住まいの支援体制に取り組む先進自治体の事例等の掲載先

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43988.html

3 住宅セーフティネット法等改正法について

単身高齢者の増加、持ち家比率の低下等により、住まい支援のニーズが今後さらに高まることが想定されている。他方、単身高齢者などの住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居については、賃貸人（大家等）の一定割合は拒否感を有している。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等への賃貸人の不安が背景にある。このように住宅の確保に困難を抱える者がいる一方で、民間賃貸住宅の空き室は一定数存在する。

このため、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（国土交通省・厚生労働省・法務省の3省合同で開催）における議論も踏まえ、要配慮者の居住の一層の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「住宅セーフティネット法等改正法」という。）が令和6年5月に成立した。

住宅の確保が困難な者は、生活困窮や障害、高齢など、福祉的な課題も有していることが多いと考えられることから、住宅セーフティネット法等改正法においては、

- ・ 国土交通大臣及び厚生労働大臣は共同で、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を策定することとする
- ・ 都道府県及び市町村が基本方針に基づき作成する「都道府県賃貸住宅供給促進計画」及び「市町村賃貸住宅供給促進計画」において「賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項」を記載することとする
- ・ 居住支援法人等が要配慮者に、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを提供する「居住サポート住宅」を、福祉事務所設置自治体が認定する制度を創設する
- ・ 「居住サポート住宅」に被保護者が入居する場合、住宅扶助費等の代理納付を原則とする
- ・ 「居住支援協議会」の設置の努力義務化

などが規定された。住宅施策と福祉施策の連携による包括的な居住支援を推進していくため、これらの規定については、国土交通省と厚生労働省で共管することとなった。なお、住宅セーフティネット法等改正法は、一部の規定を除き、令和7年10月の施行を予定している。

施行に向けて、各自治体におかれては、令和6年9月に実施した「令和6年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉のより一層の連携に向けて～」の説明資料及び動画をご確認いただき、改正の趣旨について理解を深めていただきたい。

居住サポート住宅の認定申請・審査の担当や窓口が決定していない自治体におかれては、住宅部局と福祉部局で連携しながら、速やかに検討・調整いただくようお願いしたい。検討・調整に当たっては、令和7年1月8日付け事務連絡「居住サポート住宅の認定事務等に係る担当と窓口の検討について」により周知した窓口の調整経緯や決定理由の事例を参照いただきたい。

【関連資料等の掲載先】

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000043.html

- 住宅セーフティネット法等改正法の関係資料の掲載先

<https://www.mlit.go.jp/policy/file000003.html>

- 「令和6年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉の
より一層の連携に向けて～」(令和6年9月実施)の説明資料及び動画の掲載先

https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/r6_safetynet

第2 地域共生社会の在り方検討会議における議論等について

(地域福祉課)

1 「地域共生社会」の実現に向けて

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。

そこで、

- ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
- ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会

の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現が求められている。

この実現に向けて、平成29年の社会福祉法改正において、市町村が社会福祉の観点から行うべきこととして、包括的な支援体制の整備が努力義務として定められた。また、令和2年の社会福祉法改正においては、包括的な支援体制の整備を重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設され、令和3年4月から施行された。

2 「地域共生社会の在り方検討会議」における議論等について

令和2年の社会福祉法改正においては、附則として、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。

このため、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施している。（令和6年12月末時点で第7回まで終了しており、6年度末までに中間的な論点整理を、7年夏を目途に取りまとめを行う予定。）

同検討会議では、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の在り方について、その運用状況等を踏まえ、以下の論点が提示されている。

- ・ 包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。
- ・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経していない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経していない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。

- ・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。

こうした運用状況等を踏まえ、説明資料において「地域共生社会の実現－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業」の関係性や、「重層的支援体制整備事業実施要綱」等に定める、同事業を実施するにあたってのプロセス、多機関協働事業の役割等を改めて示しているので、

- ・ すでに重層的支援体制整備事業を実施している市町村においては、同事業実施にあたってのプロセス等が適切であったかを確認し、必要に応じて事業の見直し等の検討を行うとともに、
- ・ 同事業の実施を検討している市町村においては、各地域において、地域資源の分析等を行い、その状況や特性を把握するとともに、同事業を実施することで目指す方向性や取組内容について、多様な地域の関係者と十分な対話や合意形成を図った上で行う

ようお願いします。

3 令和7年度予算案等について

令和7年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、以下の4事業に対する予算として、728億円を計上した。

- ・ 重層的支援体制整備事業：718億円
- ・ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業：1億円
- ・ 重層的支援体制整備事業への移行準備事業：8億円
- ・ 重層的支援体制構築推進人材養成事業：0.2億円

このうち、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業等にあつては、前年度に示したとおり基準額の見直しを行う方針である。

具体的な方針は追ってお示しするが、方針の如何に関わらず、各市町村において、

- ・ 同事業が重層的支援体制整備事業を実施する市町村のみを対象として設けられ、追加財源が交付されていることの趣旨（人口減少が進展し、行政のリソースも減少する中で「わがまち」において包括的な支援体制を整備・維持し続けるため、既存の相談支援や地域づくりに係る事業の課題を解決する／より実施しやすくする／不足する取組を補うための方策として活用されること）を、同事業実施要綱により今一度確認し、
- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画も活用しながら、計画に基づいた事業実施、費用対効果の観点も含めた事業実施結果の評価・検証、実施結果等を踏まえた事業の見直しといったPDCAサイクルを行うことにより、

同事業の効果的・効率的な活用に努めることとされたい。

また、令和 6 年度補正予算として、以下 2 事業に対する予算を計上している。

- ・ 重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業等：1.5 億円
- ※ 住まい支援を行う者等に対する研修、支援対象者と地域とを円滑につなげるための社会資源の把握や関係者のネットワークづくり等を行うものとして計上。
- ・ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業：0.5 億円

第3 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

（受給者数について）

令和6年10月時点の生活保護受給者数は約201万人（保護率：1.62%）であり、対前年同月伸び率は平成27年9月以降、約9年2ヶ月連続でマイナスとなっており、減少傾向にある。

近年の受給者数の動向を年代別の構成割合でみると、高齢者の占める割合が大きくなっており、生活保護受給者の半数（令和5年7月末時点で約53%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

令和6年10月時点の生活保護受給世帯数は約165万世帯であり、対前年同月比は2ヶ月連続でプラスとなっている。

近年の世帯数の動向を世帯類型別にみると、

- ・「高齢者世帯」は、増加率が縮小し、令和4年1月以降は増加率0のあたりを横ばいで推移
- ・「母子世帯」は、対前年同月比が約12年間連続でマイナスとなっており、減少傾向
- ・「その他の世帯」は、コロナ禍となった令和2年6月以降、対前年同月比がプラスに転化などの状況となっている。

（申請件数について）

生活保護の申請件数の動向について、各月単位で見ると増減を繰り返しているところであるが、年度単位でみると世界金融危機以降、約10年連続で減少が続いていたところ、コロナ禍を境として増加傾向に転じている。

2 令和7年度の生活保護基準について

（1）生活扶助基準について

生活扶助基準については、前回の令和 5～6 年度の臨時的・特例的な対応の措置時から（令和 4 年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、見直しを行うこととしている。

具体的には、当面 2 年間（令和 7～8 年度）の臨時的・特例的な対応として、

- ・ 令和 4 年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額 1,500 円を加算するとともに、
- ・ 加算を行ってもなお従前の基準から減額となる世帯について、従前の基準額を保障する

こととし、令和 7 年 10 月から施行することとしている。

ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の加算の額（一人当たり月額 1,000 円）を維持する。

令和 9 年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和 9 年度予算の編成過程において、改めて検討を行うこととしている。その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な 5 年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1 年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

（２）生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響

上記のとおり、令和 8 年度までは基準額が引上げか据置きとなるため、生活扶助基準の引下げに伴う他制度への影響は生じない。

（３）生活保護事務処理システムの改修について

生活扶助基準の見直し等に伴う生活保護事務処理システム等の改修については、所要の経費を補助する予定であるので、詳細は追ってお知らせする。

（４）その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費）等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

3 自立支援の充実について

(1) 改正生活保護法の施行関係

① 調整会議の組織・運営

改正法により、生活困窮者自立支援制度の「支援会議」と同様、生活保護制度においても、法定の会議体として「調整会議」を組織することができることとなった（令和7年4月1日施行）。

調整会議は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関など被保護者に対する支援に関係する者として福祉事務所が認めた者により構成され、多様で複雑な課題を抱える被保護者に関して情報の交換や、地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うこととされている。

多様で複雑な課題を抱える被保護者の支援に当たっては、福祉事務所のみならず他法他施策や関係機関と連携して取り組むことが重要である。こうした連携関係を構築・強化していくためには、日頃から、福祉事務所と関係機関との間で、各々が実施している被保護者に対する支援等に関して情報交換を行い、互いの業務・状況を理解し、信頼関係を構築していくことが重要であり、そのためには「会議体」を定期的を開催することも有効であると考えている。（なお、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議、社会福祉法に基づく支援会議など、他の会議の議事の一部とすることや、他の会議との合同開催とすること等、効率的な運用を図ることも重要である。）

こうした信頼関係の中で、個々の被保護者に対する支援に関しては、必ずしも会議体の開催に拘ることなく、随時、当該被保護者の支援に当たり関係し得る関係機関との間で必要な情報共有を図り、支援方針・内容について検討を進めるなど、緊密に連携していくことが重要と考えている。

本改正は、形式的な「会議体の開催」ではなく、各種関係機関との連携強化を主目的としている。詳細については3月にお示しする予定としているが、各福祉事務所に

おかれては、庁内外の関係機関との連携体制が現状どの程度構築できているか等を確認いただいた上で、特に、連携体制に課題感のある福祉事務所におかれては、今回の法定化を契機として、前向きに取組を検討いただきたい。

② 地域居住支援事業等の法定化

居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居支援や訪問による見守り、必要な情報の提供・助言等を行うため、改正法により「被保護者地域居住支援事業」が創設された（令和 7 年 4 月 1 日施行、国庫補助率 2／3）。詳細について 3 月にお示しする予定としている。なお、コロナ感染症対策として臨時的に実施していた「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」については、令和 6 年度末をもって廃止することとしている。

併せて、被保護者向けの就労準備支援事業及び家計改善支援事業についても、改正法により法定化されたところである（令和 7 年 4 月 1 日施行）が、基本的な事業の内容（国庫補助率を含む。）についてはこれまでの事業と同様となっている。

上記の 3 事業について、支援を必要とする被保護者に対して適切に支援できるよう、次の③に記載する「一体実施」による対応も含め、事業実施に向けて積極的な検討をお願いしたい。

③ 生活困窮者自立支援制度の事業による被保護者の支援（一体実施）

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、改正法により、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業について、各自治体の状況に応じ、被保護者を支援対象とすることも可能とする仕組み（一体実施）が創設されたところである（令和 7 年 4 月 1 日施行）。

一体実施に関する考え方については、改正法施行に向けたこれまでの説明会や Q & A 等においてお示ししてきたが、詳細について 3 月にお示しする予定としている。

「改正生活困窮者自立支援法等に関する現時点での検討状況について（主に特定被保護者の範囲等）」（令和 6 年 11 月 1 日付 社会・援護局保護課事務連絡）においてお示ししているとおり、一体実施については、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、

あらかじめ支援に至る手続等を調整することが望ましいと考えている。調整を行う際には、地域の実情（事業の対象者数、対象者層等）や当該事業の実施方針・目標等を踏まえ、あらかじめ支援対象となる被保護者（特定被保護者）の選定に係る考え方を設定しておくことも考えられる。各自治体の実情に応じて、関係者の間で調整をお願いしたい。

④ 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設等

無料低額宿泊所については、改正法により、①届出を行わず（又は虚偽の届出により）事業を実施している無料低額宿泊所に対する罰則規定が創設されるとともに、②福祉事務所において、無届の疑いのある施設を発見した場合に、当該施設を所管する都道府県等に通知を行うことが努力義務化されたところである（令和7年4月1日施行）。今回の改正法の内容も踏まえた通知改正を3月にお示しする予定としている。

無料低額宿泊所所管課におかれては、無料低額宿泊所の適切な事業運営に向けた指導監督について、また、福祉事務所におかれては、訪問調査等を通じて無届の疑いのある施設を把握した際の対応（無料低額宿泊所所管課との連携）について、引き続き、適切に対応いただくようお願いする。

（２）自立支援に関する留意点

① 就労支援関係

就労自立給付金について、より効果的な就労インセンティブとなるよう、支給額の算定方法について改正したところである（令和6年10月1日より適用）。被保護者に対しては、就労による自立に向けた意欲の向上を図るため、就労支援の初期段階から、本給付金、勤労控除や就労活動促進費等の仕組みについて周知を行うとともに、就労や増収により保護を必要としなくなる場合は、本給付金の申請等に向けた助言・支援を行うなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援していただきたい。

なお、今回の改正前後の状況を把握するため、令和6年9月に受給者向けアンケートの実施にご協力いただいたところであるが、令和7年2月には、受給者向けアンケート及び自治体向けアンケートを実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

② 被保護世帯の子どもの支援関係

生活保護受給中の子育て世帯に対する支援を強化するため、改正法により、被保護世帯への訪問等を通じて、子ども・保護者からの進路選択等に関する相談に応じるとともに、必要な情報提供や関連する支援へのつなぎ等を行う事業として、「子どもの進路選択支援事業」が創設された（令和6年10月1日施行）。

令和7年度に向け、「子どもの進路選択支援事業の実施について」（令和6年9月2日付 社援保発 0902 第1号社会・援護局保護課長通知）等をご参照いただき、事業化に向けて積極的に検討いただくようお願いする。

また、高校の卒業後の進路としては、大学等への進学が挙げられるが、大学等への進学率は、全世帯に対し低い状況（全世帯 76.4%に対し被保護世帯 42.9%）となっている。本事業のほか、被保護者家計改善支援事業（大学等の進学費用に関する相談支援も可能）、文部科学省による「高等教育の修学支援新制度」の積極的な活用により、被保護世帯の子どもの大学進学支援に努めていただきたい。

（高等教育の修学支援新制度）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（3）貧困ビジネス対策について

いわゆる貧困ビジネス対策については、改正法審議における参議院による附帯決議において「貧困者の窮迫に付け込む貧困ビジネスの実態と原因について把握し、必要な対策を講ずること」とされたところである。

これを踏まえ、厚生労働省では、「要保護者の生活状況の把握及び居住の安定の支援等の対応について」（令和6年4月25日付 社会・援護局保護課事務連絡。以下「令和6年4月事務連絡」という。）を発出し、これまでの留意事項を整理した上で、福祉事務所等においては、要保護者の自立を阻害する状況にある物件や施設に該当する事例を把握した場合には、速やかに都道府県に報告するとともに、報告を受けた都道府県においては、注意喚起の観点から管内実施機関に適宜情報共有し、厚生労働省にもその事例等を報告いただくよう依頼したところである。改めて、令和6年4月事務連絡をご確認いただき、被保護者の自立助長の観点から適切な対応及び情報共有をお願いしたい。

また、無料低額宿泊所の所管課による不適切事例の収集・共有や、福祉事務所による

情報収集・被保護者支援といった取組の一層の強化に向け、令和6年度補正予算に「貧困ビジネス対策事業」を新規計上したところである。各自治体におかれては、当該予算の活用について、積極的な検討をお願いしたい。

4 保護施設及び日常生活支援住居施設について

(1) 物価高騰への対応（重点支援地方交付金の活用）

現下の物価高騰により厳しい状況にある保護施設や日常生活支援住居施設等に対する物価高騰対策支援事業については、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」）を積極的に活用し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう依頼しているところである。

中でも、日常生活支援住居施設に関しては、令和5年度の重点支援地方交付金の活用状況に関するフォローアップによれば、支援を行った自治体は1自治体であったが、

- ・ 委託事務費により実施されている支援について物価高騰の影響を受ける内容が含まれていること
- ・ 急激な物価高騰により、基本サービス費（入所者から徴収）では賄いきれない部分について影響を受け得ること（例えば、基本サービスに係る燃料費などは物価高騰の影響を受け得る）

など、物価高騰対応支援事業のニーズが想定されるものと考えている。

物価高騰対応支援事業の検討に当たっては、保護施設や日常生活支援住居施設等、管内の施設に対し、物価高騰による影響の状況を確認するなど、具体的な支援ニーズを把握しつつ検討いただくようお願いしたい。

(2) 災害時情報共有システムへの追加

災害発生時における社会福祉施設等の被害状況などを国・自治体が一括リアルタイムに把握・共有し、被災施設への迅速・適切な支援（停電施設への電源車の手配等）を行うことを可能とするため、（独）福祉医療機構において「災害時情報共有システム」を構築・運用している。

令和6年度補正予算において、当該システムの対象施設に救護施設等及び日常生活支援住居施設を追加するために必要となる経費を計上したところ。システム改修や稼働等

のスケジュールをはじめ、詳細については追ってお示しする。

(3) 保護施設について

① 救護施設及び更生施設における個別支援計画の作成

「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第118号）により、救護施設及び更生施設（以下「救護施設等」という。）について、入所者ごとの個別支援計画の作成を義務化したところである（令和6年10月1日施行）。

個別支援計画の詳細については、「救護施設及び更生施設における個別支援計画の作成について」（令和6年10月1日付 社援保発1001第4号社会・援護局長通知）等によりお示しているところであるが、特に、福祉事務所と救護施設等の連携が重要であることから、福祉事務所においては、以下の点について特にご留意願いたい。

- ・ 個別支援計画は、福祉事務所が策定する援助方針の趣旨を踏まえたものとする必要がある。このため、救護施設等においては、個別支援計画の作成及び見直しに当たっては、個別支援計画に基づいて提供する支援の内容は適切か、活用する社会資源が適切であるか等について、あらかじめ福祉事務所と協議を行う
- ・ 救護施設等においては、個別支援計画の写しを入所者に手交した場合は、当該個別支援計画の写しを福祉事務所に対し遅滞なく提出する
- ・ 福祉事務所が救護施設等への訪問調査を行う際には、救護施設等と福祉事務所との間で、個別支援計画に基づく支援の実施状況等について共有する

なお、令和6年度生活保護担当指導職員ブロック会議でも伝達しているとおり、省令改正の施行前から、救護施設では、入所者ごとに「支援計画」を作成する取組が進められていると承知している。また、更生施設では、入所者ごとに「更生計画」を作成することとしてきたところである。自治体におかれては、各施設におけるこれまでの取組状況や運用状況も勘案いただき、救護施設等に過大な負担がかかることなく円滑に取組を実施・継続できるよう、制度の運用に当たりご配慮いただきたい。

② 救護施設における受入機能強化加算の創設

救護施設は、様々な生活課題を抱える入所者に対する多様な支援の実践を担ってきていただいております。これまで培ってきたノウハウや施設の機能を活かすことで、例えば、精神疾患により長期入院となっている者や刑余者などの処遇困難となるリスクが高い要保護者を積極的に受け入れ、適切な支援を提供していくことが期待されている。

このため、救護施設について、病院、矯正施設等の関係機関と連携した入所調整を評価する加算を創設し、救護施設が処遇困難な被保護者を積極的に受け入れ、支援を提供していく取組を推進する（令和7年4月1日施行予定）こととしている。なお、加算の算定要件等の詳細については追ってお示しする。

（４）日常生活支援住居施設について

日常生活支援住居施設においては、単独で居住が困難な者へ日常生活支援を行っている。令和3年度に実施した調査事業によれば、入所者の状態像として、精神障害に起因する者が約8割を占めていることがその特徴としてあげられ、その中には、精神科病院への受診を促しても行動につながらない者、入所者との人間関係に苦慮する者、アルコールへの依存が疑われる者や金銭管理が難しい者なども多い。

一方、日常生活支援住居施設には、居宅生活への移行についてもその役割とされているが、移行後の生活までフォローすることは想定されていない。入所者の障害特性や生きづらさの部分を把握した上で個々の状態に応じた居宅移行支援が求められ、居宅生活に移行した後も見守りが必要なケースもあるという観点も踏まえ、これらに係る支援を新たに評価する加算を創設し、日常生活支援住居施設から居宅へ円滑に移行するとともに、安定した居宅生活を送ることができるよう取組を推進することとしている。（令和7年4月1日施行予定）。なお、加算の算定要件等の詳細については追ってお示しする。

5 医療扶助について

（１）改正生活保護法の施行関係（医療扶助等に関する市町村支援の枠組み）

① 改正生活保護法による新たな枠組みの創設

ケースワーカーや専門職など限られたマンパワーを前提に、医療扶助の適正実施や

被保護者健康管理支援事業をより一層効果的に進めていくためには、事業・取組の実施主体である市町村（福祉事務所）において、以下のような「P D C A サイクル」を構築していくことが重要である。

- ・ 医療の受診動向や医薬品の使用状況など被保護者の健康・医療に関する様々なデータを分析した上で、地域の課題や特徴を把握すること
- ・ 課題に対応した取組について、優先順位を付けながら実施すること
- ・ 当該取組による効果を検証し、その後の取組に反映していくこと

こうした中、令和6年4月に成立した改正生活保護法により、都道府県において、広域的観点からデータ分析等を行い、市町村に対して必要な援助を行う枠組み（努力義務）が創設され、令和7年4月1日から施行することとしている。

この枠組みを踏まえ、都道府県には、広域自治体として、データ分析を通じた課題整理や取組目標の設定・評価を通じ、市町村におけるP D C Aサイクルの構築・強化を支援するとともに、管内の取組状況の共有、関係職員の専門性・資質向上に向けた研修、医療専門職などアドバイザーの派遣など、市町村における効果的な事業実施を支援することを期待している。

② 今後の進め方

この新たな枠組みの施行に向けては、令和6年度厚生労働省社会福祉推進事業「医療扶助等における都道府県による援助等の推進に向けた調査研究事業」（株式会社野村総合研究所）において、有識者からなる検討会を設置し、基本的な取組の進め方や都道府県と市町村との連携の在り方、分析対象とする全国共通の指標、目標設定の在り方等について検討を行っているところであり、その検討結果を踏まえ、本年3月を目途に、都道府県向けのガイドラインを通知する予定である。

この新たな枠組みは、法律上は「努力義務」であるが、まずは令和7年度、全ての都道府県において、国のデータ分析ツールの活用、管内市町村への分析結果の共有に取り組むようお願いしたい。今後、段階的に取組を進め、全ての都道府県において、目標設定や市町村支援の取組が進むよう、国としても検討・支援を実施していく。

正式なガイドラインに先立ち、「都道府県職員向け研修会」を2回（1月31日：東日本会場、2月4日：西日本会場）開催し、ガイドライン原案（制度創設の趣旨や基本的な取組の進め方等）に関する説明や、全国共通の指標に係るデータを整理・格納し

た「分析支援ツール」の配付、分析支援ツールの活用方法等の説明を行うこととしている。各都道府県におかれては、当該研修会への参加と、新たな枠組みへの対応に係る積極的な検討をお願いしたい。

(都道府県向け研修会の概要)

○東日本会場

- ・日時 令和7年1月31日(金) 13:00~17:00
- ・場所 T K P 東京駅カンファレンスセンター
(東京都中央区八重洲 1-8-16 新槇町ビル)

○西日本会場

- ・日時 令和7年2月4日(火) 13:00~17:00
- ・場所 T K P ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前
(大阪府大阪市北区曽根崎新地 2-3-21 AX ビル)

※ 同内容の研修を東日本、西日本の2会場で実施

- ・参加対象 都道府県及び指定都市担当者
- ・研修内容 制度創設の趣旨や基本的な取組の進め方、共通指標の考え方等に関する説明のほか、学識有識者による講義、データ分析ツールを用いた演習等
- ・その他 データ分析ツールの演習部分を除く講義部分は当日配信するほか、後日動画を公開予定。

③ 令和7年度予算案について

令和7年度予算案においては、この新たな枠組みの施行に向け、「都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援」(令和7年度予算案 4.3 億円)として、都道府県において以下の取組を実施するための事業経費を新規計上することとしている。

ア 分析支援ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析

イ アドバイザー(医療専門職)の市町村派遣など医療に係る専門的知見を確保するための体制整備

ウ 好事例の提供を含めた市町村向けの研修等の取組

各自治体におかれては、事業の活用に向け、積極的な検討をお願いしたい。

(2) 医療扶助のオンライン資格確認に係る適切な運用の徹底について

① 医療扶助のオンライン資格確認の推進

医療保険分野においては、令和6年12月2日から、健康保険証は発行されなくなり、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードによる医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行された。

こうした中、被保護者の利便性に加え、福祉事務所や医療機関等における事務負担等の効率化の観点から、医療扶助においても、紙の医療券によるやりとりではなく、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が促進されるよう、一層の環境整備を推進していく必要がある。そのためには、以下3点の取組が不可欠である。

ア 資格情報の登録が完了していない福祉事務所における対応

イ 医療機関におけるオンライン資格確認への対応推進

ウ 被保護者におけるマイナンバーカードの初回利用登録の推進

② 今後の重点的な取組

厚生労働省では、上記イの対応推進に向け、令和6年度補正予算において、医療機関等におけるシステム改修補助金として約75億円を確保し、関係団体にご協力いただきながら活用促進を図っているところである。

オンライン資格確認の促進に向けた基盤構築に向け、医療機関等や関係団体の皆様にご協力いただいている状況にかんがみ、福祉事務所におかれては、今一度、上記アの確実な対応と、上記ウの推進について、強くお願いする。特に、上記アの対応が不十分な場合、医療扶助のオンライン資格確認を含め今後の医療DXの取組全体に対する信用を損なうおそれがあるため、遅くとも今年度中に完了するよう強くお願いする。

これらの取組を進めていくに当たっての留意点については、「医療扶助のオンライン資格確認に係る適切な運用の徹底について（再周知）」（令和6年12月2日付 社会・援護局保護課事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、当該事務連絡を踏まえた対応をお願いしたい。特に、当該資格情報の登録に当たって誤入力（例えば「都道府県名」や「市名」等の記載漏れ）が発生しているところ、オンライン資格確認の運用に支障を来すことから、1ヶ月以内には是正・解消するよう強くお願い

する。

(3) 医療扶助の適正実施に向けた取組の推進について

① 既存の取組の着実な推進について

医療扶助の適正実施に向けては、医療が必要な者に必要な医療を確実に提供するという前提の下、疾病の状況など被保護者個々人の状況を丁寧に把握しながら、被保護者のみならず、医療機関等の理解も得て取組を進めていくことが必要である。

このような観点から、これまでも「頻回受診者に対する適正受診指導について」（平成14年3月22日付 社援保発第0322001号社会・援護局保護課長通知）等の関係通知に基づき、頻回受診対策や多剤・重複投薬対策、長期入院対策等が着実に実施されており、指導対象者が減少傾向にあるなど、一定の成果が出ている。各自治体におかれては、これら既存の取組について、引き続き着実な実施をお願いしたい。

特に、令和5年度からは「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（令和5年3月14日付 社援保発0314第1号社会・援護局保護課長通知）に基づき、向精神薬の重複処方のみならず、多剤・重複投薬者に対する普遍的な指導・支援を実施いただいているところである。対象者に対する適正な服薬に向けた指導や医療機関等への働きかけなど、引き続き必要な取組を進めるようお願いしたい。

令和6年度補正予算では、「頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業」（令和6年度補正予算：6.2億円）として、市町村において、被保護者健康管理支援事業など個別の事業における取組内容の改善・充実を図るためのモデル事業に係る経費を新規計上しているところである。例えば、頻回受診者のうち未改善者等に対し、個々のニーズを把握しつつ、多様な関係機関・取組（社会福祉協議会が運営するサロンや地域の認知症カフェ・通いの場など）と連携して支援を行う取組等を想定している。各自治体におかれては、事業の活用に向け、積極的な検討をお願いしたい。

② 今後の検討について

今後、厚生労働省では、頻回受診対策や多剤・重複投薬対策等の取組について、更なる推進を図る上での課題整理や、課題を踏まえた対応策の検討を進める方針であるため、各自治体におかれてはご了承ください。

(4) 指定介護機関にかかる事務の簡素化について

地方からの提案を踏まえ、介護事業者と行政の負担を軽減するため、介護保険法による手続（名称変更等の届出、指定取消し等）と、生活保護法による同種の手続について、連動させる範囲を拡大する方向で制度改正を行う方針としている。令和8年度施行予定で、本年の通常国会に提出が見込まれる地方分権一括法での対応を検討している。詳細は追ってお示しするが、施行に当たっては、介護部局と連携してご対応いただきたい。

6 生活保護業務のデジタル化等について（システム標準化等）

現在、政府として、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進しているところであり、生活保護制度においては、昨年3月末に生活保護システムの標準仕様書2.0版を公表したところ。現在、2.1版の作成に向け、令和6年11月から12月まで全国の自治体に対して意見照会を行ったところであり、照会結果を踏まえ、対応方針の整理を行う予定であるのでご了解願いたい。

また、令和7年度中の標準準拠システムへの移行に向けた準備作業が必要となるので、移行に向けた各プロセスへの取組みを引き続きお願いする。移行に向けての問題点等については、総務省の標準化PMOツールを活用し解消していただくことで、適切な支援を行っていききたい。なお、標準仕様書2.1版策定以後も対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を進めて行く予定である。

7 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応等について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えなく、事情がある方には口頭申請が認められている。

面接の際は、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助

言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思の確認をお願いしたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。例えば、相談段階において、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底をお願いしたい。

指導監査については、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日付 社援第 2393 号社会・援護局長通知）において、生活保護法第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時に適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

また、一部の実施機関における保護費の支給に関する不適切な取扱いが報道されたところであるが、言うまでもなく、1 月分として決定された保護費については、当月中に前渡しとして遅滞なく確実に支給する必要がある。あわせて、扶養義務者本人ではない第三者が記載した扶養届に基づき収入認定を行っていた事例や、実際に仕送り可能な金額を確認しないまま不足額と記入された扶養届により保護の申請を却下した事例、引き取りの実現可能性を検討せずに引き取り廃止を行った事例などの不適切な取扱いが確認された。

こうした取扱いはあってはならないものであり、同様の対応が行われることがないよう管内の実施機関に対して周知徹底をお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、個人情報に立ち入ったことを聴取する必要があることから、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であり、管内の実施

機関に対して、相談者が申請をためらうことのないよう、適切な対応について引き続き周知徹底願いたい。

(2) 扶養照会に係る留意事項について

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されている。

この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会（以下「扶養照会」という。）を行わない取扱いとしているが、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう、「「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和3年2月26日付 社援保発0226第1号社会・援護局保護課長通知）及び「「生活保護問答集について」の一部改正について」（令和3年2月26日付 社会・援護局保護課長事務連絡）を発出しているところである。

具体的には、保護の実施機関が行う扶養に関する調査の過程で存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行うが、可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断する際の判断基準について明確化を図っており、判断基準は下記のとおり。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）
- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害す

ることになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

上記のうち、②及び③の運用に当たっては、下記の留意点を踏まえて適切な運用に努められたい。

（②の運用上の留意点）

- ・ 従前、「20 年間音信不通である」ことを該当例としてお示ししてきたところであるが、今般、例示を追加したのは、音信不通により交流が断絶しているかどうかに関わらず、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。
- ・ この検討に当たって、一定期間（例えば 10 年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10 年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」としていること。

（③の運用上の留意点）

- ・ 扶養照会により要保護者の自立を阻害することになると認められる場合は、改正後の課長通知の第 5 の問 2 のとおり、扶養照会を控えることとしており、関係先調査を行うに当たっても、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

（３）住宅扶助の代理納付の活用について

住宅扶助の代理納付については、「生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日付 社援保発第 0331006 号社会・援護局保護課長通知）において、①家賃等を滞納している場合、②公営住宅の場合、③改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合には、原則として

代理納付を適用することとしていたところであるが、令和 6 年 7 月 5 日付けで同通知を改正し、上記以外の場合も、原則として代理納付を適用することとした。

住宅扶助費等の代理納付は、被保護者、家主ともに事務負担の軽減につながるとともに、家賃等の支払いへの家主の不安を軽減し住宅提供を促進することや、家賃等の支払いが確実に履行されることによって、被保護者の居住の安定や居住先確保が図られるものである。

代理納付の実施に当たっては、被保護者の同意及び委任状等は要しないものであるが、被保護者に代理納付の実施やその趣旨について説明し理解を得ることに努めるよう、ご留意願いたい。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）により、居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う居住サポート住宅が令和 7 年 10 月から創設されることとなり、当該住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助（家賃）についても、原則として、代理納付が適用されることとなることについて、予めご了承ください。

（４）一時扶助における家具什器費の適切な運用について

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えている。

このため、管内の実施機関に対して改めて上記内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に上記内容が確実に伝わるよう配慮いただきたい。

なお、生活保護世帯においては、原則として毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、

真に必要な者が冷房器具等を購入できるよう配慮いただきたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討をお願いしたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないように配慮いただきたい。

こうした考え方や対応について、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」（令和 6 年 5 月 31 日付 社会・援護局保護課事務連絡）などにおいて繰り返し周知しているところであり、引き続き適切な対応がなされるようお願いしたい。

（５）生活保護制度における児童手当拡充への対応について

こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の加速化プランを踏まえ、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の改正により、児童手当について令和 6 年 10 月 1 日から拡充が図られている。今般の次元の異なる少子化対策として行われる児童手当の多子加算の増額の趣旨・目的に鑑み、多子加算の拡充分については収入として認定しないこととしており、同趣旨について「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」（令和 6 年 9 月 18 日付 厚生労働事務次官通知）において新たに規定を創設した上で、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について」（令和 6 年 12 月 26 日付 社会・援護局保護課長通知）等において、具体的な取扱いをお示ししているため、ご了知の上、遺漏なきよう配慮いただきたい。

（６）保有が認められた自動車の他用途への利用について

生活保護制度においては、自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、また、その維持費を継続的に必要とすることから、原則として保有は認められていないが、障害（児）者や、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院等のために利用する場合で一定の要件を満たす場合に例外的に保有

を認めている。

今般、保有が認められた目的以外の用途への自動車の利用に関する取扱いについて、「「生活保護問答集について」の一部改正について」（令和6年12月25日付 社会・援護局保護課長事務連絡）において、以下の取扱いとすることを明確化したところである。

都道府県、指定都市におかれては、管内の実施機関に対して当該取扱いの周知徹底をお願いするとともに、取扱いに遺漏なきよう配慮いただきたい。

〔保有が認められた自動車の他用途（日常生活に不可欠な買い物等）利用の取扱い〕

【障害者の通勤、通院等のために保有が認められた自動車の場合】

→ 買い物等についても、障害による支障が想定されるため、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車利用を認める。

【公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等の通勤、通院等のために保有が認められた自動車の場合】

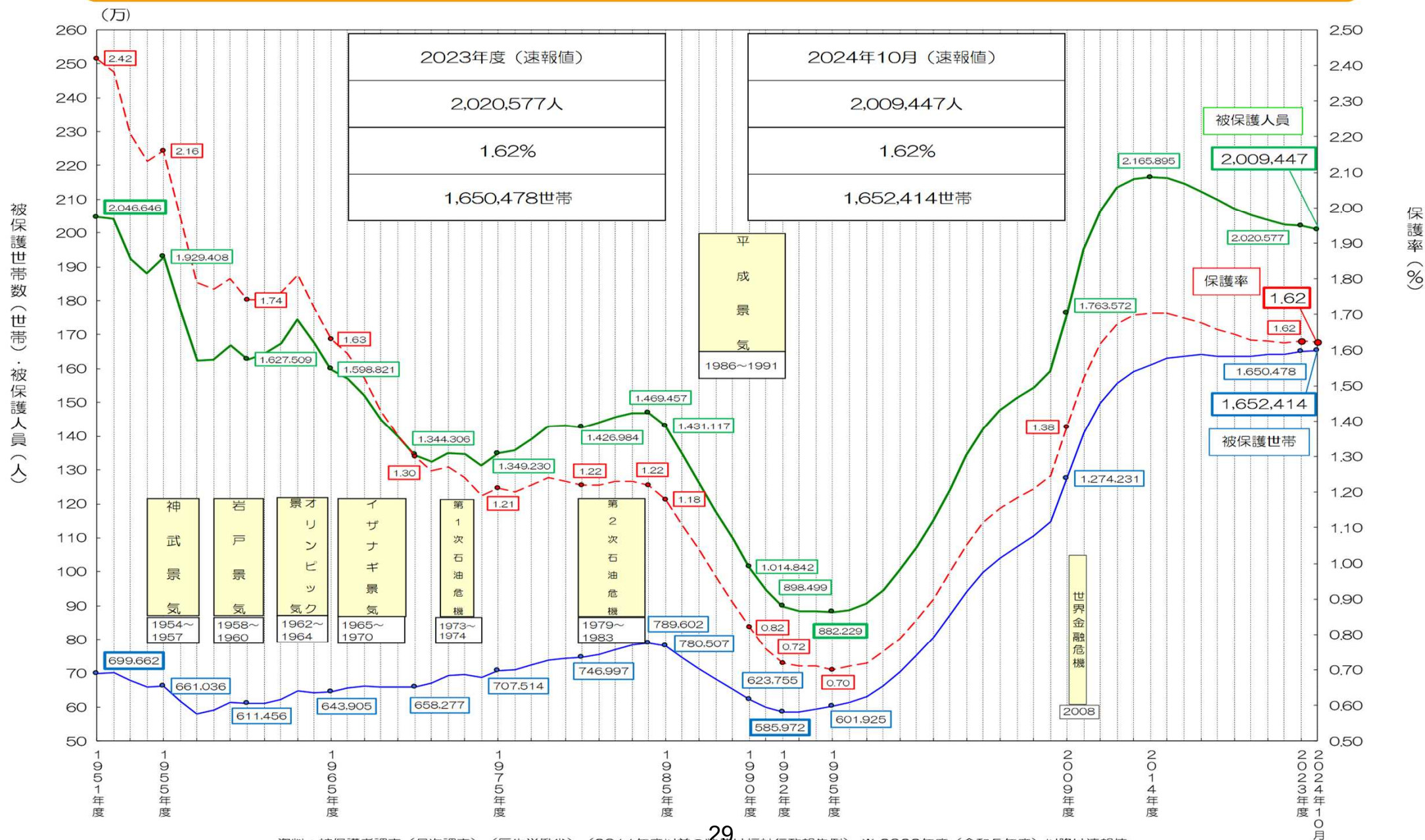
→ 地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合には、買い物等への自動車利用を認める。

【事業用自動車の場合】

→ 原則として保有が認められた事業用以外の利用は認められない。

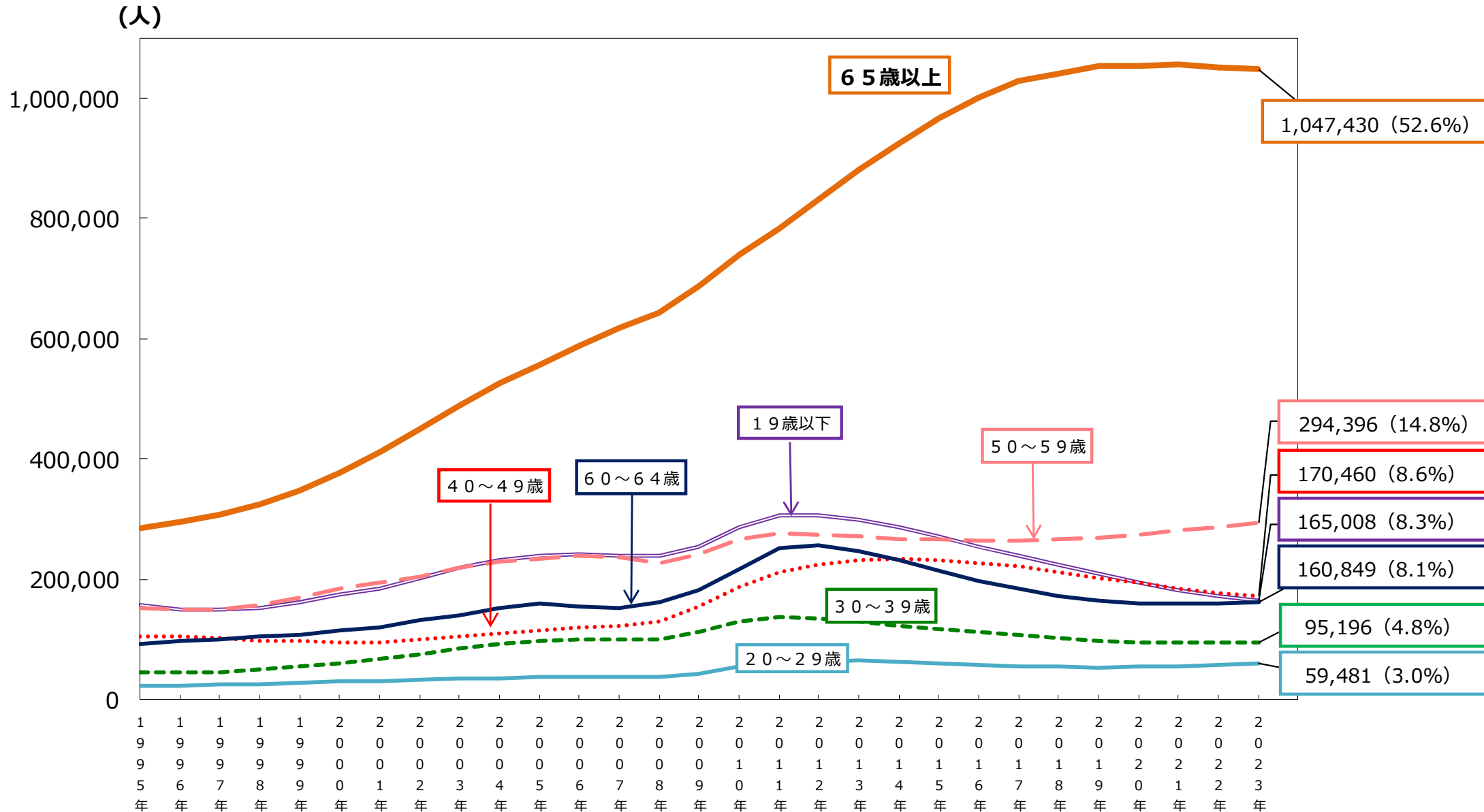
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○直近の生活保護受給者数は約201万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
○直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。



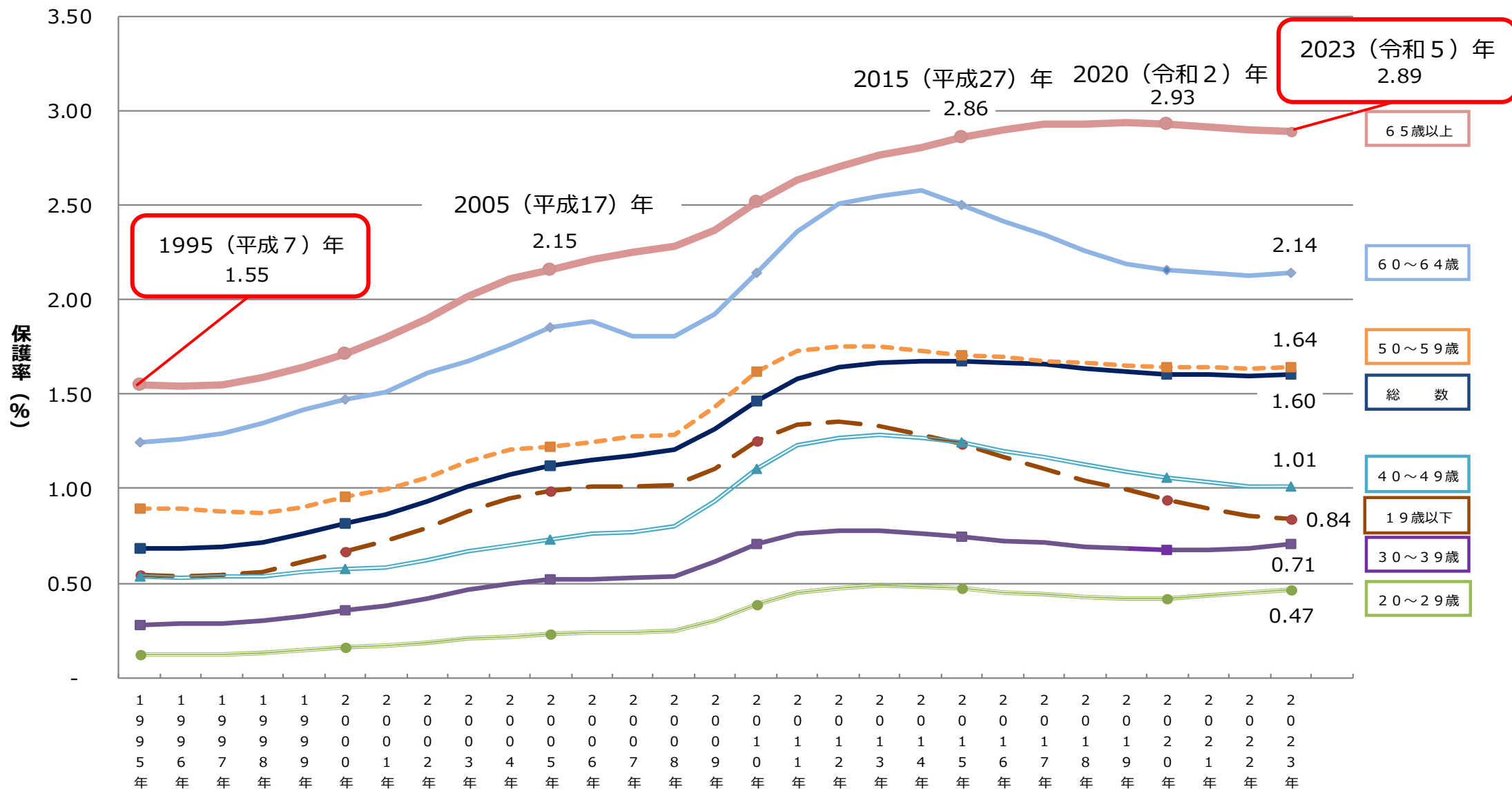
年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が顕著であったが、近年は横ばい傾向となっている。
- 被保護人員のうち、**半数は65歳以上の者**となっている。



年齢階級別 保護率の年次推移

○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、65歳以上の保護率が一番高く、上昇傾向が続いていたが、近年は横ばい又は低下傾向となっている。

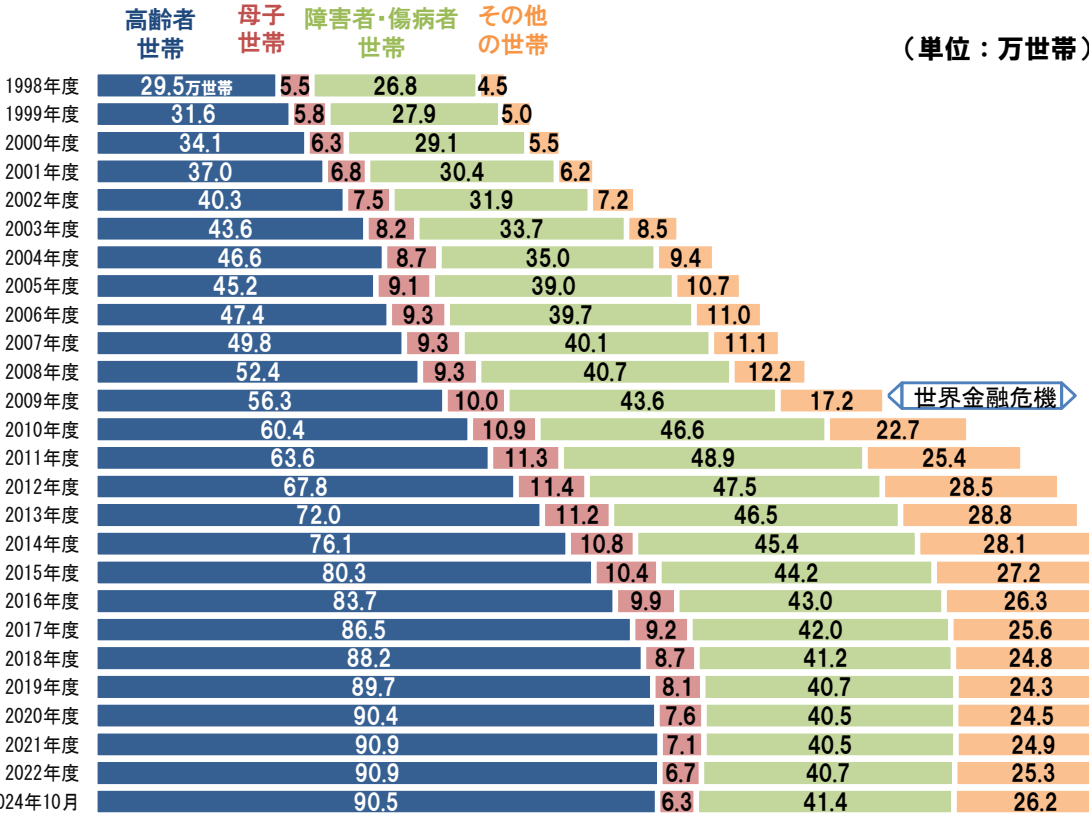


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（2011（平成23）年以前は被保護者全国一斉調査）※各年7月調査日時点。 ※2023（令和5）年は速報値。

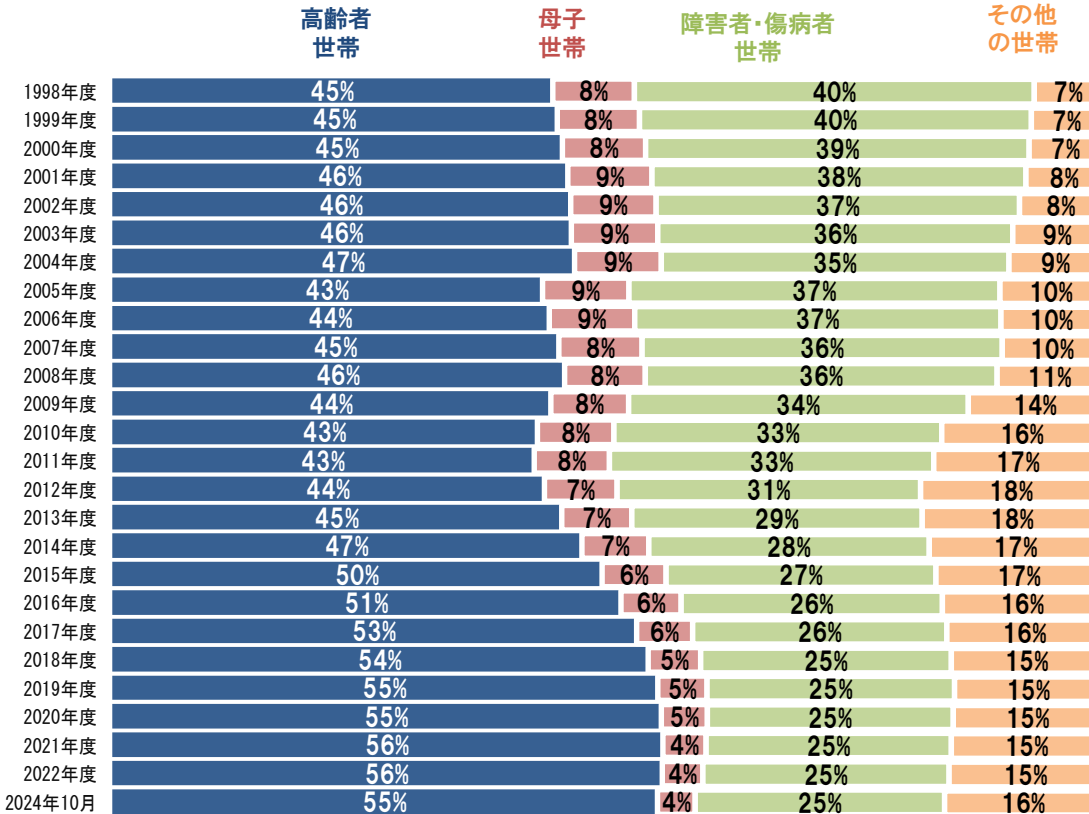
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

- 「高齢者世帯」の世帯数は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、ほぼ横ばいとなっている。
- 「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
- 「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



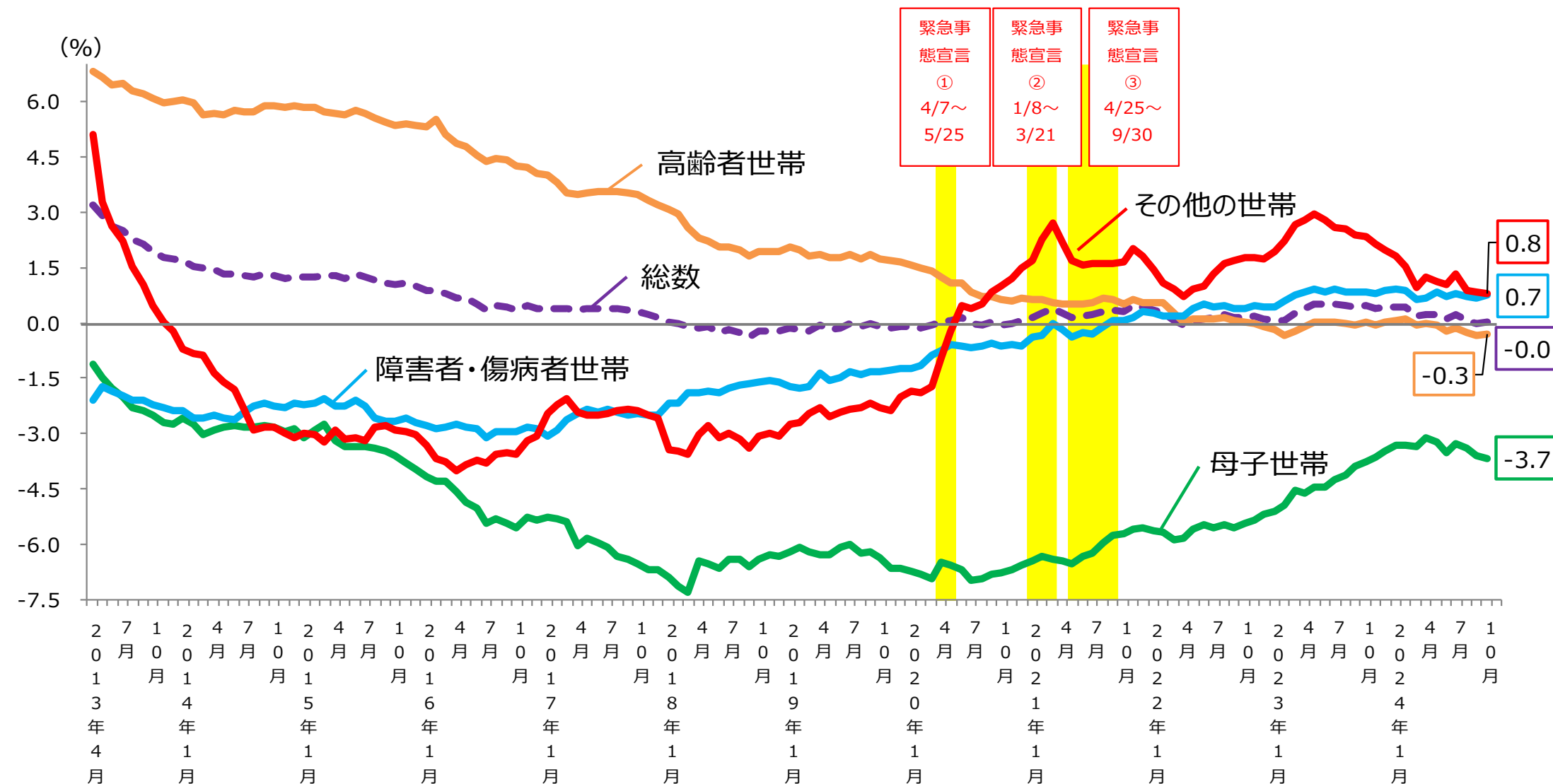
※ 高齢者世帯の93.0%が単身世帯（2024年10月）。
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2024年10月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の対前年同月伸び率は、低下傾向が続いている。
○一方で、「その他の世帯」の対前年同月伸び率は、近年上昇傾向にあり、コロナ禍を境としてプラスに転じている。



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2012年3月以前は福祉行政報告例）（2023年4月以降は速報値）

※総数には保護停止中を含む。

生活保護の最近の状況

生活保護受給者数

	令和 5 年（2023年）			令和 6 年（2024年）									
	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月
生活保護受給者数（万人）	202.2	202.2	202.3	202.1	201.7	201.9	201.1	201.4	201.0	201.3	201.0	200.8	200.9
対前年同月比（％）	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.6
対前月比（％）	0.05	0.04	0.04	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.4	0.1	▲ 0.2	0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	0.1

生活保護受給世帯数

	令和 5 年（2023年）			令和 6 年（2024年）									
	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月
生活保護受給世帯数（万世帯）	165.2	165.3	165.4	165.2	165.0	165.0	164.8	165.2	165.1	165.4	165.2	165.1	165.2
対前年同月比（％）	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.0	▲ 0.0	0.0
対前月比（％）	0.1	0.1	0.0	▲ 0.1	▲ 0.2	0.0	▲ 0.2	0.2	▲ 0.1	0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1

保護の申請件数

	令和 5 年（2023年）			令和 6 年（2024年）									
	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月
保護の申請件数	20,900	21,972	18,695	20,154	18,427	21,610	20,796	23,952	20,100	25,235	21,359	21,832	21,561
対前年同月比（％）	6.1	2.5	5.6	0.3	▲ 4.6	▲ 11.8	5.9	5.6	▲ 7.3	11.5	0.1	0.9	3.2
対前月比（％）	▲ 3.4	5.1	▲ 14.9	7.8	▲ 8.6	17.3	▲ 3.8	15.2	▲ 16.1	25.5	▲ 15.4	2.2	▲ 1.2

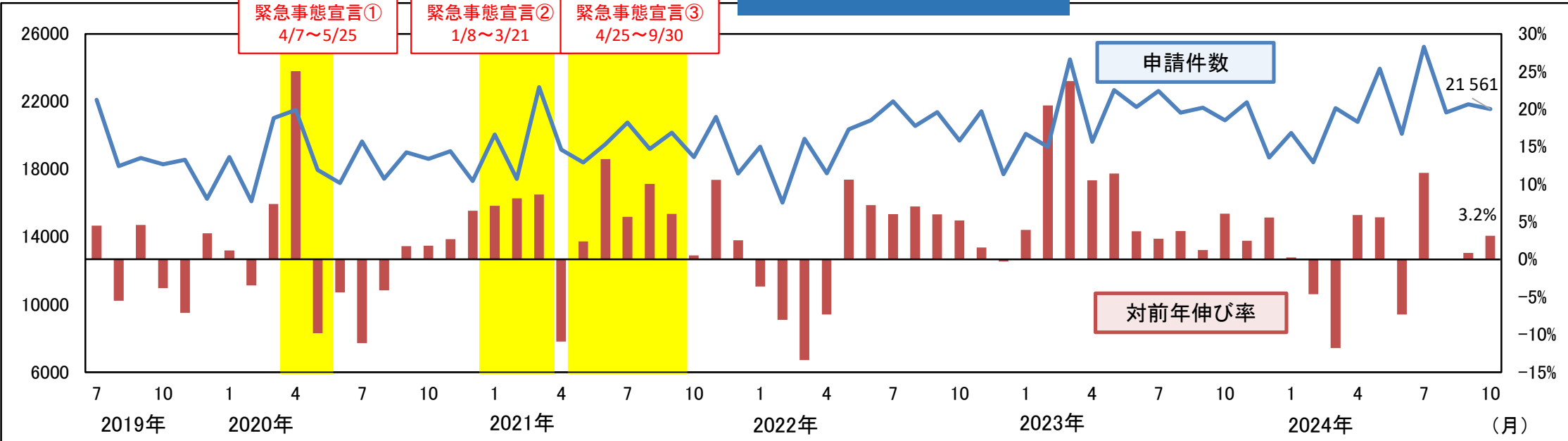
保護開始世帯数（決定件数）

	令和 5 年（2023年）			令和 6 年（2024年）									
	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月
保護開始世帯数	18,830	19,816	18,801	16,496	16,912	19,322	18,833	20,894	17,612	21,164	18,040	18,482	19,807
対前年同月比（％）	6.3	1.5	7.2	3.5	▲ 2.2	▲ 12.9	5.5	5.3	▲ 4.3	11.8	▲ 0.1	▲ 1.7	5.2
対前月比（％）	0.1	5.2	▲ 5.1	▲ 12.3	2.5	14.3	▲ 2.5	10.9	▲ 15.7	20.2	▲ 14.8	2.5	7.2

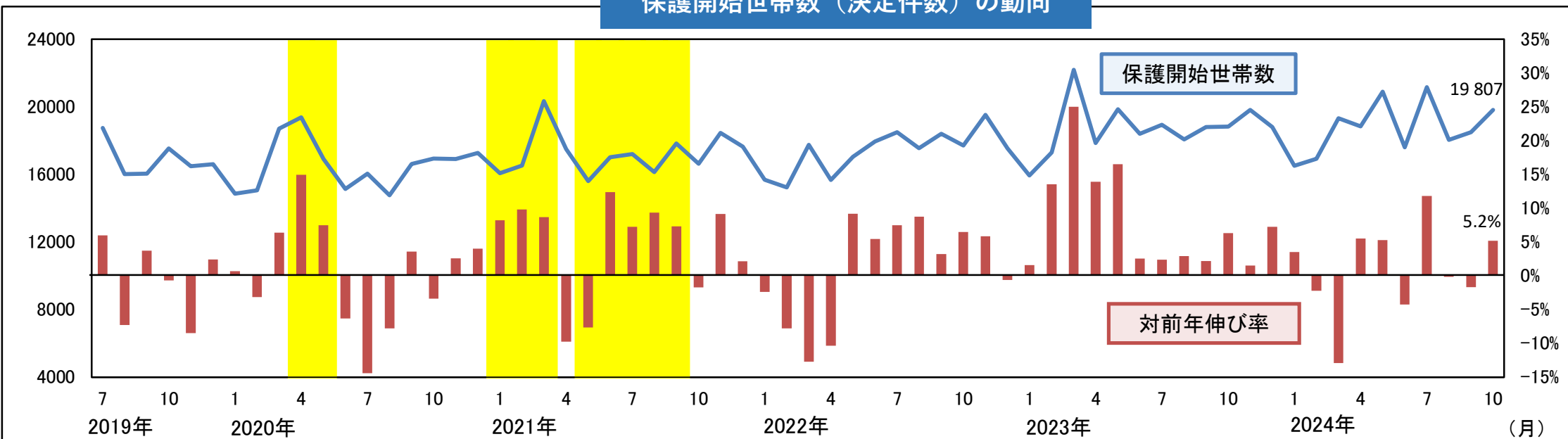
※資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省） ※令和5年4月以降は速報値

新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数（決定件数）の動向



① 施策の目的

・いわゆる「貧困ビジネス」について、情報収集・共有や不適切事例への対処等に関する対策を強化し、被害の未然防止を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

・いわゆる「貧困ビジネス」への対策強化に向け、自治体における以下の取組に対する補助事業を創設する。

- ①都道府県等による無料低額宿泊所（無届を含む）に関する情報収集の強化や、管内担当職員等に情報共有を図る取組（研修会等）
- ②福祉事務所による要保護者の自立を阻害する物件・施設に関する情報収集の強化や、被保護者に対する転居支援等の実施

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

1. 無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化 【補助率10/10】
都道府県等（無料低額宿泊所所管課）における以下の取組を支援。
 - ・無料低額宿泊所（無届を含む）に関する実態や不適切な事例等について、情報収集・整理の取組を強化。
 - ・得られた情報を元に、不適切な事例への対処方法を含め、管内福祉事務所や「地域居住支援事業」を行う者等に対する研修等を開催するなど、情報共有を強化。
 - ・近隣都道府県間においても積極的に情報共有を行い、広域的な不適切事案にも対処。
2. 被保護者に対する助言・支援の強化 【補助率10/10】
福祉事務所における以下の取組を支援。
 - ・ケースワーカーによる被保護者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件・事例に関する情報収集・整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化。
 - ・現に不適切物件に入居している被保護者に対する転居支援を実施。

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

貧困ビジネスへの対応を強化することで、被保護者の最低生活の保障と自立の助長を図ることが可能となる。

【医療扶助の適正実施等】

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組み（努力義務）の創設

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 令和6年4月に成立した改正生活保護法において、都道府県が広域的な観点から、医療扶助や被保護者健康管理支援事業の実施状況等に関するデータ分析等を行い、市町村に対し、取組目標の設定・評価や必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設。
- 各都道府県で、管内市町村における医療扶助や健康管理支援に関連するデータを比較しながら、各地域の状況・課題を可視化
- データに基づく課題把握を行うことにより、保健・医療・介護担当部局や管内市町村、医療関係者等との課題認識の共有・連携が容易に
- より実効的な医療扶助の適正実施（頻回受診や多剤・重複投薬の適正化等）や健康管理支援の取組（生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防等）の検討・実施に寄与

改正への対応イメージ

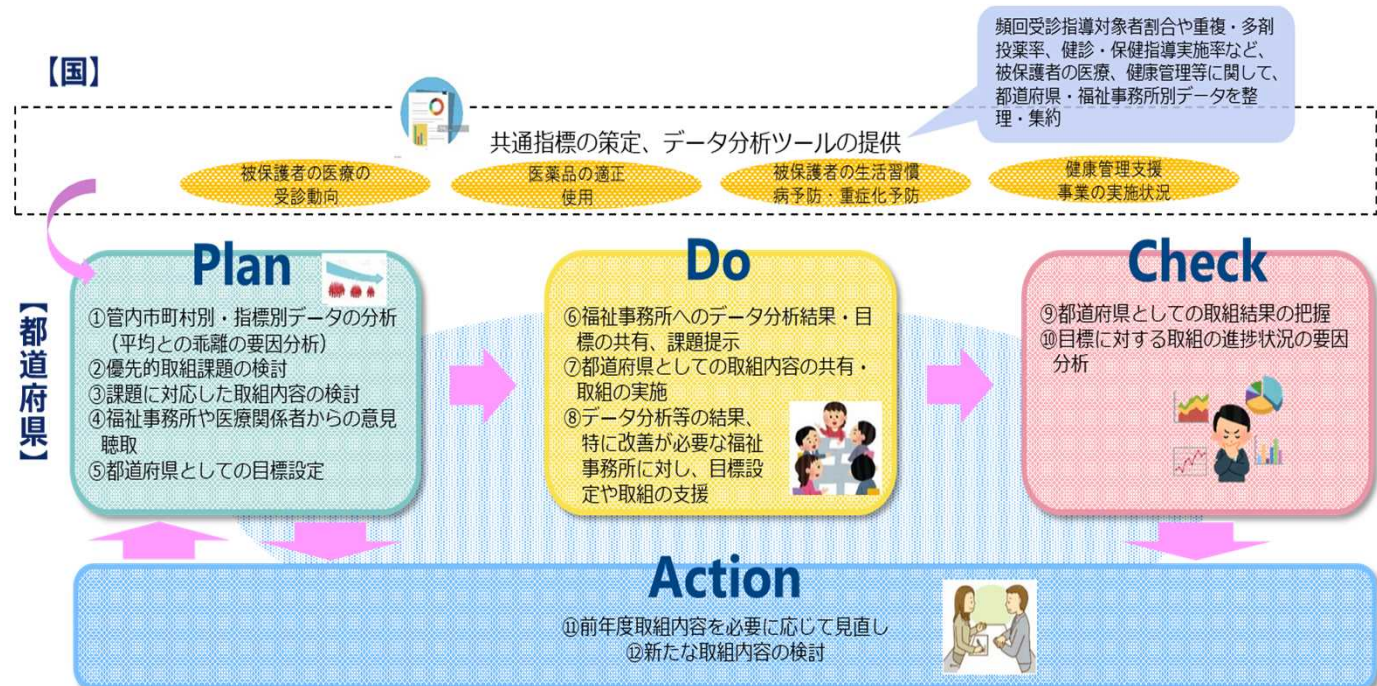
① 国は、共通指標を設定し、都道府県に、指標に関するデータを整理・格納した分析ツールを提供

② 都道府県は、全国平均との乖離等について要因を分析し、取組目標を設定するとともに、市町村支援の取組を検討

③ 都道府県は、②の分析結果や取組目標を市町村等に共有

④ 都道府県は、関係者と連携の上、必要な市町村支援を実行

⑤ 都道府県は、翌年度に向け、直近のデータや市町村支援の実施状況を踏まえ、必要に応じて取組目標や市町村支援の内容を見直し



データ分析等を行うべき共通指標の概要（案）

- 各都道府県において同一の考え方の下、被保護者の健康・医療に関するデータ分析が可能となるよう、国において「共通指標」を設定。（医療保険分野における医療費適正化計画やデータヘルス計画の枠組みを参考）

国が提供する「データ分析ツール」により、都道府県間比較や、都道府県内の自治体間比較などを実施することが可能。各地域の現状・課題等の明確化や推移の継続的なモニタリングなど、市町村におけるPDCAを支援。

※「共通指標」のほか、必要に応じて、地域の実情を踏まえた都道府県独自の指標を設定することも可能。

- 「共通指標」のうち、健康管理支援事業や医療扶助の適正実施に関連する一部の指標については、都道府県において「目標設定」を行うこととし、市町村におけるPDCA構築を先導。

観点			共通指標
共通指標	I	生活習慣病予防・重症化予防	健診実施率、保健指導実施率、生活習慣リスク保有者関連指標、健診・保健指導関連指標、3疾患の受療率、重症化予防関連指標
	II	受診動向	頻回受診指導対象者割合、医療扶助費の動向関連指標、長期入院の動向関連指標
	III	医薬品の適正使用	重複投薬率、多剤投薬率、後発医薬品使用割合、向精神薬の重複処方者割合
	IV	健康管理支援事業の実施状況	健康管理支援事業の実施体制、健康管理支援事業の取組状況関連指標
独自指標	V	都道府県独自の指標	（都道府県が地域の実情を踏まえて、任意で設定）

※共通指標は、データの整備状況や自治体の意見等を踏まえつつ、順次拡大を検討

都道府県による市町村支援の枠組み 施行準備の状況

～令和6年12月

国における検討

- 「市町村支援の枠組み」の検討（令和6年度 社会福祉推進事業）
- 国が配布するデータ分析ツールの開発

令和7年1月31日（東日本）、2月4日（西日本）

都道府県職員向け研修会の開催

- 「市町村支援の枠組み」の説明
- 国が配布するデータ分析ツールの使用方法 等

研修会における
御意見・御質問等を
踏まえて最終調整

令和7年3月

「市町村支援の枠組み」に関するガイドライン 発出

令和7年4月

「市町村支援の枠組み」施行

8 生活保護法施行事務監査等について

(1) 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況の適否のみを監査するのではなく、生活保護法施行事務がより適正かつ効率的に運営されるよう援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

本年度についても、都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、それぞれ工夫し、効果的な監査の実施に取り組んでいるところであるが、一部の本庁においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘する監査に止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

については、管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるよう、各実施機関の過去の監査結果、最近の保護動向等を勘案して監査の重点事項を定めた実施計画を策定し、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を継続して行うようお願いする。また、監査において明らかになった課題や問題点などを的確に改善していくために、各実施機関において実効性のある実施方針及び事業計画が策定されるよう、指導をお願いする。

重ねて、各実施機関において、より適切な対応が行われるよう、引き続き、適切な指導を実施するために必要な監査体制の維持・充実強化について特段の配意をお願いする。

(2) 令和7年度における国が実施する監査について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査については、下記重点事項を中心に実施してきたところであるが、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。また、一部の実施機関においては、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、事務処理に課題がある実施機関

が認められているところである。

さらに、査察指導機能について、査察指導員による現業業務の進行管理及びケース審査、適切な指導援助が不十分な実施機関もあり、そうした機関では、結果として多くの課題が認められている。

令和7年度の国の監査における重点事項等については、これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、策定することとしているので、了知願いたい。

(参考) 令和6年度重点事項

- ・ 効果的な指導監査の実施について
- ・ 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について
- ・ 保護の相談及び申請の適切な取扱いについて
- ・ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について
- ・ 適切な収入の把握等について

イ 監査の実施方法について

令和7年度においても、都道府県、指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査の対象とする実施機関の選定に当たっては、課題の多い実施機関や大規模な実施機関等を勘案して、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

ウ 生活保護指導職員会議の開催について

令和7年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的として、下記により会議を開催する予定であるので、監査担当職員等の派遣について格段の配慮をお願いする。

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開催時期：令和7年4月下旬 場所：東京都内

(3) 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認めら

れており、また、実施機関において査察指導を担う職員の中には生活保護業務の経験がない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

令和7年度においても、査察指導機能の充実強化に資することを目的として、各実施機関の査察指導員等を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本庁においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、研修等の充実に努められたい。

ア 新任査察指導員研修会

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：令和7年5月下旬

場 所：東京都内

イ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：令和7年8月下旬

場 所：東京都内

(4) 不正等事案及び不正受給の未然防止等の取組について

今年度においても現業員等による不適切な経理事務、事務誤り、事務懈怠事案、申請権の侵害が疑われる事案など不正等事案や、不正受給（別紙参照）が見受けられたところである。

引き続き、不正事案及び不正受給の未然防止並びに適切な徴収金の取扱いについて、指導をお願いする。

(5) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）に準じ、計画的な見直し（令和7年度～11年度／13人の削減）を行う予定である。

ついては、令和7年度には3人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いする。

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
R1	32,392	12,960,895	400	125	7,820
R2	32,090	12,646,593	394	144	7,685
R3	27,891	11,045,045	396	125	6,896
R4	24,683	10,573,687	428	136	6,896
<u>R5</u>	<u>23,786</u>	<u>9,735,638</u>	<u>409</u>	<u>132</u>	<u>5,485</u>

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	12,648	45.3%	12,212	49.5%	12,306	51.7%
稼働収入の過小申告	3,179	11.4%	2,787	11.3%	2,409	10.1%
各種年金等の無申告	4,989	17.9%	3,544	14.4%	3,079	12.9%
保険金等の無申告	773	2.8%	583	2.4%	607	2.6%
預貯金等の無申告	408	1.5%	309	1.3%	349	1.5%
交通事故に係る収入の無申告	296	1.1%	233	0.9%	220	0.9%
その他	5,598	20.1%	5,015	20.3%	4,816	20.2%
計	27,891	100.0%	24,683	100.0%	23,786	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(令和5年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(89.9%)	(4.9%)	(5.3%)	(100.0%)
21,372	1,156	1,258	23,786

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

第4 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）

1 居住支援について

居住支援の強化は、生活困窮者支援における最重要課題のひとつであり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「困窮法等改正法」という。）の重要な柱である。地域における包括的な住まい支援体制の構築に向けて、各自治体におかれては特段のご協力をお願いする。

【転居費用の補助の創設について】

- 配偶者と死別し世帯の年金収入が減った者や、疾病等で離職し今後就労収入を増やすことが難しい者など、収入が著しく減少した生活困窮者で、就労による経済的自立が困難な者であっても、より低廉な住宅への転居により、家計が改善し自立の促進につながる場合がある。
- このため、困窮法等改正法において、収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる者に対して、令和7年度から住居確保給付金を拡充し、転居のための費用を支給することとした。
- 転居費用の支給額の上限は、転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額としつつ、これによりがたい場合は、別に厚生労働大臣が定める額とする予定。
- 転居費用の補助の対象となる経費は、転居先への家財の運搬費用（引っ越し費用）と転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）などとする予定。敷金や契約時に払う家賃（いわゆる前家賃。共益費を含む。）、家財等の購入費は対象外とする予定。
- 転居費用の支給に当たっては、従来の家賃補助と同じく資産・収入要件を設けるほか、原則として家計改善支援事業において、転居により家計改善が見込まれること及び転居費用の捻出が困難であることが認められることなどの要件を設ける予定である（求職活動要件は設けない予定）。これを機に、家計改善支援事業が未実施の自治体におかれては、事業実施について前向きに検討いただきたい。

【住まい相談支援員の配置について】

- 困窮法等改正法では、自立相談支援事業の機能として「居住の支援」を法律上明確化した。これを受けて、住まいに関する相談体制の強化のため、自立相談支援機関に住まい相談支援員を配置した場合の加算を令和7年度予算案に盛り込んでいく。各自治体においては、住まい相談支援員の配置を積極的に検討いただきたい。
- 住まい相談支援員の主な役割は以下を想定している。
 - ・ 住まいの課題を中心とした相談支援
 - ・ 住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）や福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）

からの相談対応

- ・ 物件や支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等
- 地域の実情に応じて、住まい相談支援員を自立相談支援機関の他の支援員と兼務したり、自立相談支援事業を委託により行う場合、住まい相談支援員を別の事業者（居住支援法人等）に再委託することも可能とする予定。

【居住支援事業（旧：一時生活支援事業）の実施の推進について】

- 一時生活支援事業は、衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援（シェルター事業）と、アパート等への入居支援や居住を継続するための見守り等の支援（地域居住支援事業）により構成される。
- 困窮法等改正法では、地域居住支援事業の重要性が増していることも踏まえ、令和7年度から「一時生活支援事業」を「居住支援事業」に改称し、同事業のうち、地域の実情に応じて必要な事業を実施することを努力義務化した。各自治体においては、地域の実情を把握した上で、居住支援事業の積極的な実施をお願いしたい。
- 特に、自立相談支援機関等で受け止めた住まいに関する相談に対応していく中で、入居のための支援や入居後の見守り・生活支援等を行う体制を整備することが重要となることから、地域居住支援事業を活用して、これらの支援を必要とする者に確実に支援を提供いただきたい。
- 地域居住支援事業に関しては、シェルター退所者以外にも、持ち家がある者を含めて、居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態の者についても事業の対象となること、及び原則1年間となっている支援期間について、対象者の状態に応じて柔軟に延長できるよう省令を改正予定であることに留意いただきたい。

【居住支援法人との連携について】

- 居住支援法人とは、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの支援等を提供する法人として都道府県が指定する法人である。

（全国の居住支援法人の一覧の掲載先）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

- 困窮法等改正法では、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業等の実施に当たって、居住支援法人との連携を努力義務化しているため、各自治体においては、支援会議や支援調整会議に居住支援法人の参画を依頼するほか、住まい相談支援員や地域居住支援事業を居住支援法人に委託する等の方法により、連携を強化いただきたい。

【居住支援協議会への参画について】

- 居住支援協議会とは、自治体や不動産関係団体、居住支援関係者、福祉関係者等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅情報の提供等の支援を行うものである。

(全国の居住支援協議会の一覧の掲載先)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）において、各自治体における居住支援協議会の設置が努力義務化されたとともに、住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることが法律上明確化された。
- 居住支援協議会が設置されていない自治体においては、住宅部局や地域の関係者と連携し、居住支援協議会の設置を進めていただくようお願いする。居住支援協議会が既に設置されている自治体においては、生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関等が居住支援協議会に積極的に参画いただきたい。

2 関係機関との連携について

生活困窮者が抱える課題は複合的であることから、支援会議等の会議体も活用し、福祉分野に留まらない、幅広い関係機関との連携に取り組んでいただきたい。

【支援会議の設置の推進について】

- 困窮法等改正法では、支援会議の設置を自治体の努力義務としたため、未設置自治体においては、支援会議の趣旨目的についてご理解の上、早期の設置をご検討いただきたい。設置に当たっては、厚生労働省ホームページに掲載している支援会議の立ち上げ事例を参考にされたい。

(支援会議の立ち上げ事例の掲載先) ※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

- また、困窮法等改正法では、法に基づく支援会議、社会福祉法に基づく支援会議、生活保護法において新設される調整会議について、構成員や議論する地域課題が共通する場合も多いことから、相互連携を図ることが努力義務化されたことについても留意いただきたい。

【生活困窮者へのアウトリーチの実施について】

- 生活困窮者の中には、様々な事情により相談窓口に来訪することが困難な者や、相談窓口の存在を知らない者がいることが考えられる。そのため、自立相談支援機関等で相談を待つだけでなく、関係機関とも連携し、地域に出て、積極的に生活困窮者の把握を行い、早期かつ確実に支援につなげることが重要である。
- 困窮法等改正法においては、関係機関や民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催や、地域住民の交流拠点（いわゆる地域の「居場所」等）との連携や家庭等への訪問等により、生活困窮者の状況を把握すること（アウトリーチ）を自治体の努力義務とした。
- 各自治体においては、地域の実情に応じた創意工夫により、生活困窮者へのアウトリーチに取り組んでいただきたい。

【関係機関との連携に関する通知について】

- 生活困窮者を確実に相談窓口につなげるため、自立相談支援機関等と関係機関との具体的な連携方法について、これまで連携先ごと（※）に通知等によりお示してきた。各自治体においては、これまでの関係通知等をご確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。
- ※ 生活保護制度、居住支援協議会、公共職業安定所、教育施策、障害保健福祉施策、介護保険制度、年金、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ひきこもり地域支援センター、更生保護制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、自殺対策、税務部局、公営住宅、水道事業、重層的支援体制整備事業、こども施策、困難な課題を抱える女性への支援施策、孤独・孤立対策など

3 特定被保護者に対する生活困窮者向け事業による支援について

令和7年度からの特定被保護者に対する生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業による支援の実施に向けて、「改正生活困窮者自立支援法等に関する現時点での検討状況について（主に特定被保護者の範囲等）」（令和6年11月1日付け当室事務連絡）も参考に、必要な事前調整等を行うよう依頼する。

【特定被保護者の要件について】

- 「特定被保護者」とは、被保護者であって①～③のいずれかに該当する者とする予定である。
 - ① 当該被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者
 - ② 保護の実施機関が被保護者向け事業を実施していない場合において、生活困窮者向け事業の利用が必要と保護の実施機関が認める者
 - ③ 保護の実施機関が被保護者向け事業を実施している場合において、特段の事情があり、生活困窮者向け事業の利用が必要と保護の実施機関が認める者

なお、事業利用開始後も、保護の実施機関（福祉事務所）は特定被保護者に対して、継続的に支援に関与することとする。

【特定被保護者の支援に向けた依頼】

- 特定被保護者に対する生活困窮者向け事業による支援に当たっては、事前に、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、事業実施者等の間で、事業の利用に関する手続き等を調整し、関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。各自治体においては、令和7年4月1日の困窮法等改正法の施行に先だって、連携体制の構築・関係者間の調整を進めていただきたい。

4 自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援制度の中核となる自立相談支援事業については、予算事業や国からの情報提供等も活用し、引き続き効果的かつ効率的な実施を進めていただきたい。

【就労準備支援事業、家計改善支援事業との一体的な実施について】

- 効果的・効率的な支援のため、困窮法等改正法において、令和7年度から、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することが原則化された。各自治体においては、地域の実情に応じた一体的な実施の方法について検討を進めていただきたい。
- 具体的な一体的実施の方法については、例えば以下の方法が考えられる。
 - ① 相談時の連携
自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。
 - ② 自立支援計画の策定時における連携
自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。

【生活困窮者自立支援の機能強化事業の活用について】

- 生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図るための予算を令和6年度補正予算で計上しているため、各自治体においては積極的な活用を検討されたい。
このうち、居住支援の体制整備については、住まい相談及び居住支援の実施に向けたニーズ把握や、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等の取組が可能であるため、特に積極的な取組をお願いします。

【ICT活用の推進について】

- 新型コロナウイルス感染症拡大期には、関係者間での対面での協議や打合せが難しかったことから、オンラインを活用した非対面での情報共有の仕組み等が模索された。これに加え、若年層や外国籍の相談者、相談窓口に来訪することが困難な者等が相談しやすい環境整備のため、ICTの活用の重要性が高まっている。
- 「自立相談支援機関におけるICTを活用した効果的な取組例について（情報提供）」（令和6年6月24日付け当室事務連絡）において、ICTを活用した相談支援（メールやLINEによる相談対応、オンライン会議システムの活用、オンラインの居場所づくり、多言語対応等）や関係機関との情報連携の事例を紹介しているので、参考としていただきたい。

5 就労準備支援事業と家計改善支援事業等の全国的な実施の推進について

困窮法等改正法では、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両事業をより多くの自治体で実施していただくための改正を行ったので、未実施自治体においては、令和6年度補正予算による国の新規事業（未実施自治体への導入支援事業）も活用し、早期の事業実施をご検討いただきたい。

【家計改善支援事業の補助率の引き上げについて】

- 家計改善支援事業の国庫補助率はこれまで原則2分の1としていたが、困窮法等改正法により、自立相談支援事業との一体的な実施を原則として、令和7年度からは3分の2に引き上げる。

【就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための指針の策定について】

- 令和7年4月1日の困窮法等改正法の施行に向けて、国として、就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国的な実施や支援の質の向上を図るための体制整備に関する指針（告示）策定する予定である。
- この指針においては、これら3事業の立ち上げや事業実施のために都道府県が管内自治体に対して行うことが考えられる支援、関係機関等との連携や地域づくり等に当たっての考え方などをお示しする予定である。
- 3事業を未実施の自治体はもちろん、実施済みの自治体においても、本指針を参考としていただき、効果的な事業の実施に取り組んでいただきたい。

【就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業の活用について】

- 就労準備支援事業・家計改善支援を実施していない自治体の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、両事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指すための予算を令和6年度補正予算に計上している。本事業については、令和7年度に繰り越して執行することも念頭に置いているので、未実施自治体がある都道府県においては活用を検討されたい。（国庫補助率10/10）

【共同実施・広域実施の推進について】

- 生活困窮者の自立の支援に当たっては、任意事業の実施により支援メニューを増やすことが重要である一方で、任意事業については、地域に十分な支援ニーズがないことや、活用可能な社会資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられる。そのような自治体においては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施により事業を実施することが考えられる。
- 厚生労働省ホームページに掲載している各任意事業の立ち上げ事例の中にも、共同実施・広域実施の事例があるので、特に都道府県におかれては、これらの事例も参考に、管内の未実施自治体における共同実施・広域実施を推進いただきたい。
（各任意事業の立ち上げ事例の掲載先）※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

6 自治体職員や支援員向けの支援について

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度に関わる自治体職員や支援員のバーンアウト防止、支援の質向上の観点から、人材育成は必要不可欠である。

【自治体コンサルティング事業の実施について】

- 令和元年度から国の事業として、事業の立ち上げや実施に際して専門的助言等を必要とする自治体に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウの伝達・助言等を行うコンサルティング事業を実施している。
- 令和7年度は、7月頃を目途に各自治体へ希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、積極的にコンサルティング事業を活用いただきたい。特に、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業については、その実施が努力義務化されていることから、積極的にコンサルティング事業を活用いただくよう、都道府県からも管内未実施自治体や実施に課題のある自治体への働きかけをお願いする。

【人材養成研修の実施について】

- 令和6年度をもってブロック別研修を終了し、令和7年度からは全ての都道府県で都道府県研修を実施していただくこととしている。各都道府県におかれては、令和6年度補正予算に計上した「都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業」も活用いただき、研修の実施に向けて準備を始めていただくようお願いする。
- 令和7年度の国研修においては、引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業（被保護者就労支援員研修と合同開催）、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、居住支援事業、都道府県研修の企画・立案方法等や自治体職員を支える仕組み作り及び支援員を支えるネットワークづくりに関する研修の実施を予定している。
- 生活困窮者自立支援制度における基本理念を具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、新たに、現任者向けの人材養成研修（ステップアップ研修）を全国6ブロック（①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄）で実施することを予定している。
- 各自治体においては、各研修の対象となる支援員や職員が研修に参加できるよう、特段のご配慮をお願いする。

【都道府県による市町村支援について】

- 都道府県の責務として、管内自治体に対して、法に基づく事業を実施するために必要な助言や情報提供を行うことが法で規定されている。都道府県から市町村への具体的な支援内容としては、例えば、管内自治体からの相談の受付や課題の聞き取り、管内自治体向けの独自の研修や情報交換の場の企画、管内自治体の課題把握の支援、他県や他自治体における事業の実施体制等についての情報提供、事業の広域

実施に向けた調整などが考えられる。

- 厚生労働省ホームページに市町村支援の事例を掲載されているので、参考としていただき、各都道府県で管内自治体の支援に取り組んでいただきたい。

(市町村支援の事例の掲載先) ※ページ下部に掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

【みんなつながるネットワークについて】

- 全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できるよう、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を委託により開設し、生活困窮者支援に関するイベントの情報や研修教材、厚生労働省からの通知や事務連絡など、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、整理して掲載している。
- 本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるよう大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員向けの限定公開としている。限定公開部分では支援に役立つ情報が共有されているほか、情報共有のための掲示板もあるので、支援員等への周知をお願いする。
- また、各地で開催されるイベント情報など、随時掲載を依頼することが可能であるため、本サイトを積極的に活用いただき、支援に役立つ情報の共有を図っていただきたい。

(困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）)

<https://minna-tunagaru.jp/>

【全国研究交流大会について】

- 例年、生活困窮者自立支援制度に携わる支援員の支援スキル向上を図るとともに、自治体の枠を超えた交流の場を設けることを目的として、生活困窮者自立支援全国研究交流大会を実施しており、令和7年度も実施を予定している。自立相談支援機関等の支援員だけではなく、生活困窮者自立支援制度を担当する行政職員の積極的な参加をお願いする。日時・場所等は、決まり次第お知らせする。

7 生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保について

生活困窮者の自立のためには、多様な就労の機会を確保することが必要であるため、日頃から地域の企業・事業所や労働部局との連携を深めていただきたい。

【就労準備支援事業の就労体験先への交通費について】

- 就労準備支援事業（就労準備支援プログラム）における就労体験の利用促進を図るため、就労体験の際の交通費の負担軽減に資する支援を令和6年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象としている。詳細は実施要綱を参照されたい。

【認定就労訓練事業（中間的就労）の推進について】

- 生活困窮者の状況に応じた柔軟な働き方の場を提供できるよう、各自治体におか

れては、自立相談支援機関等と協力し、認定就労訓練事業者の確保に取り組んでいただきたい。

- また、法により、自治体は認定就労訓練事業者の受注機会の増大を図ることが努力義務とされているため、「認定就労訓練事業の活用促進について」（令和5年4年17日付け当室事務連絡）に記載されている取組事例も参考に、優先発注の増大に努めていただきたい。

【地域職業能力開発促進協議会について】

- 地域職業能力開発促進協議会とは、地域における効果的な人材育成を行うため、地域の人材ニーズの把握、関係者間での訓練コースの設定の協議や職業能力の開発に関する取組共有、訓練の効果検証、それらを踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定などを行う協議会である。
- 職業能力開発促進法に基づき、各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会」を開催することとされており、生活困窮者自立支援制度担当部局等の参加も求められている。日頃から、都道府県の職業訓練担当部局等と連携を推進するとともに、協議会への参加依頼があった場合には、参加について積極的に検討いただきたい。

8 子どもの学習・生活支援事業について

各自治体においては、生活困窮者世帯等の子どもに対する、学習面及び生活面の両面からの保護者も含めた世帯全体への包括的な支援に引き続き取り組んでいただくとともに、未実施の自治体におかれては事業実施を積極的に検討いただきたい。

【生活支援の充実について】

- 子どもの貧困連鎖の防止や世帯が抱える複合的な課題の改善のためには、学習支援を行うだけではなく、居場所づくりや生活習慣の形成・改善支援、親への養育支援といった生活支援も行うことが効果的である。
- そのため、令和7年度からは、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める予定である。

9 広報について

法では、国及び自治体に対し、制度の周知に関する努力義務が規定されており、生活困窮者が早期に必要な支援を受けられるよう、広報に努めていただきたい。

【国によるリーフレットの作成予定について】

- 困窮法等改正法の施行にあわせて、国において、改正内容を反映した生活困窮者自立支援制度を紹介する一般向けのリーフレットを作成し、自治体に共有する予定であるため、各相談窓口に配架いただく等によりご活用いただきたい。あわせて、

転居費用の補助も含めた住居確保給付金に関するリーフレットも別途作成し共有する予定であるので、こちらもご活用いただきたい。

【生活困窮者自立支援室ニュースレターについて】

- 厚生労働省生活困窮者自立支援室では、自治体担当者や支援者の方向けに、支援のヒントになるような情報を提供するニュースレターを年4回程度発行している。厚生労働省ホームページに掲載しているので、ぜひご覧いただくとともに、支援関係者にも本ニュースレターを紹介いただきたい。

(これまで発行したニュースレターの掲載先)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

10 生活困窮者自立支援統計システムについて

国においては、生活困窮者自立支援統計システムに入力されたデータを元に、各自治体における補助金（負担金）の所要額を算定するとともに、政策立案や次年度以降の予算要求を検討しているため、各自立相談支援機関において支援に係る情報を確実に入力いただくよう、各自治体からも働きかけをお願いします。

【就労準備支援事業・家計改善支援事業におけるシステム導入について】

- 現在、自立相談支援事業において導入している生活困窮者自立支援統計システムについて、就労準備支援事業・家計改善支援事業においても、効果的かつ円滑な事業運営及び迅速な制度の実施状況の把握のため、令和7年度から両事業の帳票や統計機能等を追加搭載することとしている。
- スケジュールや導入方法等の詳細については別途お知らせする。

11 事業評価について

法に基づく各事業については、その手引きにおいて、年度ごとに事業の実施状況や目標の達成状況を評価し、次年度以降の運営の改善に生かすこととしているため、各自治体においてはしっかりと事業評価を実施いただきたい。

【改革工程表に基づく目安値について】

- 「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）に基づき、令和5年度以降の今後3年間の国のKPIについて、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおり目安値を設定している。引き続き、国の予算事業等も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を行っていただくようお願いする。

(令和5年度から令和7年度までの目安値)

	K P I	目安値※	参考（実績）		
			(R2)	(R3)	(R4)
新規相談受付件数	年間 40 万件	27 件	51.4 件	36.6 件	23.4 件
プラン作成件数	新規相談受付 件数の 50%	14 件	9.1 件	9.7 件	6.6 件
就労支援対象者数	プラン作成 件数の 60%	8 件	5.0 件	5.2 件	3.8 件
就労・増収率	75%	75%	27%	35%	43%
自立に向けての改 善が見られた者の 割合	90%	90%	83%	79%	81%

※ 人口 10 万人・1 か月当たりの目安値を設定。人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

【「振り返りガイド（案）」の活用について】

- 令和3年度に総務省行政評価局が福祉事務所設置自治体に対して実施した調査において、生活困窮者自立支援制度における事業評価の実施率は約4割、さらに評価結果を事業の改善につなげている自治体は少数であり、事業評価の方法や制度の効果の把握に苦勞しているなどといった実態が見られた。
- こうした調査結果も踏まえ、令和5年度社会福祉推進事業において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業における「振り返り」を行う際のヒントをまとめた「振り返りガイド（案）」を作成し、「生活困窮者自立支援制度の事業の評価の実施における「振り返りガイド（案）」の活用について」（令和6年4月25日付け当室事務連絡）により周知した。
- 各自治体におかれては、この「振り返りガイド（案）」も活用しながら、事業評価を実施し、各事業の質の向上に努めていただくようお願いする。

12 その他

【委託先選定ガイドラインについて】

- 現在、約7割の自治体において自立相談支援事業を委託により運営しているが、随意契約による委託がほとんどであり、そのうちの多くは企画提案等による評価プロセスを経ずに選定されており、競争性の低下、事業の質の維持・向上や透明性の確保の観点で懸念が生じる。また、委託の契約期間については、単年度契約では事業の継続性を確保することが難しく、支援の質の向上や人材の育成・確保及び支援員の処遇改善等の観点で課題が生じる。

- こうした点を踏まえ、令和５年度社会福祉推進事業において、「自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン」を取りまとめ、令和６年６月２４日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて」で周知した。
- 本ガイドラインは、委託先選定時の評価の観点や評価の体制等について整理しているため、自立相談支援事業の委託先の選定に当たって、本ガイドラインを参考にしていきたい。
- 本ガイドラインで記載されている内容のうち、特に以下の点については特段の留意をお願いする。
 - ・ 委託先の選定は、価格だけではなく事業内容や支援実績等を踏まえた企画提案等による評価プロセスを経て選定することが望ましいこと
 - ・ 契約期間については、事業の継続性を確保する観点から複数年度契約を行うことも考えられること
 - ・ 支援の質の向上の観点から、支援員の処遇改善の仕組みを設けていることを評価することも考えられること
- なお、法に基づく他の事業を委託する場合にも、当該事業の性格を踏まえつつ本ガイドラインを参考とされたい。

【いわゆる「闇バイト」問題への対応について】

- 昨今、社会的な問題となっているいわゆる「闇バイト問題」に関して、闇バイトに応募する背景の１つに生活困窮があることが指摘されている。
- こういった状況を踏まえ、令和６年１１月には、厚生労働省のX、LINE、Facebookで、全国の自立相談支援機関の一覧について周知を行ったところである。
- 経済的困窮を理由の１つとして犯罪に加担することがないように、各自治体におかれては、自立相談支援機関等の相談窓口の周知について一層の取組をお願いするとともに、各相談窓口においては、生活困窮者からの相談に適切にご対応いただくよう重ねてお願いする。

【孤独・孤立対策について】

- 孤独・孤立対策の推進は、生活困窮者を早期に発見し、その者の抱える課題の深刻化を予防する観点からも重要である。
- 孤独・孤立対策の推進のためには民間団体の活動も重要であり、NPO等の活動支援施策については、（独）福祉医療機構において令和６年度補正予算を活用した生活困窮者等支援民間団体活動助成事業を実施しているところ。
- 自立相談支援機関における支援の強化については、令和６年度補正予算に計上した生活困窮者自立支援の機能強化事業等を活用し、各自治体において支援体制の強化をお願いする。

【いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について】

- いわゆる「旧統一教会」問題に関しては、令和6年1月19日に、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教2世の方等への相談体制の強化や、一時生活支援事業による住まいの確保等の支援の実施などが盛り込まれた。
- 「旧統一教会」の問題に係る相談への対応については、「「旧統一教会」問題に係る相談対応マニュアル等について（情報提供）」（令和6年7月22日付け当室事務連絡）により相談対応マニュアル等を周知した。各自立相談支援機関におかれては、旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談対応マニュアル等も踏まえながら適切に対応いただきたい。
- 特に、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう引き続きご留意いただくとともに、必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携した対応をお願いする。なお、これらの機関からの紹介等を受けて対応いただいたもののうち、留意すべき事例等については厚生労働省（生活困窮者自立支援室）に適宜情報提供いただくようお願いする。

【過去の携帯電話料金の滞納等により携帯電話契約にお困りの方への支援について】

- 生活困窮者の自立支援においては、過去の料金滞納等により携帯電話を保有できないことで、就職活動や住宅の賃貸借契約などの場面でハードルが生じていることが指摘されている。
- これを受けて、令和2年度から、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」を作成し、自治体等に周知してきた。
- 令和6年10月にはリストを改訂し、「「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」（令和6年10月30日付け当室事務連絡）の改訂について（周知）」により、自治体等にリストを配布したので、各自治体におかれては、自立相談支援機関等の相談窓口で本リストを活用いただきたい。

13 緊急小口資金等の特例貸付等について

【令和5年度決算検査報告における意見表示について】

- 令和6年10月、会計検査院の令和5年度決算検査報告において、厚生労働省に対して以下の3点について意見表示がなされたところ。
 - ① フォローアップ支援において都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法を整理・明確化すること
 - ② 債権管理積立額の状況等を確認・検証する体制を整備すること
 - ③ 貸付対象外であった生活保護受給者への貸付について事後確認を行うこと

これらの意見表示への対応について事務連絡等でお示ししている（一部は追ってお示し予定）ので、管内都道府県社協等と連携の上、必要な対応をお願いする。具体的な対応については下記のとおりである。

（上記①への対応）

フォローアップ支援については、「緊急小口資金等の特例貸付におけるフォローアップ支援の実施に当たっての留意点」（令和6年12月27日付け当室事務連絡）に基づき、各都道府県社協における実施体制について確認・指導を行い、特に、都道府県社協と市町村社協等の間の役割分担等の明確化にご配意をお願いする。

（上記②への対応）

債権管理積立額の状況把握については、追って関係通知等を発出し、各都道府県社協の債権管理積立額の各年度末の残高及び各年度の債権管理事務費の執行状況について、厚生労働省へ報告をお願いする予定である。

（上記③への対応）

生活保護受給者に対する貸付については、「生活保護受給者による緊急小口資金等の特例貸付の借受に係る調査について」（令和6年9月5日付け当室事務連絡）に基づきご報告いただき感謝申し上げます。引き続き、各福祉事務所から各都道府県社協へ、生活保護法に基づき保護費の不正受給が疑われる借受人の口座情報等に係る調査があった場合は、適時、福祉事務所に対して回答するようお願いする。

【特例貸付の償還金等の取扱いについて】

- 「緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入の国庫返還について」及び「緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入及び保有資金の規模に関する評価による基準超過額の国庫返還について」（いずれも令和6年12月12日付け当室事務連絡）においてお知らせしたとおり、令和5年度末までの緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入及び保有資金の規模に関する評価による基準超過額については、原則として令和6年度中に国庫に返還していただくこととしている。追って、関係書類等を送付するので、各都道府県においては、遅滞のないようご対応をお願いする。なお、返還金の納入期限は令和6年度出納整理期間中の令和7年4月30日までを予定している。
- また、緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入については、令和7年度以降も、前年度分を毎年度返還いただく予定であるため、ご承知おき願う。

【令和5年度地方分権改革提案を踏まえた民生委員調査書等の運用の見直し（柔軟化）について】

- 令和5年度の地方分権改革提案において、生活福祉資金貸付制度における民生委員による意見書の作成について廃止が求められた。この提案を踏まえて、「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」（令和6年7月4

日付け社援発 0704 第 6 号厚生労働省社会・援護局長通知) 等を発出し、

- ・ 民生委員調査書の添付を求める対象者を限定する
- ・ 借入申込時に、担当民生委員等を經由せずに申請できる場合を広げる

等の運用の見直しを図ったところ。

この見直しは、令和 7 年 1 月 1 日から適用されているため、管内の社協及び民生委員児童委員協議会と調整の上、円滑な実施をお願いする。

【生活福祉資金業務システムの基盤更新について】

- 生活福祉資金業務システム（以下「システム」という。）については、令和 8 年 2 月にシステム用 P C ・サーバ・プリンタのリース期間が満了することに伴い、各都道府県社協においては、令和 7 年 6 月からこれらの入替作業（以下「基盤更新」という。）を行うこととなる。加えて、今回の基盤更新では O S の更新も必要になる。各都道府県社協における基盤更新や O S 更新の必要経費の取扱いについては、「令和 6 年度補正予算による生活福祉資金業務システムの基盤更新費用及び令和 7 年度当初予算による同システムのランニングコスト等の協議について（周知）」（令和 6 年 12 月 18 日付け当室事務連絡）においてお知らせしたところであり、ご確認の上、必要な対応をお願いする。

第 5 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

自殺対策基本法が成立した平成 18 年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は 38%減、女性は 35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられる。（平成 18 年:32,155 人→令和元年:20,169 人）

一方で、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、令和 5 年には、自殺者総数が前年を下回ったものの、21,837 人となった。また、男性の自殺者数（14,862 人）が 2 年連続で増加し、女性の自殺者数（6,975 人）が 4 年ぶりに減少した。小中高生の自殺者数は、過去最多であった令和 4 年と同水準の 513 人となった。

（2）自殺対策の状況

厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

- ・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組

を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

また、自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第 13 条）、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する（第 14 条）とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

地方公共団体は、後述する第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直しを行っていただきたい。

なお、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

2 自殺対策について

（1）第4次自殺総合対策大綱

本大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、本大綱では、これまでの大綱に位置づけられていた施策についても継続して位置づけられていることから、総合的な対策を行うことにより自殺者数の約7割を占めている男性（中でも特に中高年層が多い）の自殺防止に向けても、引き続き対策を推進していくことが重要である。

また、本大綱のポイントは、以下のとおりである。

（子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化）

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等によ

る自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備をすることとしている。

（女性に対する支援の強化）

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

（地域自殺対策の取組強化）

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地方自治体は地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

（総合的な自殺対策の更なる推進・強化）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

（自殺対策の数値目標）

第3次及び第4次大綱では、当面の目標としてG7の現在の自殺死亡率の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27

年（18.5）と比べて 30%以上減少（13.0 以下）させることとしている。なお、令和 5 年の自殺死亡率は 17.4 となっている。

このように、本大綱は、これまでの取組の充実に加え、新たな課題への対応を盛り込んだものとなっている。本大綱を踏まえて、各都道府県、市町村の地域自殺対策計画にも反映し、関係機関、関係団体との連携を更に深めながら、地域の実情に応じた効果的な取組を実施していくことが重要となる。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

（２）こどもの自殺対策緊急強化プラン

令和 4 年の小中高生の自殺者数が過去最多となったことなどを踏まえて、令和 5 年 6 月 2 日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。

本プランにおいては、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を全ての都道府県・指定都市で設置すること等が盛り込まれている。

（３）ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進

第 4 次自殺総合対策大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。（主な内容の抜粋。下線は拡充部分）

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて 広く周知を進めることにより、国民の約 3 人に 1 人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普

及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

- ・ 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進、更にゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度からは、地方自治体によるゲートキーパー養成のより一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の交付率を1／2から2／3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いします。

また、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講勧奨について、引き続き、ご配慮をお願いします。

なお、令和5年度ゲートキーパー基盤整備事業において、ゲートキーパー養成研修用テキスト及びゲートキーパー養成研修用動画を厚生労働省ホームページ（まもろうよ こころ）にて公開しているので、活用をお願いします。また、令和6年度においても、同事業を実施しており、令和5年度事業で作成したテキスト及び動画を活用した全国ブロック毎（6か所）の講師養成研修を開催するため、積極的に参加をお願いします（詳細は別途連絡）。

（参考）令和7年度ゲートキーパー関係予算（案）

（1）ゲートキーパー基盤整備事業（実施主体：国（委託事業））

- ・ 被災地におけるゲートキーパーに関する調査研究や、被災地におけるゲートキーパーの研修テキスト等の作成等を実施。

（2）ゲートキーパー養成事業

- ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、交付率 2 / 3）。

（３）ゲートキーパー支援事業

- ・ ゲートキーパーになった者が安心して継続的に活動できるよう、ゲートキーパーへの支援を実施（相談、アドバイス、居場所づくりを行う。）（民間団体向け、交付率 10/10）。

（４）自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和 2 年 2 月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、同年 4 月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCP において各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

（５）地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCA サイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、厚生労働省においても、令和 6 年度に地域自殺対策推進センターの機能強化（センター長の配置、地域自殺対策プラットフォームの構築）を図るための予算の拡充を行っているが、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

<参考> 自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）抜粋

第 3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

＜地方公共団体＞

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

(中略)

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

(6) SNS 地域連携包括支援事業の活用

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し（特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

(7) 各種予算事業の実施

令和6年度補正予算では、現状、小中高生の自殺者数が過去最多の水準で推移していることを踏まえ、「こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ等への支援」「地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対す

る相談体制の強化等の支援」「社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援」に係る経費を計上しているので、「こども・若者の自殺危機対応チーム」や「地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等」に積極的に取り組むことを願います。

特に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市での設置を目指しており、令和6年度時点では16自治体での実施となっている。未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置を願います。

【令和5年度】令和5年度当初予算

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付決定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

【令和6年度】令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

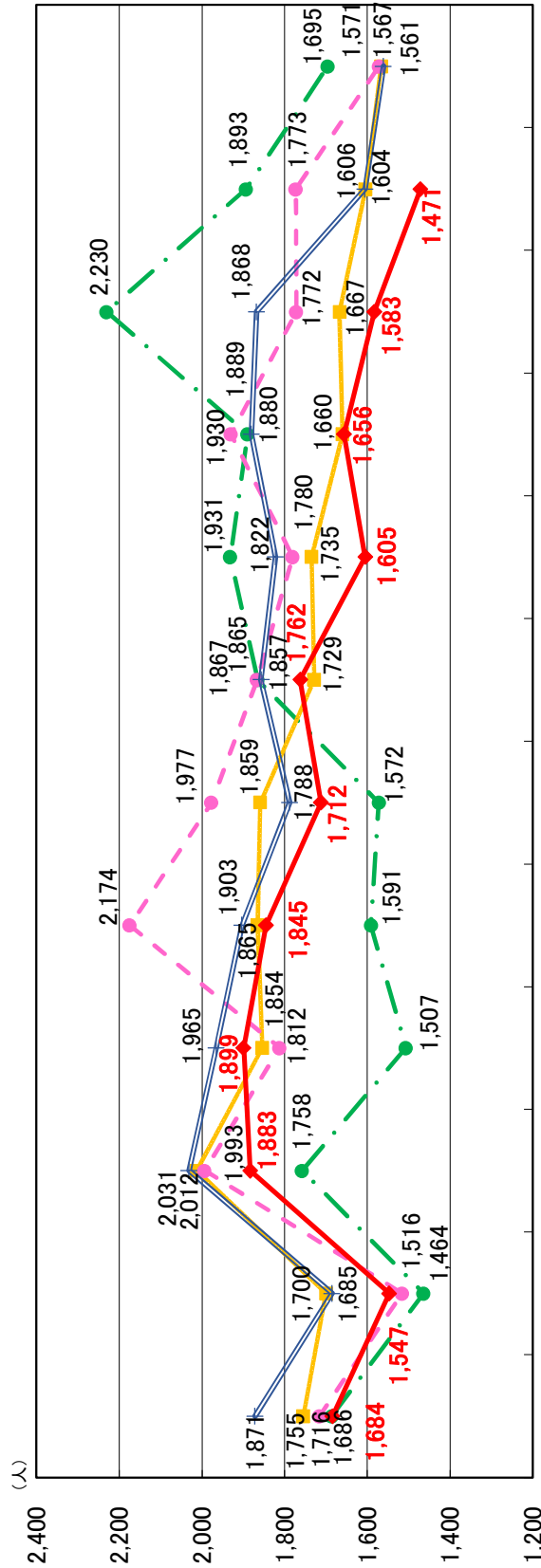
⇒ （上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

また、自殺者の中には自殺未遂歴がある者が一定割合いることから、未遂者支援を通じて自殺の再企図を防ぐことは自殺防止に有用であるため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援についても、積極的に実施を願います。

自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和6年12月16日現在



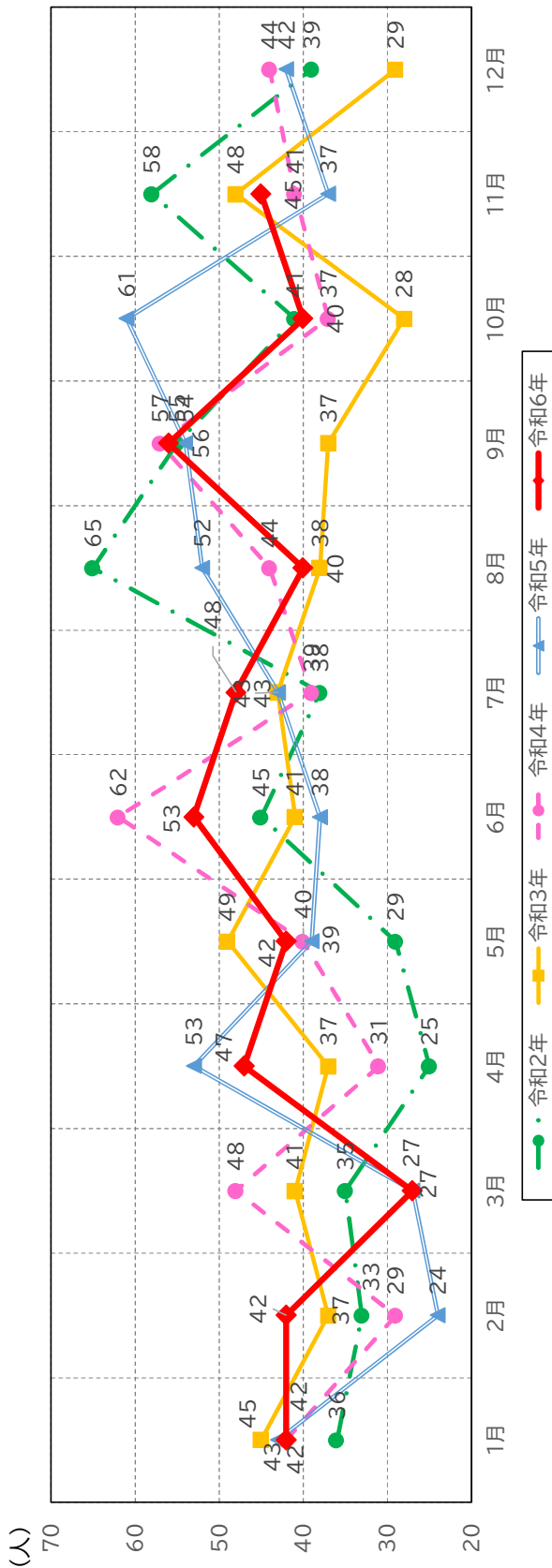
(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和6年	1,684	1,547	1,883	1,899	1,845	1,712	1,762	1,605	1,656	1,583	1,471	1,647	18,647
令和5年	1,137	1,038	1,285	1,316	1,243	1,165	1,181	1,099	1,160	1,085	964	12,673	12,673
令和4年	547	509	598	583	602	547	581	506	496	498	507	5,974	5,974
令和3年	1,871	1,685	2,031	1,965	1,903	1,788	1,857	1,822	1,880	1,868	1,606	1,561	21,837
令和2年	1,240	1,179	1,445	1,371	1,313	1,197	1,248	1,219	1,288	1,264	1,062	1,036	14,862
令和1年	631	506	586	594	590	591	609	603	592	604	544	525	6,975
対前年増減数(月別)	-187	-138	-148	-66	-58	-76	-95	-217	-224	-285	-135	-	-
対前年増減率(月別)	-10.3%	-8.2%	-7.3%	-3.4%	-3.0%	-4.3%	-5.1%	-11.9%	-11.9%	-15.3%	-8.4%	-	-
対前年増減率(月別)	-13.3%	0.6%	2.0%	-1.9%	2.0%	-7.4%	-4.6%	-16.1%	-16.2%	-17.5%	-6.8%	-	-

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

小中高生の自殺者数の最近の動向(月別総数)

令和6年12月16日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月~11月
		42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	482	482
令和6年	小中高生計	5	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	14	14
	うち小学生	18	13	10	10	16	15	17	10	12	11	14	14	149	149
	うち中学生	19	29	17	17	30	38	30	30	40	28	30	30	319	319
令和5年	小中高生計	43	24	27	27	53	38	43	52	54	61	37	42	513	471
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13	12
	うち中学生	14	9	11	12	12	14	12	19	11	22	9	11	153	142
対前年増減率(月別) <6-5>	小中高生計	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347	317
	うち小学生	-1	18	0	-6	3	15	5	-12	2	-21	8		-31	11
	うち中学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0		1	2
対前年増減率(月別) <6/5>	小中高生計	4	4	-1	4	4	1	5	-9	1	-11	5		-4	7
	うち小学生	-7	15	1	-9	-1	14	0	-3	-3	-8	3		-28	2
	うち中学生	-2.3%	75.0%	0.0%	-11.3%	7.7%	39.5%	11.6%	-23.1%	3.7%	-34.4%	21.6%		-6.0%	2.3%
対前年増減率(月別) <6/5>	小中高生計	66.7%	-100.0%	-	-50.0%	0.0%	-	0.0%	-	-	-66.7%	0.0%		7.7%	16.7%
	うち小学生	28.6%	44.4%	-9.1%	33.3%	44.4%	7.1%	41.7%	-47.4%	9.1%	-50.0%	55.6%		-2.6%	4.9%
	うち中学生	-26.9%	107.1%	6.3%	-23.1%	-3.4%	58.3%	0.0%	-9.1%	-7.0%	-22.2%	11.1%		-8.1%	0.6%

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値

小中高生の自殺者数月次推移(男女別)

令和6年12月16日現在

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年 (暫定値)	小中高生計	42	42	27	47	42	53	48	40	56	40	45		482
	男子計	18	17	11	21	15	26	22	24	26	20	21		221
	女子計	24	25	16	26	27	27	26	16	30	20	24		261
	小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1		14
	男子	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1		8
	女子	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0		6
	中学生	18	13	10	16	13	15	17	10	12	11	14		149
	男子	6	6	3	6	2	7	9	7	6	4	5		61
	女子	12	7	7	10	11	8	8	3	6	7	9		88
	高校生	19	29	17	30	28	38	30	30	40	28	30		319
令和5年 (確定値)	男子計	10	11	8	15	12	19	12	17	18	15	15		152
	女子計	9	18	9	15	16	19	18	13	22	13	15		167
	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37		471
	男子計	21	18	16	24	19	23	18	25	22	30	20		236
	女子計	22	6	11	29	20	15	25	27	32	31	17		235
	小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1		12
	男子	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0		4
	女子	2	0	0	2	1	0	1	0	0	1	1		8
	中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9		142
	男子	7	5	7	2	6	7	6	9	4	10	5		68
R6-R5	女子	7	4	4	10	3	7	6	10	7	12	4		74
	高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27		317
	男子	13	12	9	22	13	16	12	16	18	18	15		164
	女子	13	2	7	17	16	8	18	17	25	18	12		153
	小中高生計	-1	18	0	-6	3	15	5	-12	2	-21	8		11
	男子計	-3	-1	-5	-3	-4	3	4	-1	4	-10	1		-15
	女子計	2	19	5	-3	7	12	1	-11	-2	-11	7		26
	小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0		2
	男子	1	-1	0	0	1	0	1	0	2	-1	1		4
	女子	1	0	0	-1	-1	0	-1	0	2	-1	-1		-2
	中学生	4	4	-1	4	4	1	5	-9	1	-11	5		7
	男子	-1	1	-4	4	-4	0	3	-2	2	-6	0		-7
	女子	5	3	3	0	8	1	2	-7	-1	-5	5		14
	高校生	-7	15	1	-9	-1	14	0	-3	-3	-8	3		2
	男子	-3	-1	-1	-7	-1	3	0	1	0	-3	0		-12
	女子	-4	16	2	-2	0	11	0	-4	-3	-5	3		14

※ 令和5年は確定値、令和6年は暫定値

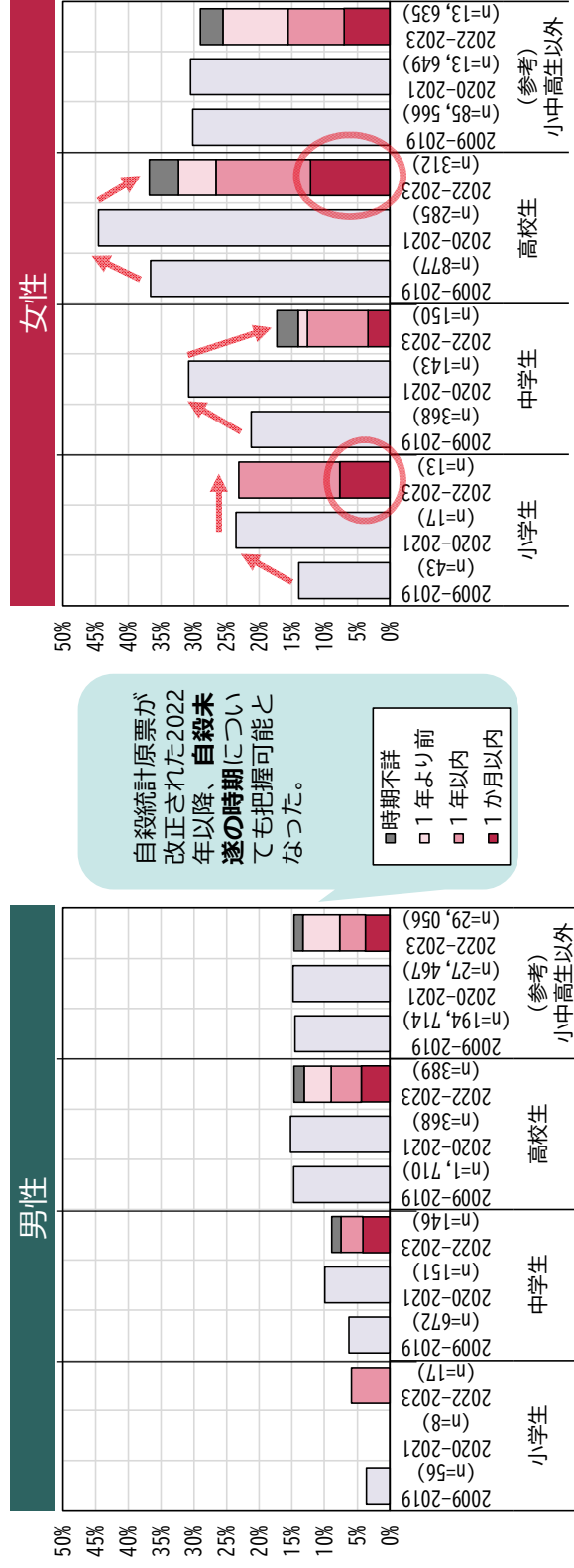
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

第2章 こどもの自殺の状況と対策⑤ 小中高生の自殺者における自殺未遂歴

令和6年版自殺対策白書

- 小中高生の自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者における**自殺未遂歴ありの割合の推移**をみると、
 - 女性は、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合が上昇している。
 - 女子小学生は、自殺者急増後も自殺未遂歴ありの割合が横ばいで推移している。
- 2022年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。

性別、期間別にみた小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合



都道府県別の小中高生の自殺者数（令和元年～令和5年の累計）

令和6年3月29日現在

北海道	103人	東京都	297人	滋賀県	27人	香川県	15人
青森県	18人	神奈川県	118人	京都府	34人	愛媛県	20人
岩手県	25人	新潟県	39人	大阪府	141人	高知県	15人
宮城県	44人	富山県	12人	兵庫県	124人	福岡県	97人
秋田県	14人	石川県	21人	奈良県	38人	佐賀県	15人
山形県	27人	福井県	15人	和歌山県	11人	長崎県	14人
福島県	40人	山梨県	23人	鳥取県	3人	熊本県	29人
茨城県	53人	長野県	41人	島根県	15人	大分県	16人
栃木県	57人	岐阜県	40人	岡山県	40人	宮崎県	30人
群馬県	32人	静岡県	72人	広島県	55人	鹿児島県	33人
埼玉県	151人	愛知県	157人	山口県	25人	沖縄県	18人
千葉県	140人	三重県	37人	徳島県	7人	全国計	2,398人

※ 発見日、発見地集計

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和7年度当初予算案：32.1億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)であり、依然として高い水準で推移している深刻な状況にあることを踏まえ、電話・SNSを活用した相談体制等の強化を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、多職種専門家で構成される「こども・若者の自殺危機機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

地域におけるこども・若者等の自殺危機機への対応強化 (令和6年度補正予算：20.3億円)

- 「こども・若者の自殺危機機対応チーム」の立ち上げ等への支援
- 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

令和7年度当初予算案40.3億円(令和6年度当初予算38.9億円)

【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32.1億円	(30.5億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円	(1.2億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. ゲートキーパー基盤整備事業費	0.2億円	(0.3億円)
3-3. その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

※令和6年度補正予算

地域自殺対策強化交付金

20.3億円

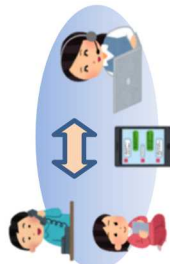
2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和7年度当初予算案：1.1億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターが必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

3. 自殺対策に関する調査研究等の推進 (令和7年度当初予算案：7.1億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施

電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機機対応チーム
による支援の実施



ゲートキーパーの
養成・支援



地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和7年度当初予算案 32億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

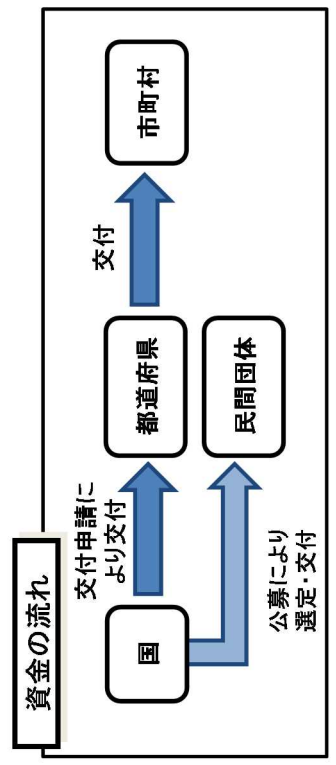
交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

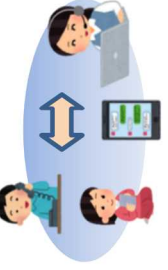
- <①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け） 交付率：1/2,2/3,10/10>
 - 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）
 - 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
 - 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
 - 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援等
 - こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施等
- <②自殺防止対策事業（民間団体向け） 交付率：10/10>
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援等

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円の内数

(38億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 32億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局：地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者：次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了：地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援：
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組みむ都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

自殺対策に関する調査研究等の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線4261）

令和7年度当初予算案 6.0 億円（6.0 億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

2 事業の概要

【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

- 自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。
- 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につなげる調査研究を推進する。

【調査研究・検証を行う者に対する助成】

- 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。（革新的自殺研究推進プログラム）

【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

- 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

- 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

- 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

- 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

① 施策の目的

・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
 ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

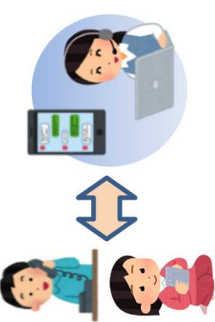
I	II	III
		○

② 対策の柱との関係

③ 施策の概要

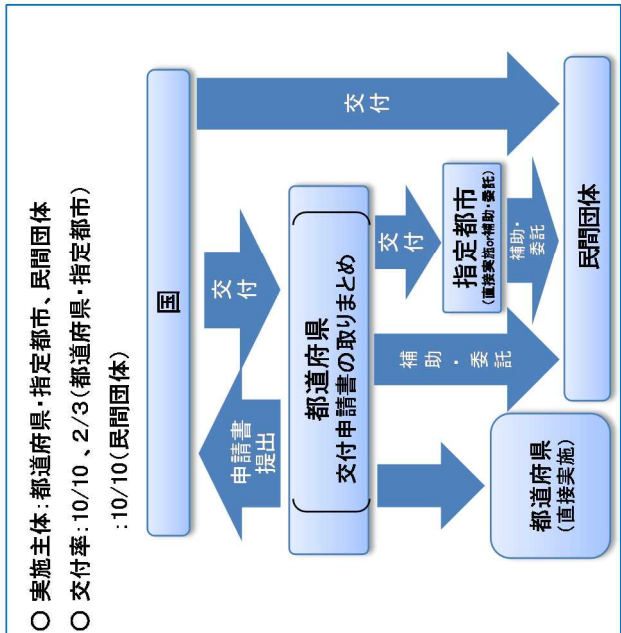
I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

- (1)「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援
- ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援
 - (2)地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援



II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件 (対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

第6 困難な問題を抱える女性への支援の推進について

(女性支援室)

1 困難な問題を抱える女性への支援について

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」という。)に基づき、厚生労働省においては国の基本方針(※1)や各種ガイドライン等(※2)の策定、各種女性支援事業の実施のほか、より多くの支援対象者を支援に繋げ、女性支援新法に基づく新たな支援を定着・推進するために、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル#8778(はなそう なやみ)の開設、女性支援特設サイト(あなたのミカタ)の運営、全国フォーラムの開催等を行っている。

(※1)「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号)

(※2)「女性支援事業の実施について」(令和6年3月18日付社援発0318第60号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「女性支援事業実施要綱」の別添1～4

今後、女性支援新法の理念にのっとり、困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた支援をさらに強化していくためには、官民協働等による切れ目ない包括的な支援体制の構築や、女性支援を担う人材の育成や支援機関における支援の質の向上等に向けた取組を推進していくことが不可欠である。

このため、令和7年度における女性支援事業は、下記について重点的に取り組むこととしているので、各自治体においてはご了知のうえ、積極的に事業の実施や取組の推進に努めていただくようお願いする。

(1) 民間団体との協働による支援の推進

女性支援新法に基づく「官民協働等による切れ目のない女性支援」の一層の推進を図るため、後述する「官民協働等女性支援事業」を令和7年度予算案に計上している。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用し、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、早期発見からアフターケアまで一貫した支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに積極的に対応する支援体制の構築に向けた取組を推進するよう

お願いする。

なお、支援を行うことができる民間団体が少ない自治体においては、後述する「民間団体支援強化・推進事業」の活用等により、女性支援を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の掘り起こしや育成に関する支援等を行うことについて検討いただくようお願いする。

(2) 女性相談支援員の配置促進、処遇の確保等

ア 女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員として、女性支援新法では都道府県においては必置、市町村においても配置に努めるものとされている。支援対象者の身近な所で、寄り添いながら、きめ細かな支援が行われるよう、都道府県においては、女性相談支援員未配置市町村に対し、その配置を働きかけていただくようお願いする。

また、女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。

加えて、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等に当たっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。
- ② 財政上の制約を理由として、期末手当や勤勉手当の支給を抑制しないこと。

について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。なお、2(3)に記載の「女性相談支援員活動強化事業」の活用も積極的に検討されたい。

イ また、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中で、精神

疾患を抱える女性への支援や共同親権(民法改正)に関する相談対応など、女性相談支援員や女性相談支援センター及び女性自立支援施設の支援員は、専門的かつ新しい知識と相談技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、女性相談支援員が職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告(※)されている。

(※) 令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」報告書

このため、令和7年度予算案において、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進することとしているので、各自治体においてはご了知のうえ、事業の実施について積極的に検討いただくようお願いする。

ウ 昨年度、女性相談支援員の専門性の向上を図ることを目的として、女性相談支援員養成研修シラバスを策定したところ、本シラバスに基づく研修教材を現在作成しているところである。各自治体におかれては、本カリキュラムを活用いただきながら、女性相談支援員の専門性の向上等に取り組んでいただくようお願いする。

(3) 国の研修体系の見直し

女性支援新法第18条に基づき、令和7年度より、国の研修体系を見直し、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施することとしている。

具体的な研修内容等については追って連絡するが、特に、女性支援関係機関の支援職員等向けに行うことを予定しているブロック別研修(北海道・東

北ブロック、関東・甲信越ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック）では、開催地の決定や運営等にあたって、都道府県のご協力をいただきたいと考えているのでよろしくお願いします。

（４）権利擁護及び質の評価の仕組みの検討

女性支援新法附則第２条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和６年度は女性自立支援施設に関する第三者評価基準等を策定することとしている。各都道府県においては、当該基準に基づく第三者評価の受審を積極的に検討されたい。

また、令和７年度においては、女性相談支援センター一時保護所の第三者評価基準の策定等について、検討を進めることとしており、検討に当たっては、各自治体に対する調査等を行う場合があるため、予めご承知いただくようお願いする。

２ 令和７年度当初予算案等について

（１）官民協働等女性支援事業【新規】

「官民協働等女性支援事業」は、様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施するのに必要な費用を補助するものである。本事業は、現行の「若年被害女性等支援事業」を再編し、次の下線部分の支援について新たに補助対象とするものである。

【事業の概要・スキーム】

- ① 困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施（アウトリーチ支援・SNS相談支援）
- ② 一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施（居場所の確保）

- ③ 継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施（自立支援）
- ④ 自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所の提供（ステップハウス）
- ⑤ 電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援（アフターケア）
- ⑥ 関係機関連携会議
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ⑦ 支援体制強化（ＩＣＴ導入支援）
①～⑤の実施に際し、ＩＣＴを活用した支援の導入や情報管理等を実施

※ 留意事項

- ・ 支援対象者については、「若年女性」に限定するものではないこと
- ・ 必須事業である「関係機関連携会議」は、既存の会議（支援調整会議を含む）を活用することも可能であること
- ・ アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援、ステップハウス、アフターケアについては、取組毎に民間団体へ委託等することも可能であること

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2 （都道府県・市町村 1 / 2）

（２）女性自立支援施設通所型支援モデル事業【拡充】

「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」は、本来女性自立支援施設への入所が望ましい者であっても、特に若年女性や、同伴児のいる女性などについては、本人の同意が取れず、入所に繋がらないケースが少なくないため、そういった者に対し、施設の専門性を生かし、入所せずとも通所で支援できる体制を構築することを目的としたものであり、令和６年度より実施している。具体的には、

- ・ 施設における日中活動を通じた居場所の確保や生活習慣の定着支援の実施
- ・ 通所による心理療法の実施
- ・ 当事者同士の交流の場を提供するなどといったピアサポートの実施
- ・ 施設の生活体験

等に必要な費用を補助するものであるところ、女性自立支援施設が住所を秘匿としている場合も多いことに鑑み、令和7年度予算案においては、通所型支援実施のための場所を借りる場合の賃借料補助を新設することとしている。

都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内の女性自立支援施設等への周知について、ご協力をお願いする。

＜実施主体＞都道府県

＜補助率＞国 3 / 4

（３）女性相談支援員活動強化事業【拡充】

「女性相談支援員活動強化事業」は、都道府県及び市町村が女性相談支援員を配置する場合に必要な費用の補助を行うものである。

これまで、女性相談支援員の処遇を確保し、専門性の向上を図るため、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給できるよう処遇改善を実施しているところであるが、令和7年度より、女性相談支援員の質の向上、業務における心理的負担の軽減や職場環境の整備のためのスーパービジョン整備事業を実施することとしており、積極的に活用いただくようお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

（４）困難女性支援活動・DV対策機能強化事業【拡充】

「困難女性支援活動・DV対策機能強化事業」は、困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発
- ・ 夜間休日の電話対応及びSNSを活用した相談支援
- ・ 女性相談支援センターにおける弁護士による法的相談
- ・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした各種研修の開催
- ・ 女性自立支援施設入所者への地域生活移行支援（ステップハウス）
- ・ 女性自立支援施設退所者への相談支援（アフターケア）

等に必要な費用を補助するものである。

令和7年度より、女性相談支援センター・女性自立支援施設職員へのスーパービジョンに必要な費用を補助する事業を実施することとしており、積極的に活用いただくようお願いする。

＜実施主体＞事業により異なる。

＜補助率＞国 1 / 2 （地方負担割合は、事業により異なる。）

（５）ＤＶ被害者等自立生活援助事業

「ＤＶ被害者等自立生活援助事業」は、一時保護所退所後のＤＶ被害女性が、地域で自立した生活を継続して送られるよう、民間団体が運営するＤＶシェルター等を活用し、自立支援やアフターケアを行う場合に必要な費用を補助するものである。

それぞれの民間団体の特徴や強みを生かした柔軟な事業実施が可能なものであることから、積極的に活用いただくようお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市（特別区含む）

＜補助率＞国 1 / 2 （都道府県・市 1 / 2）

（６）民間団体支援強化・推進事業

「民間団体支援強化・推進事業」は、民間団体との協働による支援の実施に向け、民間団体の掘り起こしや育成等を行う場合に必要な費用を補助するものである。

具体的には、

- ・ 女性支援を行っている民間団体の調査や外部有識者等を含めた会議体を設け、団体の掘り起こし策等の検討を行うこと
- ・ 民間団体の育成を目的とした、民間団体へのアドバイザー派遣や、他の民間団体での実地訓練などの取り組み
- ・ 相談支援や自立支援に関する立ち上げ支援

により、民間団体を発掘・育成を図るものである。

なお、新たな団体の立ち上げに限らず、他分野で活動している団体を活用する場合においても補助対象となるため、積極的な活用をお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国 1 / 2 （都道府県・市町村 1 / 2）

（７）困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」は、

- ・ 都道府県基本計画の見直しや、市町村計画の策定
- ・ 女性相談支援員等の専門職の採用活動
- ・ 自治体における I C T の利活用
- ・ 女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設における入所等の生活向上を図ることを目的とした軽微な改修
- ・ 身元保証人に係る損害保険契約の保険料
- ・ 施設間の交流研修

等に必要な費用を補助するものであるため、積極的に活用いただきたい。

（８）困難な問題を抱える女性支援連携強化事業

「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業」は、円滑に支援調整会議の設置・運営が行われるよう、必要な費用の補助を行うものである。

女性支援新法の施行に伴い、令和 7 年度より補助率の見直しを行っているので留意いただくようお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国 1 / 2 （都道府県・市町村 1 / 2）

（９）女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金【拡充】

「女性保護事業費負担金」は、女性相談支援センターが、DV 被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用を負担するものである。

「女性自立支援事業費補助金」は、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用を補助するものである。

令和 7 年度予算案においては、女性自立支援施設における自立に向けた支

援を強化するため、新たに

- ・ 就職又は進学にかかる資格取得
- ・ 就職に際し必要な被服、家具什器等の購入
- ・ 学習塾等の利用

等に必要な予算を盛り込むとともに、

- ・ 女性自立支援施設の第三者評価事業の受審にかかる経費
- を計上しており、積極的に活用いただくようお願いする。

なお、令和6年人事院勧告にともない、令和7年4月1日より地域手当の級地区分等が見直されることから、女性保護事業費負担金及び女性自立支援事業費補助金の要綱においても人事院勧告の改正内容を反映する予定としているため、ご了解いただきたい。

(10) 女性相談支援センター運営費負担金

「女性相談支援センター運営費負担金」は、女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護に必要となる通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担するものである。

(11) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）においては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニューについて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために同交付金を追加する旨が盛り込まれた。

各自治体においては、「重点支援地方交付金を活用した女性自立支援施設及び救護施設等の支援について」（令和6年12月6日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・保護課保護事業室・地域福祉課事務連絡）をご確認いただき、女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所等における光熱水費や食材料費の高騰に対する支援や施設整備における資材費及び施設の維持管理費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、積極的に同交付金の活用についてご検討いただ

きたい。

(12) 社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）

「社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）」は、女性支援新法に基づき、都道府県又は女性相談支援センター設置市における女性相談支援センター一時保護所の整備に必要な費用、及び都道府県又は社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の整備に必要な費用を補助するものである。

令和３年度から令和７年度までの５か年は、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月１１日閣議決定）に基づき、施設の耐震対策等の整備（耐震化対策、非常用自家発電設備、ブロック塀等対策及び水害対策）を推進することとしているため、当整備費補助金の活用等により、通常整備と併せて耐震化対策等の整備についてご検討いただきたい。

(13) 補助金の適正な執行について

国庫補助金については、事業目的と異なる他の用途へ使用されることや、複数の国庫補助金で重複して同一対象経費に充てられることがないように徹底することが必要である。

そのため、補助金の申請及び実績報告に当たっては、

- ・ 事業の実施者（委託先及び補助先を含む）において、当該国庫補助事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）が行われていないか確認すること
- ・ 他の事業が行われている場合は、国庫補助事業の対象経費が、他の事業との間で適切に区分又は按分されているかを確認すること
- ・ 複数の事業に共通して従事している職員等や、共通して使用されている物件等がある場合は、当該共通の職員等や物件等に関する経費について、区分又は業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理すること

等について徹底いただくようお願いする。

3 その他

(1) 関係支援機関や他の支援制度との連携・協働

- ア 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を踏まえ、自治体・公的支援機関・民間団体間の緊密な連携や協働に向けた調整を積極的に行うようお願いする。また、これらの連携や協働に当たっては、基本計画の策定や支援調整会議の設置が重要であるところ、これらの取組について、都道府県はもとより市町村においても実施されるよう、管内自治体へ働きかけや助言を行っていただくようお願いする。
- イ 女性が抱える複合化・複雑化している困難な問題への支援に当たっては、こども施策や、生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策の関係機関、医療機関等との連携が重要である。このため、関連通知(※)において、具体的な連携方法として、担当部局間や支援機関間の日常的な情報共有や、連絡調整担当の設定、双方の制度の理解のための合同研修の実施、各制度の関係機関と女性支援機関との連絡先の共有、支援調整会議等を通じた連携等をお示ししており、内容についてご了知いただくとともに、積極的な連携に向けた取組を行っていただくようお願いする。

(※) 「こども施策と女性支援施策との連携について」(令和5年9月1日社援女発0901第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・家庭福祉課長通知)「困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」(令和6年6月24日社援女発0624第1号・社援地発0624第3号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・地域福祉課長通知)、「女性支援施策と精神保健医療福祉施策の連携について」(令和6年7月4日社援女発0704第1号・障精発0704第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)

(2) 悪質ホストクラブ問題

悪質ホストクラブ問題をめぐっては、昨年12月に警察庁の検討会においてとりまとめられた「悪質ホストクラブ対策に関する報告書」において、風営適正化の改正も含めた対応が提言されるとともに、「同法に基づく規制、取締りのみならず、関係機関相互で緊密に連携の上、被害予防、被害者支援等を含め

た多角的な取組を一層推進する必要がある」とする対策の方向性がまとめられたところである。

被害に遭われた方それぞれの事情に応じて、関係機関が連携しながら支援を行っていくことが重要であるが、どこに何を相談して良いか分からない方については、まずは、女性相談支援センターを最初の相談窓口として対応いただくようお願いする。

また、相談者の中には、居住地の都道府県以外の女性相談支援センターに連絡される場合もあるが、他の都道府県に在住する者から相談があった場合についても、居住地の都道府県の相談窓口又は専門機関の窓口をご紹介いただくなど、適切な相談窓口に繋いでいただくよう配慮をお願いする。

併せて、「悪質ホストクラブに関する相談受付件数調査について」（令和5年12月8日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）において依頼しているとおり、女性相談支援センターにおいて受け付けた悪質ホストクラブ問題に関する相談件数について、毎月5日までに前月分の状況をご報告いただくよう引き続きご協力をお願いする。

（３）「民法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組

共同親権の内容を含む「民法等の一部を改正する法律」の施行に向けて、国では周知用のパンフレット等を作成したところであるが、今後もＱ＆Ａ形式での解説資料の作成や研修会等の実施を予定しているのでご了知いただくとともに、管内市町村等への周知につきご協力をお願いする。

（４）外国籍を有する女性等への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関しては、令和5年3月に公布した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、女性支援新法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象となる旨をお示している。

各自治体においては、国籍や在留資格の有無を問わず、必要な支援を提供いただくようお願いする。

(5) 人身取引被害者支援

人身取引被害者への支援については、人身取引対策行動計画に基づき、関係機関と連携・協力を図りながら対応いただいているところである。引き続き、人身取引被害者の保護に当たっては、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うきめ細かい支援を行っていただくようお願いする。

また、「婦人相談所及び児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について」（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）において、人身取引被害者の保護を行った場合は、その都度ご報告いただくよう依頼しているため、遅漏のないようお願いする。

(6) 「かにた婦人の村」

「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の女性自立支援施設である。本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる心身の回復及び生活や就労等自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

また、本施設については、令和6年11月末に改築整備が完了し、令和6年12月16日より供用を開始したところである。改築整備にかかる費用負担の考え方については、「長期入所施設「かにた婦人の村」の改築整備に係る各都道府県の費用負担額について」（令和6年6月26日事務連絡）を確認いただくとともに、今後当該施設に入所措置を検討している場合は、費用負担の関係から、事前に東京都担当者にも連絡するようお願いする。

(7) 災害時の備蓄

各自治体においては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、女性自立支援施設等の災害対策に万全を期するよう指導が行われているものと承知しているが、災害時における利用者への支援継続のため、飲料水や食料等の備蓄等についても必要な対策を講じるようお願いする。なお、「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平

成 30 年 10 月 19 日事務連絡)において、災害に備えて点検すべき事項(例)をお示ししているので参考にされたい。

(8) 栄養士法の改正に伴う女性自立支援施設の設備基準の改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)による栄養士法(昭和22年法律第245号)の改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)が改正され、令和7年4月1日より施行される。この改正事項は、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準であることから、ご対応に遺漏なきようお願いする。

(9) 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」

令和6年1月より、厚生労働省の補助金事業により、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を公開したところであるが、本サイトでは、各地域の支援窓口や支援内容に関する情報、女性が抱える悩みごとの相談窓口や支援内容、女性支援に関するコラム・インタビュー記事のほか、支援機関・支援者向けに、各種通知や調査研究の成果物、広報素材等を掲載している。都道府県においては、支援を必要とする方や支援機関、支援者に対する積極的な周知について、ご協力をお願いする。

(10) 全国フォーラム

令和6年12月に、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設及び民間団体等の関係機関同士のネットワークを構築するとともに、社会における女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「第2回女性支援新法全国フォーラム」を開催したところである。本フォーラムの動画や資料については、「あなたのミカタ」に掲載しているため、ご確認いただくようお願いする。

第7 矯正施設退所者等への地域生活定着支援について（総務課）

1 地域生活定着支援の現状及び課題について

犯罪をした人等は、その背景に虐待、貧困、孤独・孤立等の様々な生きづらさを抱えていることが少なくない。それらを解きほぐし、生きづらさに寄り添った支援を行っていくことは、地域共生社会の実現にとって重要な課題の1つである。

この課題に対応するため、地域生活定着促進事業において、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）が、「①コーディネート業務」、「②フォローアップ業務」、「③被疑者等支援業務」、「④相談支援業務」、「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の5つの業務を通じ、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図っているところである。

様々な生きづらさを抱えた人等への支援を行うためには、センターが孤軍奮闘するのではなく、関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークを構築し、地域の総合力を生かした事業を実施していくことが重要である。

しかし、現状では、一部のセンターにおいて、官民協働の支援ネットワークの構築が進みつつあるものの、全国的な傾向として、重層的支援会議や（自立支援）協議会等といった既存の各種協議体に参加しているセンター数は、再犯防止推進協議会を除き、半数未満であるという調査研究結果が示されている。また、その結果、センター間の年間支援件数における最大と最小の差が、約14倍の地域差として生じているという状況にも現れているものと考えられる。

2 令和7年度の取組について

（1）令和7年度予算（案）について

令和7年度予算（案）においては、これまでの取組に加え、実施を必須としている「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務を、全てのセンターにおいて確実に実施できるよう、新たに「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を追加した。

（2）官民協働の支援ネットワークの構築強化等について

ア 官民協働の支援ネットワークの構築強化

官民協働の支援ネットワークの構築強化においては、以下のような取組を行うことで、各種協議会とセンターとの連携を通じた支援ネットワークの構築強化を図るようお願いしたい。

まずは、都道府県におかれては、各都道府県内のどの市町村にどういった協議会があるのか、どの部署がその窓口となっているのかをリスト化するなど、セン

ターが行う支援ネットワークの構築強化に係るバックアップをお願いしたい。その上で、都道府県とセンターにおいて、適宜、支援ネットワークの構築強化に係る情報の整理・共有や具体的な連携手法の検討等を協働して行う。

次に、都道府県内全域の各種協議会と具体的に連携するに当たっては、例えば、北海道札幌センターが旭川市の基幹相談支援センターとの連携から、旭川市自立支援協議会との協働へと発展し、啓発研修や事例検討、個別支援等といった多様な取組を、効果的かつ一体的に図っているように、その市町村で特徴的な協議会に焦点を絞って接触を図るなど、地域の実情を考慮して連携し、支援ネットワークを構築強化する。

なお、センターが市町村や各種協議会等と接触を図る際には、例えば、大阪センターが大阪府との定期的な意見交換等を契機に、大阪府と大阪センターが協働し、府内の全 43 市町村への訪問（事業説明・意見交換等）を実現に結び付けたように、都道府県が市町村との連絡調整等といった橋渡し役を担い、センターと市町村との接触機会にも同行するような取組を行うなど、都道府県とセンター双方の強みが生かされるような協働をお願いしたい。

イ 協議体を活用した連携強化の推進

協議体を活用した連携強化の推進においては、以下のような取組を行うことで、各種協議会に参画する構成メンバー等への理解啓発を促し、協議体を活用した多分野・多職種による支援ネットワークの構築強化を図るようお願いしたい。

具体的には、センターと各種協議体に参画する官民・多機関の構成メンバー等が広く協働し、司法と福祉が効果的に支援ネットワークを構築していくための仕掛けとして、例えば、（自立支援）協議会による矯正施設・更生保護施設等の視察（事例検討含む）や当事者勉強会、依存症回復施設でのプログラム参加等の企画・立案をセンターが主体的に行い、共に取り組むことで、センターと協議体構成メンバーとの連携を意図的に促進させるようお願いしたい。

3 その他連絡事項

（１）都道府県補助に係る予算確保・執行について

都道府県におかれては、センターが生きづらさを抱えた人等に対して寄り添い、社会復帰及び地域生活への定着支援を続けられるよう、持続的な事業運営に資するだけでなく、実施を必須としている「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務を全てのセンターが確実に実施できるよう、各センターの業務量に応じ、必要な事業費への都道府県補助に係る予算の確保・執行をお願いする。

（２）その他

委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても考慮いただきたい。

第8 ひきこもり支援について（地域福祉課）

1 ひきこもり支援の現状

ひきこもり支援については、平成 21 年度から都道府県・指定都市において、「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、平成 30 年度には、すべての都道府県・指定都市への設置が完了している。

令和 4 年度から、ひきこもり状態にある方やその家族が、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりのため、都道府県と指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を一般の市町村にも設置できるようにするとともに、市町村の実情に応じた取組が可能となるよう「ひきこもり支援ステーション事業」を新たに創設するなど、身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、都道府県には市町村の取組をバックアップする機能を設けている。（資料参照）

また、国主体の事業として、ひきこもり支援従事者への新任研修事業も開始したところであるが、令和 5 年度からは、さらに、「現任職員（中堅・指導者）研修」として、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対するスキルアップ研修の実施や、支援者自身を支援する取組を新たに始めるなど、支援の質の向上や支援者のサポートにも取り組んでいる。

さらに、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国が主体となるひきこもり支援の普及啓発・情報発信事業「ひきこもり VOICE STATION」を実施しており、普及啓発活動にも継続的に取り組んでいる。

2 令和 7 年度の取組について

（1）令和 7 年度予算案について

令和 7 年度予算案においては、引き続き、自治体におけるひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置ための加算を創設するなど、支援体制整備の促進を図る。

また、ひきこもり支援従事者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、Slack（スラック）を活用したひきこもり支援従事者同士のコミュニケーションの場を設置し、オンライン上において有用な情報交換等を気軽に行える取組を進めている。

このコミュニケーションの場は、これまで都道府県及び指定都市のひきこもり支援業務担当者やひきこもり支援センター職員等を対象としていたが、今般、そ

の対象者を全市区町村職員等に拡充していることから、令和6年12月9日付け事務連絡「ひきこもり支援従事者コミュニケーションツールの活用について」を発出し、積極的な参加を呼びかけたところである。引き続き都道府県におかれては、管内市区町村に広く参加を呼びかけていただくとともに、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のひきこもり支援推進事業における「支援者ケア加算（国庫補助基準額2,000千円）」の積極的な活用をお願いしたい。

（令和7年度予算案）

① ひきこもり支援推進事業（拡充）

ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握などに取り組む専門職員を配置ための加算を設け、市町村による取組の促進を図る。

② ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修事業（国事業）

ひきこもり支援に携わる新任職員や中堅職員等に対して、養成研修を行い、支援者のスキルアップを図る。

③ ひきこもり支援従事者ケア事業（ひきこもり支援コミュニティ）（国事業）

全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場を Slack（オンライン）上に設けることで、支援者をフォローアップする。

④ ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（国事業）

ひきこもりに関する情報をまとめ、情報発信するポータルサイトの運用をはじめ、全国各地でのキャラバン活動の実施、イベントやパネルディスカッションの開催などを通じ、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

（2）「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」について

支援現場や関係者の指針としては、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があったが、策定後10年以上が経過していた。この間、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化してきたことから、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針づくりに取り組んできたところである。

今般の「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」では、ひきこもり状態にある本人及びその家族等に関わる全ての支援者が、伴走支援を行うにあたって共通認識として理解してほしい内容を網羅的に記載している。各自治体におかれては、このハンドブックに記載されている内容を参考とし、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援の実現に繋がるよう活用いただきたい。

(3) 市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところであるが、令和5年度末現在の取組状況は以下のとおりとなっている。

これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未実施の市町村においては、早急な取組をお願いするとともに、都道府県においては、既に体制構築を進めた市町村の取組を共有すること等、必要なバックアップをお願いしたい（令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」及び令和4年6月30日付け事務連絡「市町村プラットフォーム設置・運営状況等の周知と取組の促進について（依頼）」を参照）。

	実施自治体数	実施率
① -1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,487 自治体	85.4%
① -2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,487)	1,320 自治体	88.8%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	1,005 自治体	56.2%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,319 自治体	75.8%

※令和6年3月末時点実績

3 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）における就職氷河期世代支援の「第二ステージ」の方針に基づき、就職氷河期世代の社会参加などを集中的に支援し、令和6年度に最終年を迎えた。支援の第二ステージが終了する令和7年度からは、ひきこもり支援推進事業をはじめとした一般施策において、就職氷河期世代支援を含めて共通的な課題を抱える幅広い世代を対象とした取組を進めていくこととしているので、引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援をお願いする。

4 ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するための支援体制の推進について

過去の報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金されない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、引き続き、注意喚起をお願いする。

また、ひきこもりや不登校などの事情を抱える未成年者等を受け入れ、共同生活により自立を促すなどの事業を実施する自立支援をうたう施設で違法行為が疑われるなどにより、当該施設の代表者等が逮捕された事案も発生したところである。

これを受け、ひきこもり支援を必要とする本人やその家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするため、令和6年5月30日付け事務連絡「ひきこもり支援を行う民間事業者とのトラブルを未然防止するためのひきこもり支援体制の推進について（依頼）」を発出し、管内市区町村において、ひきこもり状態にある方やその家族等が相談可能な窓口を早期に明確化するとともに、地域住民へ窓口の周知に一層努めるようお願いしたところである。

併せて、都道府県及び指定都市においては、ひきこもり地域支援センターにおいて、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくよう引き続きお願いするとともに、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についての検討と具体化についてもお願いしたい（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）。

第9 成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）

1 成年後見制度利用促進の現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。

平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。他方、後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があるといった指摘があり、また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいないといった課題がある。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画について

令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（令和4年度～令和8年度の5年間）が閣議決定された。

第二期計画において、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等の指摘を踏まえ、「成年後見制度の見直しに向けた検討を行う」とされたこと等を受け、法務省では、令和6年2月に法制審議会民法（成年後見等関係）部会を設置し、同年4月より成年後見制度の見直しに向けた調査審議を開始した。

¹ 令和4年における認知症の高齢者は443万人、また、軽度認知障害の高齢者は558万人と推計されている。一方、成年後見制度の利用者数は令和5年12月末時点で24.9万人。

併せて、同計画では、「成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある」とされていることから、厚生労働省においては、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援策を身近なものとする各種方策の検討を進め、成年後見制度の見直しの検討等に対応して、福祉の制度や事業の見直しを検討している。また、権利擁護支援の必要性にかかわらず、単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、今後、身寄りのない者が増加する傾向を踏まえ、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応についても検討が必要であることから、これらの事項について、令和6年6月より「地域共生社会の在り方検討会議」において検討を開始した。

令和7年度においても、引き続き、成年後見制度の見直しに向けた検討や権利擁護支援策を総合的に充実するための検討、成年後見制度の運用改善等や地域連携ネットワークづくり等の各施策（以下参照）について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したK P I（以下参照）については、令和6年4月時点の進捗状況を踏まえると令和6年度末までの達成は困難な状況であるが、令和8年度までの残りの第二期計画における達成に向けて、積極的に取り組む必要がある。

また、今年度は第二期計画の中間年度であることから、現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえて個別の課題・検討を行っている。中間検証結果がとりまとめられ次第、情報提供するので留意されたい。

＜第二期計画のポイント＞

- （１）成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- （２）成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- （３）後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- （４）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。

- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

＜ＫＰＩが示されたもの 及び令和６年度末までの数値目標＞

※（ ）内は、令和６年４月時点の実績値

- ・ 市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村（1188 市町村）
- ・ 都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県（18 都道府県）
- ・ 都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県（市民後見人養成研修の実施：16 都道府県、法人後見実施のための研修の実施：22 都道府県）
- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県（43 都道府県）
- ・ 市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村（高齢者関係：申立費用 1012、報酬 1048、障害者関係：申立費用 1021、報酬 1045）
- ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1741 市町村（1358 市町村）
- ・ 都道府県による協議会設置 全 47 都道府県（37 都道府県）
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県（34 都道府県）
- ・ 市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村（1658 市町村）
- ・ 市町村による中核機関の整備 全 1741 市町村（1187 市町村）

3 令和７年度予算案及び令和６年度補正予算について

厚生労働省では、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押し、その機能を強化するとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和７年度予算案においては、

「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」として、

- ・ 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・ 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

・ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施
などの実施に必要となる予算を計上している（以下参照）。

また、今後も単身世帯の増加が見込まれる中、誰もが安心して年を重ねることが

できる社会をつくっていくため、令和6年度補正予算において、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するためのモデル事業について、各自治体の実施動向等も踏まえ、前倒して実施できるよう、事業の実施に必要となる予算を計上している（以下参照）。

各都道府県及び市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度等を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いします。

なお、令和7年度からは新たに都道府県に対する補助対象として、法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組（都道府県による市町村支援機能強化事業）を追加することを予定しているので、積極的に活用いただくよう検討をお願いします。

さらに、第二期計画では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援事業など既存の権利擁護支援策等との連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援の推進を図る必要がある。

日常生活自立支援事業については、地域によって待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に課題があることに加え、生活保護など関連諸制度との連携強化の必要性も指摘されている。とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県及び指定都市においては、令和7年度予算案に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況やその有する能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことをお願いします。

＜令和7年度予算案の概要＞

（1）都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。
 - ア：法律専門職や家庭裁判所等との定例的な協議
 - イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）
- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣
 - エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣
- ・ 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組に対して補助を行う。

【令和7年度追加】

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行

う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組
 - イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組
 - ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

（２）地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との適切な連携を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

（取組の例）

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

（３）「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間事業者等が日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 身寄りのない人等に対する、市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する仕組みづくり【身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組を含む】
- ・ 寄付等の活用や、支援困難事案等を受任する法人後見など、都道府県等の機能を強化する仕組みづくり

＜令和６年度補正予算の概要＞

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施（実施主体：市町村）

- ・ 身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組
- ・ 十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組

4 令和７年度の都道府県及び市町村における取組について

まず、都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いする。

- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

＜都道府県の役割＞

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

次に、市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 中核機関を整備すること。
- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

＜市町村の役割＞

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第 10 福祉・介護人材確保対策について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（資料第 10－1～9 参照）

（介護人材を巡る状況）

介護関係職種の有効求人倍率は 4.23 倍（2024（令和 6）年 10 月）と依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。介護職員の離職率は長期的に低下傾向にある一方、その中で離職率が低い事業所と高い事業所が二極化している。

※ 2024（令和 6）年 7 月に公表した「第 9 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」によれば、2026（令和 8）年度末には約 240 万人、2040（令和 22）年末には約 272 万人が必要とされている。なお、この数値は、市町村が推計した第 9 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護職員数を推計したものを機械的に取りまとめたものである。

高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中で、介護職員数については、2023（令和 5）年 10 月 1 日時点で約 212.6 万人（対前年△2.9 万人）となっている。人材確保が一段と厳しくなる中で、これまで以上に取組を強化していく必要があり、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援、外国人介護人材の受入の推進など総合的に取り組むことが必要である。

令和 6 年度補正予算や令和 7 年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組んで

いただきたい。

（山脈型キャリアモデルの普及促進）

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されたこと（平成 27 年 2 月福祉人材確保専門委員会報告書）を踏まえ、介護の担い手のすそのを広げつつ、質の高い介護福祉士の養成・定着等に努めてきた。

昨今、介護職の働き方が多様化し、考え方や意識も変化する中で、令和 5 年度老人保健健康増進等事業において、介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につなげる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢、複数の到達点を持つ「山脈型キャリアモデル」が示されたところ。後述の令和 6 年度補正予算事業等も活用しながら、介護現場への普及・浸透を目指した事業を実施する予定。都道府県においても本キャリアモデル構築の趣旨をご理解いただき、関係団体とも連携しながら、管内事業者への積極的にご周知いただきたい。

② 都道府県の役割（資料第 10－10～10－12）

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、介護の仕事の魅力・社会的評価向上のための情報発信、人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体、関係機関等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

（地域一丸となった介護人材確保対策の推進）

介護人材確保に向けては、例えば、福祉人材センター等を事務局にし、関係団体、都道府県労働局（ハローワーク等）、介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関、地域の経済団体等に広く参加を求め、協議会を設置し、議論しながら、施策を推進するなど、関係者が方向感と目標を共有し、

地域一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組むことが必要である。

特に、関係団体、関係機関等のネットワーク構築については、都道府県が主導して構築することが非常に重要であり、各組織と連携し、お互いの強みを発揮しあうことで更なる効果的な取組が行われるものと考えられる。これまでも、様々な連携体制の構築、取組が行われているが、具体的には、

- ・ 広島県（行政）や事業者団体、職能団体、教育委員会等で構成される「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置し、「人材マッチング」、「職場環境改善や資質向上」、「イメージ改善・理解促進」を3本柱として、様々な取組を実施。「イメージ改善・理解促進」では、若手の介護職員を中心としたワーキングチームを設置。地域の小中高大学への出前講座や、魅力発信のイベントを勢力的に行い、若者の福祉・介護分野への参入促進を図る
- ・ 静岡県福祉人材センター、静岡労働局、ハローワーク、介護労働安定センター静岡支部と日常的に連携し、連携調整会議の開催や、ハローワークへの出張相談を定期的に行うほか、介護労働安定センターで行う実務者研修と福祉人材センター主催の就職ガイダンス&ミニ就職相談会を同時開催して就職につなげやすくするなど、各機関と連携することで、効果的な人材確保につなげる等実施されているので、ご参考にされたい。

また、これらの連携体制の構築にあたっては、地域医療介護総合確保基金の活用のほか、老健局において令和6年度補正予算に計上された「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業」により、都道府県介護保険部局や、都道府県労働局（ハローワーク等）、関係団体、福祉人材センターなどが連絡協議会を設置し、各組織連携して、介護分野の求職イベント等の実施を支援する事業等についても活用を検討いただきたい。

③ 介護福祉士修学資金等貸付事業について（資料第10－13、14参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

更なる介護人材の確保・定着を図るため令和6年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（41億円）に係る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県におかれては、本補正予算のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や実務者研修の受講者、介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組んでいただきたい。

また、国から所要額調査等の際には、養成校への聞き取りを丁寧に行うなど必要な措置を講じ、必要な者が貸付を受けられるように対応を進めていただきたい。

④ 介護福祉士国家試験のパート合格導入について（資料第10－15、16参照）

少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方々の急速な増加が見込まれ、また、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等に伴い複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められている。このため、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題であるが、近年、介護福祉士国家試験受験者数は徐々に減少している状況にある。

介護福祉士国家試験については、実務経験3年等を経た実務経験ルートでの受験者が8割以上を占め、就労と国家試験受験に向けた学習の両立が課題との声があることから、今年度「パート合格の導入に関する検討会」において、質を低下させることなく、より受験しやすい国家試験のあり方について検討し、試験を3つのパートに分けて合否判定する仕組みの導入について報告書がとりまとめられた。

令和7年度試験からの導入に向け、準備を進めているため、所管の養成施設等への周知についてご協力をお願いしたい。

⑤ 国による福祉・介護人材の社会的評価向上のための取組（資料第10－17、18参照）

介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、国において介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。

これまでの全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信に加えて、今年度に引き続き、令和7年度においても、介護職自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を実施し、発信力ある事業者と連携して広く発信することで、更なる介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図ることとしている。

都道府県においては、介護のしごと魅力発信等事業ニュースレター「なるほどカイゴ」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41416.html) も参照しつつ、これらのコンテンツも積極的に活用しながら、地域医療介護総合確保基金を用いて、地域の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を進めていただきたい。（自治体の取組事例については前述の広島県の取組を参照（資料第10-10参照））

【介護のしごと魅力発信のためのポータルサイト「知る。わかる。介護のしごと」
(<https://kaigonoshigoto.jp/>) 】

現役の介護職や介護を志す学生のインタビュー、介護現場の紹介などを掲載している。また、魅力発信・理解促進を目的とした人気漫画とコラボレーションしたマンガの掲載や、雑誌記事の掲載も行っており、一部コンテンツはダウンロード、二次利用可能となっているので、地域における魅力発信・理解促進の取組でも広くご活用いただきたい。



⑥ 令和6年度補正予算を活用した取組の推進（資料第10-19、20参照）

ア 山脈型キャリアモデル普及促進について

令和6年度補正予算において、「山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業」を実施することとしている。本事業では、介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につなげる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に

対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにした、複数の到達点を持つキャリアモデル（いわゆる「山脈型キャリアモデル」）の介護現場への普及・浸透を目指し、職員の意向、事業所の目指すビジョン等を踏まえた個々のキャリアパスを構築する取組をモデル的に実施することとしており、その支援・取組の横展開を通じ、人材の離職防止・定着促進を図ることを目的としている。

本事業は、民間事業者が実施主体となり、モデル対象事業所への支援等を行うものとなるが、本モデル事業の支援・取組・成果等を取りまとめ、その取組を普及・啓発ため、取組事例の周知や研修等を実施する予定である。都道府県においても本キャリアモデル構築の趣旨をご理解いただき、関係団体とも連携しながら、管内事業者への積極的なご周知に協力いただきたい。

イ 介護未経験者マッチング機能強化モデル事業の実施について

令和6年度補正予算において、「介護未経験者マッチング機能強化モデル事業」を実施することとしている。本事業では、介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル（例：民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を有償ボランティアなどで短期・短時間で実施できる仕組み等）事業を実施し、このモデル事業の支援・横展開を通じ、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させ、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図ることを目的としており、本事業の実施についても検討いただきたい。

⑦ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県等の取組の推進（資料第10-21、22参照）

ア 地域医療介護総合確保基金の令和7年度予算について

2015（平成27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護

総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和7年度予算（案）においても、97 億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

イ PDCA サイクルの確立等について

福祉・介護人材の確保に向けて、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況等を踏まえながら、地域医療介護総合確保基金等限られた予算を効率的・効果的に活用しながら、取組を進めることが求められている。この中では、事業ごとに目標設定を行いつつ、実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から令和6年度の目標の達成状況及び令和7年度の目標設定の報告を求める予定である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成30年6月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業（支援）計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るPDCAサイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、事業ごとに適切なアウトカム、アウトプット指標の設定ができているか見直しを行うなど、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行っていただきたい。

ウ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施から研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

あわせて、令和5年度補正予算に計上された「介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業」（令和6年度予算に繰越）については、関係者間で連携し、入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行い、切れ目なくフォロー体制を構築するなどして、実際の入職にまで繋げるモデル構築を目的として、現在、事業を実施しているところであるが、本モデル事業での実施状況を老健事業によりモニタリングし、4月にはモデル事例等の成果をとりまとめる予定のため、この内容も参考にしながら、事業の手法等について検討いただきたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等に活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まった新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まった新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくよう願います。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連

合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行った。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組んでいただきたい。

エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。また、令和4年12月23日に公表した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」においても当該事業の全都道府県での実施を目標として位置づけ、取組を促進していくこととしている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に周知していただきたい。

オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダ

一研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組んでいただきたい。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組んでいただきたい。

カ 介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、令和3年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も令和3年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と一体的に実施することとしている。

両事業の実施にあたっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組んでいただきたい。

⑧ 喀痰吸引等研修の円滑な実施について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成を推進することは急務である。

そのため、都道府県が登録を行う喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関について、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成を可能としている。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、登録研修機関において実地研修を行っていない、実地研修先に医療機関を認めていないといった声があることから、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、喀痰吸引等研修に係る関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続き尽力願いたい。

（２）潜在介護福祉士の就職支援の強化（離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出の積極的活用）について（資料第 10－23、24 参照）

社会福祉法第 95 条の 3 において、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられており、また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

（参考：「福祉のお仕事の届出サイト」https://www.fukushi-work.jp/todokede/index_1.html）

当該届出制度は、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出システムは、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する

仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

令和6年度補正予算において「潜在介護福祉士等就職支援モデル事業」の計上している。この事業は、届出等を行った求職者が他産業に流れずに、介護・福祉業界に入職等をするよう、事業所訪問等を通じて事業所の状況把握を行うとともに求職者等に対しては積極的にアプローチ（電話や訪問・オンライン）を行い、求職者の性格等を考慮したきめ細かなマッチングを行うものであり、積極的に活用いただきたい（資料10-23参照）。

福祉人材センターについてはその機能強化等のために、令和6年4月4日社援基発0404第1号「都道府県福祉人材センターにおける地域の実情を踏まえた効果的な事業の実施等の促進に向けた対応について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を発出しているところである（資料10-24参照）。都道府県におかれては、これを確認の上、福祉人材センターと効果的な事業実施に向けた協議等を進めていただきたい。

（3）被災地における福祉・介護人材の確保（資料第10-25参照）

福島県相双地域等（※）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の人材不足の状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところである

が、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.4億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

(4) その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専

門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和7年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。

(Tel 042-496-3000 URL <https://www.jcsw.ac.jp/>)

- ・ 地方公共団体推薦入学試験
 - ・ 一般、有資格者、指定法人推薦入学試験
 - ・ 推薦

入学試験日	出願期間
令和7年3月1日（土） 令和7年3月9日（日）	令和7年2月3日（月）～14日（金） ※令和7年2月17日（月）～28日（金） （※早期に募集人員に達した場合は実施しないことがある。）

イ 社会福祉事業従事者に対するリカレント講座の開催

日本社会事業大学専門職大学院では、生涯学習の場として社会福祉事業従者の実践力を高めることを目的とした「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（令和7年度の実施講座及び日程等については、日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科ホームページ「リカレント講座」[\[https://www.jcsw.ac.jp/senmonshoku/recurrent/\]](https://www.jcsw.ac.jp/senmonshoku/recurrent/)を参照いただきたい。）

③ 全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）における福祉介護人材の養成
（資料第 10－26 参照）

中央福祉学院で実施している社会福祉主事、施設長、児童福祉司の資格認定の通信課程及び社会福祉法人経営者等を対象とする令和 7 年度の研修会について、資料第一のとおり開催するため周知をお願いしたい。

特に、社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）は、福祉事務所などに従事する現業員等に任用される際に必要となる資格を取得できるものであり、受講しやすくするため、令和 6 年度から集合研修（スクーリング）を 4 日間から 3 日間に短縮したところであり、多数の受講をお願いしたい。

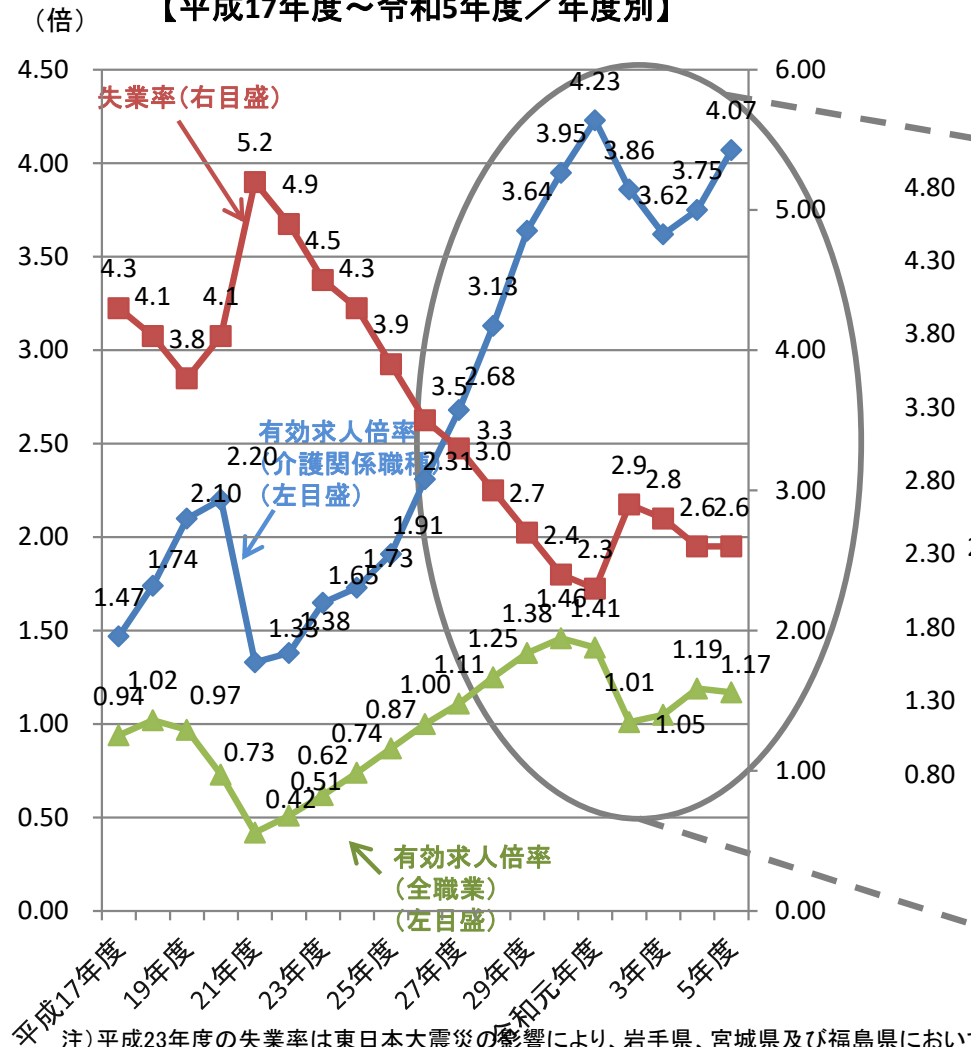
④ 福利厚生センター（ソウェルクラブ）について（URL: <https://www.sowel.or.jp/>）

社会福祉法第 102 条の規定に基づき、社会福祉事業経営者が単独では実施できない職員に対する福利厚生事業を全国規模で共同化して実施することにより、民間社会福祉事業者の福利厚生向上を図るものであり、センターの活動について承知いただくとともに周知について協力願いたい。

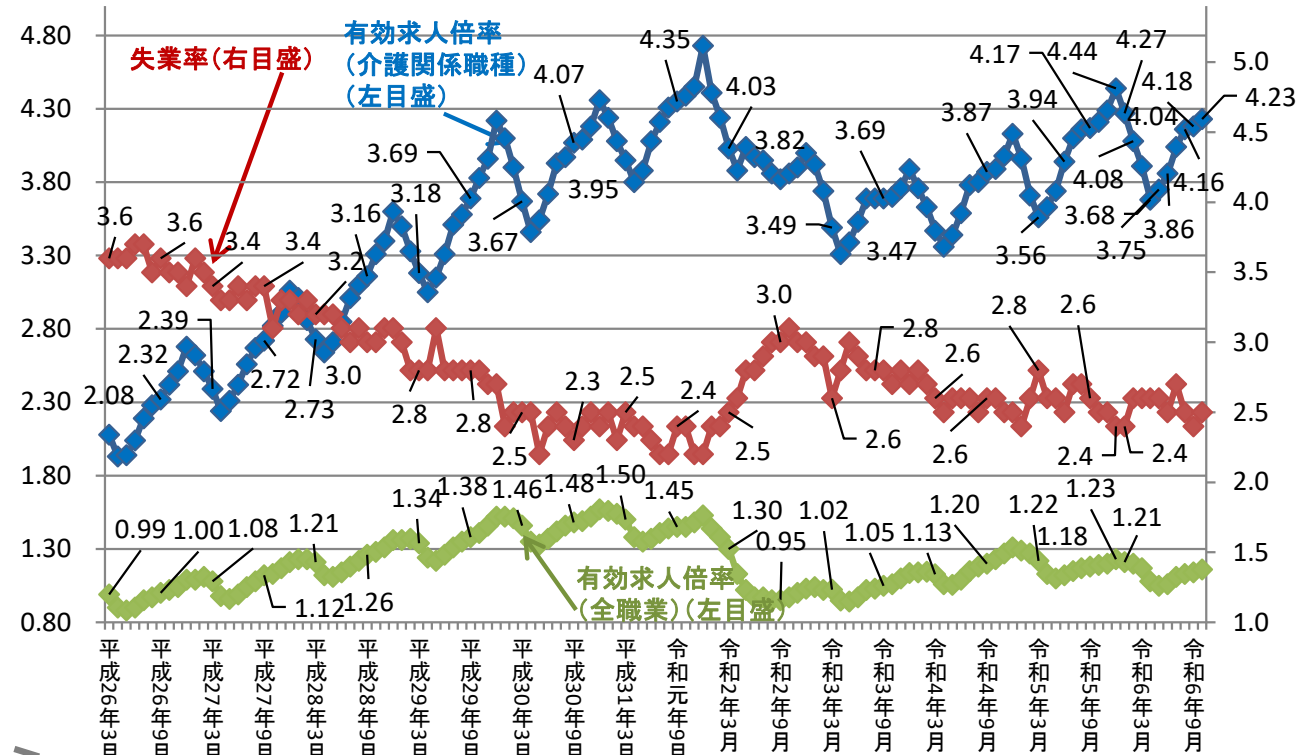
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和5年度／年度別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和6年10月／月別】



注) 平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

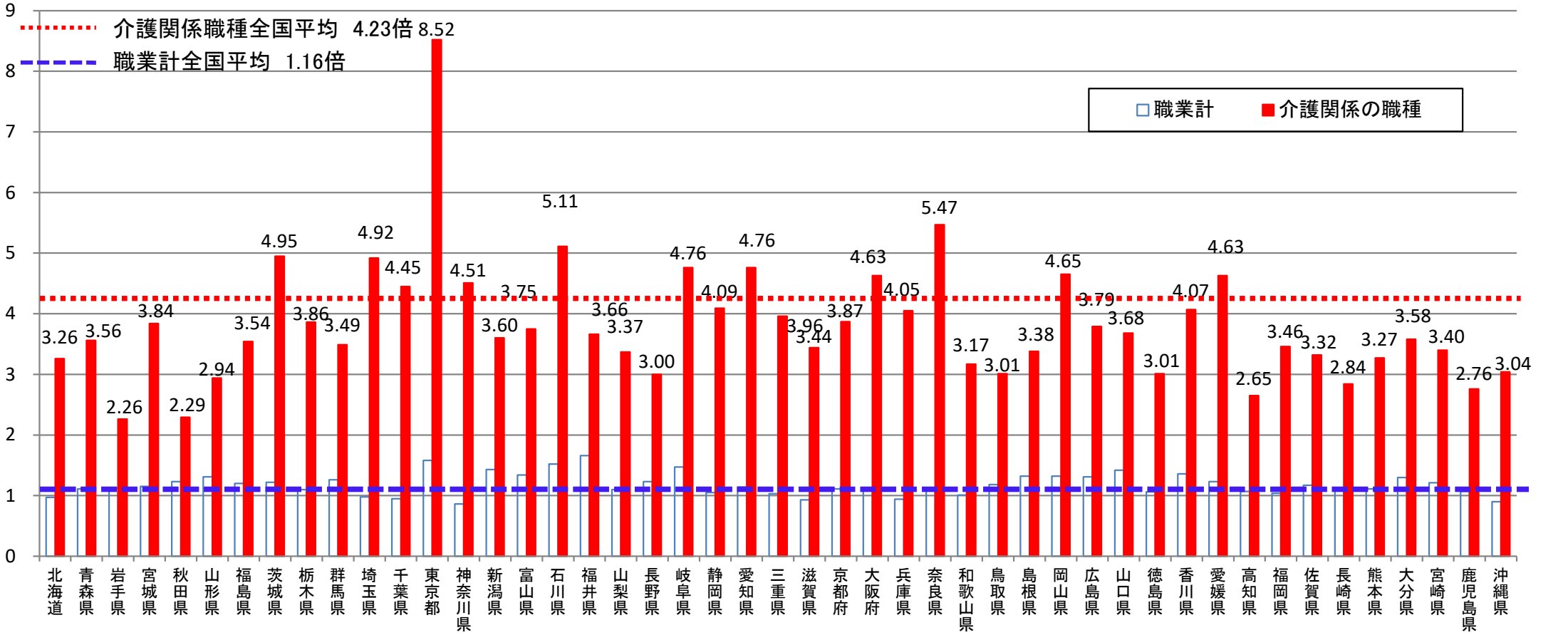
月別の失業率は季節調整値。

(※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(※3) 令和4年度までの数値は平成23年改定「厚生労働省職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービスの職業」の合計であり、令和5年度以降の数値は平成21年12月改定「日本標準職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計である。

都道府県別有効求人倍率(令和6年10月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

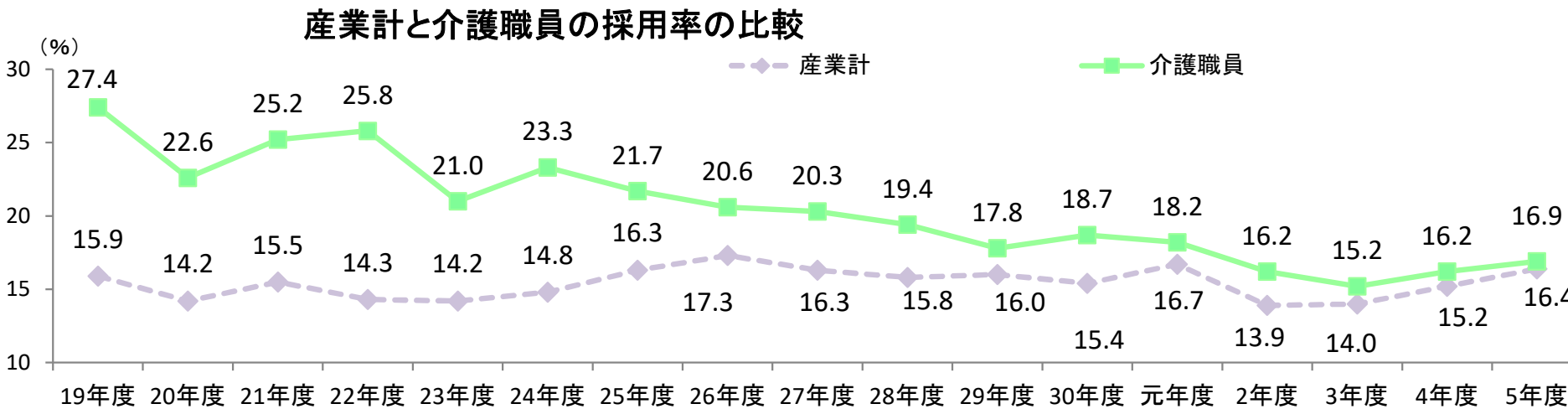
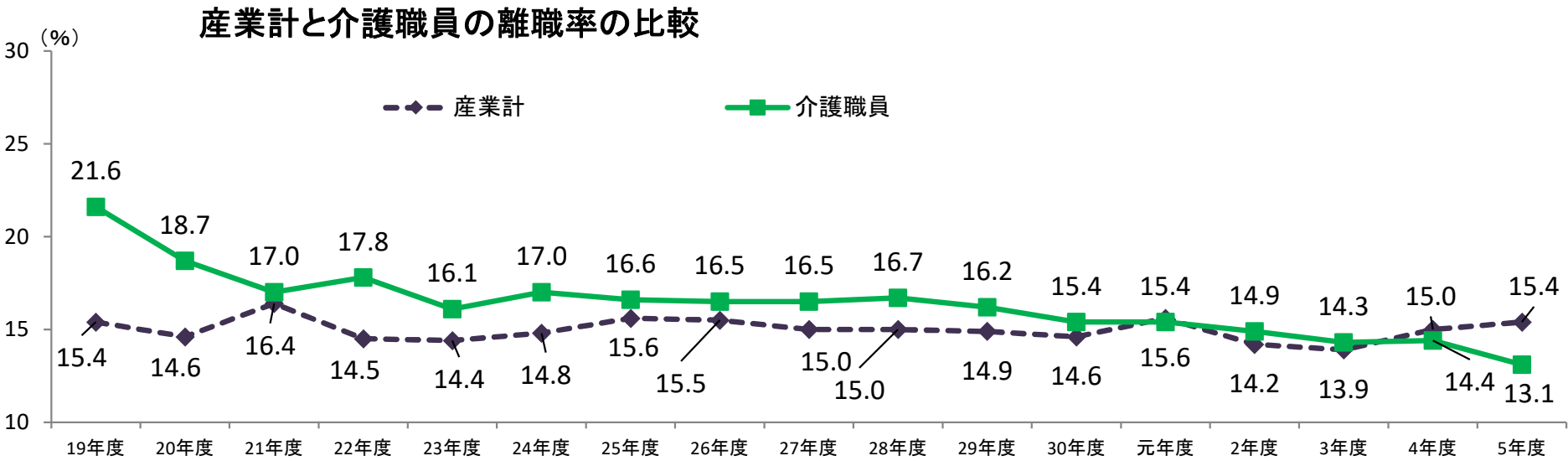
75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

離職率・採用率の状況

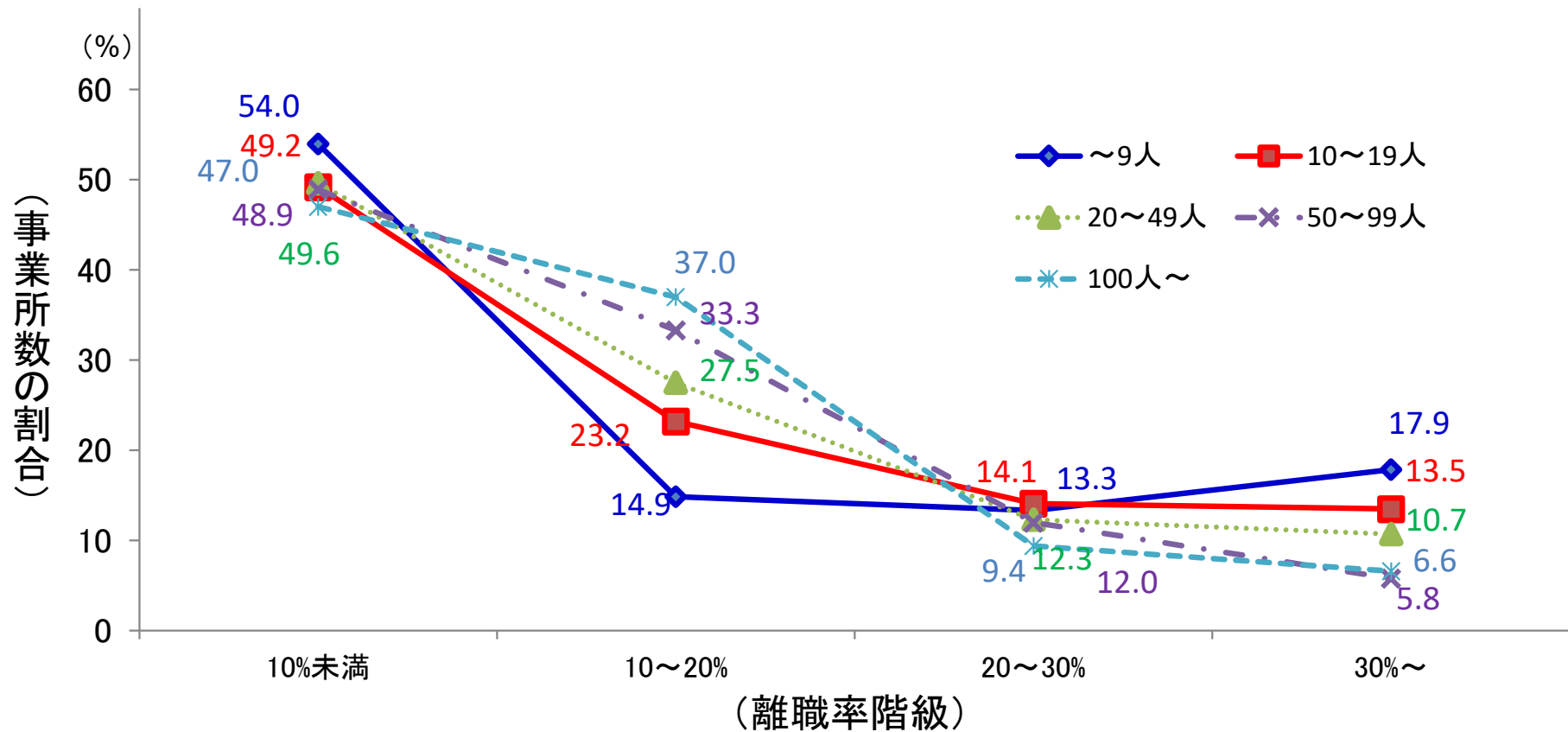
○ 介護職員の離職率は低下傾向にある。



注) 離職(採用)率＝1年間の離職(入職)者数÷労働者数
【出典】産業計の離職(採用)率:厚生労働省「令和5年雇用動向調査」、介護職員の離職(入職)率:(財)介護労働安定センター「令和5年度介護労働実態調査」

離職率階級別にみた事業所規模別の状況

○ 介護職員の離職率は、事業所別に見るとバラツキが見られ、10%未満の事業所が約5割である一方、離職率が30%以上と著しく高い事業所も約1割存在する。

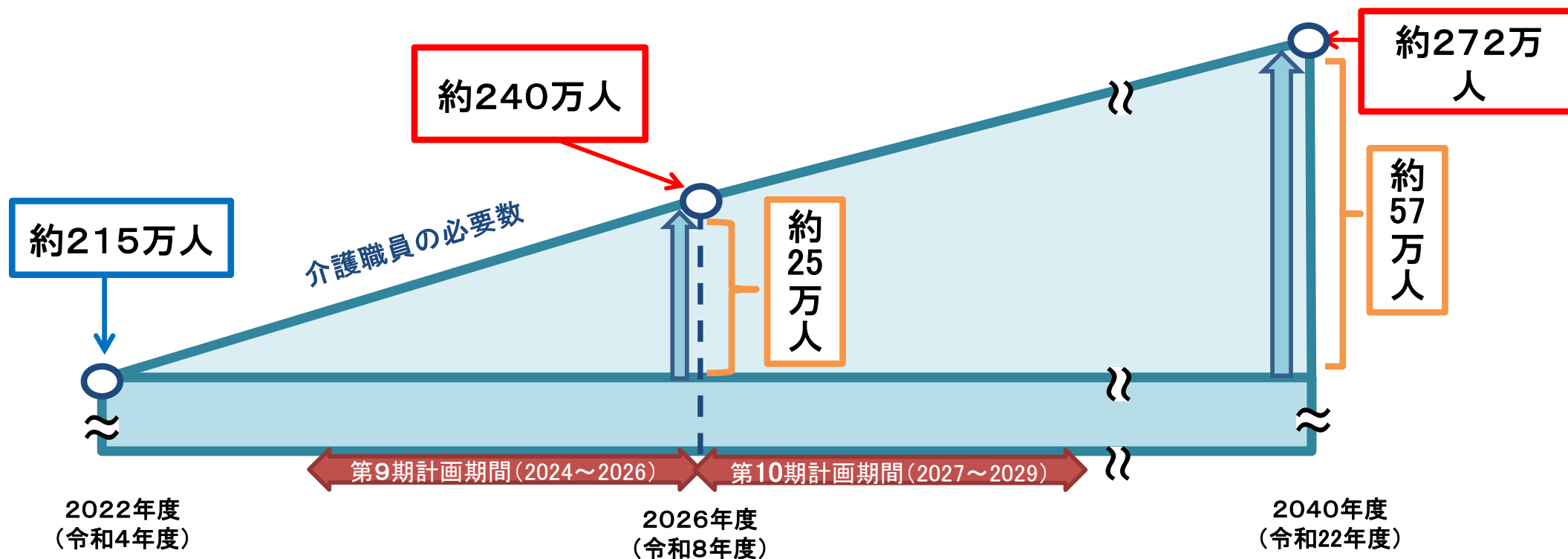


全事業所の割合	50.7%	23.2%	13.0%	13.1%
---------	-------	-------	-------	-------

注1) 離職率＝(1年間の離職者数)÷労働者数
注2) 離職率の全産業平均15.4%(厚生労働省「令和5年雇用動向調査」より)
【出典】令和5年度介護労働実態調査(公益財団法人 介護労働安定センター) 122

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
- ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））
- となった。 ※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



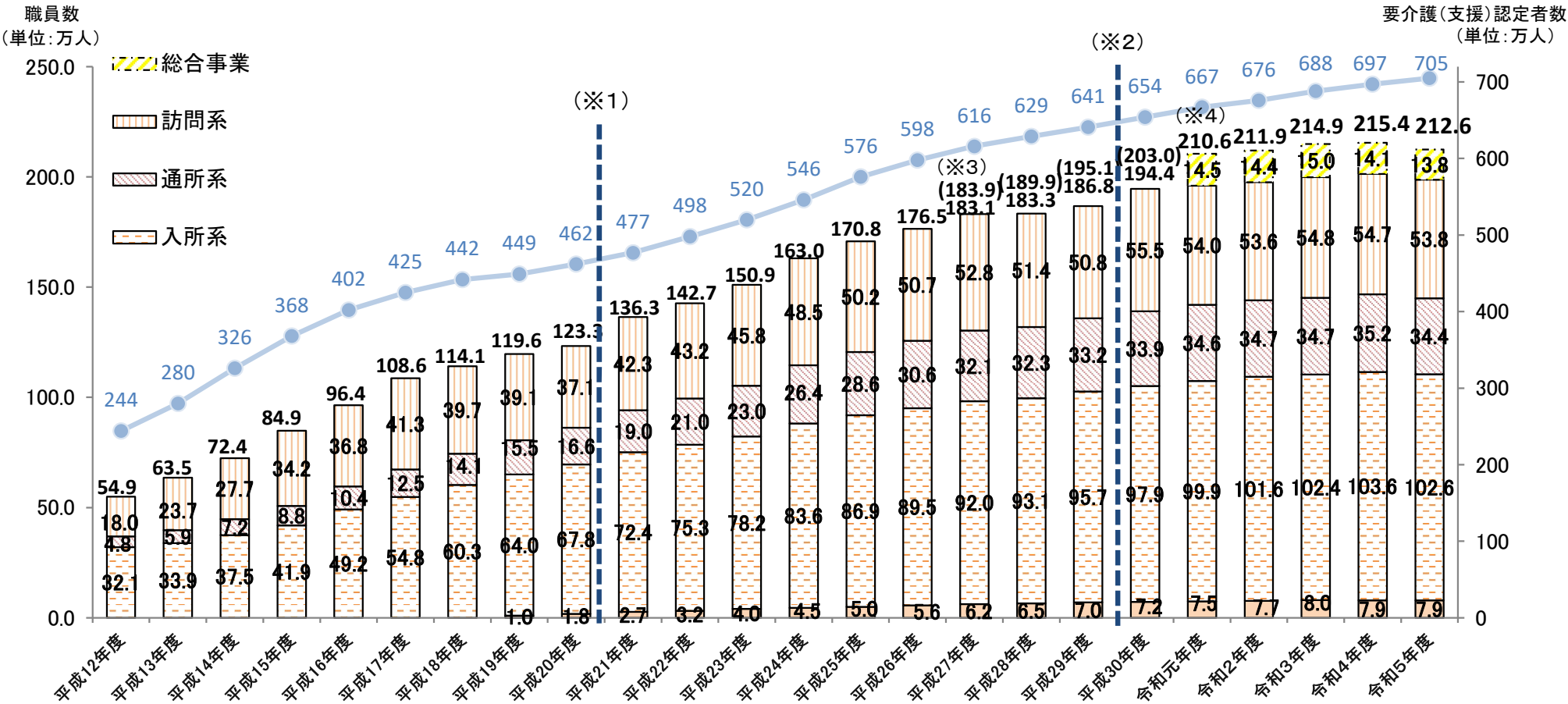
注1) 2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。
【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
平成30年度～	介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度	総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に表示している。(※3)
令和元年度～	総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)に従事する介護職員が含まれている。(※4)

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

①介護職員の
処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2％程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
 - ・ 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
 - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5％、令和7年度に2.0％のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

②多様な人材の
確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、実務者研修受講資金貸付、介護・障害福祉分野就職支援金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施

③離職防止
定着促進
生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進
- 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- オンライン研修の導入支援、週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

④介護職の
魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

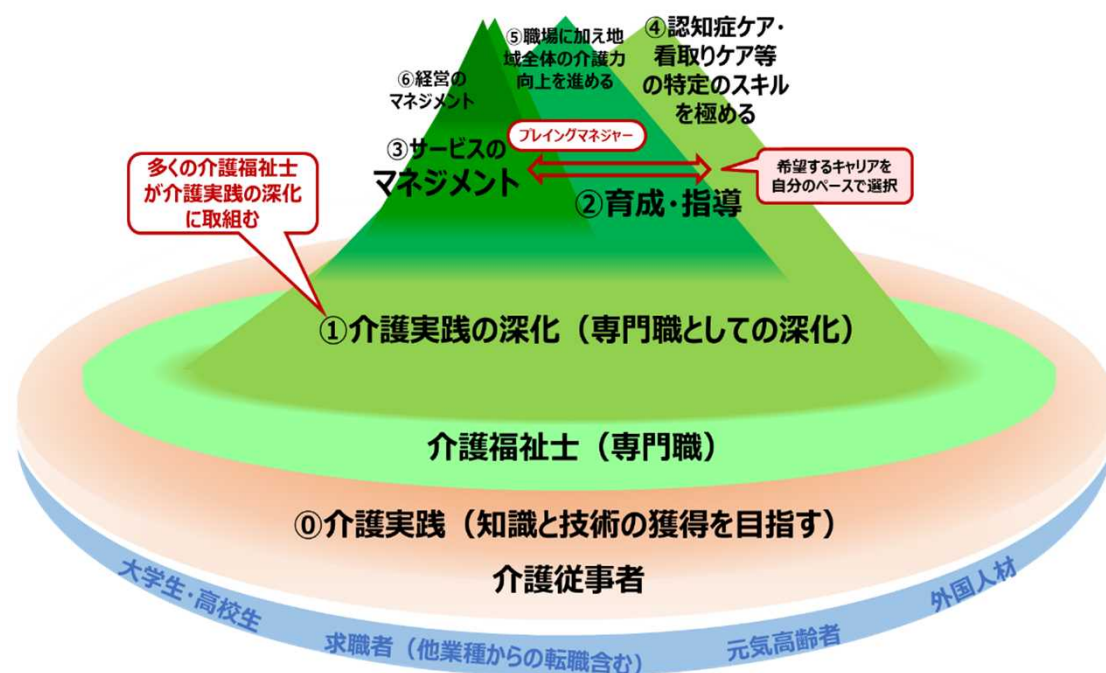
⑤外国人材の
受入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 介護福祉士国家試験に向けた学習支援（多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催）
- 海外12カ国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施
- 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR
- 働きやすい職場環境の構築支援（国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等）

＜山脈型キャリアモデルについて＞

キャリアパスについては、全員がマネジメントを到達点としてキャリアアップしていくのではなく、認知症ケア・看取りケア等の特定のスキル向上、地域全体の介護力向上なども含め、自らの選択で目指していくことが必要。

本人の能力や意欲、またライフステージに応じて、行きつ戻りつしながらキャリアを辿ることが想定される中で、山脈型キャリアモデルのイメージについては、介護職にとってはそれぞれの意向やライフステージに応じたキャリアを選択できることが可視化されることにより、自身のキャリアをイメージしやすくなるとともに、早期から自身のキャリアを意識して職務にあたることに寄与すると考えられる。



介護職のキャリア①～⑥の詳細は右に記載のとおり。また報告書では、それぞれのキャリアの役割例と、そのキャリアにたどりつき、登っていくための研修例が整理されている。

①介護実践（知識と技術の獲得を目指す）

利用者の尊厳の保持、自立支援、個別ケアといった介護実践の前提となる介護の基本的な考え方を理解し、必要な知識・技術の獲得を目指していく。

②介護実践の深化（専門職としての深化）

一定のキャリアを積んだのちには、介護職のグループの中でリーダーの役割が求められる。資格取得後も専門職としての倫理を基盤に、知識・技術の習得、判断力を磨き、介護実践を深化させる。

③育成・指導

自職場の介護職に対する能力開発やその能力を引き出す支援、実習生への指導など介護職チームメンバーや後進の育成を行う。

④サービスのマネジメント（介護職のまとめ役）

介護職のグループの中で、介護計画等に沿った介護サービスが提供されているかをその質とともに把握し、その向上・改善に向けた対応や、多職種・多機関の間で適切に情報をやりとりする。

⑤認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極める

認知症の症状に応じた対応、医療やリハビリの必要性が高い方への対応、終末期の方に対する看取りを含めた対応、障害の特性に応じた対応、複合的な支援ニーズを抱える家族等への対応などに深い専門性を持ち実践している。

⑥現場に加え地域全体の介護力向上を進める

地域の介護講座や小中学校での職業体験授業など、自職場外の介護職員や地域住民に対して介護の知識や技術に関する育成・指導を行う。介護職自らが地域に向けて介護のしごとの魅力ややりがい、誇りを発信することが期待されている。

⑦経営のマネジメント

介護サービスに関する経営指標（ex.稼働率や人員配置の適正化）の改善に取り組んだり、施設・事業所全体の経営指標（ex.売上、利益、収支差額率、労働分配率）の改善に取り組む。

＜山脈型キャリアモデルに対応する役割・研修体系例＞

山脈型キャリアモデルに示した介護職のキャリア①～⑥について、それぞれに対応する役割と研修体系例を整理。この他、ICTの活用やノーリフトケアに関する研修等、記載されていない研修を含めて介護職としての知識や技術を身につけたり、アップデートするための研修を受講することが求められる。

①介護実践（知識と技術の獲得を目指す）

役割（例）	介護福祉士資格取得以前における制度に位置づけられた研修等
介護従事者 ・介護助手 ・介護職員 ・訪問介護員	・介護福祉士実務者研修 ・介護職員初任者研修 ・生活援助従事者研修 ・入門的研修

①介護実践の深化（専門職としての深化）

役割（例）	①にたどりつき、上っていくための研修（例）
・サブユニットリーダー ・場面ごとの取りまとめ役 （日勤リーダー、夏祭り等のイベントのリーダー等）	・認知症介護実践者研修 ・介護福祉士基本研修 ・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（初任者コース）

②育成・指導

役割（例）	②にたどりつき、上っていくための研修（例）
・新人職員の指導 ・実習指導者 ・アセッサー ・サービス提供責任者 ・事業所内研修責任者	・介護福祉士ファーストステップ研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・ユニットリーダー研修 ・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修 ・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（中級職員コース） ・介護福祉士実習指導者講習会 ・アセッサー講習 ※その他、サービス提供責任者研修、エルダー、メンター研修等が各地で実施されている

③サービスのマネジメント（介護職のまとめ役）

役割（例）	③にたどりつき、上っていくための研修（例）
・ユニットリーダー ・フロアリーダー ・サービス提供責任者 ・主任・介護課長	・介護福祉士ファーストステップ研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・ユニットリーダー研修 ・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修 ・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（チームリーダーコース） ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ※その他、サービス提供責任者研修等が各地で実施されている

④認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極める

役割（例）	④にたどりつき、上っていくための研修（例）
認知症ケア委員会や 感染症委員会等の 委員会メンバー	・介護福祉士ファーストステップ研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・ユニットリーダー研修 ・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修

⑤現場に加え地域全体の介護力向上を進める

役割（例）	⑤にたどりつき、上っていくための研修（例）
・地域の他の事業所での講師 ・地域の介護講座の講師、 小中学校での職場体験授業の 講師、福祉教育の講師 ・介護のしごとの魅力を伝える 活動 ・介護福祉士養成校の講師	・認定介護福祉士養成研修 ・認知症介護指導者養成研修

⑥経営のマネジメント

役割（例）	⑥にたどりつき、上っていくための研修（例）
・施設長・所長 ・管理者 ・副施設長・副所長 ・介護課長	・福祉職員キャリアパス対応型生涯研修課程（管理職員コース） ・認知症対応型サービス事業管理者研修 ※その他、管理者向け研修等が各地で実施されている

出典：令和5年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業」報告書（令和6年3月：株式会社日本能率協会）より引用・一部編集

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会の魅力発信の取組「カイゴのガッコウ」

1 概要

- 行政や職能団体、事業者団体で構成される「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置。
- 人材のマッチング、職場改善・資質向上、イメージ改善・理解促進を3本柱としてさまざまな取組を実施。
- 平成24年度から令和元年度まで、介護の日イベントとして、**介護の日フェスタ**を8年連続開催（令和2・3年度はコロナで中止）。
- 令和4年度は、介護の日フェスタをリニューアルし、若者の福祉・介護分野への参入促進を目的に、若者が未来に向けて福祉・介護の魅力を発信していくイベント「**カイゴのガッコウ**」を実施。
- イベントワーキングを設置し、大学生を含めた若いメンバーで検討し、県内の高校を回って校長先生に話をしながら、高校生の参加者を集めた。
- 当日は、福祉系高校の生徒による介護実習体験発表会、現役の職員が介護という仕事について語る「**現役職員のカタリバ**」、介護職員・住職・棺屋が共に看取りについて語る「**異色のクロストーク**」、来場者がお棺に入れる、**納棺体験**など工夫した内容に。

2 カイゴのガッコウが生まれるまで



<事業の3本柱>

**人材の
マッチング**

**職場改善
資質向上**

**イメージ改善
理解促進**

(事業例)

- 無料職業紹介
- 就職フェア
- 再就職支援

- 経営セミナー
- 自己点検ツール
- 魅力ある職場宣言（認証制度）

- 介護の日フェスタ**
- 小中高大学出前講座**
- 若者向け情報誌 Gentle 発行

広島県介護福祉士会では10年前から実施する出前講座で関係を築いた学校に「カイゴのガッコウ」を案内

カイゴのガッコウ

リニューアル



イベントワーキング

- 広島県及び市の老人施設連盟から若手の介護職員
- 県立高等学校教諭・広島国際大学4年生
- 広島県職員（医療介護基盤課）・広島県介護福祉士会員

若者を中心
に構成

趣旨・目的

- 静岡県社会福祉人材センターは、静岡労働局、ハローワーク、介護労働安定センター静岡支部と日常的に連携。
（ハローワーク連携調整会議：年2回（参加者）労働局、拠点ハローワーク、人材バンク、人材センターの職員）
- 人材センター主催の相談会の周知協力のほか、ハローワークへの出張相談を年間で定期開催。（共催事業）
- 介護労働安定センターの実務者研修と人材センター主催の就職ガイダンス&ミニ就職相談会を同時開催。

取組内容

○人材センター主催「ミニ就職相談会」にハローワーク職員も参加。
☆R5：19回実施 参加者336人、相談520件、求職登録59人、採用60人
介護労働安定センターの実務者研修受講者（41人）が、授業の一環として参加
（受講者には就職ガイダンスを事前に実施し、求職登録を案内）



○ハローワーク出張相談（県内各地で定期開催）
ハローワークに出向き、マッチング担当者を講師とする就職ガイダンスと個別相談（福祉のお仕事相談）を実施する。
・12回/年×7か所（富士、沼津、清水、静岡、焼津、島田）
・11回/年×1か所（三島）
・6回/年×6か所（伊東、御殿場、富士宮、掛川、磐田、榛原）
・3回/年×1か所（下田）
☆R5：122回実施 相談424件、相談求職登録156人、採用53人



福祉のお仕事
セミナー&相談会
●こんなお悩みにお答えします！●

- ・福祉の仕事ってどんな仕事？
・福祉の資格って？
- ・未経験でも大丈夫？
・ブラックがあって後悔が不安？
- ・有給休暇は取りやすい？
・短時間でも大丈夫？
- ・正社員への登用制度はある？
・研修制度は？
- ・夜勤は出来ないけど働ける？
・社会保険はどう付与される？
- ・働きながら資格を取りたい！
・どんなサポートがあるの？

日程 令和5年 4月11日（火） 5月 9日（火） 6月13日（火）
7月11日（火） 8月 8日（火） 9月12日（火）
10月10日（火） 11月14日（火） 12月12日（火）
令和6年 1月 9日（火） 2月13日（火） 3月12日（火）

時間 13：30～15：30

会場 大黒屋ビル1F 会議室（富士市中央町1-5-12）
近所電車「古原町駅」下車徒歩9分、「ハローワーク富士」から徒歩5分

お問い合わせ先
ハローワーク富士 〒417-8609 富士市南町1-4 TEL0545-51-2151
静岡県社会福祉協議会 福祉人材部 人材課 〒420-0856 静岡市東区藤原町1-70 TEL054-231-2118
主 催 ハローワーク富士 https://info.mhlw.go.jp/shizuoka/roudoukyoku/hw/hw-annual.html (静岡労働局)
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター
http://www.shizuoka-welfare.jp/ (福祉人材センター)

① 施策の目的

・介護人材確保のための連携協議会を設置・運営することで、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組、及び管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

- ・ 連携協議会の設置・運営に要する費用(人件費等)
- ・ 介護分野の求職イベント等の実施を支援するために必要と認められる費用(会場の賃借料、広告費、合同説明会等に参加する事業者の代替職員の人件費等)

実施主体：都道府県
(連携協議会の事務局機能を担う業界団体や福祉人材センターへ委託可)

補助率：国：2／3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・ 本事業により、都市部に限らず中山間・離島地域などあらゆる地域において、業界団体が関与した具体的な業務説明や施設見学、職場体験等の機会を効果的に提供することにより、採用のミスマッチを防止し、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着が図られる。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

令和6年度補正予算 41億円

施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

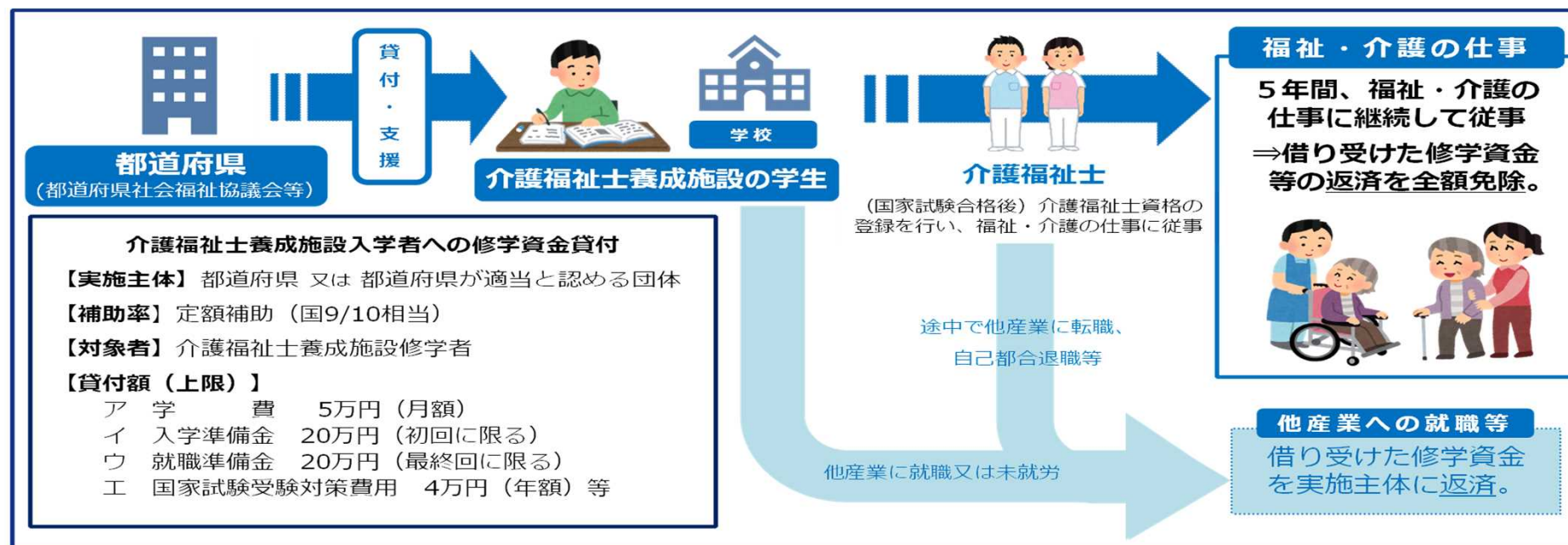
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

事業の種類

「介護福祉士修学資金等貸付事業」の介護福祉士の資格取得に係るもののうち、外国人が利用することが想定されるもの。

留

技
特

貸付事業の種類	概要	貸付額	返済免除要件
介護福祉士修学資金	介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	学 費 5万円（月額） 入学準備金 20万円（初回に限る） 就職準備金 20万円（最終回に限る） 国家試験受験対策費用4万円（年額） 等	介護福祉士の資格取得後、 5年間介護業務に従事
実務者研修受講資金	実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け	20万円以内	介護福祉士の資格取得後、 2年間介護業務に従事

実施主体

47都道府県の社会福祉協議会（一部、社会福祉事業団）

貸付原資

国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する**介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題。**
- 介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）の**受験生は徐々に減少している**。実務経験3年と所定の研修を受講する**実務経験ルートでの受験者が8割以上**を占めており、**介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題**との声がある。**受験者数も実務経験ルートについては、第33回試験（令和2年度）から第36回試験（令和5年度）で約1万人減少**。減少がこのまま続けば、質の高い介護サービスを継続的に提供することへの支障が生じることが懸念され、**強い危機感を抱く状況。**
- また、外国人介護人材についても、「在留資格介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、**国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題**と考えられる。
- 本検討会では、昨年度の「介護福祉士国家試験の検証に資するデータの分析に関する検討会」報告書の提言を踏まえ、議論を進め、下記の提言を得た。

1 パート合格導入の考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。
国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当。
パート合格の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。
なお、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

2 受験方法

1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。
再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。
既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

3 分割パターン

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる3分割が適当である。

4 合格基準等

合格基準は、万が一にも合否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとするべき。
全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。
パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより合格基準を設けることが適当。各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。
合否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに合否を判断することが適当。
その上で、パート合格には、パート合格した受験年の翌々年までを有効期限として設定することが適切。
このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されと考えられる。

5 運営面への配慮

パート合格は、令和8年1月実施予定の第38回介護福祉士国家試験より導入することが**妥当**。(公財)社会福祉振興・試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

6 パート合格導入により期待される効果

パート合格を、国家試験の受験者が、自身の状況に応じて学習を進めて、国家試験を受験しやすくなる仕組みとして導入することで、介護福祉士を目指す受験者により多く確保することが期待される。
専門性の高い介護福祉士が確保され、質の高い介護サービスが安定的に提供されることにつながるなど介護福祉全体の質をあげることに寄与するとともに、介護福祉士の専門性を次の世代へ継承していくことにつながると考えられる。

パート合格の導入について（イメージ）

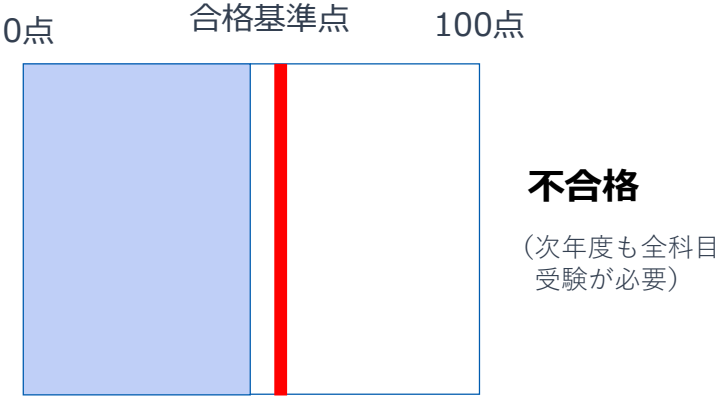
基本的な考え方

- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格の導入**を予定。（令和8年1月実施予定の第38回国家試験から導入を予定）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となる。

見直しのイメージ

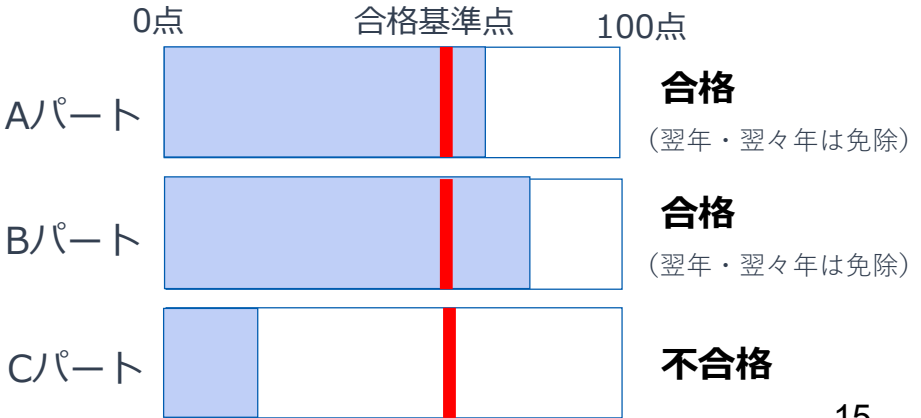
現 行

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格



見直し後

- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除



介護のしごとと魅力発信等事業

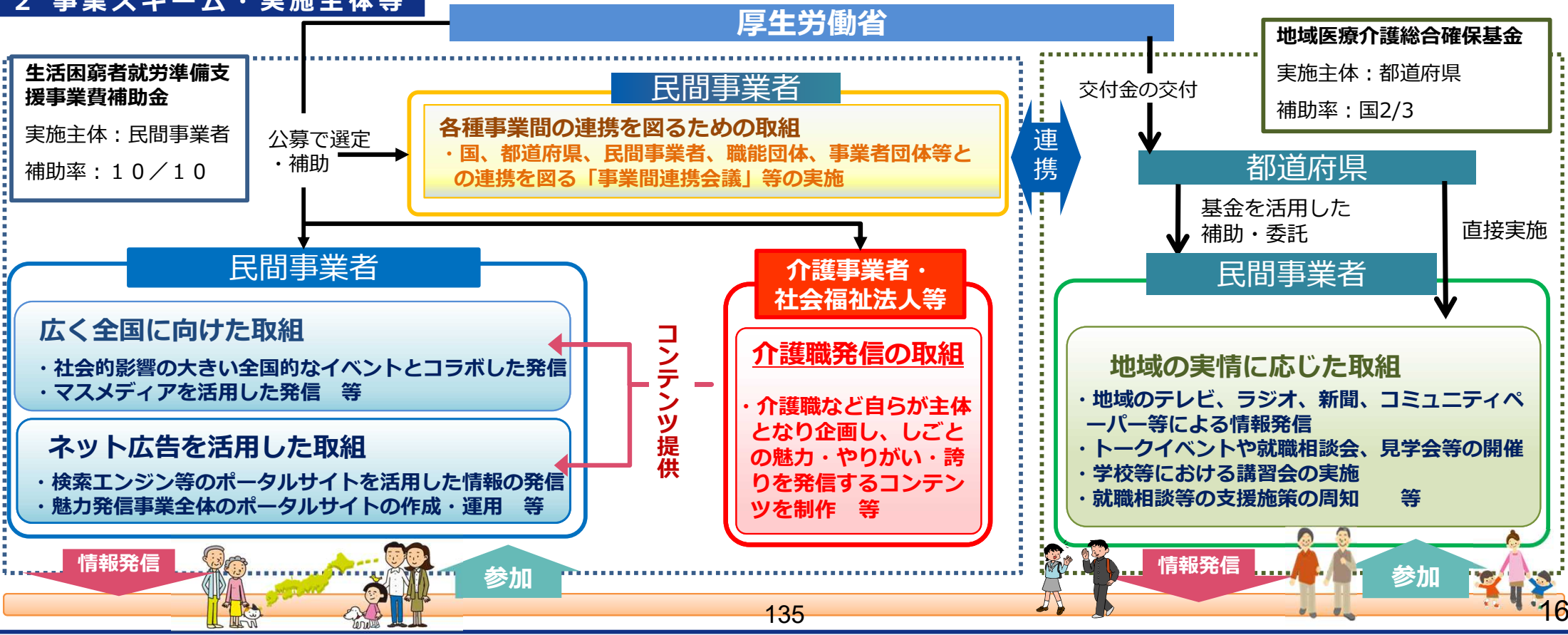
令和7年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.0億円 (4.4億円)

都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (97億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- 厚労省においては、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信を行いつつ、最前線である現場の視点から、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図る。
- 都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



- 介護の仕事 魅力発信ポータル
- 文字サイズの変更 標準 大 特
- 知る。わかる。介護のしごと
- 01
スペシャル
コンテンツ
- 02
「介護のしごと」とは？
- 03
実際どうなの？
介護のしごと
- 04
さまざまな介護の
しごとのカタチ
- 05
現役介護職員による
魅力発信
- 06
「介護のしごと」を
もっと知る

介護の仕事 魅力発信ポータル

「知る。わかる。介護のしごと」とは？

介護の仕事は、食事や入浴などの介助だけでなく、利用者とその家族が心身ともに満たされ、生きる希望を持ち続けられることを目的とした仕事です。本ポータルサイトでは、そんな介護の仕事の魅力ややりがいを広く発信していきます。

介護の仕事 魅力発信ポータル

知る。わかる。介護のしごと

介護のしごとと魅力発信ポータルサイト

「知る。わかる。介護のしごと」

<https://kaigonoshigoto.jp/>

描き下ろしマンガ
公開中！

左ききのエレン
特別編
「ケアワーカーの対話」

NEWS

介護のしごとの最新情報と魅力をお届けします。

VOICE & INTERVIEW

さまざまな介護のしごとのカタチ

04

INTERVIEW

介護の現場で働く人やこれから介護職を目指す方々にインタビュー。これまでの経験やこれからのことを語ってもらいました。

「キツイ、ツライ」はもう古い！
Z世代が介護の未来を変えていく

介護業界で働く若者の声 >

接客業から介護の世界へ。
小さな幸せに寄り添う喜びを知った

実際に介護職に転職した人の声 >

競い合うのではなく支え合う。
自分のままで誰かの役に立てる喜び

実際に介護職に転職した人の声 >

FROM CARE WORKER

現役介護職員による魅力発信

05

KAiGO PRiDE

詳細はこちら >

「KAiGO PRiDE」は、厚生労働省主導のプロジェクトから誕生し、「KAiGO X Creative」をコンセプトに、現役介護職の真実の声を核にしたコンテンツで介護の魅力を全国に発信。ポर्टレート撮影や展示会、TV-CMなど多様な魅力発信活動を通じ、介護のブランディングを強化しています。

アンバサダーによる連携発信活動

全国で養成された150名以上の介護職アンバサダーが、自治体や介護関連団体からの依頼に基づき出前講座やイベントに参加します。ぜひ依頼をご検討ください。

アンバサダートークシリーズ

アンバサダーが主役となり、様々なテーマについて話し合う動画やライブ配信を行っています。毎月ライブ配信を行い、リアルな声を通じて業界の課題や魅力、誇りあふれるエピソードを伝えます。

令和6年度補正予算 50百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

② 対策の柱との関係

- | I | II | III |
|-----------------------|----|-----------------------|
| ☐ | | ☐ |

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等

○ **モデル構築**(職員の意向等を踏まえたプラン作成・事業所の目指すべき方向の見える化)

- [illegible]

⑥ ①～⑤の状況に応じ、有識者の派遣・アドバイス、実践状況のモニタリング、効果・課題把握分析、普及方法の検討。

- 各モデル実施事業所における検討・実施過程を踏まえ、事業者がこうしたキャリアモデルを導入できるよう、効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成する。この事例集も活用し、関係団体や都道府県等自治体も巻き込んだ研修やシンポジウム等を行い、全国への横展開を目指す。

民間事業者(シンクタンク等)

厚労省
↓ 補助 (定額)
民間事業者

定額

本事業によって、複数の到達点を持つキャリアモデルの構築・横展開が進むことで、人材の離職防止・定着促進が図られるとともに、働きやすい職場環境の整備にもつながり、介護人材確保の推進が図られる。

137

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

令和6年度補正予算 78百万円

施策名：介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

① 施策の目的

- 〇 介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル(例：民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できる仕組み等)事業を実施。
- 〇 このモデル事業の支援・横展開を通じ、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させ、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

都道府県、市町村

【資金の流れ】

厚労省

補助
(定額)都道府県、
市町村

【補助率】

定額



③ 施策の概要

地方自治体が、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル構築への支援をし、その経過・成果を横展開する。

1. 介護未経験者マッチング機能強化モデルの構築

- 〇 地域の介護事業者等と連携し、介護未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務などを切り出した上で、民間事業者のマッチング機能等を活用し、効率的に短期・短時間の業務と未経験者のマッチングを実施。
- 〇 WEBやアプリ等の活用で、マッチングコストを下げつつ、介護事業者の状況等の見える化も促進。未経験者の介護現場での業務への心理的ハードルを下げる。
- 〇 未経験者が介護現場との接点を持つことで、職場体験や、入職のきっかけに繋がるとともに、介護現場と地域のつながりを育むモデルの構築を図る。

2. 上記モデルを構築するうえでの検討・実施・取組の普及体制の構築

都道府県、市町村、業界団体、民間事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。また、実施過程を踏まえ、課題・効果・取組手法をとりまとめ、管内事業所が導入に資するよう周知・普及の取組を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し、入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護現場における業務負担軽減が図られ、介護人材確保の推進が図られる。

令和7年度当初予算案 97億円（97億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和5年度交付実績：46都道府県） ※赤字下線は令和7年度新規・拡充等

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校校学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 ○ <u>介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化</u> 等	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援（<u>拡充・変更</u>） ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ <u>訪問介護等サービス提供体制確保支援事業</u> 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

概要

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。（※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。）
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
 - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
 - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

評価項目、認証基準の例

	評価項目例（一部抜粋）	認証基準例（一部抜粋）
労働環境・処遇の改善	・明確な給与体系の導入 ・休暇取得、育児介護との両立支援 ・業務省力化への取組	・給与支給基準、昇級基準等の策定、周知 ・有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスメント対策 ・ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策
新規採用者の育成体制	・新規採用者育成計画の策定、研修の実施 ・OJT指導者、エルダー等へ研修実施	・新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定 ・OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施
キャリアパスと人材育成	・キャリアパス制度の導入 ・資格取得に対する支援	・キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール ・職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施 ・介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助

実施自治体数

36都道府県（令和6年4月1日現在）

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月23日厚生労働省）」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、**全都道府県での実施を目指すこととされている。**

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：潜在介護福祉士等就職支援モデル事業

① 施策の目的

- 都道府県福祉人材センターは、無料職業紹介、職員の確保に関する事業所への相談支援や福祉の仕事に関する啓発活動など、福祉人材確保に関する取組を行っており、民間職業紹介事業者等が担うことのできない事業の実績・事業手法を有している。
- ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を充実させることが重要。
- 離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、その強みを活かし、届け出た後の求職者等が他産業に流れずに、介護・福祉業界に再入職等するよう、積極的にアプローチする体制強化を図る。

② 対策の柱との関係

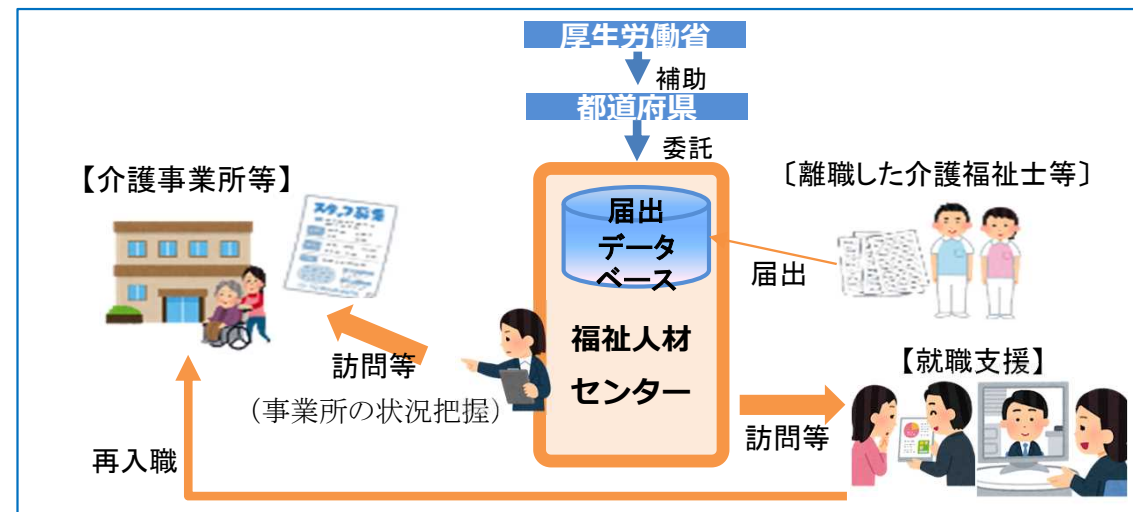
I	II	III
○		○

③ 施策の概要

○ きめ細かなマッチングの強化による定着促進

福祉人材センターの強みを活かし、事業所訪問等を通じて、求人票には表すことができない事業所の状況を把握するとともに、離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、当該制度を活用して届出等が行われた求職者に対して、アプローチ（電話や訪問・オンライン）を行い、対面等により、本人の離職時等の状況を把握したうえで、求職者の性格等を考慮したきめ細かなマッチングを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

事業所の状況を把握したきめ細かな人材紹介により、介護・福祉人材の確保・定着促進が図られる。

都道府県福祉人材センターにおける地域の実情を踏まえた効果的な事業の実施等の促進に向けた対応について(概要)

(令和6年4月4日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

趣旨等

- 都道府県福祉人材センターは、平成4年以来、社会福祉法第94条に基づき、福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行ってきた。
- 福祉人材を巡る情勢も大きく変化し、職業紹介事業においては民間職業紹介事業者の参入が進み、地方公共団体など公的機関においても様々な事業が実施されている中、各センターは、民間職業紹介事業者等が担いにくい事業の実績・事業手法を有している。
- 他方、各センターが効果的な事業を実施するためには、都道府県の対策の中で、各センターが果たすべき役割を明確にしつつ、地域の各施策・関係諸機関と連携して取組を進めていくことが不可欠。
- このため、各センターが行う多様な事業・取組事例、その実情や強み、事業の的確な把握に資する指標等を示すとともに、地域の実情に応じた対策の中で、各センターがその事業実績や強みを発揮できるよう、各センターと連携した対策を推進するよう都道府県に依頼。

主な内容

1. 福祉人材センターの事業と都道府県の福祉人材確保対策との連携・調整

都道府県福祉人材センターが果たすべき役割と機能については、中央福祉人材センターが策定した「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」において、

- ・ 3つの方向性（1. 社協らしさとセンターの強みの発揮、2. 関係者の連携・協働による取組の強化、3. 市町村域等での取組の強化）と、
- ・ 5つの主要課題（①すそ野拡大に向けた多様なアプローチ、②福祉施設・事業所に対する支援、③きめ細かなマッチングの強化と定着促進、④魅力発信と将来的な福祉人材の確保、⑤関係者の連携促進と取組の推進）

が示されている。今後、地域の対策の中で、どの課題に重点的にアプローチをし、その中で各センターが担う役割について明確にしていく必要があるため、各センターと都道府県で連携・調整を進める。

2. 5つの主要課題に積極的に取り組めるよう取組事例を提示

3. 事業運営に当たり国の補助金等の活用及びハローワークとの連携の促進

4. 各センターの取組状況の定期的な確認等（※確認をする際には、数字だけでなく時間を割いて対応している状況等を丁寧に確認）

5. 中央福祉人材センターによる各センターに関する連絡及び支援等を行うための積極的な連携

令和7年度概算要求額 1.4億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体 補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
 - ・ 20万円を上限（実費の範囲内）
- (3) 教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

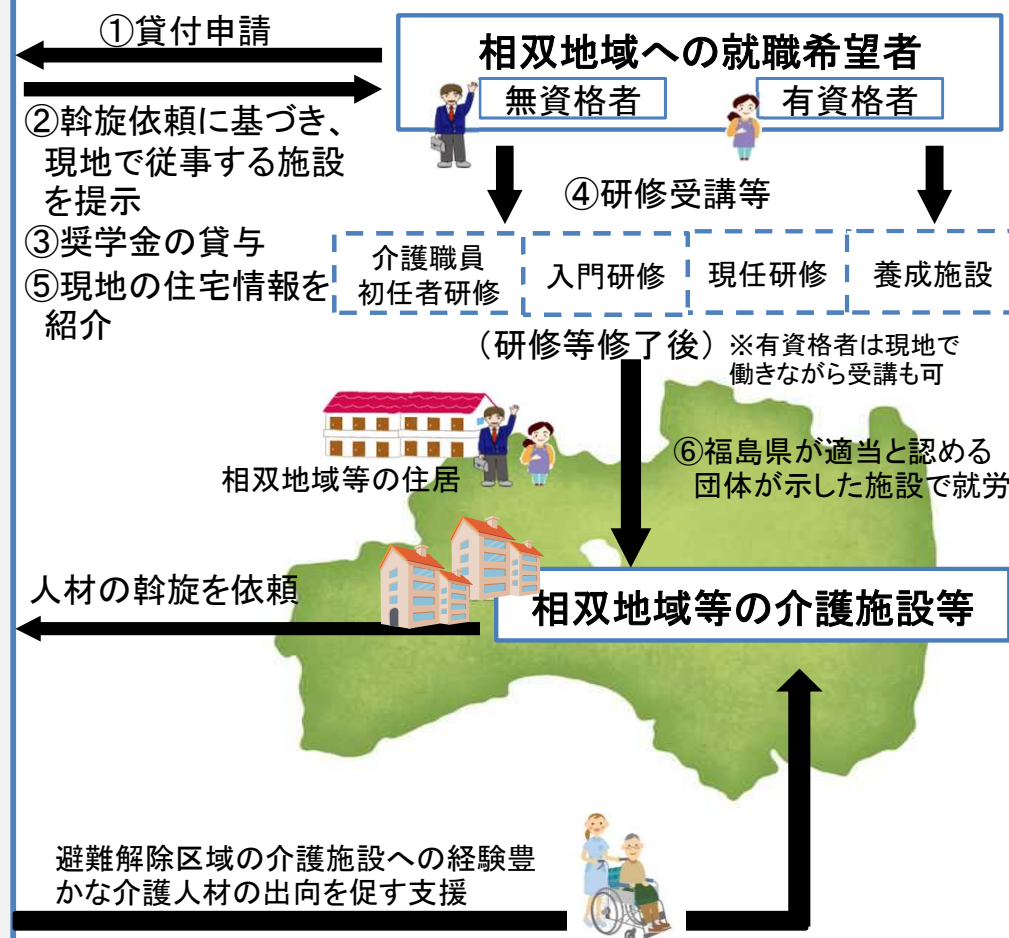
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



令和7年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

2024.12.24

2024.12.1

課 程 名		目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間	申込締切日及び 申込書提出先	
国の委託事業	1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1 回	2,000 人	1 年 〔集合研修3日/ 講義動画配信1日分〕	【集合研修開催日程】 ①R7. 6. 25(水)～6. 27(金) ⑥R7. 9. 8(月)～9. 10(水) ②R7. 7. 1(火)～7. 3(木) ⑦R7. 9. 29(月)～10. 1(水) ③R7. 7. 8(火)～7. 10(木) ⑧R7. 10. 22(水)～10. 24(金) ④R7. 8. 18(月)～8. 20(水) ⑨R7. 10. 29(水)～10. 31(金) ⑤R7. 8. 24(日)～8. 26(火) ⑩R7. 11. 26(水)～11. 28(金) ※上記、①～⑩のうち指定された1回を受講	R7. 4. 7(月) 社会福祉研修 主管部まで
	2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1 回	300 人	1 年 〔集合研修5日〕	【集合研修開催日程】 ①R7. 11. 17(月)～11. 21(金) ④R7. 12. 17(水)～12. 21(日) ②R7. 11. 29(土)～12. 3(水) ⑤R8. 1. 13(火)～1. 17(土) ③R7. 12. 12(金)～12. 16(火) ⑥R8. 1. 20(火)～1. 24(土) ※民間施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	R7. 4. 7(月) 社会福祉研修 主管部まで
	3	社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 人事管理コース (2) 経営管理コース	1 回 1 回	200 人 200 人	3 日 3 日	(1) 人事管理コース R7. 12. 22(月)～12. 24(水) (2) 経営管理コース R8. 2. 23(月)～2. 25(水)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください
国の補助事業	4	児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2025年3月卒業見込みの者	1 回	200 人	1 年 〔集合研修5日〕	【集合研修開催日程】 R7. 10. 2(木)～10. 6(月)	R7. 4. 7(月) 社会福祉研修 主管部まで
	5	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」指導者養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1 回	80 人	3 日	R7. 7. 5(土)～7. 7(月)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

令和7年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

2024.12.24

課程名	目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期 間 等
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2 回	3,900 人	1 年 〔集合研修3日/ 講義動画配信2日分〕	別途「開催要綱」等にて通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1 回	700人	1 年 〔集合研修5日〕	【集合研修開催日程】 ①R7.11.17(月)～11.21(金) ②R7.11.29(土)～12.3(水) ③R7.12.12(金)～12.16(火) ④R7.12.17(水)～12.21(日) ⑤R8.1.13(火)～1.17(土) ⑥R8.1.20(火)～1.24(土) ※公立施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	〔第12期〕 560 人	9ヵ月 〔集合研修5日間または 6日間〕 〔実習者は加えて5日間〕	【集合研修日程・会場】 ※いずれか一つのコース・日程を選択受講 東山(ロフォス湘南)：5日コース、3日×2回コース 東京(新霞が関ビル)：2日×3回コース、3日×2回コース 神戸(三宮研修センター)：2日×3回コース 福岡(TKP博多駅前ビル)：2日×3回コース
4 福祉施設長専門講座 〔通信課程〕	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	〔第49期〕 200 人	1 年 〔集合研修2回〕	①R7.9.14(日)～9.16(火) ②R8.1.31(土)～2.1(日)
5 社会福祉法人会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1 回	920人	6ヵ月 〔集合研修3日〕	R7.8.2(土)～8.4(月)：入門コースA R7.8.21(木)～8.23(土)：入門コースB R7.9.4(木)～9.6(土)：初級コースA R7.9.18(木)～9.20(土)：初級コースB R7.10.19(日)～10.21(火)：中級コース(社協会計) R7.11.6(木)～11.8(土)：中級コース(施設会計) R7.12.4(木)～12.6(土)：上級コース
6 社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回	90 人	3 日	R7.12.7(日)～12.9(火)
7 都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要とされる業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1 回	80 人	3 日	R7.9.23(火)～9.25(木)
8 都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会 ※職場研修担当者研修会(第2回)と一部同時開催	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1 回	10 人	3 日	R7.11.10(月)～11.12(水)
9 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)職場研修担当者研修会(第1回)(第2回) 社会福祉法人・施設・社協で「職場研修」(人材育成)を推進する者 (2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成研修会 『福祉の「職場研修」担当者養成コース」インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2 回 (2) 1 回	(1) 各50 人 (2) 10 人	(1) 3 日 (2) 4 日	(1) ①R7.8.5(火)～8.7(木) ②R7.11.10(月)～11.12(水) (2) R7.8.5(火)～8.8(金) ※職場研修担当者研修会(第1回)と一部同時開催
10 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1 回	120 人	3 日	R7.7.14(月)～7.16(水)
11 ファミリーソーシャルワーク研修会	ファミリーソーシャルワークに携わる職員等の専門性の向上を図る。	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、母子支援員、少年指導員、家族(保護者)支援に携わる児童福祉施設職員や関係職員、里親、ファミリーホーム養育者等	3 回	各180人	各 2 日	①R7.9.21(日)～9.22(月) ②R7.11.4(火)～11.5(水) ③R7.12.10(水)～12.11(木)
12 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」 上級管理者研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を習得させる。	近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現に施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)	1 回	30 人	2 日	R8.2.11(水)～2.12(木)
13 ふくし未来塾	社会福祉の制度の枠にとどまることのない令和時代の共生社会を創造し、その活動実践をけん引するトップリーダーを育成する。	○ 社会福祉法人の次世代の経営者をめざす社会人 ○ 新たな事業経営と福祉実践の創造を通じて、主体的に地域生活課題に向き合う社会人 ○ リーダーシップを備え、社会福祉の総合性と専門性の学びを常に追求し、福祉の価値(人間の尊厳)を体現する高度な経営者をめざす社会人	1 回	30 人	ゼミ合宿 その他、動画視聴	①R7.6.6(金)～6.7(土) ②R7.7.11(金)～7.13(日)
14 ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修	組織・チームのソーシャルワーク力を向上させる。	(1)鍛えるコース 重層的支援体制整備事業や包括的支援体制などに携わる社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等のソーシャルワーカー等 (2)磨くコース 福祉サービス等の支援従事者への指導、スーパービジョンを行う方	(1) 1 回 (2) 1 回	(1) 80 人 (2) 60 人	(1) 3 日 (2) 3 日	(1) R8.2.13(金)～2.15(日) (2) R8.2.20(金)～2.22(日)

※都合により変更する場合があります。

2 外国人介護人材の受入れについて

(1) これまでの外国人介護人材の受入環境整備の取組などについて（資料第 10－27～31 参照）

高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは重要な課題である。

そのため、累次の処遇改善、介護職のイメージアップや多様な人材の参入促進、ICTや介護ロボット等のテクノロジーを活用した職場環境の改善による離職の防止、介護福祉士修学資金の貸付等による人材育成への支援など、総合的に介護人材の確保に取り組んでいる。そのなかで確保策の一つとして、外国人介護人材の受入れも重要である。

介護職として働く外国人の在留者数は着実に増加しており、特に、特定技能外国人の在留者数は、令和 6 年 9 月末の時点において約 4 万であり、受入れを開始した平成 31 年以降継続して増加しており、最近の伸びは大きくなっている。

世界的な人材獲得競争の中、外国人介護人材を確保していくためには、「海外への戦略的な働きかけ」や、「定着支援」が重要であり、そのような観点から、令和 6 年度補正予算等も確保しているところである。

その上で、外国人介護人材を量と質の両面から確保する際、都道府県による管内市町村、事業者、関係団体等への積極的な関与が重要であると考えている。都道府県によっては、県内の外国人介護人材の確保を推進するため、県と事業者団体又は社会福祉協議会の共同事業として、県内の外国人介護人材の受入れを総合的に支援するセンターを創設し、当該センターが

- ・海外現地の日本語学校や送り出し機関に対して、県内の介護事業所で働く魅力を伝える説明会及び介護に係る講義の実施
- ・送り出し国の現状把握、送り出し機関との調整、現地教育施設の現地調査を実施する専門人員の設置
- ・現地教育機関が行う日本語講習及び介護導入講習に必要な講師の派遣

などを実施している例もあることから、各都道府県においても、後述の令和 6 年度補正

予算や令和7年度予算案などを活用いただき、関係団体等とも協力しつつ、海外現地への働きかけや定着支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 令和6年度補正予算及び令和7年度予算案について（資料第10－32～40 参照）

前述のとおり、世界的な人材獲得競争の中、外国人介護人材を確保していくためには、新たに日本の介護現場に来てもらうための対策や既に国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための対策など、外国人介護人材の受入環境の整備により一層取り組む必要がある。

このため、令和6年度補正予算や令和7年度予算案において、外国人介護人材の受入環境の整備を推進していくために必要な予算を計上しており、主な内容は以下のとおりである。

各都道府県におかれては、こうした施策を活用いただき、外国人介護人材の受入環境の整備に積極的に取り組んでいただきたい。

(令和6年度補正予算)

① 外国人介護人材獲得強化事業（資料第10－33 参照）

海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

なお、各都道府県又は各都道府県において設置している外国人介護人材の受入れを総合的に支援するセンターが海外現地に赴き、各国政府機関や海外現地の学校・送り出し機関と関係構築することや、管内事業者等を海外現地に集めて合同説明会を開催するなどの取組みについても補助対象となるため、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、本事業において事業所等に対して支援を行う場合も都道府県が積極的に関与することが重要であると考えている。都道府県と事業所等との連携内容としては、例えば、以下のような取組を想定しているので、海外現地への働きかけに積極的に取り組んでいただきたい。

・各都道府県が補助した事業所等の好事例を収集し、積極的に好事例を周知するこ

と

- ・各都道府県において設置している外国人介護人材の受入れを総合的に支援するセンターに本事業に積極的に関わっていただくこと
 - ・各都道府県が各国政府と覚書を締結し、各種取組を実施しているため、本事業の取組を通じて、各国政府との連携を加速化させること
- など

② 外国人介護人材定着促進事業（資料第 10－34 参照）

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をするため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

（令和 7 年度予算案）

③ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（資料第 10－35 参照）

受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用を補助する。

※ 障害者施設等は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施

④ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業（資料第 10－36 参照）

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用を補助する。なお、令和 6 年度より、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設けている。

⑤ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業（資料第10-37参照）

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うため、送出国における特定技能就労希望者等に関する情報収集、海外での合同説明会の開催等のマッチング支援等に係る費用を補助する。

⑤ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業（資料第10-38参照）

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、日本人職員・外国人介護職員・利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を補助する。

⑥ 外国人介護人材研修支援事業（資料第10-39～40参照）

介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、都道府県が行う集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施するための費用を補助する。

なお、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。このため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修を実施することは重要であることから、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和5年度の調査研究事業において、受入施設の外国人教育担当職員等を対象とした外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修に係るモデル的な取組の実施や、研修のカリキュラムの例などを作成しているため、本事業を実施する上で、ご活用をいただきたい。

【参考】外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方
に関する調査研究事業

(報告書 URL)

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_17.pdf

(報告書 (指導者養成研修 運営の手引き))

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_18.pdf

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_19.pdf

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_20.pdf

(3) 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」などについて (資料第 10－41、
42 参照)

外国人介護人材の訪問介護の従事については、介護福祉士の資格を有する在留資格「介護」及びEPA介護福祉士は認められているが、EPA介護福祉士候補者・技能実習・特定技能は、介護職が1対1で介護サービスを提供するという業務内容の特性を踏まえ、認めていない。

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」において、外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について議論が行われ、令和6年6月26日に中間まとめが公表された。

中間まとめにおいては、介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、受入事業者に対して、研修の実施、同行訪問等を通じたOJTの実施などの遵守事項を求め、これらを適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として、従事を認めるべきとされている。

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の中間とりまとめを受けて、施行に向けた必要な準備を進めており、関係通知等を改正次第追って通知するのでご了解いただくとともに、その際には管内市町村、事業者、関係団体等への周知をお願いする。

【参考】外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_225506_00001.html

(4) 育成就労制度について（資料第 10－43～49 参照）

技能実習制度を発展的に解消し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」を創設すること等を盛り込んだ、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）が令和 6 年 6 月 21 日に公布された（一部規定を除き、施行日は公布から 3 年を超えない範囲で政令で定める日。）。

今後、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取の上、育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針などを策定することになっている。

【参考】 令和 6 年入管法等改正法について

https://www.moj.go.jp/isa/01_00461.html

【参考】 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第 20 回）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai20/gijisidai.html>

(5) 外国人介護人材に関する相談窓口について（資料第 10－50、51 参照）

EPA 介護福祉士候補者及びその受入施設を対象とした相談窓口（EPA 相談窓口）や、EPA 介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口（外国人介護人材無料サポート）を設置し、外国人ご本人の生活、日本語学習、労務管理、在留資格などに関する相談に対応しているところである。当該相談窓口を積極的
にご活用いただけるよう、各自治体におかれては、管内の事業所等に対して、当該相談
窓口に関する周知をお願いする。

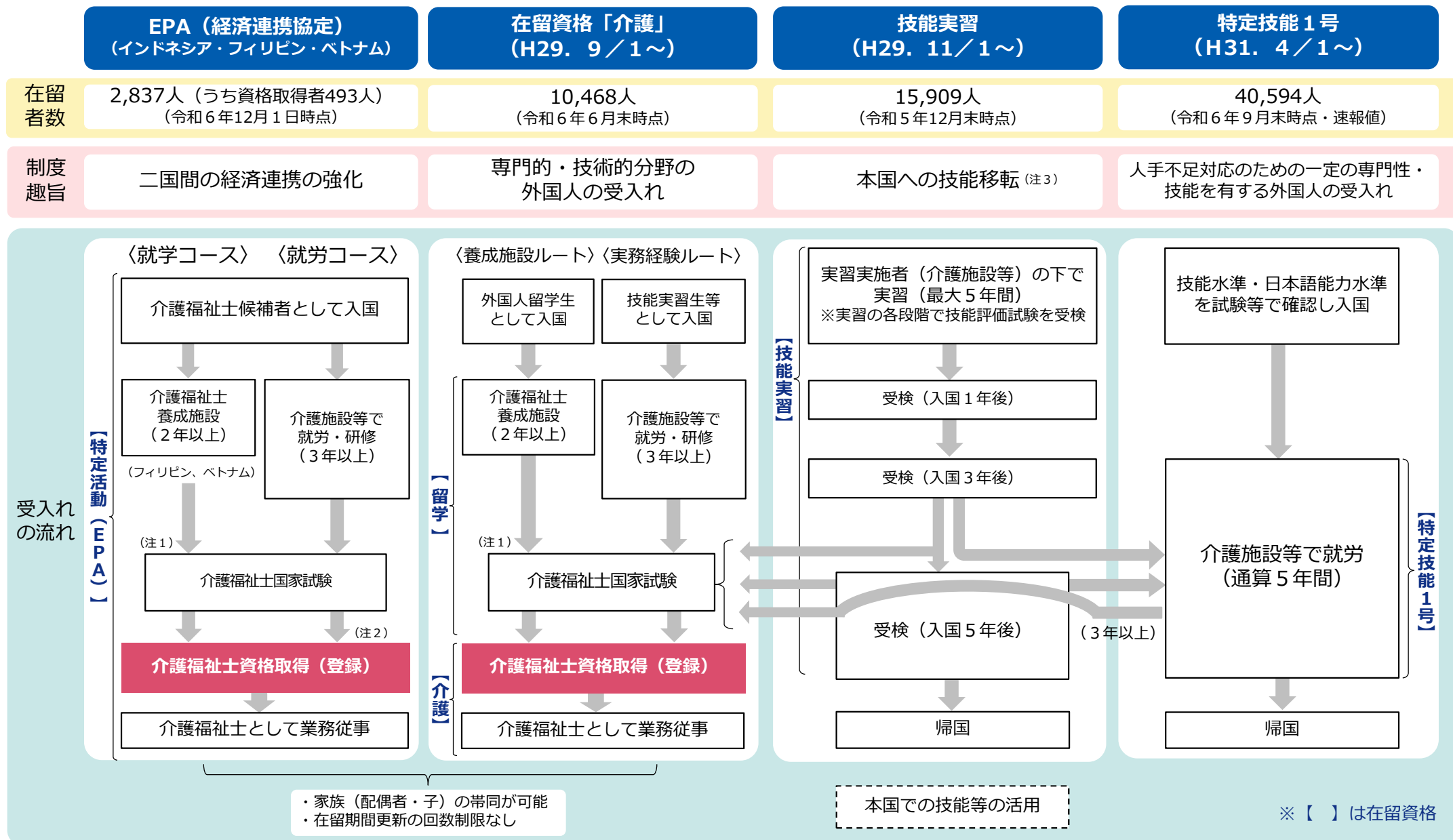
【参考】 EPA 相談窓口について

<https://jicwels.or.jp/?p=14070>

【参考】 外国人介護人材無料サポートについて

https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=85

外国人介護人材受入れの仕組み



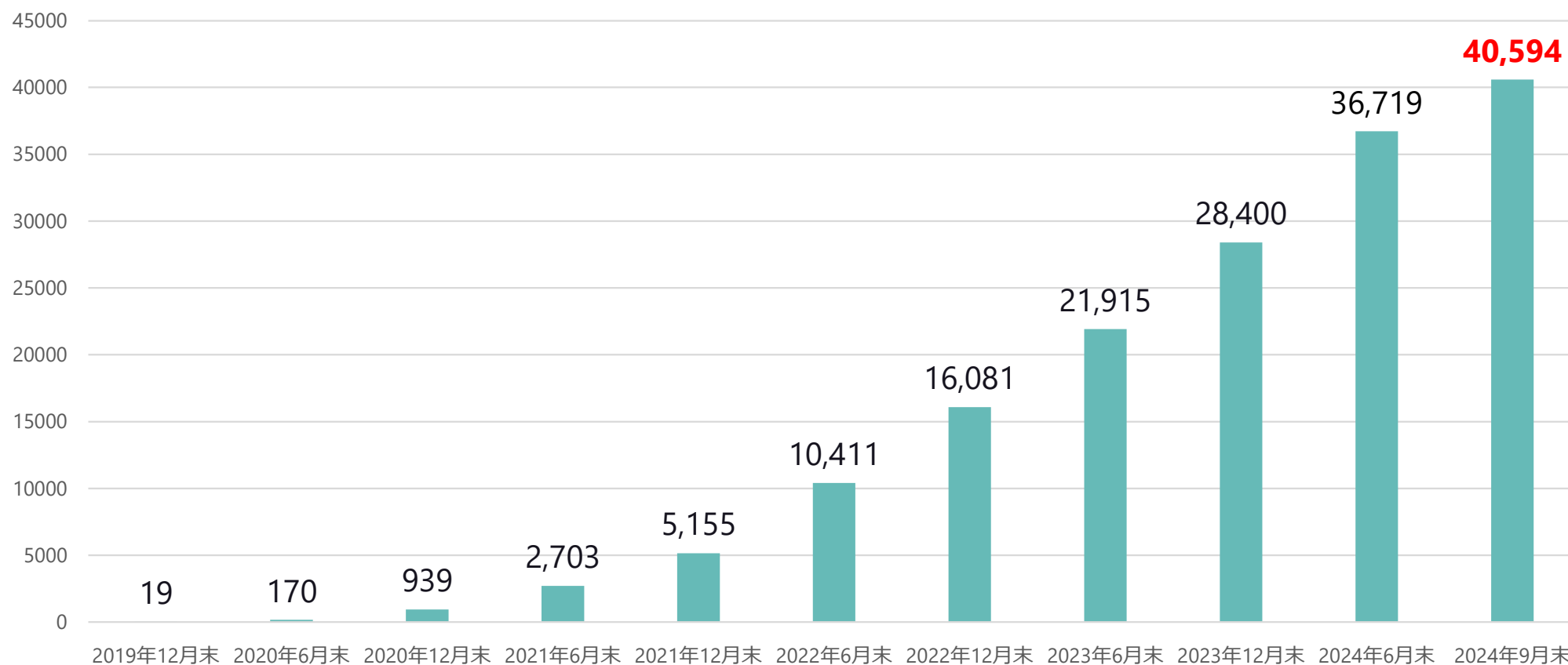
（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
- 直近の2024年9月末の在留者数は約4万人であり、過去最多となっている。



（出典）出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（１）

（滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からない」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和２年４月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、３つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和４年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

事業内容



実績・効果

- 令和６年６月時点で、センターを通じて87名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和５年度の研修事業実績については、
 - ・受入対応研修 参加者 30名
 - ・指導担当者研修 参加者 15名
 - ・外国人介護職員フォローアップ研修『ベーシック研修』参加者 1日目43名、2日目42名
 - 『アドバンス研修』参加者 1日目43名、2日目42名 等

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ
[\(https://shiga-kokusaijinzai.jp/\)](https://shiga-kokusaijinzai.jp/)

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（１） （滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける「海外現地への働きかけ」について）

- 外国人介護人材の確保の観点から、海外現地への働きかけを令和４年度から実施している。
- 滋賀県の介護事業所で働く魅力を海外現地に効果的に伝え、マッチング支援を充実させることを目的に実施。また、情報を正確に伝えることで、入職後のミスマッチを防ぐことも重視している。

（１）海外現地日本語学校等における説明会および介護にかかる講義の実施

- 現地日本語学校の学生等を対象に、以下の内容を扱う説明会を実施。
 - ・ 特定技能制度等を含む受入れ制度の概要説明
 - ・ 滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける支援体制の説明
 - ・ （日本語学校等の希望に応じて）介護にかかる講義
- なお、現地の日本語学校や送り出し機関の掘り起こしとしては、
 - ・ 他業種で外国人材を採用されている法人から送り出し機関を紹介いただく
 - ・ 送り出し機関の情報をもとに、海外現地へ直接出向いて視察を行う 等
 様々であり、実際に受入れを始めた後も、定期的に海外現地へ出張することで、関係性を構築している。

【主な対象国】※オンライン対応含む

- ・ 令和４年度：タイ、フィリピン、ネパール等
- ・ 令和５年度：タイ、フィリピン、ネパール、ミャンマー等



（２）滋賀県国際介護・福祉人材センターが独自に作成したPR動画の放映

- 現地日本語学校や送り出し機関等を対象に、滋賀県内の介護事業所で働くイメージを持ていただきやすくするため、PR動画を作成し、YouTubeで公開するとともに、海外現地における説明会等で放映。
- 国際介護・福祉人材センターが行う研修や交流会の様子を映像にすることで、滋賀県での受入支援体制をイメージしていただき、入国後も安心して日本で就労いただけるよう作成している。
- PR動画の主なコンテンツは、以下のとおり。
 - ・ 介護職の代表的なキャリアパス等の紹介
 - ・ 滋賀県内の介護事業所で働く外国人介護職員へのインタビュー
 - ・ 知事からの歓迎メッセージ 等



地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（２）

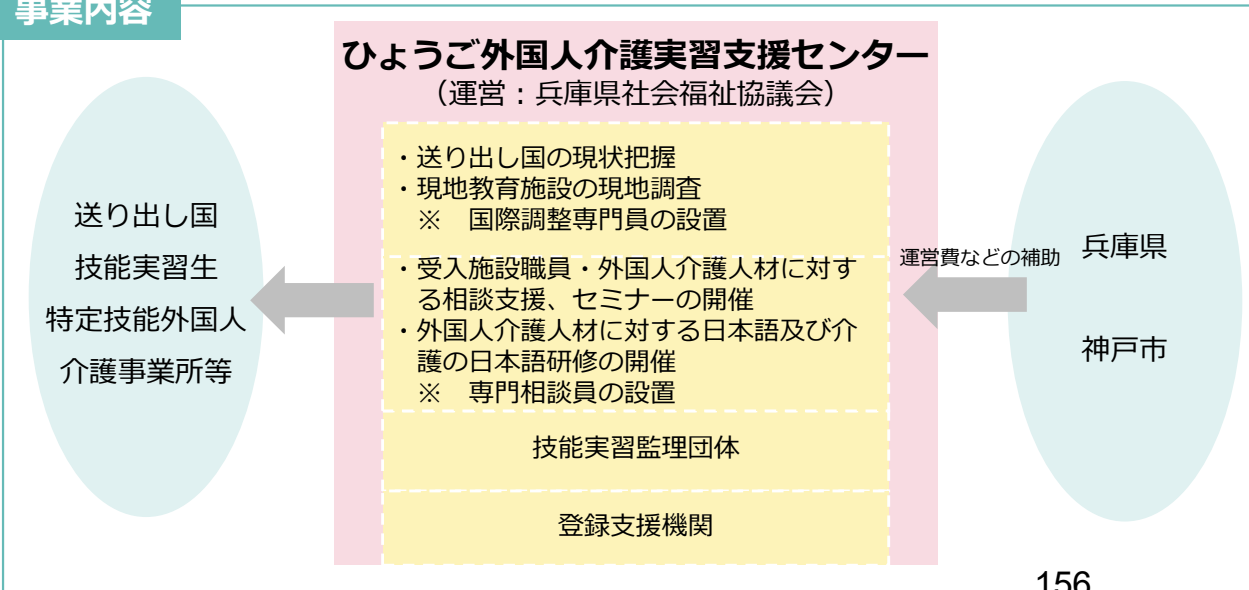
（兵庫県～社会福祉協議会と県・市の共同による外国人介護人材の受入促進・定着支援の実施～）

- 兵庫県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置し、基金を活用して人材確保や定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 平成31年2月、兵庫県内の福祉施設で介護職種の技能実習生の円滑な受入れが行われるよう、兵庫県・神戸市の支援により、兵庫県社会福祉協議会に技能実習生の受入れ業務を行う監理団体「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置。
- ※ 介護職種の技能実習開始時、県内の事業者から「民間の監理団体は様々あり、支援の質に差がある。どの監理団体に依頼すべきか分からない」という不安な声があり、行政として適切に事業者をサポートしていきたいという考えから、県の施策の中に監理団体の設立を位置付け、社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い法人であることや福祉団体とのつながり、施設従事者に対する研修、人材確保等にも取り組んでいること等を踏まえ、社会福祉協議会に監理団体の設立を依頼。
- 技能実習後、特定技能への円滑な移行を図るため、令和３年度に登録支援機関として認可を受け、センターが受け入れた技能実習生修了者のほか、県内福祉施設等への就労を希望する特定技能外国人の支援を実施。
- 監理団体及び登録支援機関の通常業務のほか、
- ・ 送り出し国の現状把握、送り出し機関との調整、現地教育施設の現地調査を実施する「国際調整専門員」の設置、
 - ・ 受入施設及び技能実習生に対する相談支援や研修を行う「専門相談員」の設置
- を行うなど、外国人介護人材の受入促進、定着支援を実施。
- ベトナム・ミャンマー・インドネシア・ネパールの送り出し機関とセンターが協定を結ぶなど、受入れ対象国の拡大を進めている。

事業内容



実績・効果

(令和５年度実績)

- 送り出し国の現状把握、現地教育施設の現地調査
 - ・ 3カ国（ベトナム、ミャンマー、インドネシア）・7機関
- 受入施設職員・外国人介護人材に対するセミナーの開催
 - ・ 受入施設職員向けセミナー 計3回開催、計134名参加
 - ・ 日本文化理解講習会・情報交流会 計2回開催、計41名参加
- 日本語能力向上に向けた研修・セミナーの開催
 - ・ 日本語能力評価研修 計4回開催、計60名参加
 - ・ 介護の日本語研修 計40名参加
- 外国人介護人材受入促進セミナー（※）の開催
 - 計4回、計115名参加

※既に外国人介護人材を受け入れている施設関係者の取組み事例や外国人介護人材の受け入れに係る制度・手続についての説明のほか、兵庫県社会福祉協議会の監理団体としての取り組みを紹介し、外国人介護人材のより一層の受け入れを促進するために実施

ひょうご外国人介護実習支援センターホームページ
(<https://hyogo-ktsc.org/>)

外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例
 入 = 入国支援 定 = 定着支援
 学 = 学習支援 受 = 受入環境整備

	対象の主な在留資格	事業名	事業内容（令和6年度）
EPA介護福祉士・介護福祉士候補者への支援			
学 定	EPA	1. 外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
学	EPA	2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
学	EPA	3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助 ※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施
民間団体等による外国人介護人材受入環境整備等（補助事業）			
入 定	特定技能	4－1. 介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
学	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4－2. 介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催、介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催等を実施
入 定	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4－3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業	・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人等の受入施設への巡回訪問等を実施 ・海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
都道府県等による外国人介護人材受入環境整備等（地域医療介護総合確保基金事業等）			
入	留学	5－1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
入	留学・特定技能 等	5－2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
入 学 定	技能実習・特定技能・留学 等	6. 介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除する。
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	8. 外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施
入 定 学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	9. 外国人介護人材獲得強化事業 外国人介護人材定着促進事業	外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業等に対して支援を行う。また、外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等157を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行うとともに、新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

・海外現地における外国人介護人材確保促進事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

都道府県と連携して以下のような外国人介護人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、モデル的に重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・外国人介護人材獲得強化事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

【補助率】 国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者の支援及び介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をするため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

また、在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

各地域において介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催する動きがある中、本事業により、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

※支援メニューの例

- ・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
- ・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

【補助金の流れ】



・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、また、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図ることで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

（1）就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

補助率 2/3
実施主体 都道府県

- 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

（2）就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

（3）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

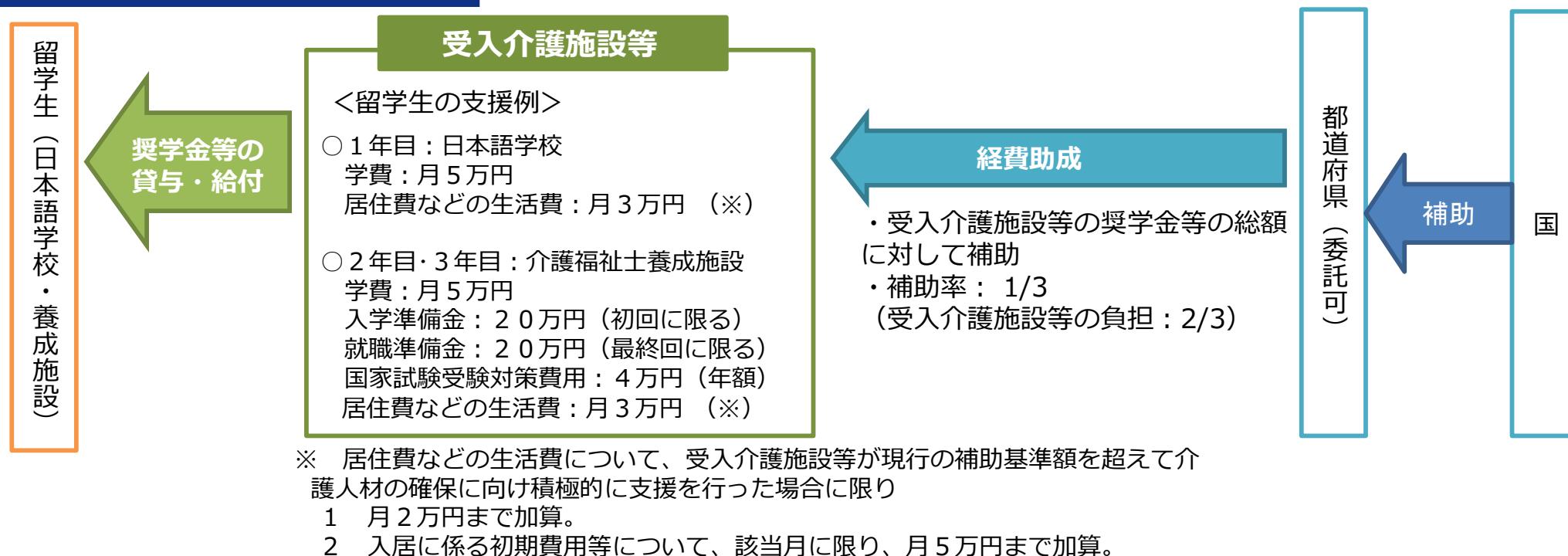
- 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- なお、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できる。

2 事業のスキーム・実施主体等



令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

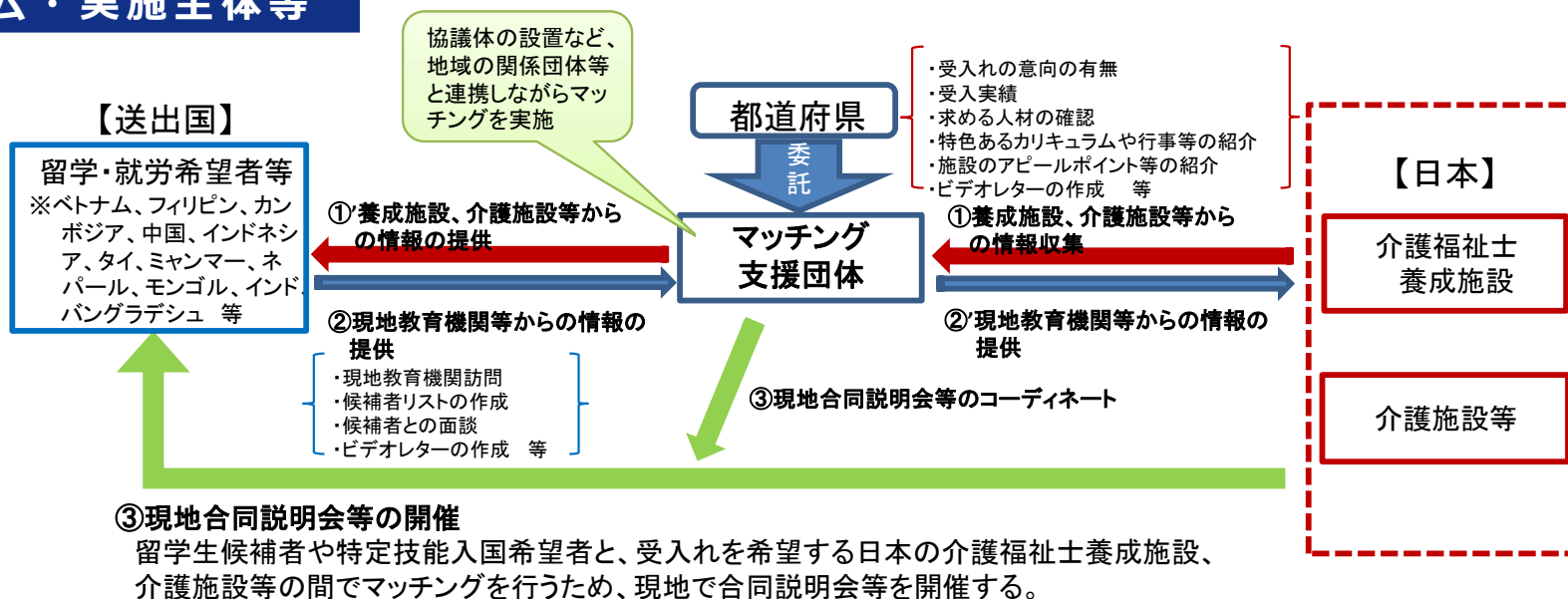
1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

2 事業のスキーム・実施主体等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率：2/3
実施主体：都道府県

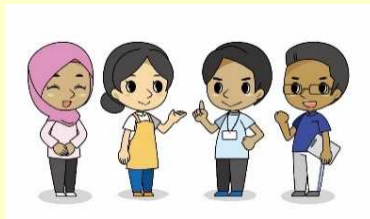
【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



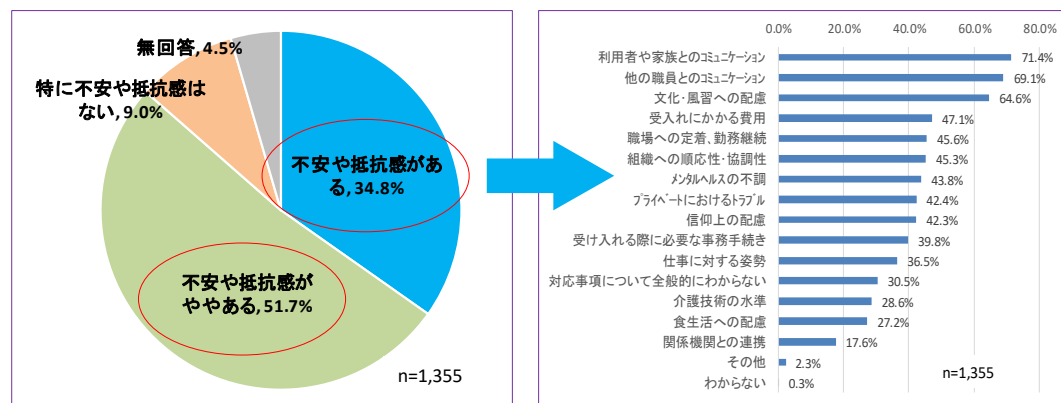
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感＜外国人介護職員を受け入れたことがない施設＞



（出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）
（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護人材研修支援事業

※ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率：2/3
実施主体：都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（1）介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
 - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
 - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
 - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
 - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

（2）外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
 - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
 - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

（3）研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記（1）（2）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

研修講師等の指導者養成研修の横展開

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）外国人介護人材研修支援事業のメニュー

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得までの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

- ・研修カリキュラム等の作成
- ・モデル事業の実施による事例収集
- ・研修に係る経費等の助成
(厚生労働省)

研修開催支援

指導者養成研修の開催
(都道府県)

参加

県下の
日本語学校講師

県下の
養成施設の教員

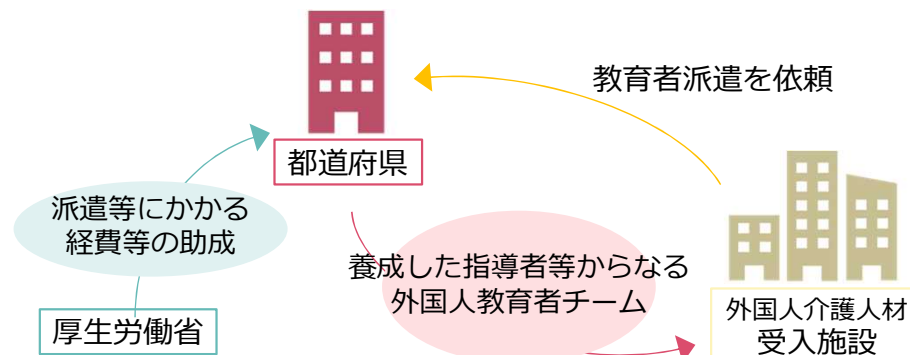
県下の受入施設の
指導的役割にある者

適切な指導法に関する
知識・技能を有する
指導者を養成



(参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
 - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
 - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	松田 陽作（日本労働組合総連合）
江澤 和彦（日本医師会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護事推進委員会）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
齊藤 正行（全国介護事業者連盟）	
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）	

（敬称略、五十音順）
（◎：座長）

開催実績

166

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）
 令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）
 令和6年2月15日（第5回）、令和6年3月22日（第6回）
 令和6年6月19日（第7回）

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間まとめ（概要）

(1) 訪問系サービスへの従事

- ・ 訪問介護等について、介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提として、受入事業者に対して以下の事項の遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。

※国においても巡回訪問等の実施や母国語による相談窓口の設置、キャリアアップ支援に取り組む。

- ① 訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族等とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施
- ② 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなど必要なOJTの実施
- ③ 外国人介護人材に対して業務内容等を丁寧に説明し、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成
- ④ ハラスメントを防止するための対応マニュアルや発生した場合の対処方法等の作成・共有、相談窓口の設置等
- ⑤ 介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICTを含む環境整備

- ・ 訪問入浴介護について、受入事業者が適切な指導体制等を確保した上で、職場内で必要な研修等を受講して、業務に従事することを認めるべき。併せてキャリアアップの観点から支援を行うよう、受入事業者に配慮を求める。

(2) 技能実習「介護」における事業所開設後3年要件

- ・ 現行の要件（事業所の開設後3年が経過）を満たさない場合、①又は②のいずれかを満たす場合も認めるべき。
- ①法人の設立から3年間が経過している場合（法人要件）
- ②外国人に対する研修体制や職員・利用者等からの相談体制など同一法人によるサポート体制がある場合（サポート体制要件）

(3) その他（施行時期・戦略的な対応の必要性）

- ・ 今後の具体的な制度設計に当たっては、制度趣旨・目的等を踏まえつつ検討を進め、準備ができ次第、順次施行するべき。特に技能実習制度は、令和6年6月14日に成立した法律に基づき新たに創設される育成就労制度の状況に留意する必要。また、既存制度との整合性について、一定の整理を行いながら検討を進めるべき。
- ・ 世界的な人材確保の競争が厳しくなり、介護人材の重要性が増している中で、日本がこれまで培ってきた経験等を活かしつつ、海外現地への働きかけや日本の介護現場における定着支援を、より戦略的に進めるべき。

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

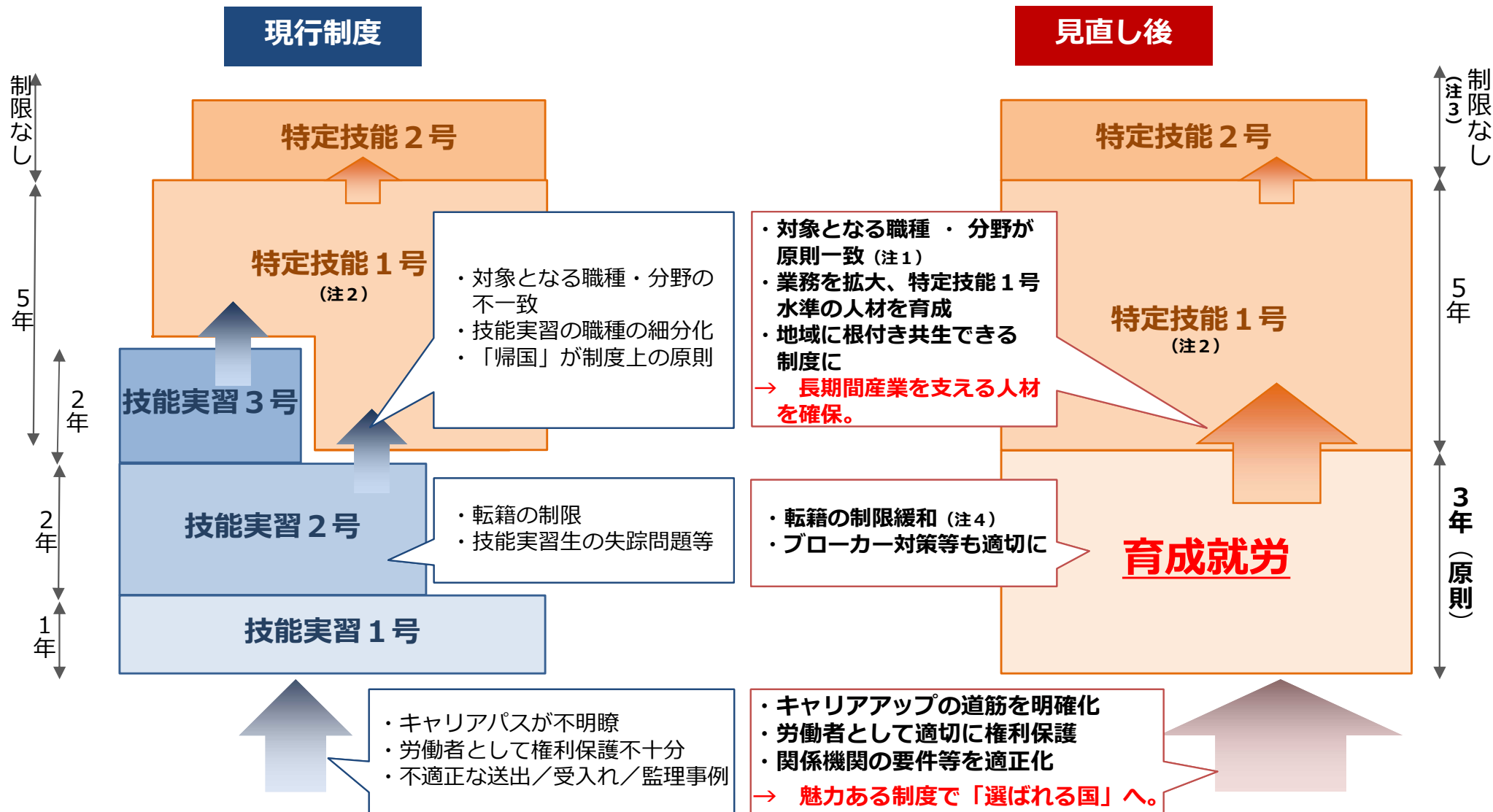
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。

・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の**受入環境整備**を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

技能レベル

高

- (就労開始までに)
- **日本語能力A1相当以上の試験**
(日本語能力試験(JLPT)のN5等) **合格**
or
 - それに相当する**日本語講習の受講**

- **技能検定基礎級等**
+
 - **日本語試験**(A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が
本人意向の転籍の条件

- **技能検定試験3級や特定技能1号評価試験**
+
 - **日本語能力A2相当以上の試験**(JLPTのN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- **特定技能2号評価試験**
+
- **日本語能力B1相当以上の試験**(JLPTのN3等)

**育成就労
(3年間)**
(注1)

受入れの範囲：育成就労産業分野
(注2)

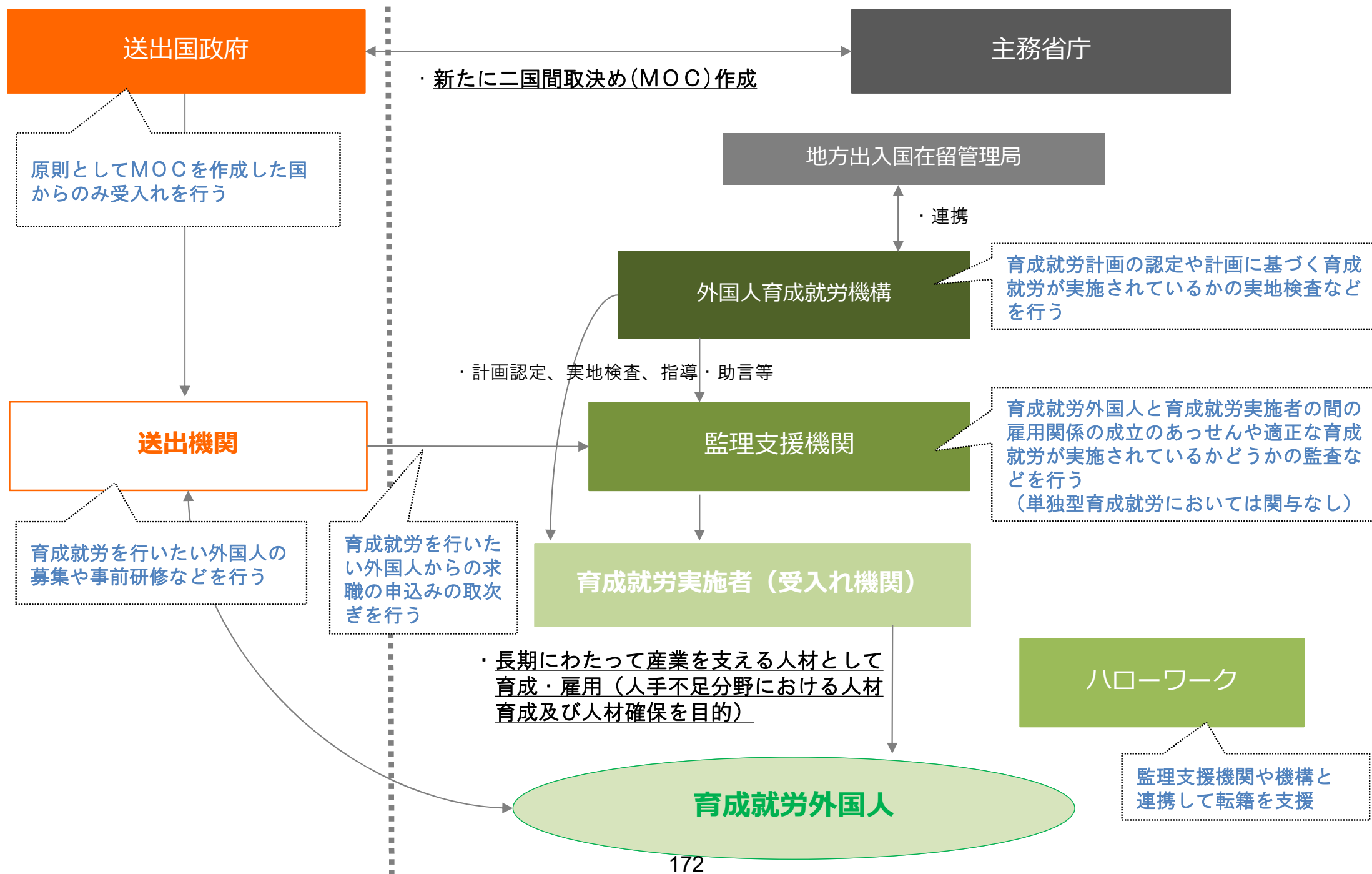
**特定技能1号
(5年間)**

**特定技能2号
(制限なし)**

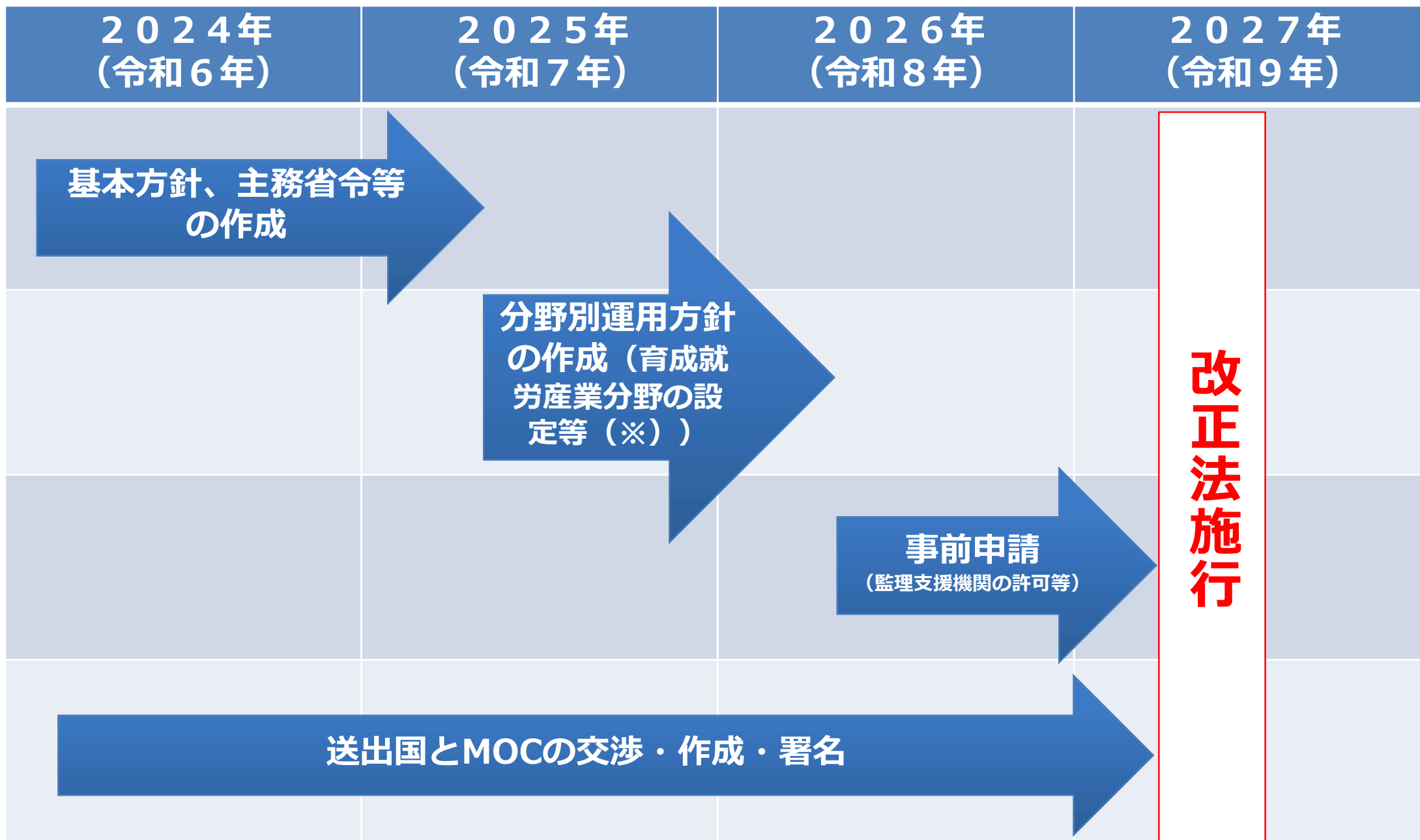
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



施行までのスケジュール（予定）



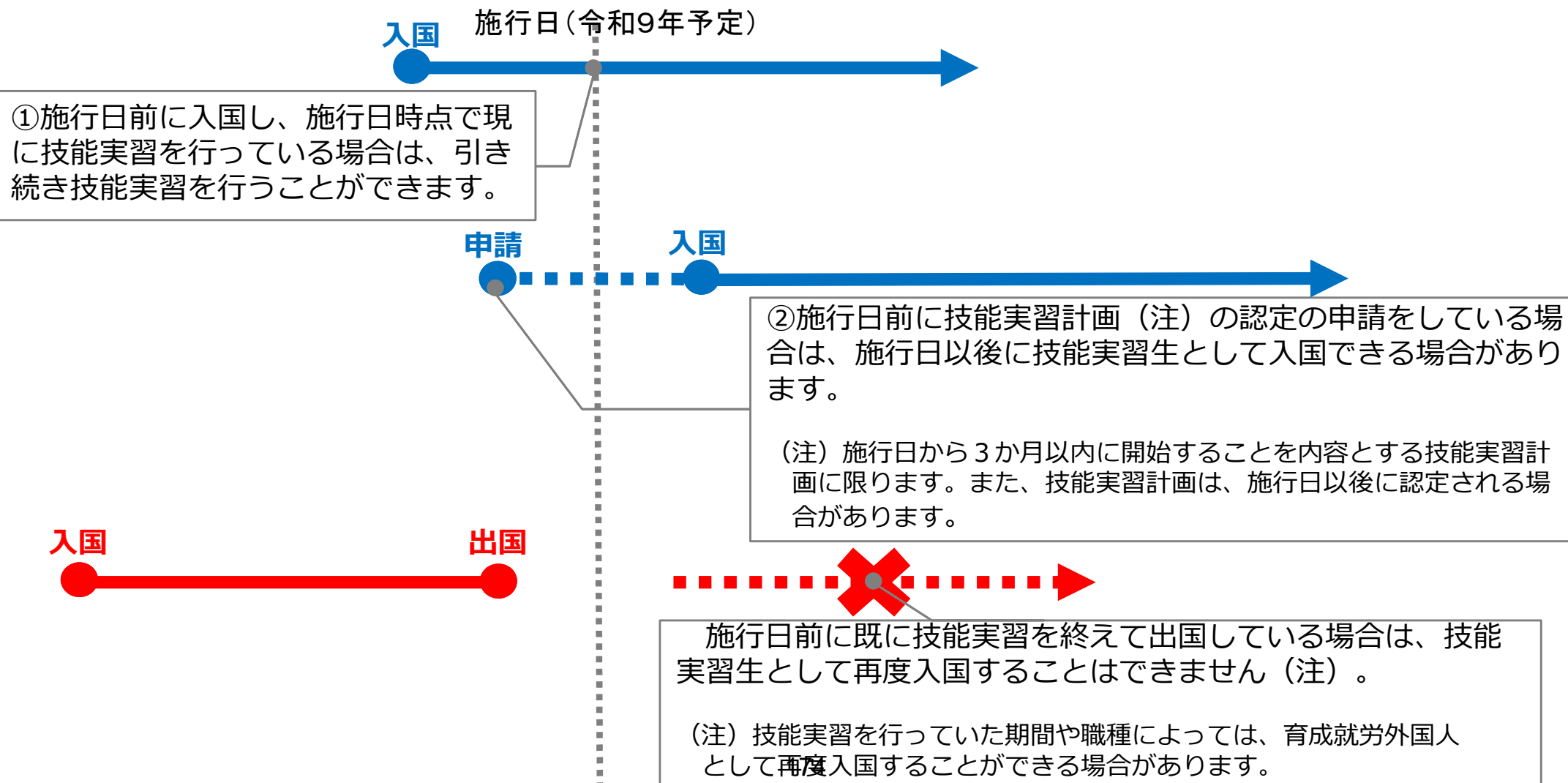
※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます（注）**。

施行日後に技能実習を行う場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



外国人介護人材に関する相談窓口について

①EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在留管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
- ※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：03-6206-1772 / （フリーダイヤル）0120-115-311※英語・インドネシア語・ベトナム語音声案内あり
 メールアドレス：sodan@jicwels.jp（インドネシア：sodan_id@jicwels.jp、フィリピン：sodan_ph@jicwels.jp、ベトナム：sodan_vn@jicwels.jp）
 受付日時及び対応言語：毎週月曜日～金曜日※（祝・祭日を除く）9:15～13:00 14:00～17:30
 ※月、木：日本語、インドネシア語・英語・ベトナム語対応
 ※火、水、金：日本語（必要に応じ各国母国語での対応も可能）

②外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設・登録支援機関からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
- ※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-118-370（フリーダイヤル）

※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、ヒンディー語対応

※この他、右記のWEB、LINE、Facebookにおいても、相談受付および相談窓口の案内を行っている。
 受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

▼ホームページ



▼LINE



▼Facebook



▼YouTube



▼Instagram



- 妊娠・出産等を理由として外国人介護人材を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは関係法令に基づき禁止されている。
- これまでも外国人介護人材に対して、妊娠等した場合、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくよう周知しているところ。
- 外国人介護人材受入事業所等におかれても、外国人が妊娠等した場合、当該外国人に対し、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくようご案内をお願いします。



外国人介護人材相談サポート Jicwels
Free consultation services for foreign
care workers

2024/02/23 · 🌐

🌱日本（にほん）で介護（かいご）の仕事（しごと）をする外国人（がいこくじん）のみなさんへ
🌱／

日本では、妊娠（にんしん）したことで、仕事をやめさせることは、法律（ほうりつ）で禁止（きんし）されています。

会社（かいしゃ）、送出機関（おくりだしきかん）、監理団体（かんりだんたい）などは、あなたが仕事を続（つづ）けたいのに、妊娠（にんしん）を理由（りゆう）に、あなたをむりやり帰国（きこく）させることはできません。

子どもを産（う）んだあとも、日本で介護の仕事ができます。

妊娠（にんしん）したら、ひとりでなやまないでください。かならず相談（そうだん）しましょう。相談する人がいなければ、JICWELSの相談窓口（そうだんまどぐち）に電話（でんわ）をしてくださいね。

あなたの「いのち」、これから生（う）まれてくる子どもの「いのち」が、一番（いちばん）大切（たいせつ）です 🧡 ✨

こ　　う
子どもを産んだあとも
にほん　しごと
日本で仕事（しごと）が
つづ
続けられます



👍❤️ 17人

👍 17

🗨️ 2

➦ 2

第 11 社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）

1 社会福祉連携推進法人制度について

（１）社会福祉連携推進法人制度の趣旨等について

令和４年４月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、令和６年９月３０日時点で、２２法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、２以上の社会福祉法人が社員として参画し、以下の６つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、１つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、社会福祉法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている。こうした中で、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できることから、本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関

係者に対する制度及び先行している実践事例の周知にご協力をいただきたい。

連携推進法人の立ち上げに当たっては、設立準備会や合同研修会の開催経費等の設立に必要となる経費に対して、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のうち「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」として国庫補助を行っている。また、令和6年度補正予算において、設立後における連携推進法人の先駆的な連携推進業務への助成など設立を支援するための補助として、「社会福祉法人の連携・協働支援事業」を計上したところである。

関係者への周知をお願いするとともに、これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、積極的な活用をお願いしたい。

※ 連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて、随時公表しているので、適宜ご参照いただきたい。

<厚生労働省ホームページ>

- ・社会福祉連携推進法人制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

- ・介護施設・事業所の協働化・大規模化

～協働化・大規模化による介護経営の改善に関する政策パッケージ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

(2) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託

- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなるので、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管下の連携推進法人に対する一般監査について、引き続き対応に遺漏ないようお願いしたい。

2 社会福祉法人関連予算について

(1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和7年度予算案：346,597千円)について

本事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的としている。

令和7年度予算案において、令和6年度予算と同程度の予算額を確保したところであり、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。

(2)「社会福祉法人の連携・協働支援事業」(令和6年度補正予算：99,500千円)について

本事業は、社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化を図るため、法人間連携のきっかけづくりとして、区域内の福祉課題の解決を目的とした関係者会議の開催経費や連携推進法人の設立支援を強化するため、連携推進法人による先駆的な取組等に対して補助することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進することを目的としている。令和6年度補正予算に計上したところであり、活用について検討をお願いしたい。

3 社会福祉法人制度の運営について

(1) 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

社会福祉法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

(2) 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定により、全ての社会福祉法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているので、各所轄庁におかれては、本通知の趣旨も踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供をお願いしたい。

また、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」の積極実施等については、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和 4 年 1 月 5 日社援発 0105 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「積極実施通知」という。）及び「社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

について（周知）」（令和４年３月２８日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）においてお示ししているので、こうした好事例を周知することなどを通じて、法人の地域における取組を促す環境整備をお願いしたい。

（３）社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、法第５５条の２の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や使途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度６月３０日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成２９年１月２４日付け雇児発０１２４第１号、社援発０１２４第１号、老発０１２４第１号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。併せて、積極実施通知において、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいとしていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手続及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

（４）法人に対する指導監査の適正な実施について

社会福祉法人の指導監査については、平成２９年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成２９年４月２７日付け雇児発０４２７第７号、社援発０４２７第１号、老発０４２７第１号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、今後とも、平成２８年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルール

是正)し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

(5)「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「電子開示システム」という。)は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成28年改正法に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)において電子開示システムの運用を行っているところである。

令和6年11月14日現在で、21,024法人が電子開示システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、本システムの活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4月1日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご承知おきいただきたい。

法人に関する情報に係るデータベースとして、国民に対するインターネット等を通じた迅速な情報提供に資する電子開示システムの趣旨を踏まえた対応に引き続きご協力いただくとともに、法第59条の2第2項において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされていることから、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図るため、今後も積極的な活用をお願いしたい。

第 12 社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

（1）災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の配置について

災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、災害時において、高齢者や障害者、子ども等といった要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）を組成・派遣することなどを通じて必要な支援体制を確保するための仕組みである。令和 5 年度には、全都道府県においてネットワークを構築し、DWAT が配置されている。

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域におけるつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的視点からの支援に加え、福祉的視点からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

令和 6 年能登半島地震においては、被災県である石川県に加え、石川県からの要請を受けた全都道府県からのべ 1,573 名の DWAT チーム員が派遣され、避難所や 1.5 次避難所における被災者からの相談支援などの福祉的な支援を通じて、被災者の生活を支えた。全国的な調整による DWAT の活動が行われた初めての事例となった。

このほか、近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第 19 号の際には、被災 5 県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の DWAT が、特に長野県では、長野県からの要請を受けた群馬県の DWAT も派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。また、令和 3 年の 7 月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡 DWAT が、約 2 か月にわたり県内の避難所 3 か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での要配慮者の生活を支える上での福祉ニーズへの的確な対応が行われた。令和 5 年 7 月の梅雨前線による大雨の際には、大分県において、17 日間で延べ 63 名の

分 DWAT のチーム員が日田市内避難所へ派遣された。平時より行政・保健師と顔の見える関係作りに取り組んでおり、DWAT チーム員は避難所の環境整備や被災者へのスムーズな相談支援を行った。

厚生労働省では、災害時の避難所における福祉支援を円滑に実施できるよう、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成 30 年 5 月 31 日付社援発 0531 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知（令和 5 年 3 月 31 日一部改正）の別添）を策定している。「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）では、令和 7 年度予算案において 2.9 億円（対前年度 0.9 億円増）を計上しており、各都道府県におけるネットワーク構築や DWAT 構成員に対する訓練等にご活用いただきたい。

また、令和 4 年度から、全国のネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）を設置（令和 6 年度においては全国社会福祉協議会に設置）し、平時にはネットワーク事務局員や DWAT 向けの全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築等の検討を行っている。

DWAT の派遣経験の浅い都道府県も多いことから、前述した補助金を活用して他の都道府県との意見交換や合同研修を実施いただき、とりわけ災害時に応援・受援の関係となることが想定される隣接県や同一ブロック内の都道府県間におかれては、顔の見える関係を作るようお願いしたい。また、中央センターが実施するブロック会議や研修の場を活用した情報共有や意見交換を積極的に行っていただきたい。

令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいて、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応等について、DWAT の活動範囲の拡大により対応する必要があるとされており、内閣府を中心に政府において災害救助法で想定される救助活動に「福祉」の観点を盛り込むことが検討されていることと併せて、厚生労働省としてもガイドラインの見直しを含め対応を検討しているところであり、追って通知する。

（２）社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における

社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号（令和6年11月6日一部改正））に基づき、令和3年度から災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した運用開始している。

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、全ての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう令和5年度から令和9年度にかけて5か年計画で訓練を進めてきた。一方、この間発生した災害における災害時情報共有システムの活用状況を踏まえると、引き続き入力 of 徹底をお願いする必要がある。また、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 中央防災会議防災対策実行会議令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）においては、災害時情報共有システムの平時における入力促進や有事に入力率向上を図っていくこととされている。

このため、全ての社会福祉施設等において早期にシステムを利用可能となるよう、訓練を一部前倒して、令和7年度までの3か年で訓練を完了するよう進めることとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。来年度の具体的な訓練日については今年度内に別途お知らせすることとしているので、あらかじめご承知おきいただきたい。なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、国において災害情報の設定など必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

（3）社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化等しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等（こども家庭庁へ移管されたものを除く。）の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設

備対策）を推進することとしており、令和6年度補正予算において所要の財源を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていきたい。

（参考1）

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（社会福祉施設等）
令和6年度補正予算 145億円
社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

（参考2）独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95%（通常70～80%）	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率（据置期間中無利子） 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率（据置期間中無利子）

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

（4）感染症の予防対策について

ア インフルエンザ等への予防対策について

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」（令和6年11月11日付感感発1111第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）に沿って、適切な対応をお願いする。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が

決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザ等に関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成について、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考3)

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ（総合ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

- ・【令和6年度】今シーズンのインフルエンザ総合対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2024.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和6年度インフルエンザQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/QA2024.html

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

<国立感染症研究所ホームページ>

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利

用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考4)

<参照通知等>

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和6年11月20日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症課、食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知(令和5年4月28日一部改正))
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>

- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>

- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」

（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

2 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉・医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援している。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

① 令和7年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

令和7年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備の推進や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要に対応しうる事業規模としたところである。

※貸付規模 資金交付額 2,309 億円（うち福祉貸付分 1,190 億円）

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。

※貸付条件の見直し

<新規事項>

- ・ 乳児等通園支援事業に係る融資制度の創設
 - ＊ 貸付の相手方：法人
 - ＊ 償還期間：20 年以内
 - ＊ 融資率：80%
 - ＊ 貸付利率：基準金利、基準金利＋0.8%

- ・ 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資制度の創設
 - ＊ 対象施設：入所定員削減を伴う障害者支援施設・共同生活援助・短期入所事業（注）
 - ＊ 融資率：90％
 - （注）入所定員削減に伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。
- ・ 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ＊ 償還期間（据置期間）：10 年以内（1 年以内）
 - ＊ 融資率：90％
 - ＊ 貸付利率：基準金利

＜継続事項＞

以下の事項について、現行の優遇措置を継続する

- ・ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置

なお、令和 7 年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等については、福祉医療機構のホームページ等を通じて説明資料を公開する予定なので、確認をお願いしたい。（福祉医療機構主催で例年 3 月に開催している「福祉貸付事業行政担当者説明会」は、現在開催方法等を検討中であり、別途福祉医療機構から通知予定）

② 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、福祉貸付全般に導入している。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても福祉医療機構の融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも福祉医療機構の融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(2) 福祉医療経営指導事業（経営サポート事業）について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び行政等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

社会福祉法人等の経営課題については、当該事業を活用し早期に改善を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析や人材確保に関するアンケート調査の実施結果に関するレポート等を次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>

- ・ WAM NET

<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託も実施しているのでご留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない）

https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

① 令和7年度予算案 293 億円（国庫補助額）

・ 給付予定人員 84,462 人

・ 給付総額 1,422 億円

※ 国庫補助額のうち、児童福祉関係施設に要する 206 億円はこども家庭庁において予算計上し、残り 87 億円は厚生労働省において予算計上している。

（参考）令和6年度補正予算 6 8 億円

ICT システムの活用により今後見込まれる退職手当の支給の早期化等に対応するために必要な給付費の一部を補助する。

② 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済（以下「退職手当共済」という。）事業は、社

会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、社会福祉施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済に一時的であっても支給財源の不足が生じ、支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和6年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

③ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

④ 退職手当共済新システムの稼働について

令和7年1月から、退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる「退職手当共済新システム」が稼働する。

福祉医療機構ホームページ上において、システムの案内に関する専用ページを公開し、動画等を用いてわかりやすく解説しているので、システムの利用に当たって活用されるよう、管内の社会福祉法人に対して周知をお願いしたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ（退職手当共済新システムのご案内）

https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystm_guide/

（４）福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）について

当該事業は、国の施策に基づく各種情報システムの整備及び管理を行うほか、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトである。

[\(https://www.wam.go.jp/\)](https://www.wam.go.jp/)

(参考)

WAM NETで運用中の情報システム

- ・財務諸表等電子開示システム
(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人)
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・子ども・子育て支援情報公表システム
- ・災害時情報共有システム (児童・障害)
- ・医療法人経営情報データベースシステム

WAM NETの主な掲載情報

- ・子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル
☞子育て支援(ここ de サーチ等)、障害児支援(障害福祉サービス等情報検索、しょうがい共済等)、介護離職防止に関する情報を集約したコンテンツ
- ・介護保険最新情報
- ・イベント・セミナー情報
- ・福祉サービス評価情報

各都道府県におかれては、全国の保育施設が検索できる「ここ de サーチ」や、地域の障害福祉サービス事業所を検索できる「障害福祉サービス等情報検索」のほか、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」について、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、地域の企業等における人事労務担当者や従業員の方々にも広く活用いただけるよう、各都道府県等ホームページへのリンク掲載などの周知をお願いしたい。

ここ de サーチ



(<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>)

障害福祉サービス等情報検索



(<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>)

子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル



(<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/bowac/>)

第 13 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 民生委員・児童委員について

（1）令和 7 年度における一斉改選について

現任の民生委員については、令和 7 年 12 月 1 日に一斉改選を迎えることとなるため、各自治体においては、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
- ・ 定数の見直し、定数条例の改正
- ・ 民生委員候補者の推薦
- ・ 委嘱・解嘱、特別表彰

等の事務処理が必要となる。

各自治体におかれては、一斉改選を円滑に実施するため、関係通知を踏まえつつ、以下に示すスケジュール（案）を参考に事務に遺漏なきよう準備願いたい。

なお、東日本大震災、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨の被災地については、避難生活の長期化等の状況に鑑み、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、令和 6 年 12 月 19 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」を発出しているので、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分な意思疎通を図られたい。

（参考）令和 7 年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール（案）

業務内容	令和 7 年度	令和 4 年度 （実績）
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 （厚労省⇒自治体）	8 月中旬	8 月 25 日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 （自治体⇒厚生局）	8 月 30 日	8 月 30 日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出 （自治体⇒厚生局）	9 月 30 日	9 月 30 日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 （厚労省⇒自治体）	11 月上旬	10 月 24, 25 日
⑤徽章発送（厚労省⇒自治体）	11 月上旬	11 月 15, 16 日
⑥一斉改選	12 月 1 日	12 月 1 日
⑦改選結果報告（厚生局⇒厚労省）	12 月 13 日	12 月 13 日

⑧プレスリリース（厚労省）	1月上旬	1月13日
---------------	------	-------

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

(2) 随時委嘱に関する留意点

一斉改選以外の随時委嘱の場合であっても、市町村推薦会・都道府県・地方厚生局のそれぞれにおいて審査が行われるため、民生委員候補者とされてから実際に委嘱されるまで一定程度の期間を要しており、このようなスケジュールを把握していない候補者が、自身の推薦がなくなったものと誤認する事例が生じている。

このような事態を避けるためにも、可能な限り速やかに民生委員候補者に対して委嘱までのスケジュールの目安について伝達するなど、委嘱までの間に適切なコミュニケーションをとるなど配慮いただきたい。

(3) 民生委員・児童委員に期待される役割について

「第2 地域共生社会の在り方検討会議における議論等について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、令和3年4月より施行している。

また、一昨年に成立した孤独・孤立対策推進法の附帯決議（令和5年5月30日 参議院内閣委員会）において、孤独・孤立対策においては、民生委員等を含む当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われることが求められている。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される場所であり、各自治体においては、「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）等も参照するほか、これまでの民生委員活動そのものが地域共生社会の実現に資するものであるということも踏まえつつ、民生委員の位置づけ・役割等については、民生委員とも十分に対話・協議した上で、地域の実情に即したもののよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

(4) 民生委員の活動環境の整備等について

ア 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度には、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

なお、令和7年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、使途の制約のない報酬とは違い、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

イ 民生委員制度の普及啓発の強化・地域の実情等に応じた担い手確保対策

(ア) 一般住民へ向けた普及啓発の強化

令和4年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は64.0%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは5.4%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来の担い手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和4年12月に行われた一斉改選の結果、現時点においても民生委員の委嘱数（充足率）が十分ではない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの効果的かつ訴求力のある取組を行っていただくようお願いする。

（イ）担い手確保のための先駆的取組

一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや、民生委員の負担軽減、将来の担い手を確保することなどに資する独自の取組として、

- ・民生委員協力員の配置
- ・子ども民生委員の委嘱や大学生を対象にした民生委員インターンシップの実施
- ・タブレット端末などＩＣＴを活用した情報共有や定例会議のオンライン化
- ・ＳＮＳ（インスタグラム等）を活用した効果的・訴求力のある周知・広報活動
- ・行政のサポート体制の強化（庁内の関係課室に民生委員からのワンストップ相談担当者を配置）

といった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、このような先駆的な取組を参考にしつつ、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

なお、こうした取組については、令和6年度から、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）により補助を行っているため、令和7年度においても本補助金の積極的な活用を図られたい。

（ウ）所属企業等の理解促進

自治体によっては、首長から管内の経済団体や事業所あてに、従業員の民生委員活動に対する理解を促すために協力依頼文書を送付し、就労と民生委員活動を両立できるように配慮を求めている場合もある。

近年、定年の延長などの継続雇用を選択する方も増加し、従来の民生委員の担い手である企業等の退職者の確保が難しい状況が続いている。このため、自営業者以外の就業者の民生委員就任を後押しするため、このような取組について参考にされたい。

(エ) 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付雇児発 0223 第 1 号・社援発 0223 第 2 号）において、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、年齢要件について画一的に判断することなく、選任される民生委員の健康状態や選任されることに関する意志、現職の民生委員にあっては実績も総合的に勘案するなど、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

(オ) 不動産登記法第 70 条第 3 項の運用における民生委員・児童委員の不在証明
いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知されているので、御承知おきいただきたい。

ウ 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和 6 年度は 99 自治体が実施している。各自治体におかれては、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、オンライン開催など実施方法を工夫し地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題や現場のニーズ等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

＜新たな施策や社会的課題等の例＞

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和 5 年 12 月 27 日社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」（令和 4 年 6 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年 12 月 26 日）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和 3 年 3 月 31 日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和 4 年 12 月 27 日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策推進法」（令和 5 年法律第 45 号）
- ・「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定）
- ・「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年 6 月 25 日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成 31 年 4 月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（令和 5 年 10 月 20 日閣議決定）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）」
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成 24 年 6 月 1 日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」（個人情報保護委員会）

エ 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。

近年、梅雨期の大雨や台風により各地で甚大な被害が生じているところであり、これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。

災害が発生する恐れが高い状況下（災害発生前）に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することが前提となる。

一方、避難情報が発令中（災害発生後）に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要であり、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

なお、民生委員自身が被災している場合もあるため、画一的に過度に負担となる活動を依頼しないよう十分に配慮されたい。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・「個別避難計画作成等への支援策等について」（令和3年6月22日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」（令和3年8月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））

オ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応

【民生委員・児童委員の選任要件】

- 現行の民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されており、その市町村に住民票を置く在住者に限って民生委員になれるが、提案は、民生委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求めるというもの。本提案につき、有識者会議の議論も踏まえ以下のとおり対応方針が決定した。

※ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）
民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法第6条第1項及び児童福祉法第16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- この対応方針を受け、昨年6月から「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、計4回の議論を経て12月に議論の整理をとりまとめたところである。

具体的には、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員が他の自治体に転出した後も、任期の残期間については転出前の担当区域において引き続き民生委員として活動可能となるよう今年中に見直し、自治体や関係団体に周知する予定であるので、予めご承知おきいただきたい。

◇厚生労働省HP（民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40913.html

【児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書】

- 担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であること、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当等における民生委員の「証明事務」及び、生活福祉資金貸付における「調査事務」の廃止について、民生委員の心理的負担も含めた業務負担軽減のための提案がなされ、有識者会議の議論も踏まえ以下のとおり対応方針が決定した。

※ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）

- ・ 証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
- ・ 調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

- この対応方針を受け、
 - ・ 「証明事務」については、民生委員以外に証明書を記載することが可能な者について周知するため、事務連絡（「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）を発出し、
 - ・ 「調査事務」については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能な場合を追加するなどの運用見直しのための事務連絡（「生活福祉資金貸付制度に係る民生委員調査書の様式例の修正について」令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困

窮者自立支援室)を発出したところである。

【福祉行政報告例中の民生委員・児童委員活動報告】

- 民生委員や自治体の事務負担の軽減の観点から、民生委員による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、民生委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を国において構築すべきとの提案がなされ、有識者会議の議論も踏まえ以下のとおり対応方針が決定した。

※ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）
・「民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表 40 表）については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

- この対応方針を受け、民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表 40 表）については、民生委員及び自治体の事務負担を軽減するため、オンライン等を活用した効率的な取組事例を収集し、各自治体へ周知するため、事務連絡（「行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について（情報提供・周知依頼）」令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課）を発出したところである。

2 社会福祉協議会について

（ア）社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや8050世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

（イ）福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

福祉活動指導員及び福祉活動専門員（以下「福祉活動専門員等」という。）の配置に係る経費については、都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進指導体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動

の充実と発展を図ることを目的に、従前より国庫補助において推進してきたが、その後、全国への配置が進み定着化したことから一般財源化され、現在は、地方交付税措置を講じているところ。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和 6 年度
福祉活動指導員設置事業 ※標準団体の行政規模は人口 1,700,000 人と想定	27,062 千円
福祉活動専門員設置事業費 ※標準団体の行政規模は人口 100,000 人と想定	9,640 千円

※ 福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和 38 年から平成 5 年まで国庫補助してきたが、平成 6 年度に一般財源化。

※ 福祉活動専門員は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和 41 年から平成 10 年まで国庫補助してきたが、平成 11 年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要であり、自治体の実態も踏まえつつ総務省とも調整し、上記のとおり地方交付税算定基礎単価において一定の措置が図られている。各自治体におかれては、今回の措置の内容を踏まえ、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努められたい。

3 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めて

おくなど環境整備に努められたい。

また、平時からの準備として、「災害ボランティアセンター等機能強化事業」により、以下の取組を推進しているので、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
加えて、県内の自治体、社福法人やNPO法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組により、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率 1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。（補助率 1/2）

本事業は、上記のように３段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県（都道府県社会福祉協議会）の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和２年７月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和２年８月２８日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了解願いたい。

4 被災者に対する見守り等の支援の推進について

大規模災害により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和７年度予算案においても、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携に

について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いする。一方、平時においては、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年厚生労働省告示第355号）第七を踏まえ、緊急事態においても早急な対応が可能となるよう、自治体の関係部局はもとより、分野横断の支援機関とも積極的なネットワークづくりに努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたい。

また、東日本大震災の被災地については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

5 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和6年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和7年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

6 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、新型コロナウイルス感染症の影響下において孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を推進することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を位置付けているところでもあり、活用をお願いする。（重層事業の詳細については、第4「地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」を参照すること）

第 14 地方改善事業等について（地域福祉課）

※ 当該事業（隣保館・生活館）については、地方自治体によっては福祉部局ではなく人権擁護部局が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

また、当該事業を実施する上で密接に関係する「生活困窮者自立支援制度」や「重層的支援体制整備事業」などの情報についても併せて情報提供願います。

1 地方改善事業の実施について

（1）地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

（ア）隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

（イ）職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、地域共生や生活困窮者自立支援制度などの福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、地域福祉の一翼を担うためにも、人権啓発のみならず、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

また、全国隣保館連絡協議会が主催し、全国隣保館長研修会は隔年、全国隣保館職員ブロック研修会は毎年開催しており、関係自治体より職員の参加をいただいているところであるが、現場のニーズを反映した研修内容とするためにも、当該研修会への企画段階からの参画について協力をお願いする。

※ 本研修会については、国において開催していたが、昭和 52 年より全国
隣保館連絡協議会の主催に変更。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年度より「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施したところであるが、上記の課題について解消に至っていない。

このため、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図っており、令和 6 年度補正予算額：4.1 億円を計上しているため、御了知いただきたい。

令和 7 年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和 7 年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用とともに、内示後速やかに契約がなされるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）（抄）
第 2 章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

また、隣保館の整備に当たっては、少子高齢化等により隣保館を含む公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、安易に建替を行うのではなく、将来のニーズを考慮するなど長期的な視点をもって、建替、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図ること。また、持続可能な地域社会の形成の一助とするため、他施設との複合化や隣保館の集約化、ハザードマップ等を踏まえたより安全な地域における移転改築を行うことにより、防災機能の強化、利便性の向上、地域資源の効率化等を図り、将来に渡って地域に必要とされる隣保館となるよう十分に地域と連携の上整備いただ

きたい。

(2) アイヌ施策の推進について

平成 31 年 4 月 26 日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法律第 16 号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年 5 月 24 日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成 28 年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和 7 年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、身近な相談窓口が少ない道外に居住するアイヌの人々に専用の相談窓口の存在が認知され、必要なときに相談いただけるよう、当事業に関する周知・広報について、引き続き特段の配慮をいただきたい。

(3) 隣保館・生活館における物価高騰に対する支援について

令和 6 年 12 月 6 日事務連絡「重点支援地方交付金を活用した婦人保護施設及び救護施設等の支援について」において、隣保館及び生活館についてもエネルギー価格や、施設整備における資材費の高騰分の支援として当該交付金を活用することが可能とされているので、自治体内の当該交付金担当課と連携の上、必要に応じて活用を検討をお願いする。

(4) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

地域共生社会の実現に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、令和 2 年 6 月 5 日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和 3 年 4 月 1 日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制整備事業が実施されている。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただくこと等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了解願いたい。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(5) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員に対する普及・啓発について

民生委員は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行っていただきたい。

(6) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が成立し、平成28年12月16日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (同和問題に関する正しい理解を)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第 15 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

※ 消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「生協」という。）については、都道府県によっては福祉部局ではなく生活安全・消費者行政担当部局等が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。

生協は、

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合（相互扶助組織）であること
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること
- ・任意に加入し脱退することができること
- ・組合員の議決権・選挙権は平等であること
- ・剰余金の割戻しは主として利用分量により行うこと
- ・出資額に応じた割戻しは限度が定められていること
- ・政治的に中立であること

を要件として、利用（消費）者である組合員自身が出資し、意思決定や運営に参画することにより、宅配や店舗での商品供給や共済、医療、福祉といった事業を行っている。

また、相互扶助の理念に基づき、地域の高齢者の見守り活動、子育て支援、災害発生時における被災者支援活動など、地域のコミュニティづくりのための社会貢献活動に取り組んでいる。

生協法は、生協が行う社会貢献活動を促進するため、事業で生じた剰余金の一部活用や、一定の要件の下、組合員外の事業の利用を認めている。

今後、少子高齢化が進展し、人口減少が見込まれる中で、生協は、地域社会を支える重要な担い手として、今まで以上に事業や社会貢献活動に積極的に取り組んでいくことが期待される。

生協の指導・監督に当たっては、このような生協の基本的性格及び事業や社会貢献活動の実施状況等、生協についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する生協の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

（１）生協への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国における指導検査の結果を見ると、以下のとおり、生協法等の関係法令や定款等に従った運営がなされていないなど、生協の運営管理が適正に行われていない事項が認められるところである。

① 内部管理態勢に関すること

- ・ 総（代）会招集通知において、生協法及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「施行規則」という。）に規定する必要な事項が記載されていない
- ・ 理事会は理事の協議と意見の交換により、その知識と経験を結集することが目的であるため、書面による理事会への出席及び議決権の行使は認められていないにもかかわらず、書面による出席のみで開催されている
- ・ 理事の利益相反取引に関して、理事会における取引の事実の開示及び承認並びに取引後の報告が行われていない
- ・ 特別の利害関係がある理事が当該事業者との契約に係る議案の議決に加わっている
- ・ 監事監査にあたり、会計監査のみが行われ業務監査が行われていない
- ・ 定款に基づき策定が必要となる規程が整備されていない
- ・ 法定期限内に登記手続きが行われていない
- ・ 長期間にわたり生協の事業を利用しない等のいわゆる睡眠組合員について除名等の手続きが行われていない

② 組合事業に関すること

- ・ 員外利用許可申請が必要な案件にも関わらず行われていない

③ 会計に関すること

- ・ 決算関係書類において、会計慣行を斟酌していない記載や記載誤り等の不備がある

④ 利用者保護等管理態勢に関すること

- ・ 個人情報管理を委託する事業者に対し、委託契約で盛り込んだ内容にかかる実施状況の調査が行われていない

このため、貴管内生協において同様の状況が認められた場合には、適正な運営を確保するために十分な指導検査や助言をお願いします。

特に、基本的な事項や多数の事項に渡って課題を抱える生協や財務状況が悪化している生協に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう、

- ・ 先ず重要な課題に焦点を当て、メリハリのある指導を行うこと
- ・ 問題の本質的な改善のために生協側と必要な改善の方向性に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により深度ある原因分析を行い、原因の解明に努めること
- ・ 問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組は評価することも含め、改善・向上に向けたベクトル（改善・向上に向かって

いるか、その取組はスピード感を持って行われているか等)を十分見極めること

- ・指摘事項に対する対話・議論を進めるに当たっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示すこと
- ・生協側が主体的・能動的な改善に向けた取組を行うことができるよう、的確な検証、役員その他の管理者との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（納得感）を得るよう努めること

が必要である。

また、検査時のみの指導によらず、必要に応じて継続的な指導・助言をお願いする。

なお、不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の策定とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

※ 本年度、購買事業を行う生協において、下請け事業者に対して下請代金を減額し、公正取引委員会より勧告がなされた事例があったことにも留意すること。

(2) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。同項の趣旨は、生協は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもないが、政治問題に組織として関わることは、生協に対する誤解や偏見を生み、生協の健全な運営と発展に対する阻害要因となるおそれが強いことにある。

各都道府県におかれては、所管生協の政治的中立の確保が徹底されるよう、厳正な指導をお願いする。

○「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について(通知)」(昭和62年6月30日付厚生省社会局生活課長通知)

(3) 休眠生協への対応について

一部の都道府県においては、休眠となっている生協を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等について検討いただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について

厚生労働省においては、平成29年及び令和2年社会福祉法改正等により、地域住

民や地域の多様な主体が、地域のさまざまな課題を我が事として捉え、相互に連携を図ることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることを目指した地域共生社会の実現に向けた取組の強化を図っている。

令和３年４月には、施行規則を改正し、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所管行政庁より員外利用許可を得た上で物品を供給できるよう改正したところであり、許可を得た生協が社会福祉協議会等と連携し地域で物品を供給する事例や、こども食堂へ物品を供給する事例等もあるものと承知している。

本年度、厚生労働省においては、

- ① 令和６年９月、社会・援護局が開催した「地域共生社会の在り方検討会議」において、地域共生社会の実現に向けた地域における有力な活動主体のひとつとして生協関係者を招へいし、生協における全国的な取組状況や各地における様々な取組事例についてヒアリング（※１）を実施
- ② 令和６年１２月、当室より「生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）」を公表（※２）

するなど、生協の取組等について積極的に周知してきたところである。

また、令和７（２０２５）年は、国連が定めた「国際協同組合年（International Year of Cooperatives. IYC）」（※３）でもある。

各都道府県におかれては、生協が自発的な意思に基づく相互扶助組織であることを前提に、国内外の情勢を踏まえて、これらの取組事例も参考としつつ、庁内関係部局はもとより、管内生協、管内市町村及び地域福祉に取り組む諸団体との情報共有や連携を深めていただくなど、自治体等と連携した地域社会における取組が一層層充実するよう、積極的な取組をお願いしたい。

※１ 地域共生社会の在り方検討会議資料（厚生労働省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html

※２ 生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）（厚生労働省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyou/index.html

※３ ２０２５ 国際協同組合年全国実行委員会（日本協同組合連携機構（ＪＣＡ）ＨＰ）

<https://www.japan.coop/iyc2025/>

国連が、協同組合を振興促進し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高める方法として設定するもの。「国際協同組合年」を活用することで地域共生社会の推進に向けた取組への貢献を支援することを求めるもの。

４ 災害時の取扱いについて

（１）員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発する中、各地の生協においては、自治体との協定に基づいて発災直後から生活支援物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組んでいる。令和６年１月１日に発生した「令和６年能登半島地震」においても、被災地の生協の支援のために職員を派遣し、組合員の安否確認や被災し

た地域住民に対する生活支援物資の提供等を行ったところである。

なお、生協法では、特に災害時における物品供給について、次のとおり、員外利用を認めている。

① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第12条第3項第2号）

② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外（※）で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量20/100）（施行規則第11条第1号ホ）

※ 上記②については、大規模な災害で都道府県を越えた広域的な避難を行った場合等を想定

被災者の生活となりわいをしっかりと支えていくためにも、当該規定について御了知の上、行政と生協が連携して取り組んでいただくようお願いする。

（2）共済事業実施生協に対する「緊急特別取扱い措置」について

発災時、災害救助法が適用された場合、共済事業実施生協に対して事務連絡を発出し、災害救助法が適用された自治体に対し、被災された共済契約者に対する、①共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置、②業務停止等における対応に関する措置等の「緊急特別取扱い措置」を依頼しているところである。本事務連絡については、災害救助法が適用された都道府県に共有しているので、管内の共済事業実施生協に対する取扱いの参考としていただくようお願いする。

5 その他連絡事項

（1）生命保険料控除の拡充について

令和7年度税制改正において、子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要があることから、所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額を6万円（現行4万円）とすること等とされたので、御了知願いたい。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ。）。

（2）改正刑法の施行に伴う消費生活協同組合法等の改正について

自由刑の単一化の議論に伴い、「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を廃止し、これに

代えて「拘禁刑」を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日に施行される。

施行に伴い、生協法の「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を「拘禁刑」と改正することとされており、施行に当たっては、消費生活協同組合模範定款例の取扱い（解釈通知）等の通知を改正することとしているので、御了知願いたい。

（３）監督指針等の改正について（統合的リスク管理態勢に係る規定の整備等）

今般、特に高度なリスク管理が望ましいと考えられる長期共済を実施している生協を対象に統合的リスク管理（E R M）を導入するため、「『共済事業向けの総合的な監督指針』の一部改正及び『共済事業実施組合に係る検査マニュアル』の改正について」（令和 6 年 3 月 29 日社援発 0329 第 87 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知）を発出し、統合的リスク管理態勢に係る規定を整備するほか、その他の事項もあわせて見直しを行ったところである。

E R Mの導入については、特にその一部分であるリスク認識の部分については、長期共済を実施している生協に限らず短期共済を実施している生協においても重要であることから、その積極的な導入について、引き続き管内の生協に対して必要な指導・助言をお願いする。

（４）デジタル社会の実現に向けた取組について

デジタル社会の実現に向けた取組については、これまでも当室より通知を発出し、オンラインによる検査の実施やインターネット等を活用した総（代）会の開催等にかかる基本的考え方等についてお示したところであるが、今般、これらのデジタル化の動きを踏まえ、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 350 号）及び金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 102 号）が令和 6 年 12 月 15 日から施行されたことに伴い、金融商品販売業者等の掲げる勧誘方針の掲示方法について、原則としてインターネットを用いた勧誘方針の公表が義務化されるなど、その運用の変更及び留意点について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る共済契約を行う組合の掲げる勧誘方針の掲示方法の変更について」（令和 6 年 12 月 12 日社援協発 1212 第 2 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長通知）において各都道府県消費生活協同組合主管部（局）長宛に通知したところである。

各都道府県におかれては、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、改正省令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

（５）消費生活協同組合（連合会）実態調査について

令和6年度消費生活協同組合（連合会）実態調査の結果については、令和7年3月に政府統計の総合窓口において公表（※）することを目途として集計を進めているので、御了知願いたい。なお、令和7年度においても、厚生労働省が委託した民間事業者から生協へ直接調査票を配布する予定であるが、調査を行うに当たっては、各都道府県において、所管生協の活動状況等を把握いただいた上で当室に情報提供いただいているところであり、本年度と同様に御協力をお願いします。

※ 消費生活協同組合（連合会）実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

（6）令和7年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

生協の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を毎年開催している。

詳細については追って連絡するので、御了知願いたい。

令和 7 年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和 7 年度 予算(案)額	2 兆 9, 4 6 5 億円
令和 6 年度 当初予算額	2 兆 9, 6 4 1 億円
差 引	▲ 1 7 6 億円
《令和 6 年度補正予算額	4 8 0 億円》

※ こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む。

※ 令和 7 年度予算（案）額においては、退職手当共済事業給付費補助金について、こども家庭庁に移管した分を除く。

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等	
3 困難な問題を抱える女性への支援の推進	
4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
II 生活保護制度の適正な実施	8
1 生活保護に係る国庫負担	
2 生活保護の適正実施の推進	
3 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	12
1 福祉・介護人材確保対策の推進	
2 外国人介護人材の受入環境の整備等	
3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV 災害時における福祉支援	17
1 災害時における見守り・相談支援等の推進	
2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
3 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進【拡充】 718億円※（543億円※）

《令和6年度補正予算 1.5億円》

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

また、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）において、重層的支援体制整備事業においても住まいの支援が明確化されたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して入居継続支援を行う。

（参考）令和6年度補正予算

○ 重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化 1.5億円

改正生活困窮者自立支援法の施行を見据え、重層的支援体制整備事業における居住継続支援体制の整備を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 9.4億円（12億円）

《令和6年度補正予算 0.5億円》

包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備や都道府県による市町村への後方支援（都道府県内連携会議の開催や人材養成研修の実施等）への支援を行う。また、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村も含め、包括的な支援体制整備に従事する者等の人材養成を行う。

（参考）令和6年度補正予算

○ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 51百万円

市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、都道府県による実態調査やヒアリング等の実施、アドバイザー派遣等の取組を促進する。

2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進 等

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進等 760億円※(657億円※)

《令和6年度補正予算 80億円》

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局(社会)計上分を含む

① 生活困窮者の住まい支援や就労支援・家計改善支援の強化【拡充】

改正生活困窮者自立支援法に基づき、住まいに関する相談対応から入居後までの、切れ目のない住まい支援の強化を図る。また、就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進など、生活困窮者に対する支援体制の更なる強化を図る。

<主な改善内容>

○ 住まいに係る相談機能等の充実

福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう、生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関への「住まい相談支援員」の配置などによる体制整備を図る。

○ 住居確保給付金における転居費用の支給

住居確保給付金において、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

○ 居住支援事業の強化

一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、シェルター事業と地域居住支援事業のいずれかの実施を努力義務とする。

○ 家計改善支援事業の補助率引上げ(補助率を1/2→2/3)

家計改善支援事業と、就労準備支援事業、自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保することを原則として、家計改善支援事業の補助率を一律2/3に引き上げる。

○ 就労準備支援事業・家計改善支援事業への過疎地域加算の導入

就労準備支援事業・家計改善支援事業について、過疎地域における支援コストの大きさに着目して、過疎地域加算を新たに設ける。

○ 生活困窮者向け事業と被保護者向け事業の一体的実施

被保護者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を未実施の場合など、福祉事務所が認めた被保護者が生活困窮者向けの各事業を利用できるようにすることで、両制度での一体的な支援を進める。

○ その他の生活困窮者自立支援の更なる推進・強化

- ・ 令和6年度に設計する研修カリキュラムに基づき、現任者向け(ステップアップ)研修を新たに実施する。
- ・ 福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進する。

(参考) 令和6年度補正予算

- **生活困窮者自立支援の機能強化事業** 46億円
各自治体の自立相談支援機関等において、改正生活困窮者自立支援法の施行を見据えた居住支援体制の整備、NPO法人等と連携した緊急対応の強化、特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化等を行う。
- **生活困窮者等支援民間団体活動助成事業** 5.2億円
生活困窮者及びひきこもりの状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。
- **就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業** 1.2億円
就労準備支援事業・家計改善支援事業が未実施の市等において、都道府県が主体となって両事業を時限で実施することにより、事業の空白区をなくすとともに、未実施自治体における広域実施に向けた環境整備を行う。
- **生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業** 1.0億円
生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。
- **都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業** 38百万円
都道府県において、研修の実施に向けた体制整備を行うとともに、支援員の質の向上やノウハウの共有などを行うネットワークづくりとして、中間支援組織の立ち上げを促進する。
- **生活福祉資金業務システム等改修事業** 5.1億円
生活福祉資金貸付事務のオンライン化に向けて、システムの設計・構築のための要件整理を実施する。また、既存の債権管理システムについて、基盤更新を行う。
- **生活困窮者自立支援統計システムの改修** 1.0億円
改正生活困窮者自立支援法の施行に伴い、住まいの相談体制を拡充することに伴って必要となる、住まいに係る相談記録・支援状況の入力や統計情報を作成するためのシステム改修を実施する。

等

② ひきこもり地域支援センター等の整備の促進、支援者支援の強化【拡充】

16億円（16億円）

ひきこもり状態にある方やその家族への支援を充実するため、市区町村での相談支援体制の構築に必要な準備費用に対し補助を行うなど、市区町村でのひきこもり地域支援センター等の設置を促進する。

また、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業を実施していない管内市区町村に対するサポートを強化することにより、市区町村における支援体制の構築を推進する。

（２）地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【拡充】

40億円（39億円）

《令和6年度補正予算 20億円》

「第4次自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、子ども・若者への対策を含め、地域の実情に応じた継続的な自殺対策や民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、「こども・若者の自殺危機対応チーム」による支援を推進する。

（参考）令和6年度補正予算

○ 地域における自殺対策の強化

20億円

「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援や、地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援、社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援を行う。

3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

51億円（52億円）

《令和6年度補正予算 2.0億円》

（1）困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進【新規】

官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する新たな事業を実施し、潜在化している多様な支援ニーズに対応できる支援体制を構築する。

（参考）令和6年度補正予算

○ 官民協働等女性支援加速化事業

2.0億円

公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着などを行う事業をモデル的に実施する。

（2）女性相談支援センター（一時保護所）や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、女性自立支援施設における就職支援等の充実及び支援の質の向上に向けた取組を推進する。

（3）女性支援を担う者の育成・支援の強化【拡充】

複雑化・多様化する相談に対応する女性相談支援員等の負担軽減と支援の質向上のため、有識者や女性支援職員OB等が知識や経験を生かして困難事例等に対するスーパーバイズを実施するとともに、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるよう研修体系の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等

9. 4億円（10億円）

都道府県において、市町村の体制整備等を支援するため、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施することに加え、新たに法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組を実施する。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時の関係機関の役割調整等に加え、後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行うなど、中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業等の実施

0. 8億円（1. 2億円）

《令和6年度補正予算 4. 2億円》

成年後見制度の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題への対応を含めた持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業 4. 2億円

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施する。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数＜老健局にて計上＞

地域支援事業交付金の内数＜老健局にて計上＞

地域生活支援事業費等補助金の内数＜障害保健福祉部にて計上＞

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆7,808億円(2兆7,927億円)

生活保護を必要とする者に対して適切に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

※ 生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。

具体的には、令和7～8年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和7年10月から実施する。

- ・令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額1,500円／人を加算
- ・加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障

(2) 保護施設事務費負担金 352億円(331億円)

保護施設等の運営に必要な経費を負担する。

(参考) 関連予算

○ 救護施設等個別支援計画作成等研修事業 5百万円

救護施設等について、入所者ごとの個別支援計画の作成が令和6年10月より義務化されたことを受け、救護施設等個別支援計画作成等研修を実施し、適切な個別支援計画の作成等を通じた支援の質の向上を図る。

2 生活保護の適正実施の推進

197億円（192億円）

《令和6年度補正予算 141億円》

（1）生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の強化等による事務の適正化を実施する自治体への支援などを行う。

また、被保護者の健康の保持・増進を図るため、被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた生活習慣病の発症・重症化予防等の取組を推進する。

＜主な改善内容＞

○ 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援【新規】

今般の生活保護法改正において、令和7年度から、都道府県が広域的な観点からデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村（福祉事務所）に対し、必要な助言等の支援を行う仕組みが創設されたことを踏まえ、都道府県において、データ分析に係る体制整備や市町村に対するアドバイザー派遣など、新たな仕組みの実効性を確保・向上させるための取組を推進する。

（参考）令和6年度補正予算

○ 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業 6.2億円

都道府県によるデータ分析等の結果を踏まえ、頻回受診等の未改善者への支援手法の確立等を図る観点から、個々のニーズを把握した上で、その抱える課題の解決に向けた支援プランを作成し、多様な関係機関の連携の下で、個別かつ集中的な支援を行う取組をモデル的に実施する。

（2）被保護者の自立支援の推進等

被保護者が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労・社会参加、健康づくり、日常生活習慣の改善等に向けた支援を充実するとともに、入居支援や見守りなどの居住支援を行う事業を創設するなど、多様な観点から自立支援の取組を強化する。

＜主な改善内容＞

○ 被保護者地域居住支援事業の創設【新規】

今般の生活保護法改正において、被保護者地域居住支援事業を創設し、被保護者に対して入居支援や訪問による見守りなどの居住支援を行い、地域における自立した生活に向けた支援を強化する。

(参考) 令和6年度補正予算

- 被保護者就労準備支援等加速化事業 17億円
被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の法定化を受け、これらの事業の未実施自治体に対し、早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を行う。
- 被保護者に対する金銭管理支援 13億円
依存症を抱えるなど金銭管理に課題がある被保護者に対し、本人の希望を前提に、生活費の適正な管理を支援することにより、生活の安定や自立につなげる。
- 災害時情報共有システム改修事業 50百万円
災害発生時において、保護施設等の被害状況などを国・自治体リアルタイムに共有し、被災施設等への迅速・適切な支援が可能となるよう、「災害時情報共有システム」の対象施設に保護施設等を追加する。
- 貧困ビジネス対策事業 4.2億円
いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、都道府県等において、無料低額宿泊所（無届を含む）の実態等に関する情報収集や管内担当職員への情報共有を強化し、不適切な事例に迅速に対応可能な体制を構築する。また、福祉事務所（ケースワーカー）による不適切な物件・事例に関する情報収集や、こうした事案における被保護者への転居支援の取組を強化する。
- 生活保護業務のデジタル化調査研究事業 94百万円
被保護者就労準備支援事業の法定化など令和7年度以降の実施が予定される制度見直し等に関する自治体の基幹システムへの反映について、令和6年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため調査研究を行い標準仕様書の改定を行う。
- 生活保護業務関係システム改修事業 20億円
生活保護の制度見直し等に対応するため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行うとともに、国の生活保護業務データシステムを改修する。
- 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・指定薬局への補助 75億円
医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピュータシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。
- 被保護者の保健指導情報とのデータ連携 1.9億円
被保護者の保健指導情報を集積・収集できるようにするため、特定健診等データ収集システム等の機能拡張を図るために必要なシステムの改修等を行う。
- 医療扶助等におけるDX推進調査研究事業 1.5億円
医療DXや介護DXの取組を踏まえ、医療扶助・介護扶助への影響や今後の在り方等について調査研究を行う。

3 都道府県等における指導・監査体制の確保

18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

なお、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）を踏まえ、計画的な見直しを行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・処遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護のしごと魅力発信等事業

4. 0億円（4. 4億円）

（都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数＜老健局にて計上＞）

介護の仕事のイメージアップ、理解促進を図るため、民間事業者によるネット広告等を用いた情報発信や介護の体験・参加型イベントの開催、介護職自らが主体となる情報発信などの支援を行う。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

（参考）令和6年度補正予算

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業

4. 1億円

介護福祉士資格の取得を目指す者等が安心して修学できる環境を整備するため、都道府県が養成施設入学者に対して行う修学資金の貸付を確実に行うことができるよう、事業継続に必要となる貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営を確保する。

○ 山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業

5. 0百万円

介護職員のキャリアパスをマネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対する介護の知識や技術の指導を行うことなど、複数の選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにするキャリアモデル（いわゆる「山脈型キャリアモデル」）の普及・浸透を目指し、導入を検討している事業所に対して民間事業者による支援を行い、効果・課題把握等を行う。

○ 介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

7. 8百万円

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、民間事業者の介護未経験者等を対象としたマッチング機能等を活用するモデル事業を実施し、これまでの介護に関わりのなかった層が有償ボランティアとして未経験者でも行うことのできる様々な周辺業務を行うこと等により、地域住民と介護現場への接点を増加させることで、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

- 潜在介護福祉士等就職支援モデル事業 22 百万円
福祉人材センターの強みを生かし、事業所訪問等を通じた事業所の状況把握を行うとともに離職した介護福祉士等に対するのきめ細かな再就職支援等を行う。

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4. 0 億円（4. 0 億円）
《令和6年度補正予算 3. 5 億円》

福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。

(参考) 令和6年度補正予算

- 日本社会事業大学施設整備・環境整備事業 3. 5 億円
長期的な施設利用のために必要となる改修工事の実施及び大学教育のデジタル化推進のための環境整備を行う。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【拡充】 5. 9 億円（5. 6 億円）
《令和6年度補正予算 4. 2 億円》

（一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数＜老健局にて計上＞）

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修や介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

＜主な改善内容＞

- 外国人介護人材に対する巡回訪問・相談窓口の体制拡充
訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問や相談窓口の体制強化を図る。
- 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）
日本で就労経験のある帰国者（外国人介護労働者）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人による SNS 等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

(参考) 令和6年度補正予算

- 外国人介護人材獲得強化事業 2. 7億円
海外現地での働きかけを強化するため、都道府県と連携し、海外現地で人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等への支援及び特定技能試験（介護技能評価試験・介護日本語評価試験）の試験会場等の拡充を行う。
- 外国人介護人材定着促進事業 1. 4億円
介護現場における円滑な就労・定着を促進するため、都道府県と連携し、翻訳ツールの導入・活用を図る事業所等への支援を行うほか、外国人向けの資格取得支援講座を実施する地域の職能団体等に対し、スーパーバイズ等の支援を行う。
- 外国人介護人材巡回訪問システム改修事業 10百万円
外国人介護人材の受入事業者への巡回訪問を行う実施機関の体制強化を図るため、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認等を円滑に実施できるよう、巡回訪問に係るシステム改修を行う。

(2) 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2. 4億円（2. 5億円）

（一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数＜老健局にて計上＞）

経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援【拡充】

3. 5億円（3. 5億円）

《令和6年度補正予算 1. 0億円》

小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業の試行やICT化を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(参考) 令和6年度補正予算

- 社会福祉法人の連携・協働支援事業 1. 0億円
地方公共団体に対し、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議の開催を支援するほか、社会福祉法人に対し、社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた設立準備会や合同研修会の開催、先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施について支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

86億円※(283億円)

※ 児童福祉に係る施設・事業分(206億円)はこども家庭庁において計上
《令和6年度補正予算 68億円》

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 社会福祉施設職員等退職共済事業給付事業

68億円

ICTシステムの活用により今後見込まれる退職手当の支給の早期化等に対応するために必要な給付費の一部を補助する。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

53億円(49億円)

《令和6年度補正予算 12億円》

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

<参考：財政投融资資金計画案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,309億円
〔福祉貸付	1,190億円〕
〔医療貸付	1,119億円〕

② 貸付条件の主な改善

- ・ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の拡充並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設

(参考) 令和6年度補正予算

○ 独立行政法人福祉医療機構におけるコロナ融資償還の相談受入等体制の強化

12億円

新型コロナウイルス対応支援資金の貸付先である中小規模の医療機関及び福祉関係施設等が元金の償還開始により廃止等に追い込まれることのないよう、福祉医療機構において体制を整備し、丁寧な返済相談等を実施する。

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4. 4億円(4. 4億円)

《令和6年度補正予算 4. 1億円》

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 隣保館の耐災害性強化

4. 1億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策(耐震化整備、ブロック塀改修整備)の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 77億円（93億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.2億円（8.2億円）

《令和6年度補正予算 18億円》

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

（参考）令和6年度補正予算

○ 被災者見守り・相談支援事業 18億円

令和6年能登半島地震においては、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災者の方々が安心して日常生活を営むことができるよう、能登地域等において「被災者見守り・相談支援事業」を実施する。

（参考）令和6年度補正予算

○ 地域福祉推進支援臨時特例交付金 98億円

令和6年能登半島地震において、高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 4億円（1. 5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付や応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3 災害時における福祉支援体制の整備推進

4. 1億円（4. 1億円）

（1）災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】

災害時における避難所等での要配慮者支援のための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の災害時対応能力の一層の向上を図るため、都道府県における災害福祉支援コーディネーターの配置や、DWATが災害時において迅速な初動対応を行うために必要なロジスティック面での対応、都道府県における研修や訓練の実施を支援する。

（2）災害ボランティア活動への支援の推進

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の充実を図るため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

令和7年度予算(案)の概要【参考資料】

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	1
II	生活保護制度の適正実施	27
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	31
IV	災害時における福祉支援	39
(参考)	令和6年度補正予算	44

社会・援護局(社会)

I 地域共生社会の実現に向けた 地域づくり

令和7年度当初予算案

【包括的相談支援事業】 496億円 (374億円)
【地域づくり事業】 167億円 (116億円)
【多機関協働事業等】 56億円 (53億円)

※ () 内は前年度当初予算額
※ 令和6年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、**各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・ 令和3年度：42
- ・ 令和4年度：134
- ・ 令和5年度：189
- ・ 令和6年度：346
- ・ 令和7年度：473（予定）

令和7年度当初予算案 56億円の内数（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）において、社会福祉法第106条の4が改正され、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用した入居継続支援を行う。

2 事業の概要

- 入居後の継続的な支援を行うため、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業において、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。

<住まいの課題を含めた複合的な課題を抱える者に対する支援体制のイメージ>

0	包括的相談支援事業	○ 生活困窮者の自立相談支援機関等において、相談者の属性・世代等に関わらず、包括的に相談を受け付ける。
↓ 住まいの課題を含めた複合的な課題があり、単独の支援関係機関では対応が難しいと判断された場合		
1	多機関協働事業	○ 多機関協働事業者を中心に、自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。 ○ 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。
↓ 入居後支援が必要であるが、既存事業では対応が難しいと判断された場合		
2	参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（※）	○ 同事業の実施者により、入居後の見守り支援、利用者と地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（※）入居継続支援員の配置やその活動に要する費用を要求

3 実施主体等

実施主体：市町村 補助率：国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4

令和7年度当初予算案 8.1億円 (10億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

(主な取組内容)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国 3 / 4、市町村 1 / 4

令和5年度実施市町村数：279、令和6年度実施市町村数：201

令和7年度当初予算案 1.0億円 (1.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額
※ 令和6年度補正予算額：0.5億円

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が行う後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

(後方支援の取組例)

- ・市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・都道府県内における法律等の専門家派遣 等

3 実施主体等

実施主体：都道府県

負担割合：国3／4、都道府県1／4

令和5年度実施都道府県数：44、令和6年度実施都道府県数：45

令和7年度当初予算案 22百万円 (30百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要であるため、重層的支援体制整備事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっている中で、重層的支援体制整備事業を現在実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、令和6年度からは、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村も受講対象に含めた、ブロック別の研修を導入している。

2 事業の概要・スキーム

(全国研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

(ブロック別研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員（初任者）に加え、当該事業を実施していない市町村や移行準備中の市町村の職員も受講対象に含め、包括的支援体制の整備に向けてどのようなプロセスを踏むべきか、ノウハウや知識を学ぶための研修を実施する。

(都道府県向け研修)

- 市町村を支援する都道府県のサポートのため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、各都道府県が取り組む市町村への後方支援の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国

補助率：－（委託費）

令和6年度事業実績：全国の重層的支援体制整備事業実施自治体等に対し、研修を実施。

令和7年度当初予算案 760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

**自立相談支援機関に
住まい相談支援員（仮称）を配置し、支援等
を行う場合の加算を創
設する（拡充）**

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

○負担割合：国 3／4
都道府県・市・区等 1／4

3 事業のイメージ

住まいの相談
住まいに課題を抱える
生活困窮者等

- ・家族・同居人との関係が悪化しており、同居が困難。
- ・保証人がいなくて入居・転居できない。
- ・家賃・維持費等の居住費負担が重い。
- ・住まいの構造・設備等に問題があり、早急な転居が必要。
- ・家賃滞納により立ち退きを求められている。

等

福祉事務所設置自治体

- ・福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】

自立相談支援機関に**住まい相談支援員（仮称）**を配置

← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【主な役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）
- ④ 地域の関係者に対する支援

連携※

居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- ・市町村の住宅・福祉部局・居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等で構成

【役割】

地域づくりや住宅ストックの確保等

※ 居住支援協議会未設置の自治体においては、
246 其他会議体との連携等を新たに構築

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ

上記以外

①住宅の斡旋

②家賃支援

（住居確保給付金等）

③居住支援

（入居支援・入居中生活支援等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援や関係機関へとつなげる

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ①離職・廃業後2年以内の者
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

拡充後

支給対象者

- <家賃相当分> 現行（①、②）のまま
- <転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は求めない。

支給額

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 転居のための初期費用（礼金等）、引っ越し代等（上限あり）

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）○負担割合：国3／4、都道府県・市・区等1／4

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法等（※1）において、居住支援事業（一時生活支援事業から改称）について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者（「特定被保護者」（※2））も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

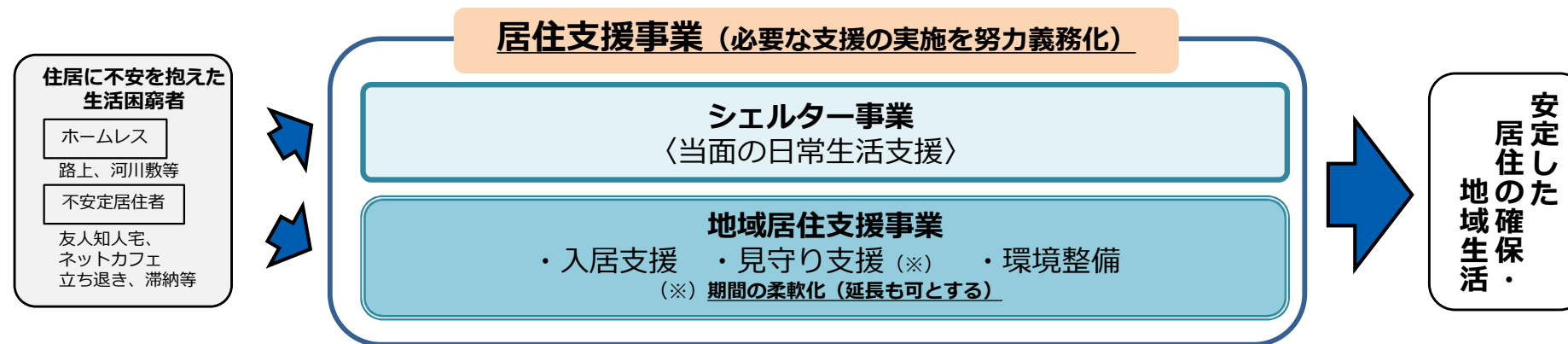
※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2 事業の概要・スキーム

(現行)



(改正後)



3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

○負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

○実施自治体数（令和5年度）：シェルター事業366 地域居住支援事業285

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正 (※1) において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を、これまで対象外だった生活保護受給者のうち、一定の要件に該当する者 (「特定被保護者」 (※2)) も対象として実施できるようにした。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

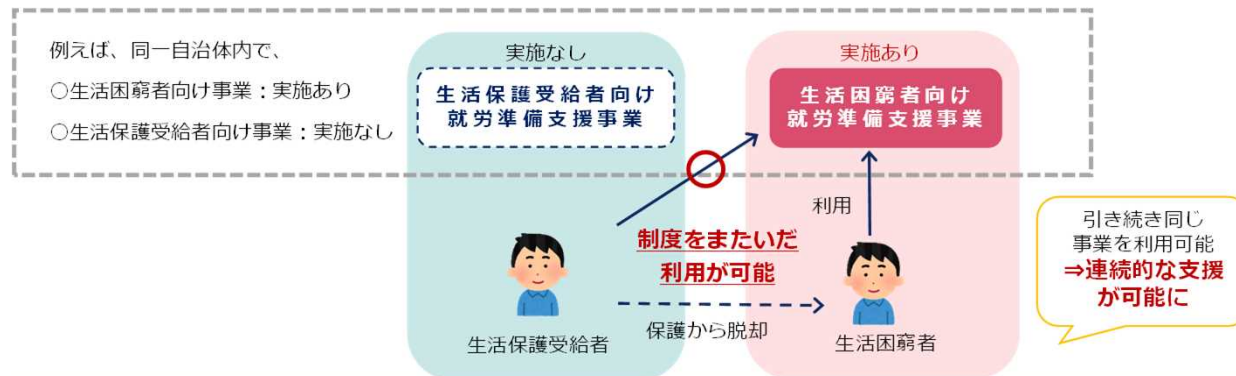
※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

○対象事業 : 就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業

○実施方法 : **生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする (拡充)。**
(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



3 実施主体等

○実施主体 : 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合 : 国 2 / 3、都道府県・市・区等 1 / 3

○実施自治体数 (令和5年度) : 就労準備支援事業 : 731自治体 家計改善支援事業 : 756自治体 地域居住支援事業 : 55自治体

<参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数 (令和5年度) ……就労準備支援事業 : 357自治体 家計改善支援事業 : 98自治体 地域居住支援事業 : 35自治体

※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数 ……就労準備支援事業 : 357自治体 家計改善支援事業 : 98自治体 地域居住支援事業 : 17自治体

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し（※）、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1／2から2／3に引き上げる。**

【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合
→補助率 1／2（令和5年度実績：101自治体）
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合
→補助率 2／3（令和5年度実績：638自治体）



【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律2／3とする。**

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 負担割合：国 2／3 都道府県・市・区等 1／3

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。

※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

2 事業の概要・スキーム

就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未達の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。(過疎地域加算)

【市町村】

- ア 算定基準 … 人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度）が50人/km²以下
- イ 加算額の算定方法

過疎市町村（市町村全域が過疎地域）	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

【都道府県】

- ア 算定基準 … 管轄地域全体の人口密度が50人/km²以下となる道府県
- イ 加算額の算定方法 … 当該道府県の基本基準額（都道府県広域加算額を含む）に、基本基準額×0.3を加算

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） ○負担割合：国 2 / 3、都道府県・市・区等 1 / 3

○実施自治体数（令和5年度）：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

令和7年度当初予算案 16 百万円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されているが、令和6年度に新たに設計する研修のカリキュラムに基づき、現任者向け（ステップアップ）研修を全国6ブロック（①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄）で実施し、高度な専門人材の育成を目指す。

2 事業の概要・スキーム

- ステップアップ研修を全国6ブロックで実施する。

【カリキュラム・イメージ】集合型で実施

1日目	共通課程	・困窮制度の理念の確認と振り返り ・支援における地域づくりの視点を深める ・後輩相談員や部下に対するスーパーバイズを掘り下げる ・支援員や自身のメンタルヘルスについて
	任意事業1	・就労（準備）支援事業 （被保護者に係る就労支援員・被保護者就労準備支援事業支援員も参加可）
2日目	任意事業2	・家計改善支援事業（被保護参加可） （被保護者に係る被保護者家計改善支援事業支援員も参加可）
	任意事業3	・一時生活支援事業（被保護者における支援員も参加可）
3日目	任意事業4	・子どもの学習・生活支援事業（保護関連支援員参加可） （被保護者に係る子どもの進路選択支援事業支援員・被保護者に係る支援員も参加可）

※カリキュラムについては令和6年度末に確定

※企画協力都道府県を輪番で決め、会場手配協力・企画助言を行う。

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自立相談支援事業を実施することとなっていない福祉事務所未設置町村において、相談窓口へのアクセスを容易にする観点から、一次的な相談窓口の設置等の窓口機能の充実を推進する。

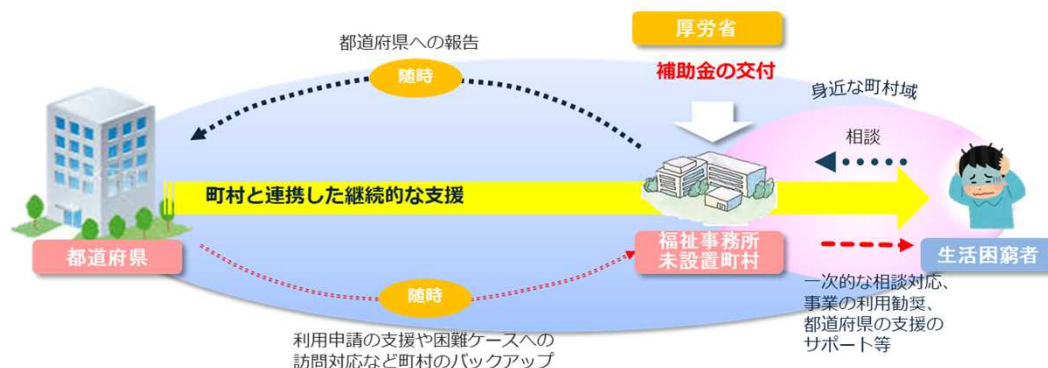
(注) 合わせて、基本基準額について、自立相談支援事業の基本基準額を踏まえた額に見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
 - ① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所を未設置の町村：885自治体
- 負担割合：国 3 / 4、福祉事務所未設置町村 1 / 4

- 実施自治体数（令和5年度）：54自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体を実施

令和7年度当初予算案 16億円（16億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

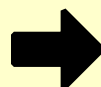
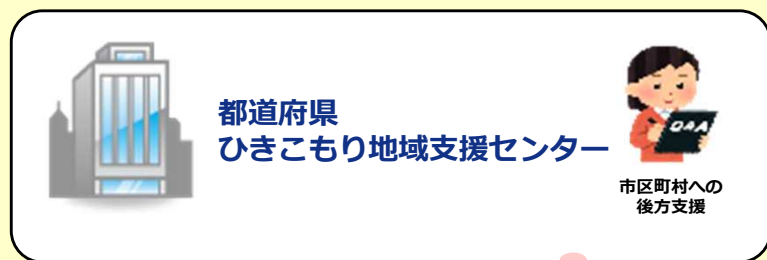
1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。



定期的に
市区町村を
巡回することを
位置づけ

ひきこもり支援推進事業以外 による相談窓口の実施

A市



B町



課題：専門職員の人材確保が困難
事務負担の増など

全ての自治体に対して、ひきこもり
相談窓口を明確化を依頼
(明確化自治体数)
1,487/1,741自治体 (85.4%)
※令和5年度末時点速報値

市区町村訪問支援加算（新設）

市区町村への支援強化として、
訪問支援員を配置

- ・市区町村との同行訪問によるアウトリーチ機能
- ・事例検討会の開催
- ・市区町村等への定期的な巡回訪問の実施等を設定する

1人当たり 3,000千円
1自治体当たり 3人まで



令和7年度当初予算案 32億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

＜①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け） 交付率：1/2,2/3,10/10＞

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

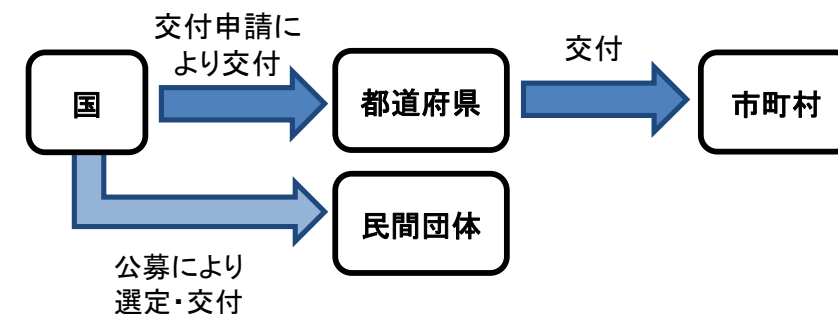
＜②自殺防止対策事業（民間団体向け） 交付率：10/10＞

- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）

資金の流れ



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



令和7年度当初予算案 38億円の内数（37億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円の内数

（38億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 32億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和5年（2023年）の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年（514人）と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了：地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援：



厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

令和7年度当初予算案 6.0億円（6.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

2 事業の概要

【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

- 自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。
- 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

【調査研究・検証を行う者に対する助成】

- 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。（革新的自殺研究推進プログラム）

【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

- 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

- 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

- 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

- 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
令和6年度補正予算において別途予算措置：2.0億円

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

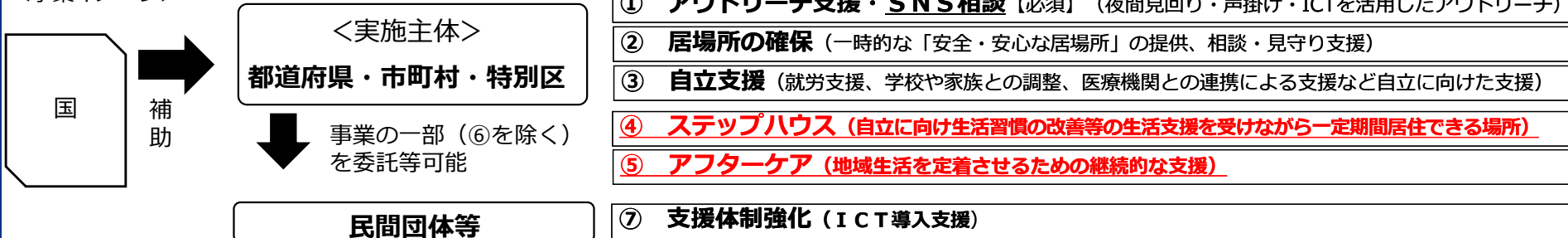
(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

＜事業イメージ＞



⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

- | | |
|---|--|
| ① | アウトリーチ支援・SNS相談【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ） |
| ② | 居場所の確保（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援） |
| ③ | 自立支援（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援） |
| ④ | ステップハウス（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所） |
| ⑤ | アフターケア（地域生活を定着させるための継続的な支援） |
| ⑦ | 支援体制強化（ICT導入支援） |

困難女性

悪質ホスト被害者
JKビジネス被害者
家出少女、AV出演強要
困窮、孤独・孤立
DV・性暴力被害者
等

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

＜事業実績＞ 令和4年度：3自治体（6団体）
令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

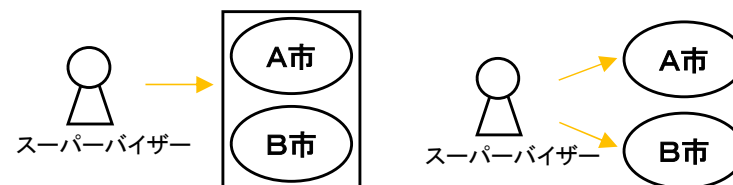
①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む） 1/2）

②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

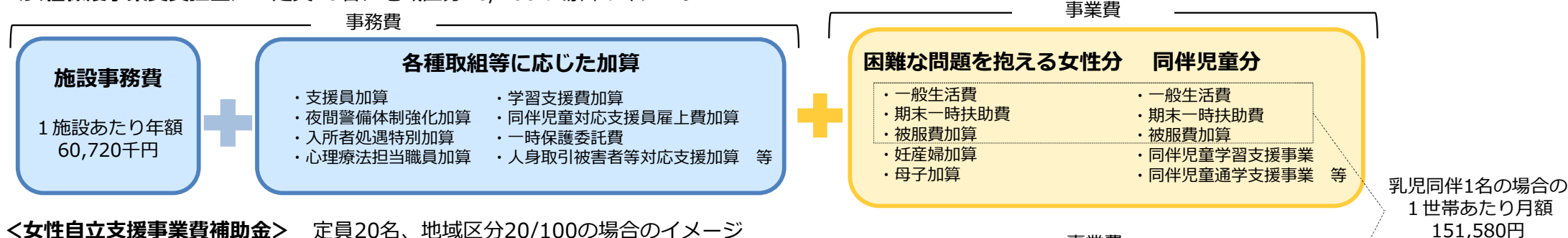
令和7年度当初予算案 **27** 億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

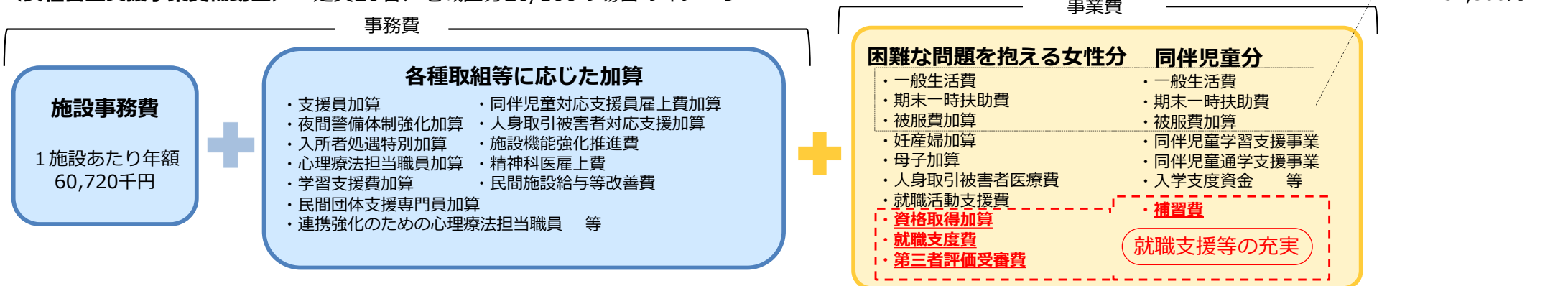
- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

＜女性保護事業費負担金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



＜女性自立支援事業費補助金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率） 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10
- 女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県
（補助率） 国 5/10、都道府県 5/200

令和7年度当初予算案 27百万円の内数（1.1百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

※令和7年度の研修イメージ

	国		都道府県
実施者	国(委託事業者)【新規】	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国(委託事業者)もブロック毎に実施【新規】
研修カテゴリ	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修) ・分科会
日程等	1～2日	①3日 ②2日	1～2日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

令和7年度当初予算案 7.0億円（7.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた **K P Iの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

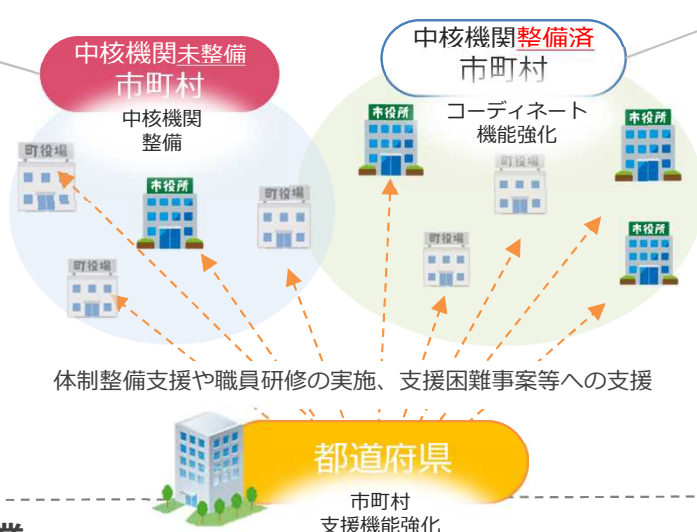
中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉39市町村（令和5年度）

※「中核機関」とは、協議会（関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体）の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

（中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村）

－ 事業の実施・関係性のイメージ －



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2
〈実績〉287市町村（令和5年度）

（コーディネート機能強化の取組）

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）
〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）
2：10,000千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉41都道府県（令和5年度）

（市町村支援機能強化の取組）

- 1：【必須】 ①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
- 2：法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組 **新**

令和7年度当初予算案 0.9億円（0.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）
 ＜基準額＞ ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 ＜補助率＞ 1/2 ＜実績＞ 84自治体（令和5年度）

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体

都道府県社協

場面①

支援チームの編成と
支援環境の調整

場面②

本人への説明

場面③

本人を交えた
ミーティング

意思決定支援
研修の実施

市民後見人・
親族後見人等

市町村・中核機関職員
福祉・司法の関係者

対応力アップ

○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

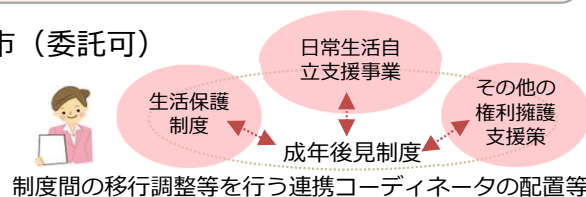
- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

＜実施主体＞ 都道府県、指定都市（委託可）

＜基準額＞ 5,000千円

＜補助率＞ 1/2

＜実績＞ 13自治体（令和5年度）



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

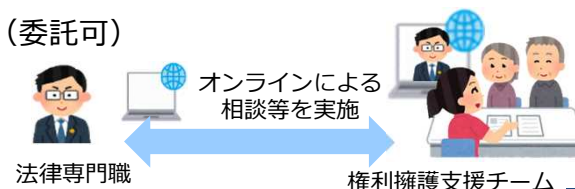
- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）

＜基準額＞ 300千円

＜補助率＞ 1/2

＜実績＞ 41自治体（令和5年度）



困窮補助金

令和7年度当初予算案 0.6億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 4.2億円

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例**を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。

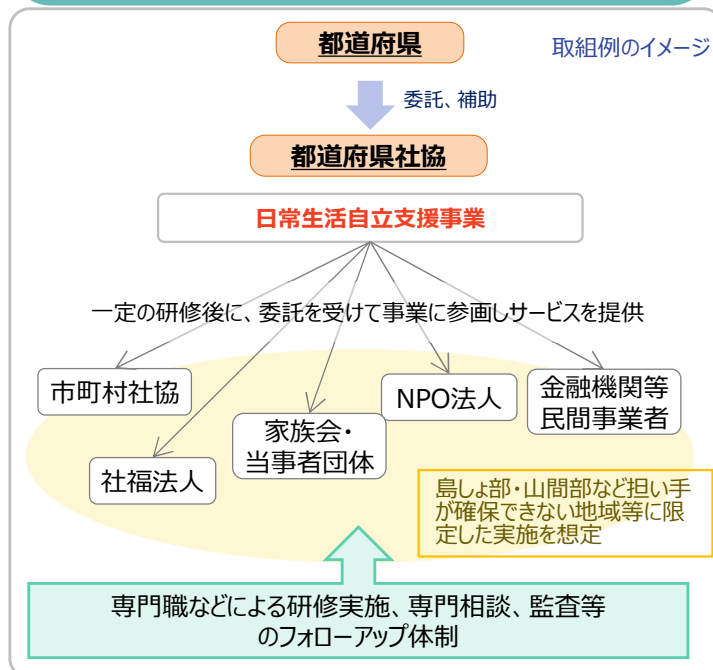
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

〈実績〉12自治体（令和5年度）

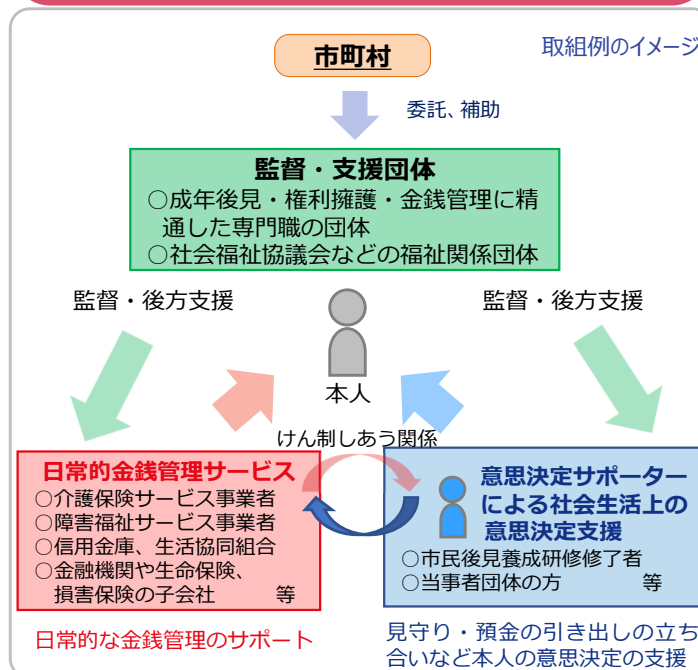
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】都道府県・市町村（委託可） 【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組 【補助率】3/4

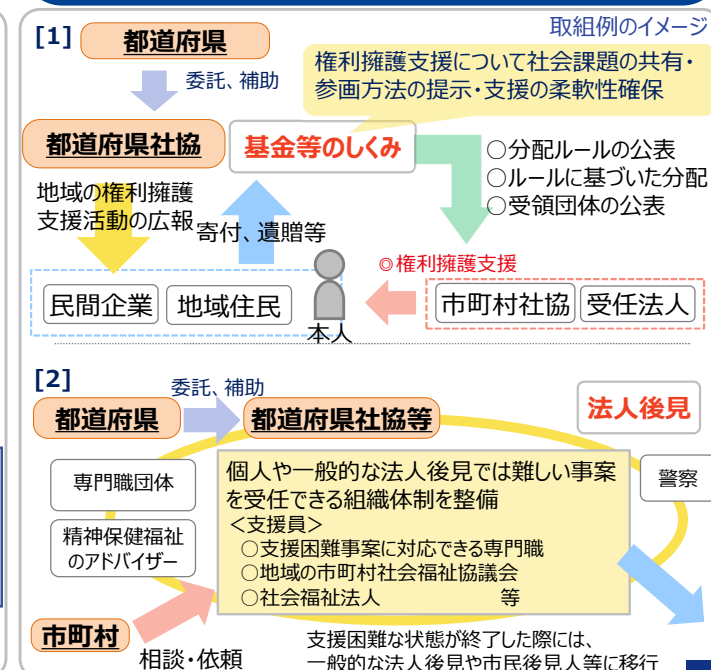
1 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3 [1] 寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [2] 支援困難事案に都道府県等が関与する取組



身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 0.6億円の内数(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

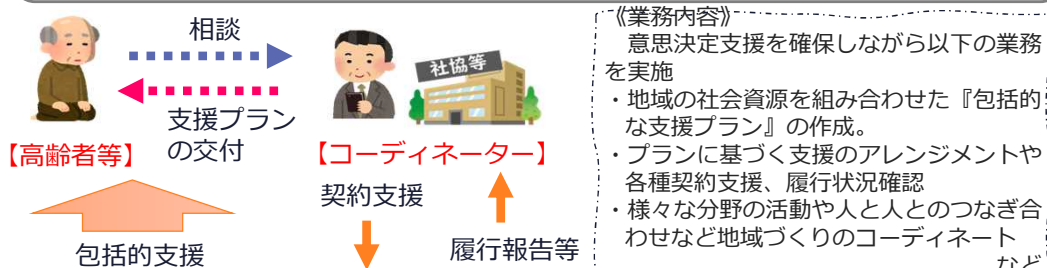
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組

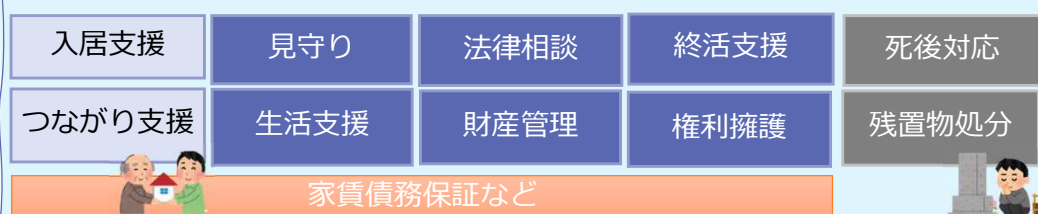
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や各種支援・契約の履行状況の確認等を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

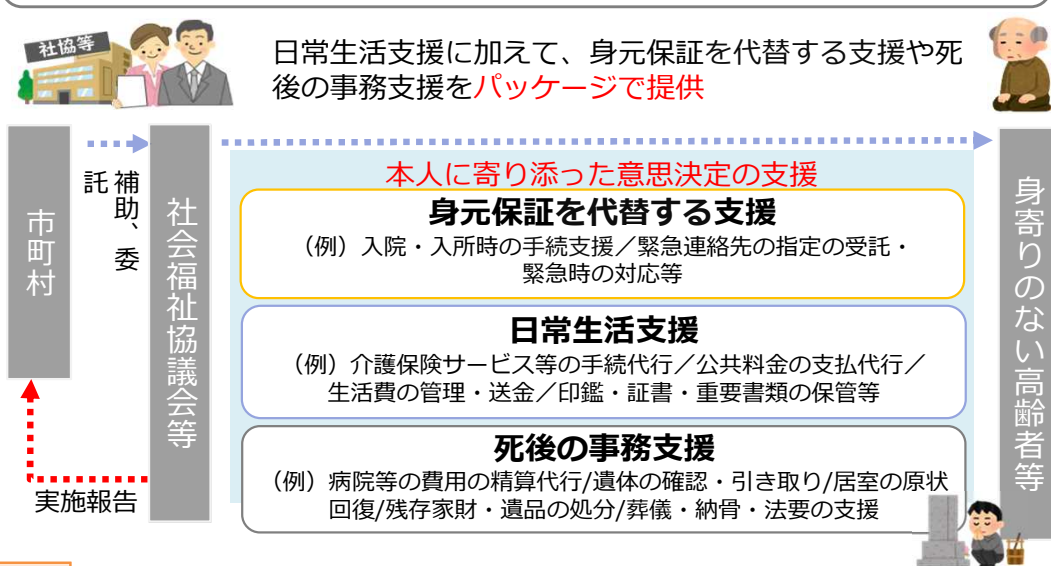


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。**



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期 : 令和7年10月～

財政影響額 : + 50億円程度（令和7年度は+ 2.0億円程度）

令和7年度当初予算案 5百万円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域移行の推進機能の強化及び福祉事務所との適切な連携を図る観点から、救護施設等入所者への支援が計画的に進められるよう、個別支援計画作成が令和6年10月より制度化する。
- 昨年度の委託事業で個別支援計画作成のマニュアルを作成し、そのマニュアルは公表されているところであるが、マニュアルの閲覧のみでは、個別支援計画作成の制度化の趣旨を伝えることは難しい。
個別支援計画作成は、施設の機能や目的に応じて福祉事務所のケースワーカーを始めとする関係機関とも連携しつつ、計画的な支援に取り組む環境を整える必要があるとして制度化した。この取組を進めることで救護施設等入所者の地域移行を進めるものである。
本研修を国が実施することで、救護施設等入所者の地域移行の重要性を伝えるとともに、地域移行に当たって、支援員の個別支援計画の作成等を通じた支援の質の向上を目指すものである。

2 事業の概要・スキーム

- 全国の救護施設等の計画作成担当者等への研修
- 研修カリキュラム等については、昨年度の委託事業での実績を踏まえ、検討
 - ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
 - ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
 - ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
 - ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
 - ・ 地域の社会資源の活用 等
- 実施主体：国（委託費）



令和7年度当初予算案 4.3億円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。
- そのため、令和6年4月の生活保護法改正により、都道府県が広域的な観点からデータ分析を行い、市町村（福祉事務所）に対し、都道府県が取組目標の設定・評価や助言等の支援を行う仕組みが創設された。
- こうした都道府県の分析については、データ分析ツールを配布するなど、一定の標準化・効率化を図ることとしているが、新たな仕組みをより実効性あるものとする観点から、ツールによる分析結果を踏まえた上で、**被保護者の生活状況や医療提供体制等の地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（外部委託を含む）や医療に係る専門的知見を確保するための体制整備**のほか、**医療扶助の適正な運用及び健康管理支援事業の好事例等を提供するための研修の実施**といった都道府県による市町村支援の取組に係る財政的支援を行い、地域全体を通じた医療扶助の適正かつ効果的な実施を促進する。

2 事業の概要・スキーム

①都道府県による広域的取組

- ・データ分析ツールによる分析結果を踏まえた上で、地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（委託可）
- ・優先的課題と目標の設定
- ・関係団体との連携体制
- ・進捗状況の把握や取組結果の評価

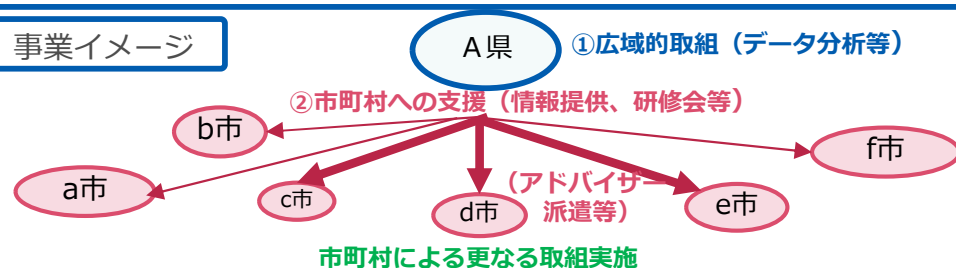
②都道府県による市町村への支援

- ・①に基づく情報の提供
- ・研修会（先行的取組の横展開）、アドバイザー派遣
- ・職員（CW）研修 等

市町村による更なる取組実施

- ・健康管理支援の効果的・効率的実施
- ・医療扶助の適正実施

事業イメージ



3 実施主体等

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

- データ分析ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析の実施や、医療に係る専門的知見を確保するための体制整備、好事例の提供を含めた市町村向けの研修実施等の取組に対して財政支援を行う。

＜都道府県による支援の例＞

- ・データ分析ツールには搭載されていない地域データの収集・分析費用や学識経験者等の助言を得る（外部機関への委託可）等の調査研究
- ・市町村向けに実施する会議等の開催費用（好事例の横展開、データ分析に基づく課題と対応方針の共有等）
- ・課題を抱える自治体への個別支援費用（アドバイザー（専門職）派遣、医療扶助適正実施や健康管理支援事業等の取組に係るCWへの教育研修等）

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

介護のしごとと魅力発信等事業

令和7年度当初予算案

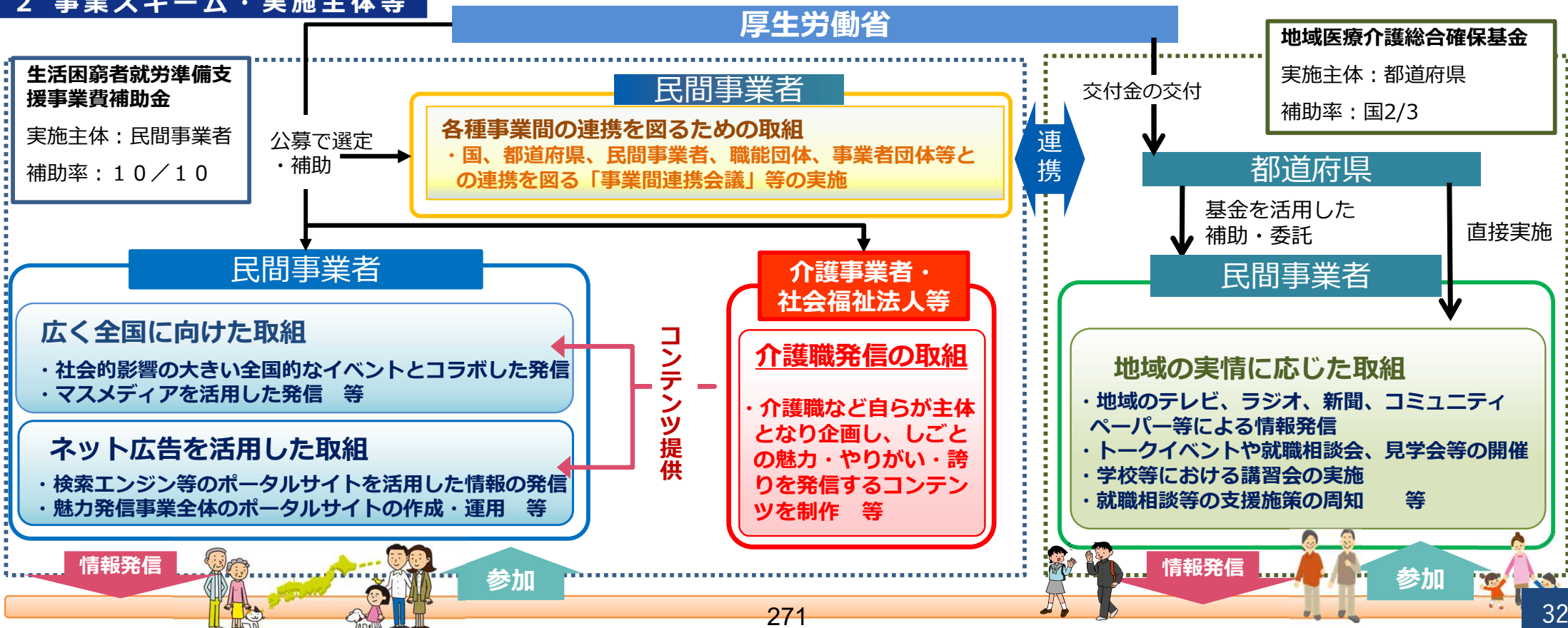
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.0億円 (4.4億円)
都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (97億円の内数)

※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- 厚労省においては、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信を行いつつ、最前線である現場の視点から、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図る。
- 都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



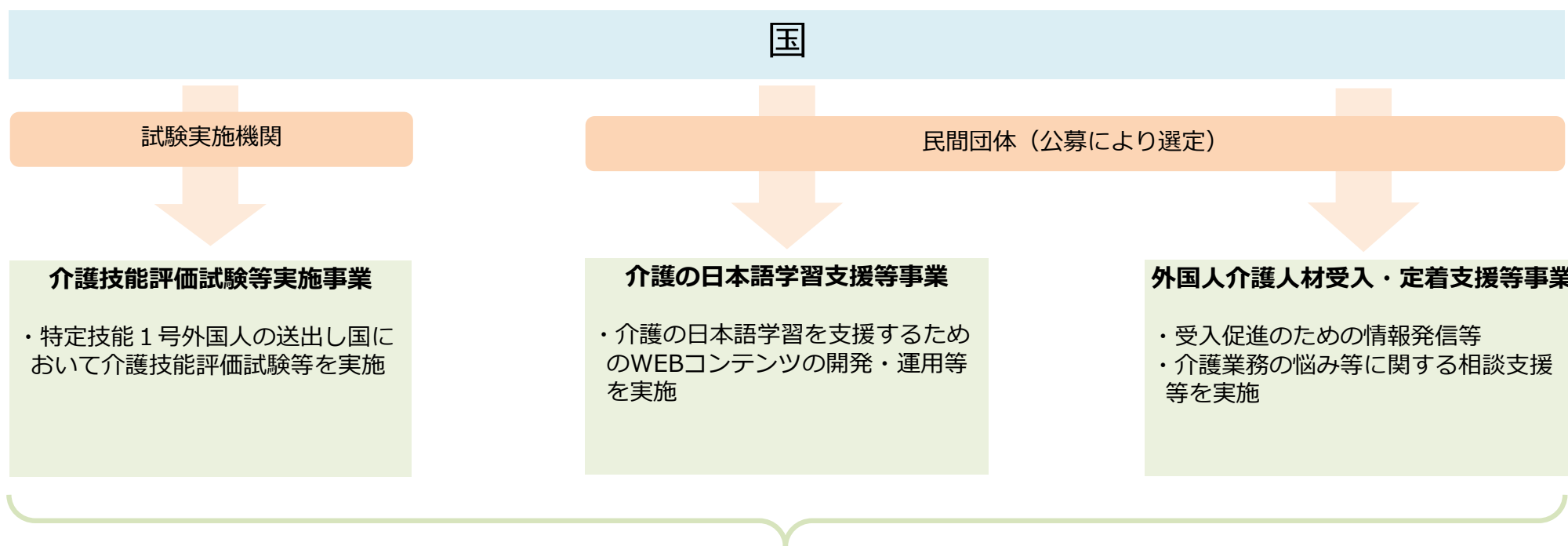
令和7年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円(5.6億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

○ 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ③ 受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援

2 事業のスキーム・実施主体等



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助 【実施主体】 試験実施機関、民間団体等

令和7年度当初予算案 2.4億円の内数（2.5億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

【事業内容】

- 経済連携協定（E P A）に基づく外国人介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。
- 外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を行う。
- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業

○主な事業内容

- ・候補者の就労前の「介護導入研修」の実施
- ・候補者等の受入施設を巡回訪問して研修状況の把握や必要な指導の実施
- ・候補者等や受入施設からの就労・研修に係る相談・助言 など

○実施主体

公益社団法人国際厚生事業団

外国人介護福祉士候補者学習支援事業

○主な事業内容

- ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施
- ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導
- ・資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援 など

○実施主体

民間団体（公募による選定）

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

○主な事業内容

（候補者の学習支援）

- ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費
- ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費

（研修担当者への支援）

- ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費

○実施主体

都道府県

令和7年度当初予算案 外国人介護人材受入・定着支援等事業 5.9億円の内数(5.6億円の内数)

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業 0.9億円(0.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまでも外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施、EPA介護福祉士候補者や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施している。また、日本の介護現場において就労を希望する外国人介護人材の受入れを促進するため、海外で日本の介護をPRすること等により、外国人介護人材の確保に向けた取組を行っている。
- 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていることを等を踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口や巡回訪問の体制強化を行う。また、日本の介護現場に新たに来てもらうための対策として、日本から帰国した外国人介護労働者のネットワーク化を通じた外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化を図る。

2 事業の概要

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取り組みに加え、太字部分の取組を実施。

1. 情報発信(WEBやSNS を含む)

➢ 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。

2. 【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築(外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化)

➢ 日本で就労経験のある帰国者(外国人介護労働者)を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

3. 相談支援の実施

➢ 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口の体制を強化するため、相談窓口を担当する職員を増員する。

4. 巡回訪問等の実施

➢ EPA介護福祉士候補者及び特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、巡回訪問を担当する職員を増員する。

5. その他の相談支援等

➢ 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。

「Japan Care Worker Guide」の運営 海外向けのオンラインセミナーの開催



3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額 ◆ 主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費 など

令和7年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.5億円 (3.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

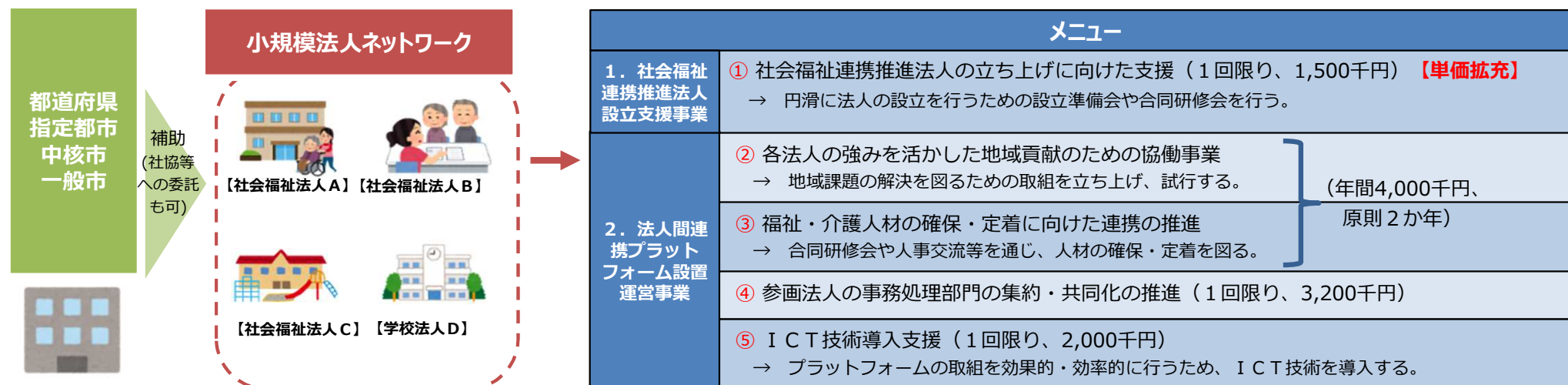
1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

令和7年度当初予算案 86億円（283億円） 児童福祉に係る施設・事業相当分（206億円）はこども家庭庁において計上。

※（）内は前年度当初予算額

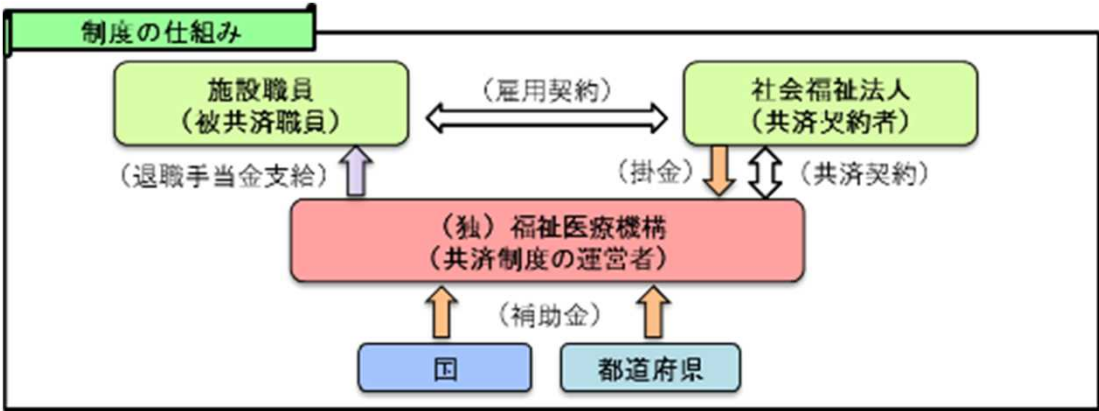
1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。

※ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）（抄）
（国の補助）
第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げるものに限る。（略））に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の3分の1以内を補助することができる。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等（保育所等）
 - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

○実施主体：独立行政法人福祉医療機構

○参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	26,454,481	26,371,517	27,377,590	28,271,524

独立行政法人福祉医療機構運営費

令和7年度当初予算案

独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金 13.3 億円（8.6億円）※（）内は前年度当初予算額
うち新型コロナウイルス感染症対策関連経費（債権管理事務費等）： 11.9 億円

独立行政法人福祉医療機構共済勘定運営費交付金 6.8 億円（6.8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○独立行政法人福祉医療機構の事業の運営に要する経費（業務経費等の事務費、人件費）に充てるために交付するもの。

○令和7年度要求にあたっての課題は以下のとおり。

一般勘定運営費交付金については、新型コロナウイルス対応支援資金（令和5年9月末に新規申込受付終了）の既往貸付の債権管理等に要する業務経費の確保。

2 事業の概要

○ 次の事業に必要な運営費を交付する。

- ①一般勘定：福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業
- ②共済勘定：社会福祉施設職員等退職手当共済事業

3 実施主体等

○実施主体：独立行政法人福祉医療機構

○参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度	令和6年度
	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額	当初予算額
一般勘定	1,081,914	564,520	1,646,434	764,016	196,900	960,916	1,004,649	864,107
共済勘定	638,460	—	638,460	731,856	2,001,055	2,732,911	684,301	684,280
合 計	1,720,374	564,520	2,284,894	1,495,872	2,197,955	3,693,827	1,688,950	1,548,387

IV 災害時における福祉支援

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

令和7年度予算案 1.4億円（1.5億円） ※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 福島県が適当と認める団体 補助率: 10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
 - ①世帯赴任加算
 - ・家族と赴任する場合… 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
 - ・単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続き代行費用）
 - ・20万円を上限（実費の範囲内）
- (3) 教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

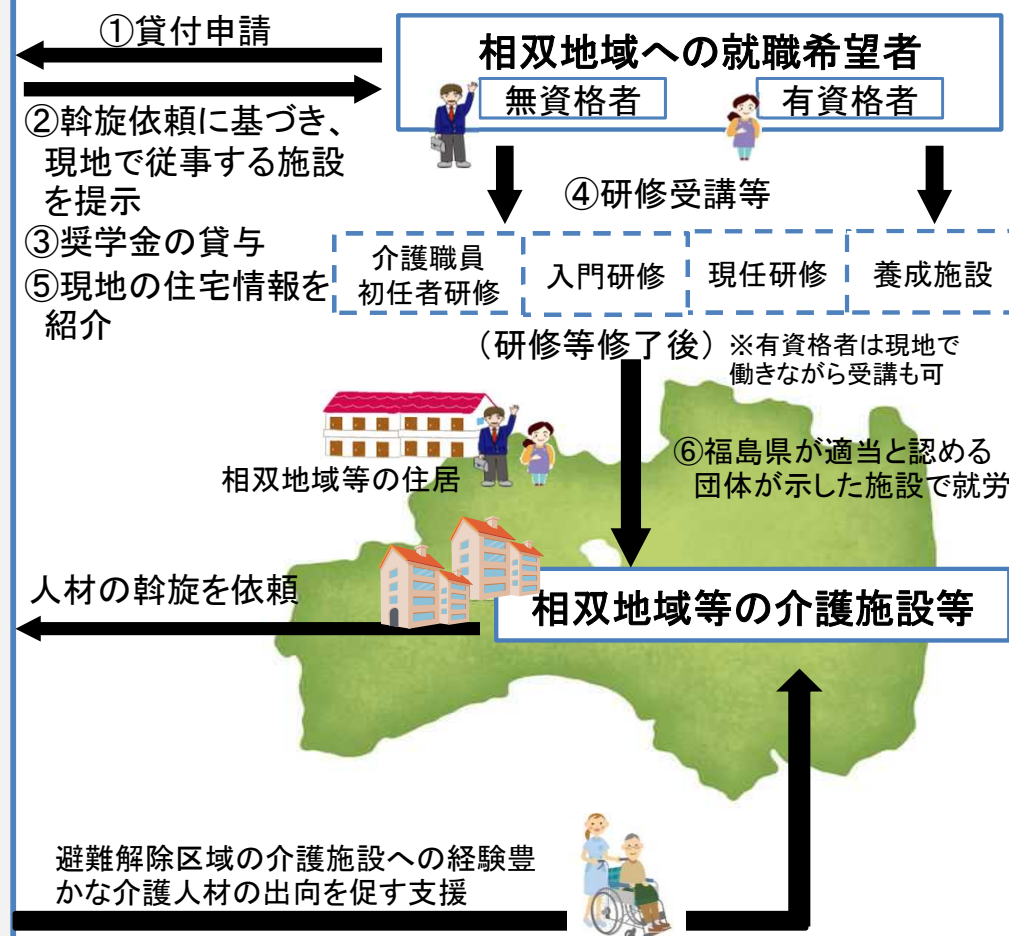
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

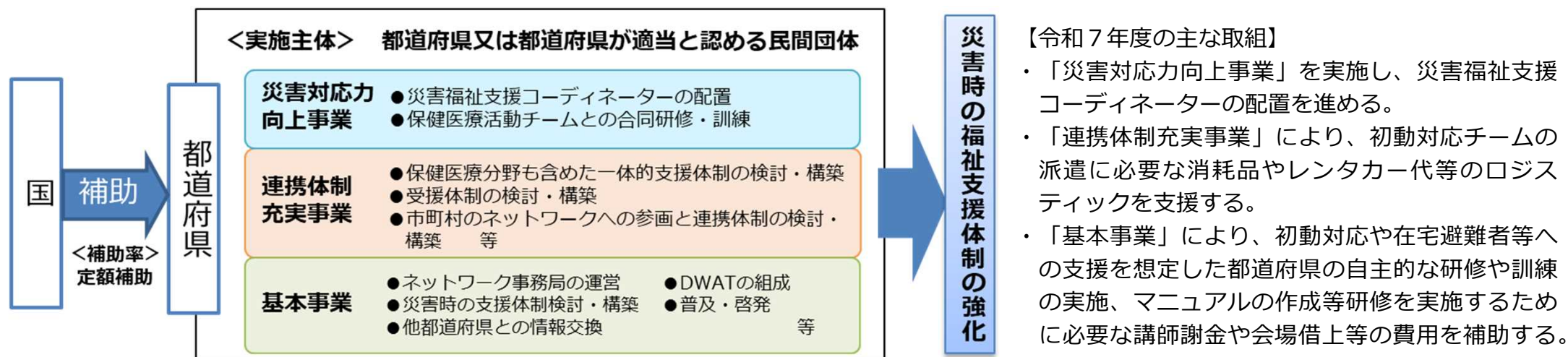


令和7年度予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.9億円 (2.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置された。
- 令和6年能登半島地震においては、すべての都道府県から多くのDWATが被災地へ派遣され、避難所や1.5次避難所における被災者からの相談支援などの福祉的な支援を通じて、被災者の生活を支えてきたが、DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成を進めていくことが必要である。
- 令和7年度においても、災害時の福祉的支援を実施できる体制づくりに向けた取組をさらに強化し、推進していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和7年度予算案 18百万円（17百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

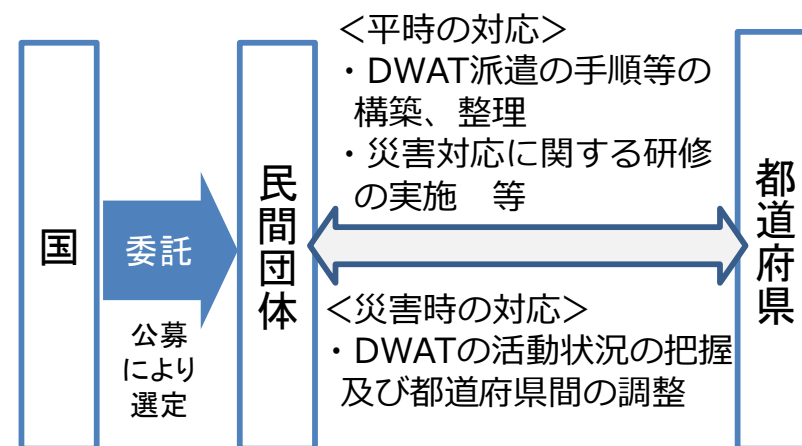
- 災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置し、都道府県において中核的な担い手となる人材の育成等を実施。
- DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成や長期間の派遣調整応を想定した応援・受援体制の構築、民間団体等との連携を推進していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

実施主体：国（民間事業者へ委託）

<令和7年度の主な取組>

- ① 平時の対応として、災害時における初動対応や在宅避難者等への支援において必要な対応を検討し、都道府県の自主的な研修や訓練等の実施に必要な研修素材の作成やプログラムの開発等を行うために必要な謝金や会場借料等を計上する。
- ② 災害時の対応として、長期間の派遣調整対応を想定し、被災地での活動、都道府県や支援団体間の調整に係る臨時職員の雇い上げ費用を上乗せし、支援体制を強化する。



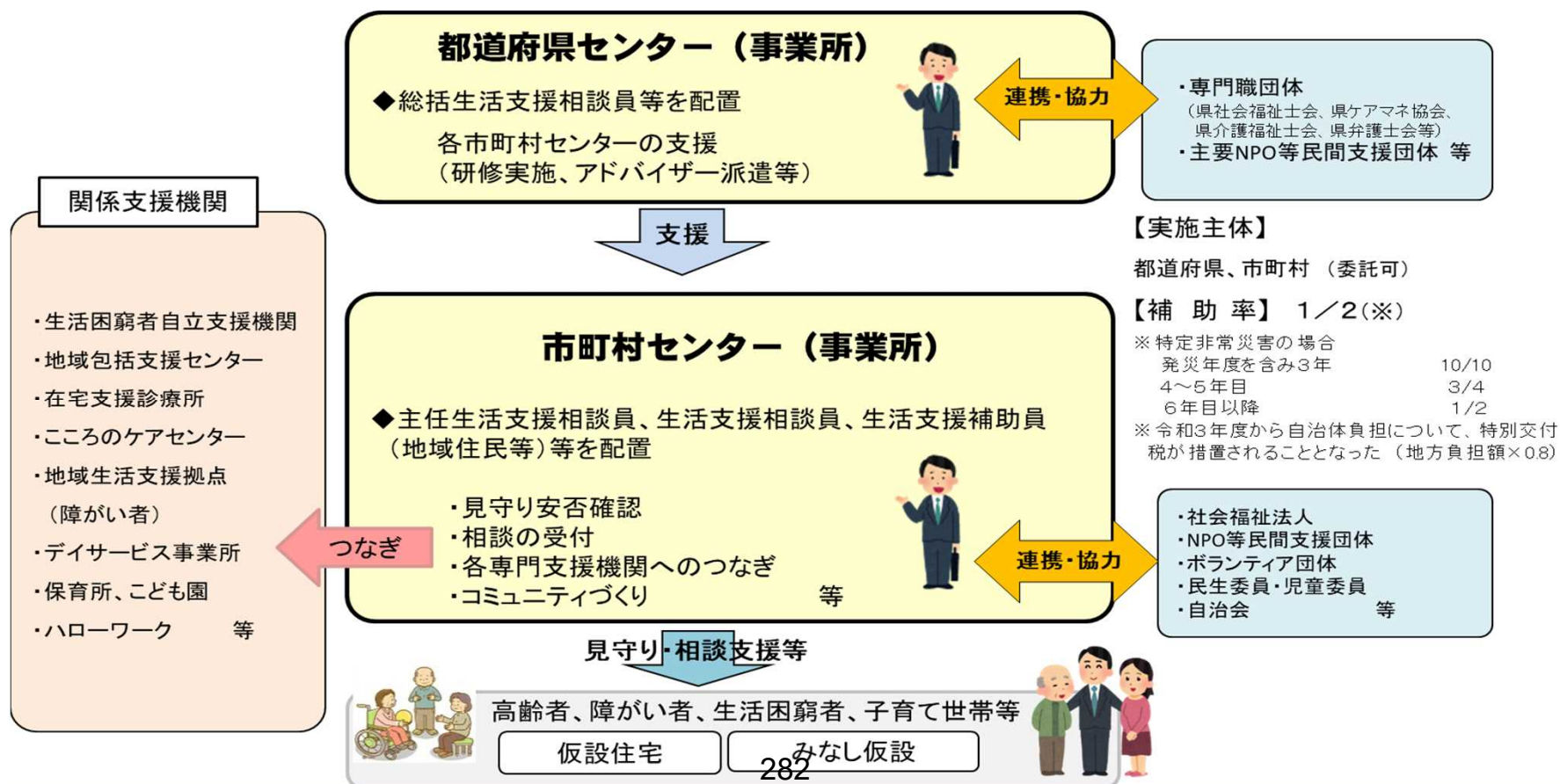
令和7年度当初予算案 8億円（8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

（令和6年度時点で事業を実施している災害：令和2年7月豪雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年度台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨災害、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨）

2 事業の概要・スキーム



(参考) 令和6年度補正予算

施策名: 重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化

令和6年度補正予算額 1.5億円

① 施策の目的

令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)により、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、同事業による居住継続支援体制の整備を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

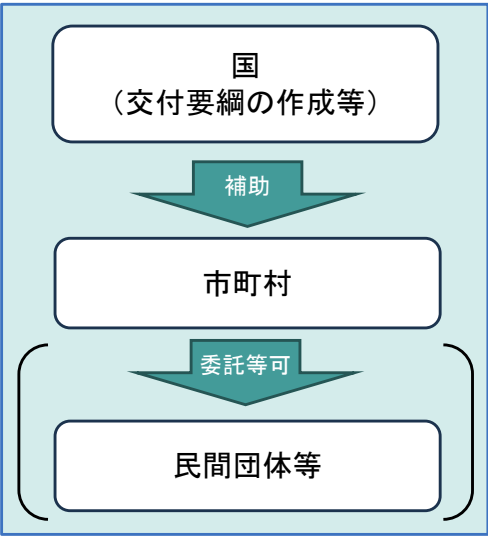
③ 施策の概要

市町村において、世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しており、自立相談支援機関単独での対応が困難な者への居住継続支援を行う観点から、重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制を整備するため、整備に必要な取組に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：市町村（委託可）
 - 補助率：定額補助
 - 事業内容
 - ・ 以下のいずれも満たす者にあつては、重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、入居後の見守り支援、地域の社会資源・支援メニューとのマッチング、地域と本人とのつながりの形成に向けた支援等を行うことで、入居した住宅への定着、貸主の不安の解消等を図る必要がある。
- ① 世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しており、自立相談支援機関単独での対応が困難な者

② 入居後支援が必要であるが、既存の社会資源では対応が難しい者
- ・ こうした住まい支援を行う体制を整備するため、支援を行う者(居住継続支援員)等に対する研修、支援対象者と地域とを円滑につなげるための社会資源の把握や関係者間のネットワークづくり等を行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られる。

① 施策の目的

地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制(「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」の3つの要素から構成される、地域生活課題の解決に資する支援が包括的にされる体制)の整備を進めるため、都道府県による同体制の整備に資する取組を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

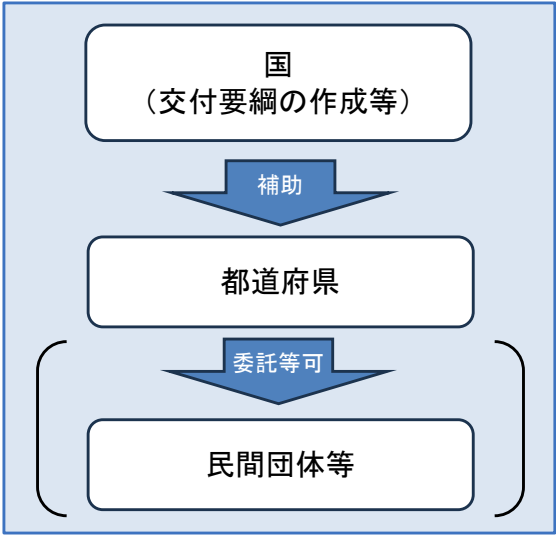
③ 施策の概要

市町村における包括的な支援体制の整備を促進するため、都道府県が行う、同体制の整備の検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施、同体制の整備方針を検討／支援する人材養成研修の実施、アドバイザー派遣等を通じた技術的助言及び支援等に要する費用への補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県（委託可）
- 補助率：3／4
- 事業内容：次の①～⑥に掲げる取組のうち、地域の実情に応じて必要な取組を実施する。

①	管内市町村の庁内庁外連携促進のための支援や、都道府県庁内庁外連携会議の開催
②	包括的な支援体制の整備の検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施 (※)地域福祉(支援)計画や重層的支援体制整備事業実施計画に係る経費は補助対象外。)
③	包括的な支援体制の整備方針を検討／支援する人材養成研修
④	包括的な支援体制の整備に係るアドバイザー派遣等、市町村への技術的助言及び支援
⑤	地域共生社会の実現に向けた機運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会の開催等
⑥	その他市町村が包括的な支援体制を構築する上での必要な取組



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

包括的な支援体制の整備が促進されることで、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られる。

施策名： 生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和6年度補正予算額 46億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

③ 施策の概要

- 各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。
1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化
 - ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 - ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))
 2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
 - ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
 - ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
 - ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
 3. 居住支援体制の整備
自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)
 4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

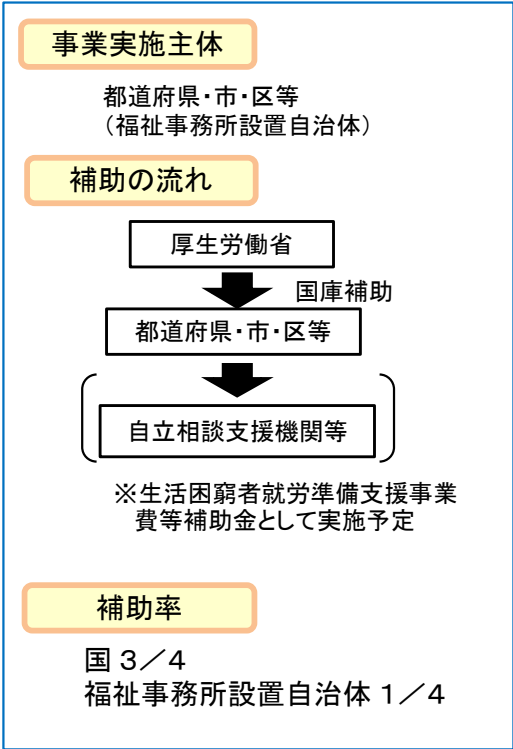
⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和6年度補正予算額 5.2億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 対策の柱との関係

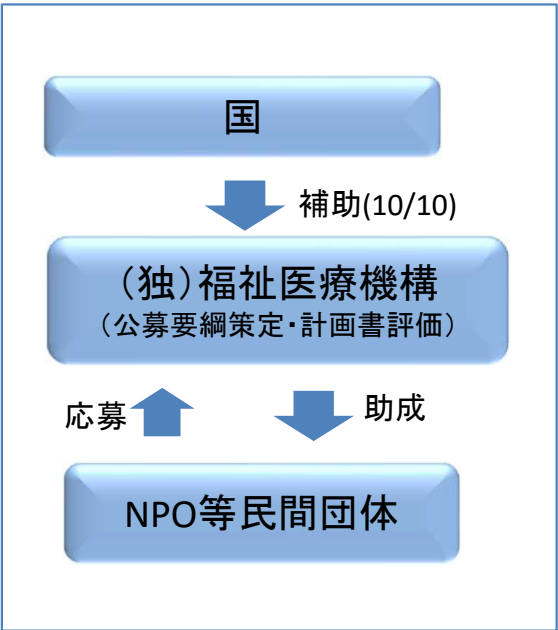
I	II	III
		○

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1) 助成先
生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)
- (2) 助成対象事業
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業
- (3) 実施方法
福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。
- (4) 助成額
 - ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
 - ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
 - ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2876)

令和6年度補正予算額 1.2億円

① 施策の目的

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業・家計改善支援事業の広域的实施

○ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

(取組内容)

・都道府県による広域的な就労準備支援事業又は家計改善支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

→本事業を実施した自治体に対しては、以下の既存メニューや「自治体コンサルティング事業」を活用し、事業実施のための支援を行う。

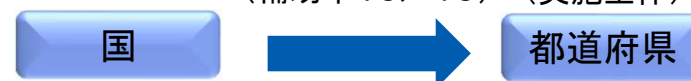
○【都道府県による事業未実施自治体に対する立ち上げ支援】 都道府県が事業未実施自治体を参加させ、OJT形式でのノウハウの共有や、関係者間のネットワーク構築などを通じて、事業の立ち上げに向けた環境整備を進める。

(取組内容)

- ・OJT形式での事業実施のノウハウ共有。
- ・自治体間及び自治体と地域の社会資源との間のネットワーク構築の支援。

【補助率等】

(補助率10/10) (実施主体)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体を実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

令和6年度補正予算額 1.0億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2290)

① 施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

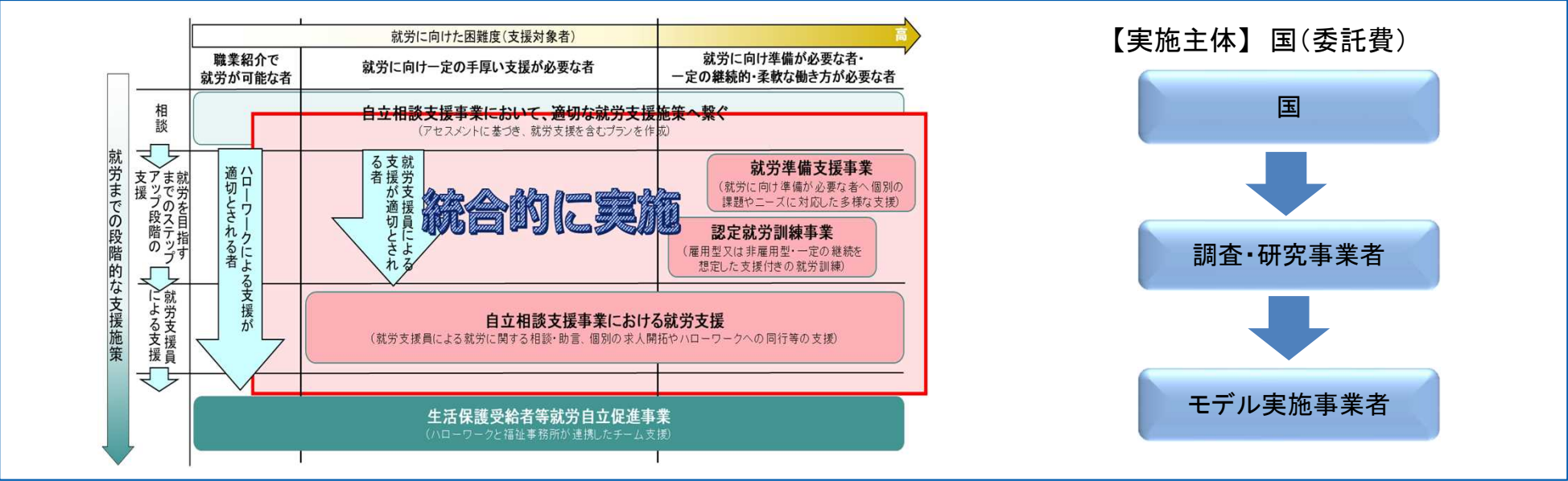
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

就労支援に関する3事業(自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業)を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業

令和6年度補正予算額 38百万円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2290)

① 施策の目的

生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取り組みも同時に行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

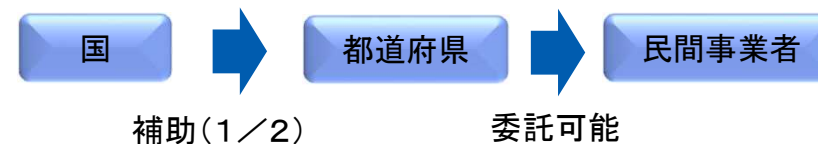
(1) 都道府県研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ支援

○ 都道府県研修企画チーム(都道府県研修実施要件)と支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援を実施する。

立ち上げに際しての準備会や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会議や会合を企画し、交流を図るとともに、地域ごとに行っているノウハウの共有や事例発表等、支援員へのメンタルケアや資質向上のための研修会や意見交換等を実施する体制を構築する。

(2) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

○ 就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取り組みを促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

① 施策の目的

- ア 生活福祉資金貸付事務のオンライン化について、社協における実証事業の実施に向けて、申請～貸付決定までの手続きについて、システムの設計・構築のための要件整理を実施する。【国(委託費)】
- イ 既存の債権管理システムについて、新たなシステムとのデータ連携等、オンライン化を見据えた基盤更新を行う。【補助金】

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

【事業内容】

- ア 生活福祉資金貸付事務について、これまで行われてきたシステム要件の前提となる業務フローの標準化等の検討内容を踏まえ、オンライン化に向けたシステム要件整理を行うとともに、実証事業の実施に向けて全社協・都道府県社協・市町村社協等の関係者との具体的な調整等を進める。
- システム要件整理
- ・ 借入の相談から貸付審査・決定、貸付期間中の支援までをオンライン化するために、各社協で構築するシステムの要件を整理する。
- 実証事業の実施に向けた調整
- ・ 実証事業の実施に向けて、各社協と実証実施への参加調整等を行うとともに、実施方法やスケジュールを調整する。
- イ 全社協の「貸付審査生活福祉資金業務システム」について基盤等の更新等を行う。
- ・ 「貸付審査生活福祉資金業務システム」について、基盤の更新を行う。

【デジタル化に向けた流れ(案)】

Step1

- ・ 都道府県社協・市町村社協における事務フロー等の標準化
- ・ システム構成の検討、要件整理

Step2

- ・ 全社協においてハブとなるシステムの設計・構築
- ・ 市町村社協・都道府県社協において実証事業を実施

Step3

マイナンバーの活用により、申請時の添付書類の省略や、社協における申請内容の確認を効率化

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】ア：国(委託事業) イ：補助金(全国社会福祉協議会、都道府県(補助率：10/10))

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事務のデジタル化を加速化する。

施策名:生活困窮者自立支援統計システム改修

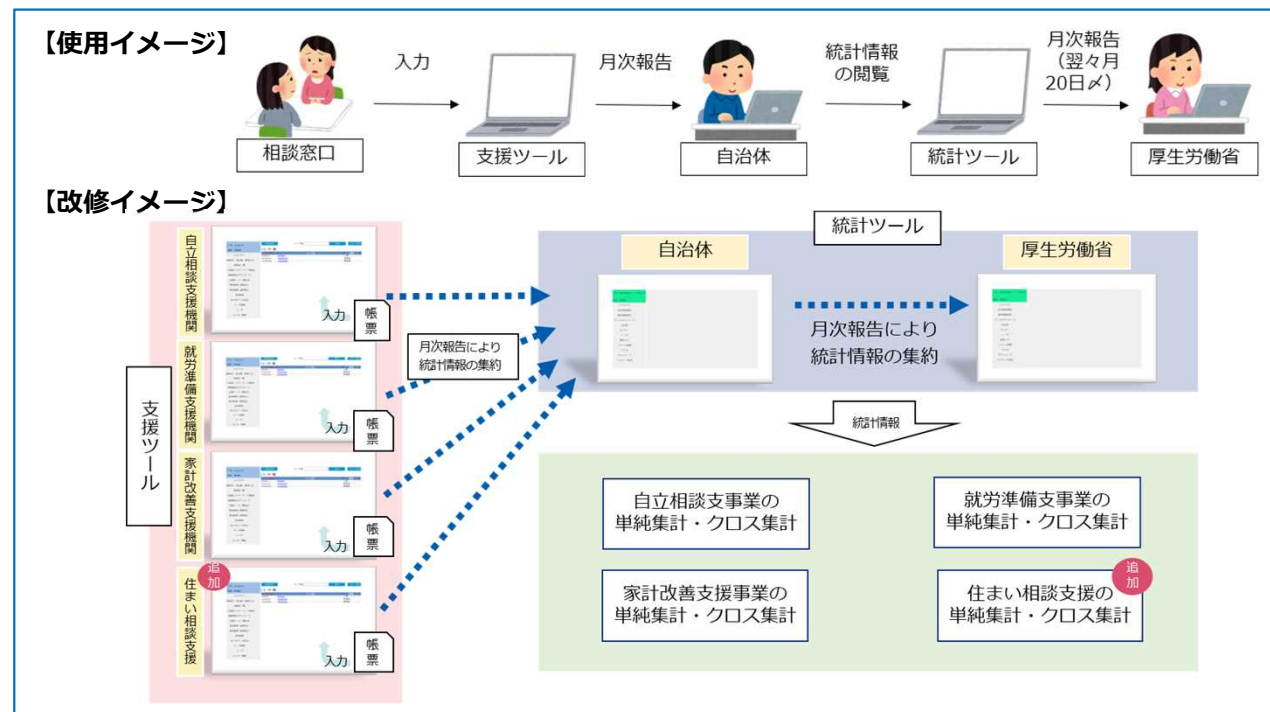
① 施策の目的・概要

既存のシステムにおいては、生活困窮者自立相談支援事業及び重層的支援体制整備事業について、各制度の実施状況の迅速な把握を行っているところ。
法改正に伴い、住まいの相談体制を拡充することに伴って必要となる、住まいに係る相談記録・支援状況の入力や統計情報を作成するためのシステム改修を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

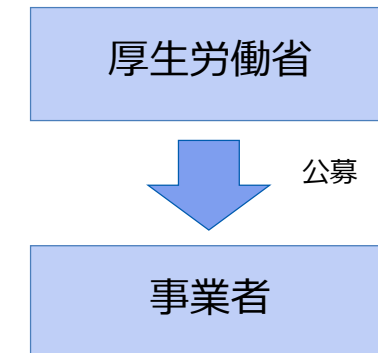
③ 施策の概要(改修イメージ等)



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】国

【補助の流れ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

住まいの相談支援窓口において、業務が効率的かつ円滑に行われるとともに、制度の実施状況の迅速な把握を行うことができる。

施策名: 地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算額 20億円

① 施策の目的

- ・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
- ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

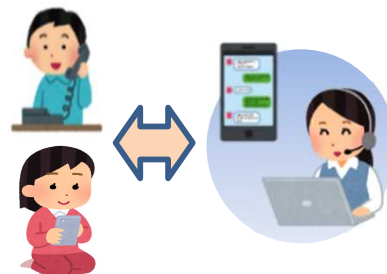
(1) 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

- ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



(2) 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

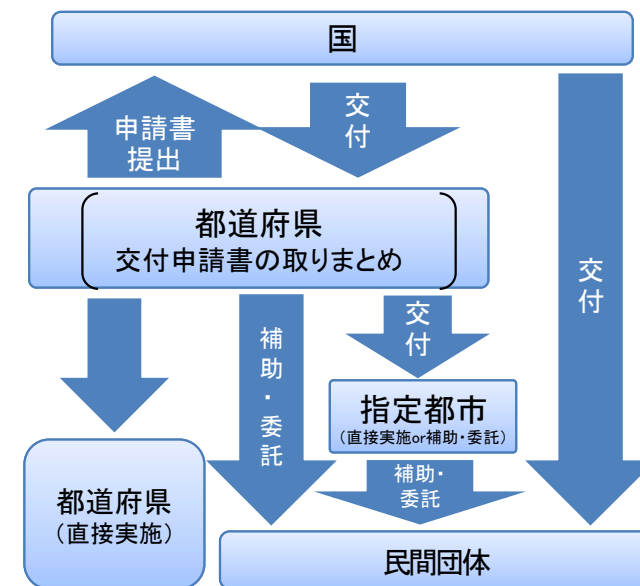
- ・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率: 10/10、2/3(都道府県・指定都市)
: 10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

施策名：官民協働等女性支援加速化事業

令和6年度補正予算額 2.0億円

① 施策の目的

〇 令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

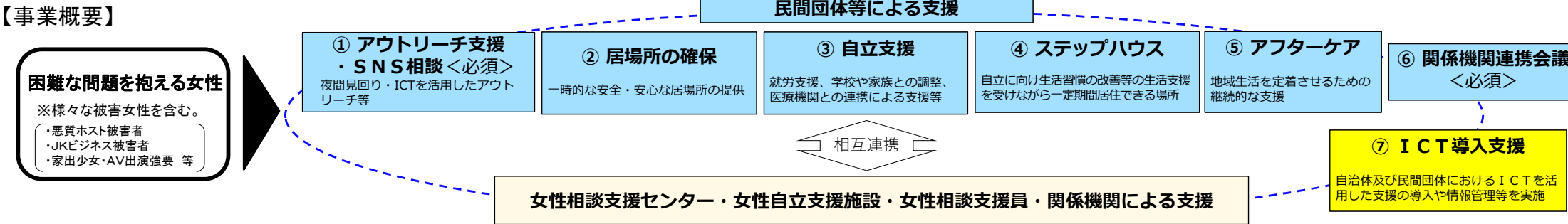
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

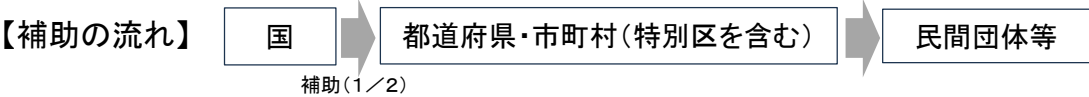
③ 施策の概要

〇 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【補助実施主体】都道府県、市町村(特別区含む) 【補助率】国 1/2、都道府県・市町村(特別区含む) 1/2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

〇 各自治体が策定した基本計画に基づく民間団体との協働等による女性支援の推進が図られる。
〇 ICT化を推進することにより、相談支援の効率化や生産性の向上、職員の業務負担の軽減が図られる。

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村においてモデル事業を実施し、課題の検証等を行う。

② 対策の柱との関係

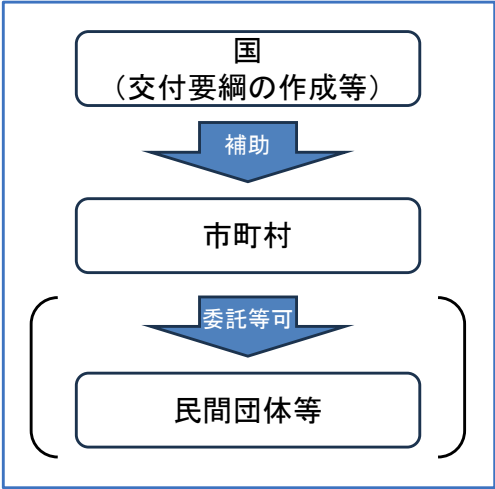
I	II	III
		○

③ 施策の概要

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的マネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 【実施主体】市町村(委託等可)
- 【基準額】1自治体あたり5,000千円／取組
- 【補助率】3／4
- 【取組内容】
1. 包括的な相談・調整窓口の整備
身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的マネジメント等を行う
コーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組
 2. 総合的な支援パッケージを提供する取組
十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象に、意思決定支援を確保しながら、
日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を合わせて提供する取組



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

① 施策の目的

〇令和7年4月から施行される都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みも踏まえ、被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する健康管理等に係る支援を強化することを目的とする。

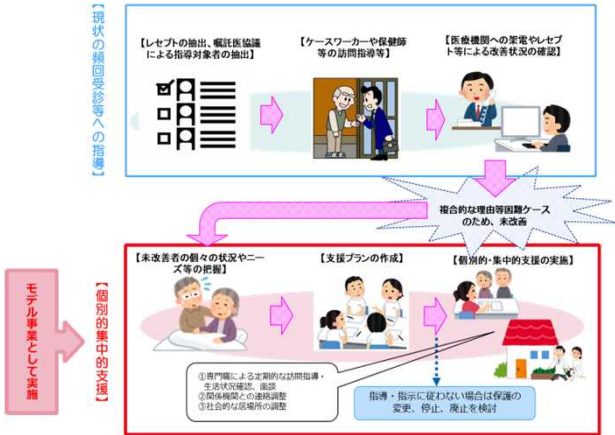
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

〇被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対し、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランの作成、社会的居場所へのつなぎ等の支援をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】福祉事務所設置自治体(都道府県が広域的に実施することも可)
【補助率】3/4

- 〇福祉事務所において、頻回受診者等に対し訪問等による指導が行われているが、複合的な課題を抱える等、現状の指導では改善の難しい未改善者も一定数存在する。
- 〇こうした未改善者について、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランを作成し、次のような支援を集中的に行う事業についてモデル的に実施する。
 - ①未改善者等の生活・健康状態を把握し、本人同意の下、その改善に向けた目標設定・ニーズに応じた支援プランを作成
 - ②専門職による定期的な訪問指導・生活状況確認、関係機関との連絡調整
 - ③本人の希望を踏まえ、当事者同士の交流の場の設定、既存の社会資源(社協が行うサロンや認知症カフェ、介護予防のための通いの場など)の紹介、参加調整等の支援等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

〇被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱える者の状態像の改善等

① 施策の目的

・これまで予算事業として実施してきた被保護者就労準備支援事業等について、令和6年法改正においてより幅広い自治体での実施を促す観点から法定化されたことを受け、未実施自治体における早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を実施するもの。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

・被保護者就労準備支援事業等の未実施自治体において、試行的に一連の業務を実施し、事業を円滑に実施するための課題整理・対応策検討を行うことができるよう支援。その際、地域の実情を踏まえ、令和6年法改正で創設された「一体実施」(被保護者が生活困窮者向けの事業に参加)の導入も含め、課題整理・対応策検討を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・被保護者地域居住支援事業の未実施自治体が法施行後、円滑に各事業(一体実施を含む。)を実施できるよう、令和6年度中に事業実施の立ち上げを支援。【補助率2／3】
- ・被保護者就労準備支援事業
就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う
 - ・被保護者家計支援事業
家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対し、家計に関する支援を行う
 - ・被保護者地域居住支援事業
居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居支援や訪問による見守り、必要な情報の提供及び助言等を行う

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体に対する重点的支援の実施、また、一体実施の導入など地域の実情に合った事業の展開を通じて、被保護者支援の強化・拡充が可能となる。

① 施策の目的

・依存症を抱えるなど金銭管理能力に課題がある被保護者に対し、本人の希望を前提に、生活費の適正な管理に関する支援を行うことにより、被保護者の生活の安定や自立につなげる。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

・依存症を抱えるなど金銭管理能力に課題がある被保護者に対し、本人の希望を前提に、預貯金の払い戻しや公共料金の支払い代行といった日常生活費の管理支援を行うとともに、日常生活を安定させるための支援や教育支援を行うことにより金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○支援対象者

・アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれがある)者 ・公共料金や家賃などの滞納(を招くおそれ)がある者 等

○支援のイメージ

- ・日常生活費の管理支援 (例:預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援(援助)、生活費の払出や預入の助言)
- ・日常生活を安定させるための支援 (例:依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援)
- ・自分で管理を行っていくための手続き支援 (例:銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援)
- ・教育支援 (例:お金の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育)

○補助率 10/10

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

金銭管理能力に課題がある被保護者に支援を行うことで、生活費が計画的に使われることになり、被保護者の生活の安定や自立につながる。

① 施策の目的

- 災害発生時における保護施設等の被害状況などを国・自治体がリアルタイムに共有し、被災施設等への迅速・適切な支援が可能となるよう、被災状況等を共有するシステムを整備。

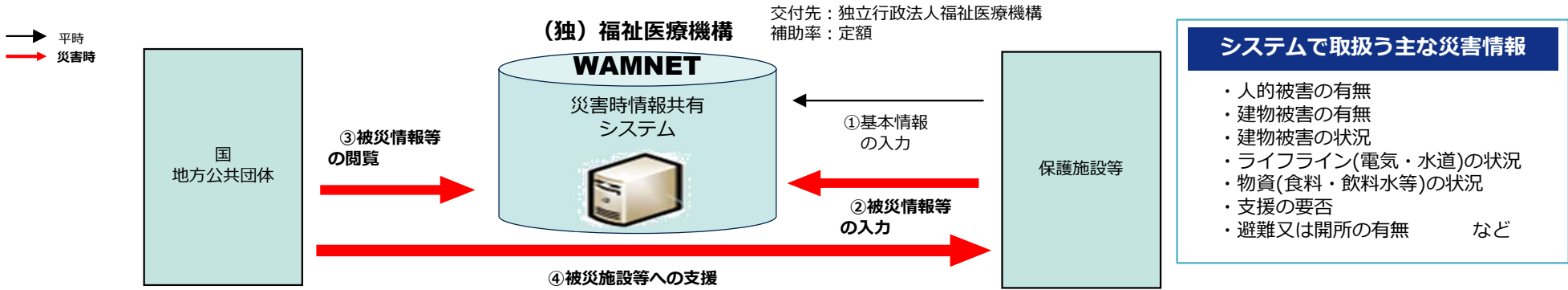
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

- 災害発生時における社会福祉施設等の被害状況などを国・自治体がリアルタイムに把握・共有し、被災施設への迅速・適切な支援(停電施設への電源車の手配等)を行うことを可能とするため、(独)福祉医療機構において「災害時情報共有システム」を構築・運用しているところ。
- 今般、当該システムの対象施設に「保護施設等」を追加することとし、福祉医療機構に対して必要となる経費の補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災した保護施設等への迅速な支援、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化、国と地方公共団体等が一体的に災害対応を進める環境整備が可能となる。

① 施策の目的

・いわゆる「貧困ビジネス」について、情報収集・共有や不適切事例への対処等に関する対策を強化し、被害の未然防止を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

・いわゆる「貧困ビジネス」への対策強化に向け、自治体における以下の取組に対する補助事業を創設する。

- ①都道府県等による無料低額宿泊所（無届を含む）に関する情報収集の強化や、管内担当職員等に情報共有を図る取組（研修会等）
- ②福祉事務所による要保護者の自立を阻害する物件・施設に関する情報収集の強化や、被保護者に対する転居支援等の実施

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

1. 無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化 【補助率10/10】
都道府県等（無料低額宿泊所所管課）における以下の取組を支援。
 - ・無料低額宿泊所（無届を含む）に関する実態や不適切な事例等について、情報収集・整理の取組を強化。
 - ・得られた情報を元に、不適切な事例への対処方法を含め、管内福祉事務所や「地域居住支援事業」を行う者等に対する研修等を開催するなど、情報共有を強化。
 - ・近隣都道府県間においても積極的に情報共有を行い、広域的な不適切事案にも対処。
2. 被保護者に対する助言・支援の強化 【補助率10/10】
福祉事務所における以下の取組を支援。
 - ・ケースワーカーによる被保護者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件・事例に関する情報収集・整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化。
 - ・現に不適切物件に入居している被保護者に対する転居支援を実施。

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

貧困ビジネスへの対応を強化することで、被保護者の最低生活の保障と自立の助長を図ることが可能となる。

① 施策の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)により、生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化に取り組むこととされたことを踏まえ、令和7年以降の制度見直しなど基幹事務システムの標準仕様の改訂に向けた調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 被保護者就労準備支援事業の法定化など令和7年以降の実施が予定される制度見直し等に関する自治体の基幹システムへの反映について、令和6年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため、調査研究を行い標準仕様書の改訂を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 国(委託事業) (10/10)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。

① 施策の目的

- 生活保護の制度見直し(進学・就職準備給付金)及び被保護者調査の調査項目変更等に対応した生活保護業務関係システムの改修を行い、制度の安定的かつ効率的な運用を図る。

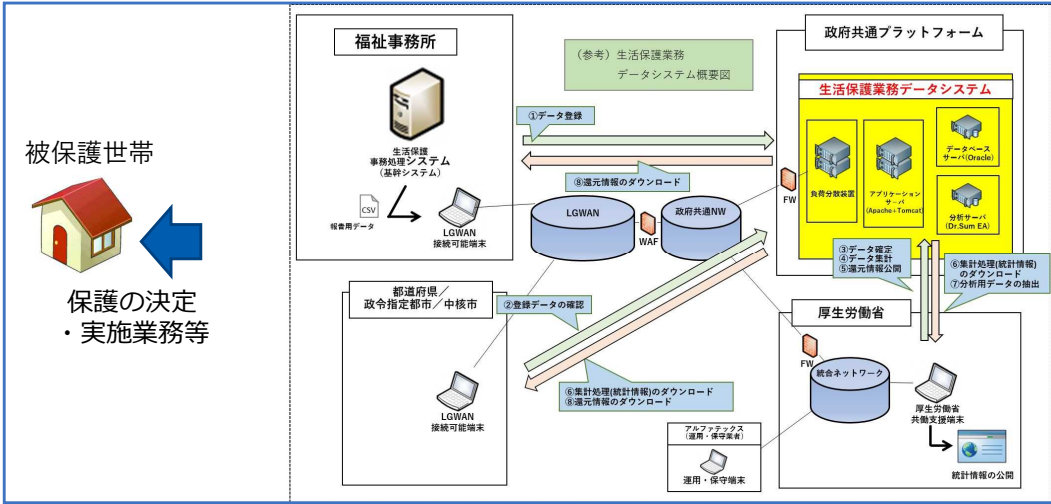
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 生活保護の制度見直し等に対応するため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行うとともに、国の生活保護業務データシステムを改修する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



1. 自治体への補助(補助率1/2)

- 各福祉事務所の生活保護基幹システムの改修に係る費用等への補助
 - ※ 生活保護の制度見直し等に合わせて必要となる各福祉事務所の生活保護基幹システム等の改修に必要な費用等への補助(進学・就職準備給付金の副本改修・「中間サーバー」との連携及び被保護者調査の調査項目変更に必要な費用等への補助)

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

2. 国の生活保護業務データシステムの改修

- 国が保有する生活保護業務データシステムについて必要な改修を実施
 - ※ 生活保護の制度見直し等に合わせて、国が保有する生活保護業務データシステムを改修

【実施主体】 国

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護の制度見直し等に対応して地方自治体及び国の生活保護業務関係システムの改修を行うことにより、生活保護世帯の自立支援などの効率的な実施や生活保護の適正な実施に資することを期待している。

施策名：医療扶助のオンライン資格確認導入に係る指定医療機関・指定薬局への補助

令和6年度補正予算額 75億円

① 施策の目的

〇医療扶助のオンライン資格確認は、本年3月から運用が開始されたところであるが、現状、医療機関等においては、全体の約1／3の導入に留まっていることなどから、医療扶助のオンライン資格確認の更なる普及促進を図ることを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

〇医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 医療機関等（間接補助）
【補助率】 病院，大型チェーン薬局：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

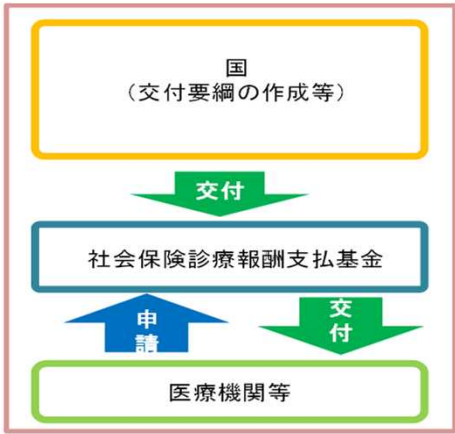
〇 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

〇 医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。
(具体的な事務の例)
・ 交付申請書等の受付・取りまとめ ・ 申請内容の確認 ・ 医療機関等への修正依頼
・ 申請書類の差し替え ・ データ入力 ・ 医療機関等からの問い合わせ対応 等

※ 医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇被保護者の医療機関等への受診の際の利便性の向上
- 〇福祉事務所における医療券発行事務に係るコスト低減、医療機関等における資格確認事務の円滑化
- 〇オンライン資格確認の実績ログを活用した頻回受診対策の強化 等

施策名:被保護者の保健指導情報とのデータ連携

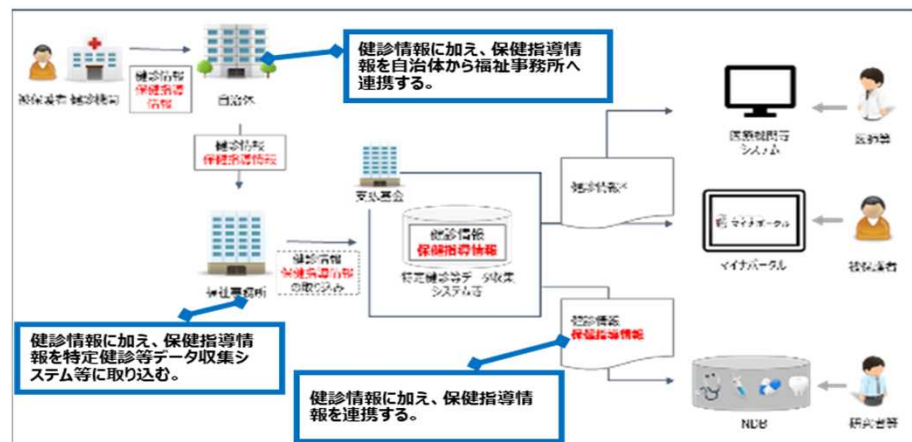
① 施策の目的

○生活保護法の一部改正により、令和7年4月から、都道府県が、医療扶助の実施状況等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う枠組みが施行されることを踏まえ、被保護者の保健指導情報について、NDBを通じて集積・収集・分析ができるようにすることを通じて、実際の被保護者の健康管理支援に有効に活用していくことを目的とする。

③ 施策の概要

○被保護者の保健指導情報を集積・収集できるようにするため、特定健診等データ収集システム等の機能拡張を図るために必要なシステムの改修等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

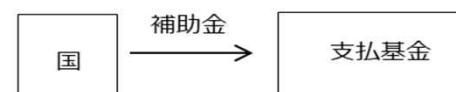


【実施主体】 社会保険診療報酬支払基金

【補助率】 定額

○ 被保護者の保健指導情報を集積、収集できるようにするため、特定健診等データ収集システム等の機能拡張を図るために必要なシステムの改修等を行うものである。

【資金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○被保護者の保健指導情報の把握・分析による生活習慣病予防、重症化予防の取組の強化 等

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

① 施策の目的

○令和6年3月から医療扶助のオンライン資格確認が導入されたところであるが、更なる医療扶助の運用の効率化等を図る観点から、オンライン資格確認の基盤も有効に活用し、DXの推進等を図るための調査研究を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

○オンライン資格確認の利活用状況の把握や、オンライン資格確認システムの改善・介護券の電子化等医療・介護DXを踏まえたシステムの在り方に関する調査研究を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【1. オンライン資格確認の基盤を活用した医療DXの推進への対応】



【2. オンライン資格確認の導入推進及び周知広報】



1. オンライン資格確認の基盤を活用した医療DXの推進への対応

○ 医療扶助の医療DX等の推進への新たな対応として、オンライン資格確認システムの改善、電子カルテや介護情報基盤への介護券の連携への実現方式における課題検討などを行う。

2. オンライン資格確認の導入推進及び周知広報

○ 福祉事務所等に対し、オンライン資格確認等の一層の普及、利活用の促進を図るための周知広報等を実施。

【実施主体】 国（委託費）

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○被保護者が医療機関等を受診する際の利便性の向上
○オンライン資格確認の普及・改善を通じた福祉事務所や医療機関等における事務処理の効率化 等

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。
貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

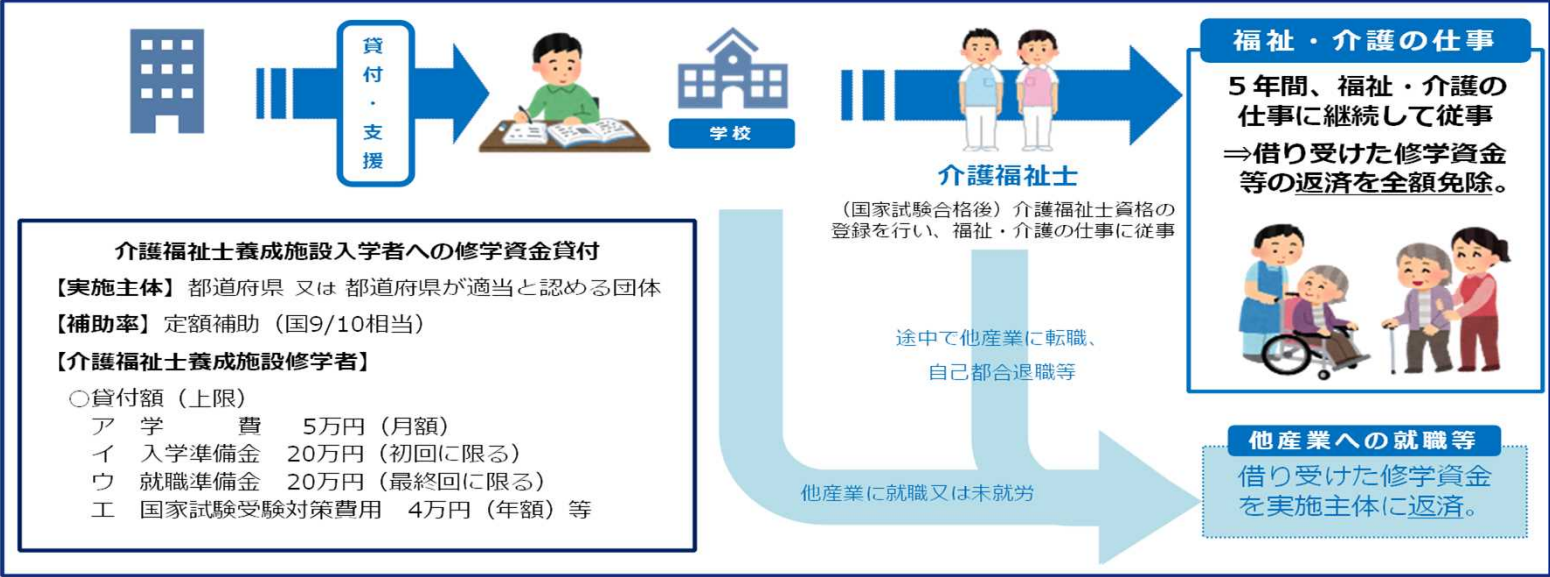
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業

① 施策の目的

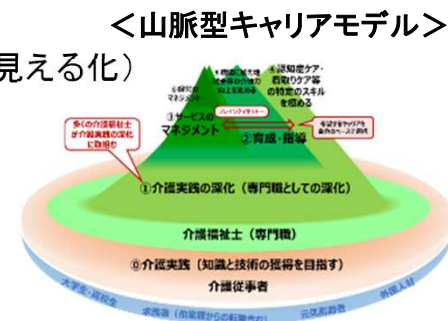
- 介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につなげる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていくことが重要。
- この複数の到達点を持つキャリアモデル(いわゆる「山脈型キャリアモデル」)の介護現場への普及・浸透を目指し、職員の意向、事業所の目指すビジョン等を踏まえた個々のキャリアパスを構築する取組をモデル的に実施し、その支援・取組の横展開を通じ、人材の離職防止・定着促進を図る。

③ 施策の概要

1. キャリアパス構築モデル実施(実施イメージ)

- モデル構築(職員の意向等を踏まえたプラン作成・事業所の目指すべき方向の見える化)

- ① 現状の洗い出し(職員配置・研修計画・受講状況、これまでの職員の意向)
- ② 現在の職員の意向把握
- ③ 事業所(法人)のビジョンの設定
- ④ 事業所(法人)のビジョン、職員意向を踏まえたキャリアパス構築検討
- ⑤ 職員個々の目的地に沿ったの必要な研修等のプランニング



- モデル構築支援、モニタリング、課題分析等

- ⑥ ①～⑤の状況に応じ、有識者の派遣・アドバイス、実践状況のモニタリング、効果・課題把握分析、普及方法の検討。

2. モデル実施状況を踏まえた研修等を通じた普及

- ・ 各モデル実施事業所における検討・実施過程を踏まえ、事業者がこうしたキャリアモデルを導入できるよう、効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成する。この事例集も活用し、関係団体や都道府県等自治体も巻き込んだ研修やシンポジウム等を行い、全国への横展開を目指す。

② 対策の柱との関係

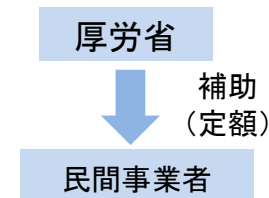
I	II	III
○		○

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

民間事業者(シンクタンク等)

【資金の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によって、複数の到達点を持つキャリアモデルの構築・横展開が進むことで、人材の離職防止・定着促進が図られるとともに、働きやすい職場環境の整備にもつながり、介護人材確保の推進が図られる。

307

施策名:介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

令和6年度補正予算額 78百万円

① 施策の目的

- 介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル(例:民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できる仕組み等)事業を実施。
- このモデル事業の支援・横展開を通じ、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させ、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

③ 施策の概要

- 地方自治体が、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル構築への支援をし、その経過・成果を横展開する。
1. 介護未経験者マッチング機能強化モデルの構築
- 地域の介護事業者等と連携し、介護未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務などを切り出した上で、民間事業者のマッチング機能等を活用し、効率的に短期・短時間の業務と未経験者のマッチングを実施。
 - WEBやアプリ等の活用で、マッチングコストを下げつつ、介護事業者の状況等の見える化も促進。未経験者の介護現場での業務への心理的ハードルを下げる。
 - 未経験者が介護現場との接点を持つことで、職場体験や、入職のきっかけに繋がるとともに、介護現場と地域のつながりを育むモデルの構築を図る。
2. 上記モデルを構築するうえでの検討・実施・取組の普及体制の構築
- 都道府県、市町村、業界団体、民間事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。また、実施過程を踏まえ、課題・効果・取組手法をとりまとめ、管内事業所が導入に資するよう周知・普及の取組を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

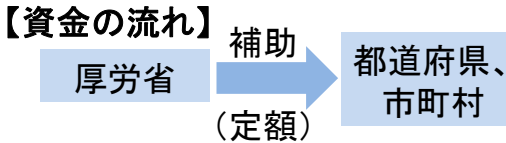
本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し、入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護現場における業務負担軽減が図られ、介護人材確保の推進が図られる。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】
都道府県、市町村



施策名：潜在介護福祉士等就職支援モデル事業

① 施策の目的

- 都道府県福祉人材センターは、無料職業紹介、職員の確保に関する事業所への相談支援や福祉の仕事に関する啓発活動など、福祉人材確保に関する取組を行っており、民間職業紹介事業者等が担うことのできない事業の実績・事業手法を有している。
- ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を充実させることが重要。
- 離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、その強みを活かし、届け出た後の求職者等が他産業に流れずに、介護・福祉業界に再入職等するよう、積極的にアプローチする体制強化を図る。

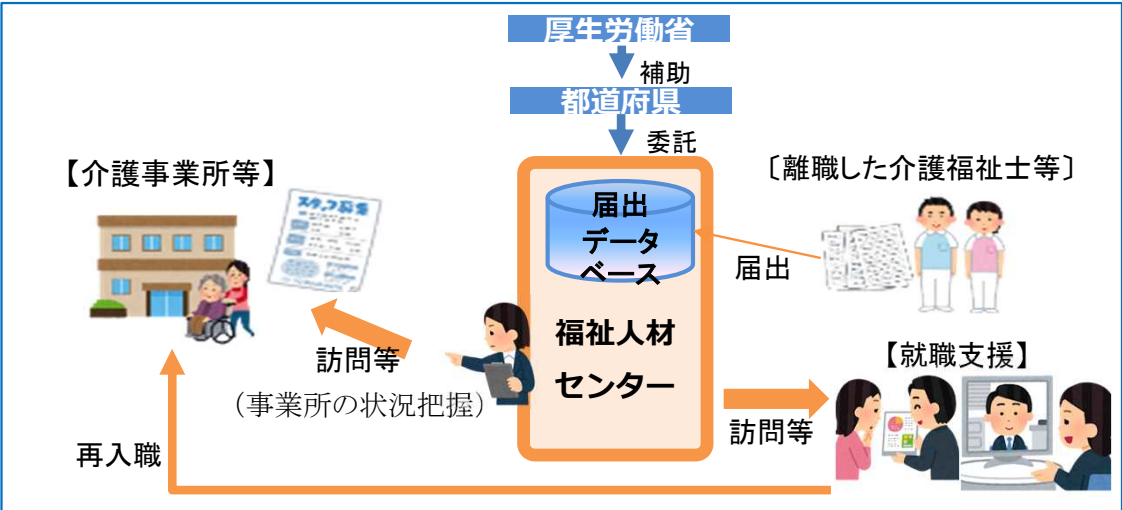
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- きめ細かなマッチングの強化による定着促進
福祉人材センターの強みを活かし、事業所訪問等を通じて、求人票には表すことができない事業所の状況を把握するとともに、離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、当該制度を活用して届出等が行われた求職者に対して、アプローチ（電話や訪問・オンライン）を行い、対面等により、本人の離職時等の状況を把握したうえで、求職者の性格等を考慮したきめ細かなマッチングを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

事業所の状況を把握したきめ細かな人材紹介により、介護・福祉人材の確保・定着促進が図られる。

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行うとともに、新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

・海外現地における外国人介護人材確保促進事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

- 都道府県と連携して以下のような外国人介護人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
- ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
- イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。
- ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、モデル的に重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

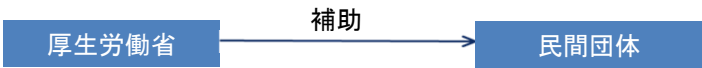
・外国人介護人材獲得強化事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

【補助率】 国2/3、県1/3
【補助金の流れ】



・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額
【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者の支援及び介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をするため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

また、在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

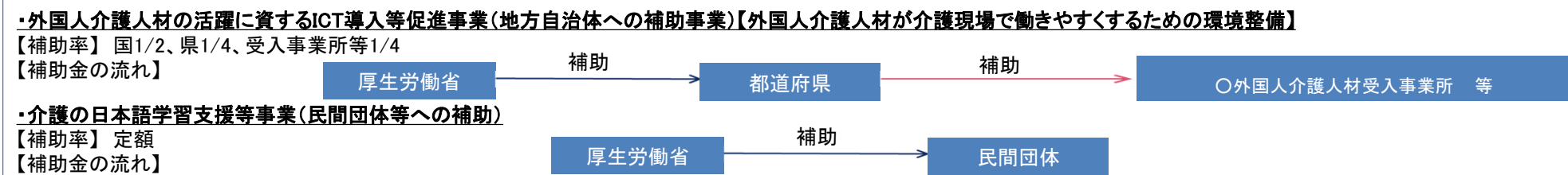
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- ・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】
外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。
ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進
外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。
イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組
- ・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)
各地域において介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催する動きがある中、本事業により、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。
※支援メニューの例
・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、また、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図ることで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

① 施策の目的

○ 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていること等を踏まえ、新たに対象となる訪問系の介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施に備え、巡回訪問システムの改修を行う。

② 対策の柱との関係

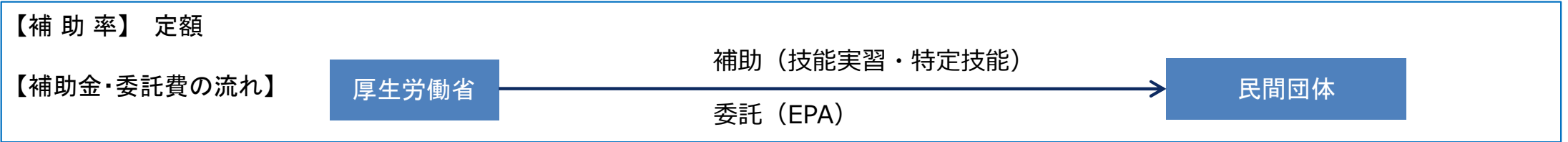
I	II	III
○		

③ 施策の概要

【訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回体制の体制強化のためのシステム改修】

- これまでも、EPA介護福祉士候補者、特定技能外国人の受入施設に対し、巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行ってきた。
- 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」を踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制強化に伴うシステム改修が必要。
- 訪問系の介護事業所等への巡回訪問を円滑に実施できるよう、巡回訪問に係るシステム改修を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

巡回訪問システムを改修することで、訪問介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施を実現し、外国人介護人材の介護現場における円滑な受入・定着を実現する。

施策名:社会福祉法人の連携・協働支援事業

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

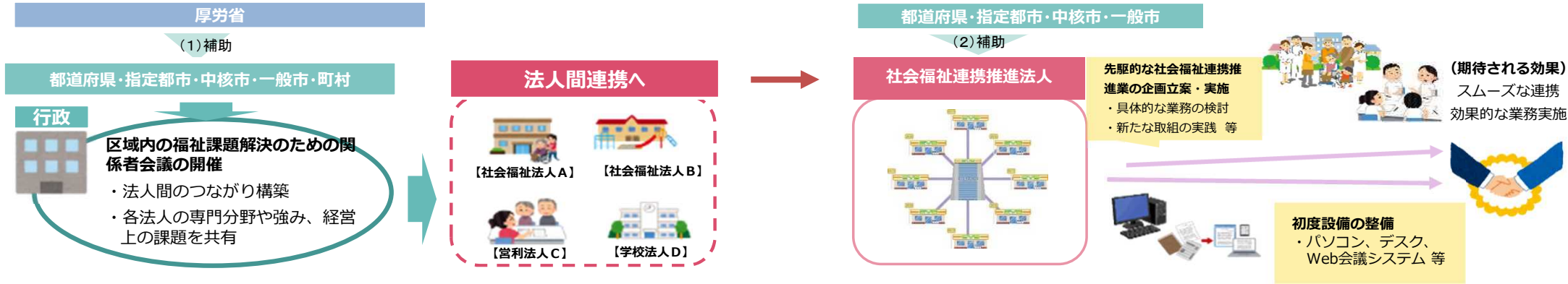
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- (1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)
地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。
- (2) 社会福祉連携推進法人の設立支援の強化
- ① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
- ② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)
社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム:国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

③ 施策の概要

社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構等
補助率	国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、設置者1/4	定額 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4	国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4	国 10/10
補助対象となる改修	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

① 施策の目的

災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなるため、安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、関係支援機関へつなぐ等の支援を行うことを目的とする。

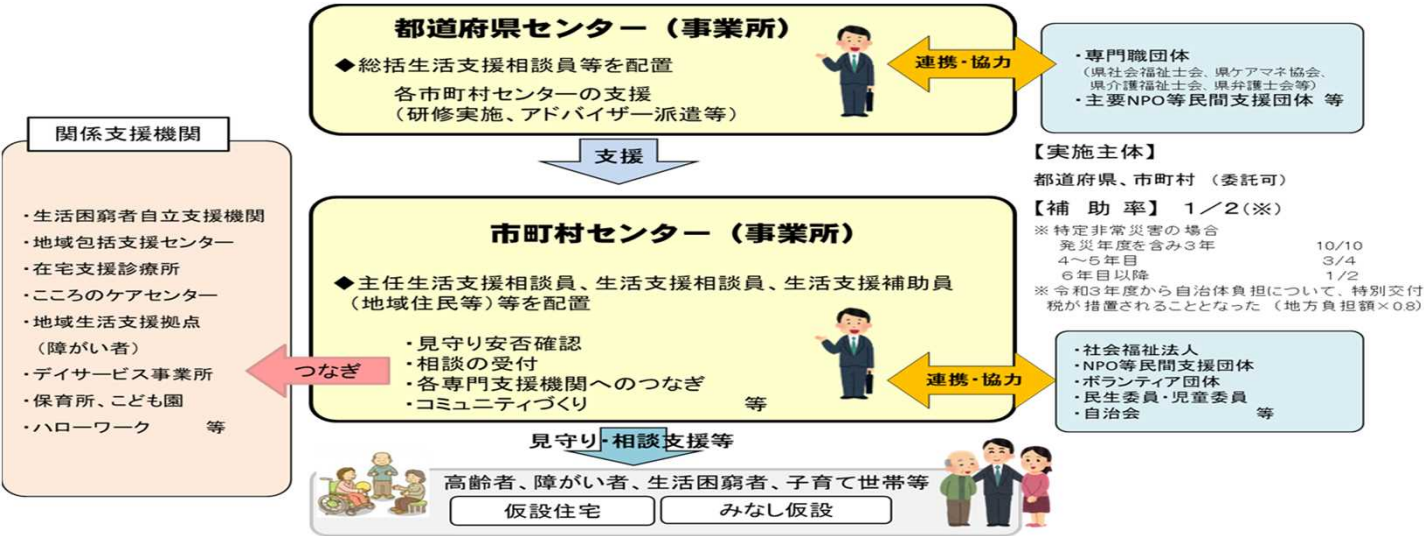
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

生活支援相談員が仮設住宅入居者等^(※)に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で、被災者を各専門相談機関へつなぐ等を行う。
(※) 応急仮設住宅の供給期間中は、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者も支援対象とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【事業実施要件】
本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災者が被災前とは異なった環境で安心した日常生活を営むことができるようになる。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援
(地域福祉推進支援臨時特例交付金)

令和6年度補正予算額 98億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

① 施策の目的

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯の復旧・復興を支援する。

③ 施策の概要

高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

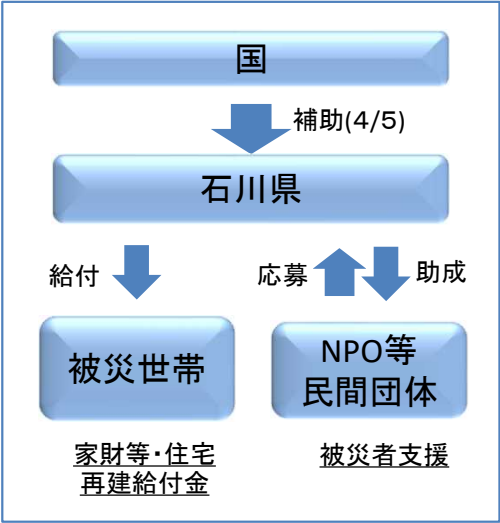
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

➤ 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付
【支援対象】能登地域6市町において、①家財等(自家用車含む)の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、
・ 高齢者・障害者のいる世帯
・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯(以下の類型に該当する世帯)
 i 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯(含む災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯)、ii 能登半島地震の影響を受けて家計が急変し i の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)、iii 児童扶養手当の受給世帯、iv 能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、v 一定のローン残高がある世帯、vi その他の類似の事情があると認められた世帯
【支援内容】家財等支援：最大100万円(定額50万円+自動車分定額50万円)
住宅再建支援：最大200万円(賃借の場合：最大100万円)
※ 実費を勘案(簡便・迅速な手続とするため契約額で判断)
【実施主体】石川県
➤ 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援
※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な伴走支援など
※ 費用負担：国 4/5 県 1/5

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

	家財	自動車	住宅再建 (最大)	
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円
			賃借	100万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援を進める。